平成 26 年度海外特許庁等による産業財産権情報の提供サービス等に関する調査

【公表版】

2015 年 3 月

特許庁

目次

はじめに…… 1
1. 予備情報…… 2
1.1 ASEAN 諸国の経済指標 …… 2
1.2 ASEAN 諸国の出願動向及び統計 …… 3
1.3 内外国人比率…… 8
1.4 各国特許出願国籍別シェア…… 10
1.5 各国紛争事例…… 12
2. 海外特許庁及び関連機関などが提供する産業財産権情報提供サービス…… 19
2.1 調査手法…… 20
2.2 各国情報提供サービスの内容…… 21
2.2.1 海外特許庁及び関連機関が提供する産業財産権情報提供サービスの動向…… 21
2.2.2 各国情報提供サービス（ASEAN 以外） …… 23
2.2.3 ASEAN 情報提供サービス（検索・照会） …… 117
2.2.4 ASEAN 各国特許庁の公報のオンライン提供状況 …… 145
2.3 海外産業財産権情報の利用実態及びユーザーニーズ…… 158
3. ASEAN 諸国の産業財産権情報制度の内容及び産業財産権情報の普及実態 …… 177
3.1 調査手法…… 177
3.2 各国産業財産制度の内容 …… 178
3.2.1 タイ …… 178
3.2.2 ベトナム…… 182
3.2.3 インドネシア…… 185
3.2.4 マレーシア…… 191
3.2.5 シンガポール…… 197
3.2.6 フィリピン…… 204
3.2.7 ブルネイ…… 210
3.2.8 カンボジア…… 217
3.2.9 ラオス…… 221
3.2.10 ミャンマー…… 223
3.3 各国特許庁からの産業財産権情報提供の実態…… 224
3.4 各国の産業財産権情報のユーザーの利用実態…… 225
3.5 各国の特許公報のテキストデータの入手方法…… 238
4. タイ語、ベトナム語、インドネシア語の機械翻訳に関する調査…… 243
4.1 調査手法…… 243
4.2 機械翻訳サービス、ソフトウェアの実態…… 243
4.3 機械翻訳ツールの検証（品質評価手順書に準ずる評価作業） …… 246
4.3.1 評価用に利用した無料機械翻訳ツールとその選定理由…… 246
4.3.2 評価作業の実施…… 247
4.3.3 タイ語の文献…… 249
4.3.4 ベトナム語の文献…… 251

4.3.5 インドネシア語の文献 253
4.3.6 まとめ 255
4.4 現地語と日本語の文章対の入手方法 258
4.4.1 国内企業に対するヒアリング調査結果 258
4.4.2 特許事務所及び外国出願代行業者に対するヒアリング調査結果 260
4.4.3 特許翻訳会社に対するヒアリング調査結果 263
4.4.4 現地代理人事務所に対するヒアリング調査結果 265
4.4.5 まとめ 273

添付資料　一覧

添付資料 1：各国サービス機能比較表
添付資料 2：各国公報 CD、DVD、DL サービス一覧表
添付資料 3：ASEAN 公報一覧表
添付資料 4：ASEAN 公報サンプル
添付資料 5：機械翻訳サービス一覧
添付資料 6：機械翻訳評価シート

はじめに

日本国特許庁では、インターネットを通じた公報等の無料検索・照会や、整理標準化データ等による産業財産権データの対外提供等、様々な産業財産権情報の提供を行っている。

一方、他国の特許庁等においても従来からインターネットを通じた独自の産業財産権情報サービスや、データの販売を実施しており、そのサービス内容及び産業財産権情報提供サービスの我が国のユーザーの利用実態を把握することは、我が国の今後の情報提供の施策に資するものと考えられる。特に近年、ASEAN 諸国等をはじめとした新興国の急激な経済成長や企業活動のグローバル化により、我が国企業のますますの新興国進出が予想され、オンラインサービスを利用した先行技術調査が必須となるため、これらの国におけるオンライン提供サービスの概要を調査する必要性は高い。加えて、ASEAN 諸国等においてオンライン提供サービスの整備が不十分な場合、紙媒体での産業財産権情報へのアクセス性についても把握する必要がある。

また、他国の先行技術調査に当たって重要となるのが機械翻訳システムである。この機械翻訳システムの精度を向上させるためには、対訳コーパスや辞書を充実させることが重要であり、特許文献のパテントファミリーを用いれば、複数言語の文章対を容易に作成でき、ここから大量の対訳コーパスや辞書を効率的に作成することができる。既に、日本国特許庁では、日中のパテントファミリーから中日対訳辞書と対訳コーパスを、欧州特許庁では、日英を含むパテントファミリーから対訳コーパスを作成しているところであり、昨今特に重要性が高まっている ASEAN 諸国の言語についても同様に、対訳コーパスや辞書を作成する必要がある。

しかしながら、ASEAN 諸国では特許文献のテキストデータやパテントファミリー情報が十分に整備されているか明らかではなく、対訳コーパスや辞書の作成に当たっては、まずその状況を把握する必要がある。また、日本企業が ASEAN 諸国へ出願する場合、ASEAN 言語に翻訳した後の明細書データに加え、翻訳する前の日本語の明細書データが存在する場合、これらのデータを収集することができれば、日本語と ASEAN 言語の文章対を作成することが可能となる。しかしながら、日本企業がこういったデータを保持しているとは限らないため、これらの状況についても調査する必要がある。

以上のような状況を踏まえ、本調査においては次の 2 点について調査をし、その結果を報告するものである。

1 点目は、我が国特許庁による産業財産権情報提供サービスを検討する際の基礎資料とするため、海外特許庁等が提供する産業財産権情報提供サービス並びに、海外産業財産権情報の利用実態及びユーザーニーズを調査する。
2 点目は、日本国特許庁において、ASEAN 言語の高精度機械翻訳システムを構築するための前提として、日本語と ASEAN 言語（特にタイ語、ベトナム語、インドネシア語）間の特許文献の機械翻訳精度の向上策を探ることを目的とし、ASEAN 諸国の機械翻訳システムの現状を整理するとともに、ASEAN 特許文献と日本特許文献の文章対の現実的な入手方法を調査する。

1. 予備情報

1.1 ASEAN 諸国の経済指標

本調査の主な調査対象となっている ASEAN 諸国の経済は、自然災害、政変、金利の低下など様々な課題を抱えるものの、総人口は 6 億人を超え、平均年齢も若い。また、比較的安価な労働力による生産地というだけではなく、今後は消費地としての成長も見込まれ、魅力的な市場としての評価が高い。また、外国資本誘致も積極的に行っており、日本国の企業にとっても関心を持たざるを得ない地域となっている。

表 1-1 ASEAN 諸国の経常収支(2013 年)

順位(世界)	国名称	経常収支 (単位:10 億 US ドル)	前年比 (単位：%)
1 位(12 位)	シンガポール	54.56	+1
2 位(21 位)	マレーシア	12.33	―
3 位(26 位)	ベトナム	9.47	―
4 位(27 位)	フィリピン	9.42	―
5 位(33 位)	ブルネイ	5.07	-1
6 位(130 位)	カンボジア	-1.32	―
7 位(141 位)	タイ	-2.45	―
8 位(150 位)	ラオス	-2.99	-1
9 位(152 位)	ミャンマー	-3.09	- 3
10 位(179 位)	インドネシア	-29.1	―

経常収支 = 貿易収支 + サービス収支 + 第一次所得収支 + 第二次所得収支

BOP(国際収支マニュアル)に基づいたデータ

出典：IMF - World Economic Outlook Databases (2014 年 10 月版より)

図 1-1 ASEAN 諸国の実質経済成長率と名目 GDP

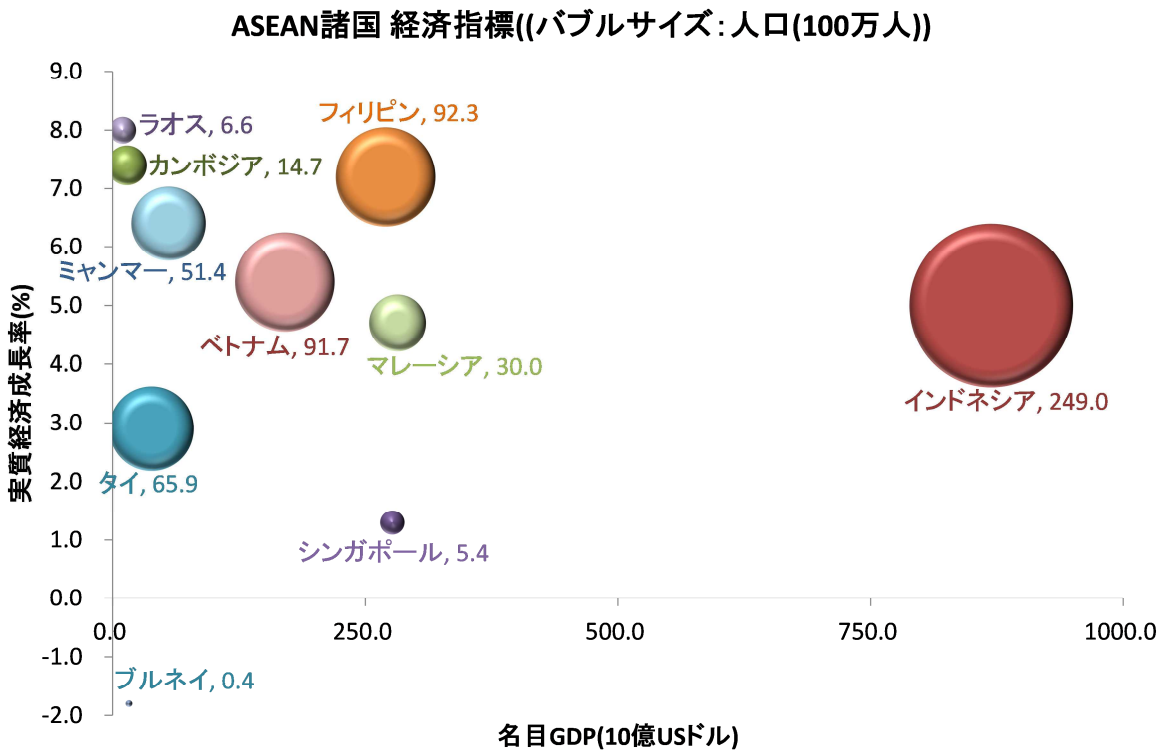

出典：外務省ホームページ http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asia.html 閲覧日：2015 年 3 月 19 日

1.2 ASEAN 諸国の出願動向及び統計

ASEAN 諸国の中でも成長余力の点で注目されるのは、メコン経済圏、すなわちタイ・カンボジア・ラオス・ベトナム・ミャンマーで構成される経済圏である。この経済圏は、インドシナ半島の国際河川を共有していることもあり、ASEAN という枠組みの中でも特に域内協力が積極的に行われており、経済圏内でのモノやヒトの移動が活発化している。

その実例として、新たなメコン経済圏での国際道路「南部経済回廊」の整備が挙げられる。既にメコン経済圏が収まるインドシナ半島においては、ベトナムのダナンとミャンマーのモーラミャインが「東西経済回廊」で、中国の昆明とベトナムのハイフォンとタイのバンコクが「南北経済回廊」で結ばれている。さらに「南部経済回廊」では、タイのバンコクと南シナ海に面するベトナムのブンタウ港が結ばれており、現在はミャンマーのダウェイ港の開発計画が進められている。こうした国際幹線道路は、海路でマラッカ海峡を通過する必要もないため、より早く安全なサプライチェーンの構築が可能とされている。こうした輸送インフラが整備されつつあることが、海外からの投資を呼び込む一つの理由となっている。

この新たな交流を生む「南部経済回廊」に着目し、発展が著しいメコン経済圏の国々の代表例として、ベトナムの経年出願件数データを示す。

まず、ベトナムでの特許出願件数について、ベトナム特許庁の DB にアクセスし、直近 20 年

間の IPC セクションごとの出願件数を調査し、図 1-2 にまとめた。なお、1 つの特許に異なるセクションが複数付与されたケースではそれぞれのセクションごとにカウントしているため、この合計値は出願件数の実数値よりも多い。

1994 年から 1997 年までと、2005 年から 2008 年までの期間で出願件数が急激に増加している。前段の 1994 年は、翌年 1995 年の民法制定（所有権保護規定）に向けて特許出願の受付が始まったことに加え、米政府による対越経済制裁解除がされたことで外国企業がベトナムに投資し始めた年である。

図 1-2 IPC セクション別ベトナム特許出願件数推移

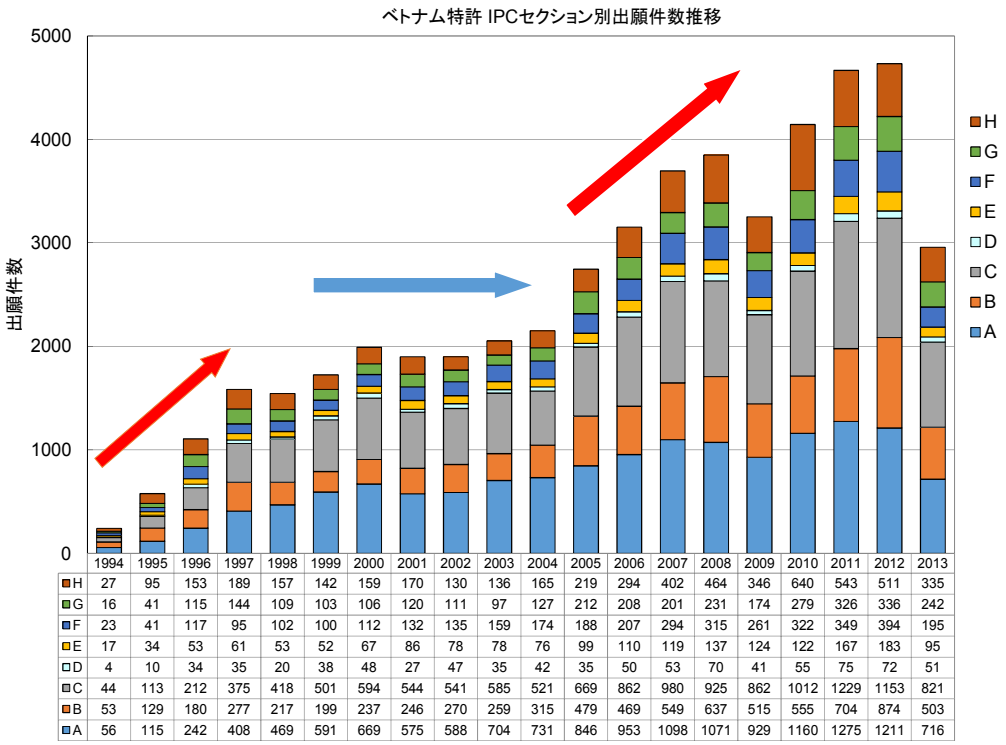

	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
H	27	95	153	189	157	142	159	170	130	136	165	219	294	402	464	346	640	543	511	335
G	16	41	115	144	109	103	106	120	111	97	127	212	208	201	231	174	279	326	336	242
F	23	41	117	95	102	100	112	132	135	159	174	188	207	294	315	261	322	349	394	195
E	17	34	53	61	53	52	67	86	78	78	76	99	110	119	137	124	122	167	183	95
D	4	10	34	35	20	38	48	27	47	35	42	35	50	53	70	41	55	75	72	51
C	44	113	212	375	418	501	594	544	541	585	521	669	862	980	925	862	1012	1229	1153	821
B	53	129	180	277	217	199	237	246	270	259	315	479	469	549	637	515	555	704	874	503
A	56	115	242	408	469	591	669	575	588	704	731	846	953	1098	1071	929	1160	1275	1211	716

出典： The Industrial Property Digital Library (IP-Lib)より 2014 年 4 月作成

図 1-3 ベトナム特許出願における IPC セクション別比率(2002 年出願、2012 年出願)

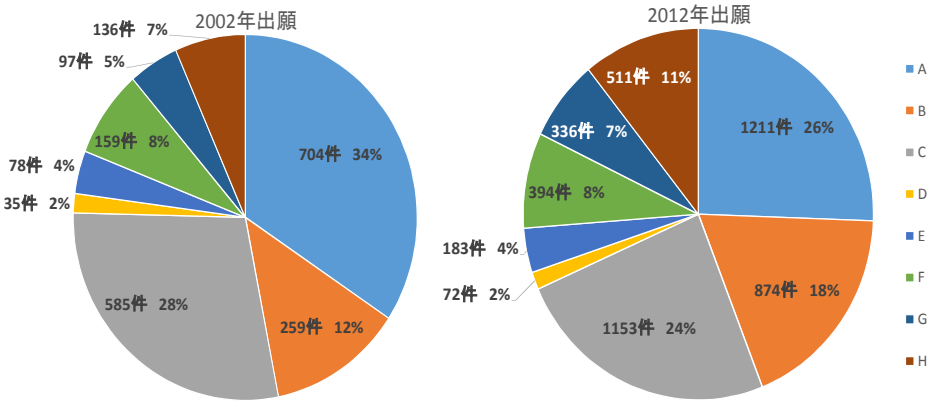

出典： The Industrial Property Digital Library (IP-Lib)より 2014 年 4 月作成

1998 年にはアジア通貨危機が起こり、出願数の伸びが鈍化する。後段の 2005 年は、ベトナム外国投資法と内国投資奨励法に取って代わる共通投資法と統一企業法（2006 年 7 月 1 日より施行）が 11 月に国会を通過した年であり、外資誘致政策を推し進める転換期であった。

知的財産の面もこの頃動きが見られた。2006 年 7 月 1 日に、知的財産権に関する規則が民法から独立して知的財産法として施行された。その 10 日後にマドリッド協定の効力発生日を迎え、翌 2007 年の 1 月に TRIPS 協定の効力が発生した。

2002 年と 2012 年の IPC セクションごとの出願件数比率を図 1-3 にまとめた。2002 年、2012 年とも A セクション（生活必需品）、C セクション（化学；冶金）の占める割合が大きいが、2002 年と比べて 2012 年では H セクション（電気）と B セクション（処理操作;運輸）の割合が増えている。

日米欧における輸送機器関連出願は四輪車メーカーがその多くを占めているが、ベトナムではこれらの四輪車メーカーからはほとんど出願されておらず、代わりに二輪車メーカー（本田技研工業、ヤマハ発動機、Sanyang Industry/TW、Kwang Yang Motor/TW、スズキ、Piaggio/IT など）からの出願が多いのが特徴である。

【ASEAN 諸国　特許・実用新案・意匠・商標統計データ】

次に 2013 年における各国の出願件数データを紹介する。基データは WIPO IP Statistics Data Center を利用したが、データがない部分は空欄となっている。

図 1-4 ASEAN 諸国の特許・意匠・商標出願件数統計（2013 年出願）

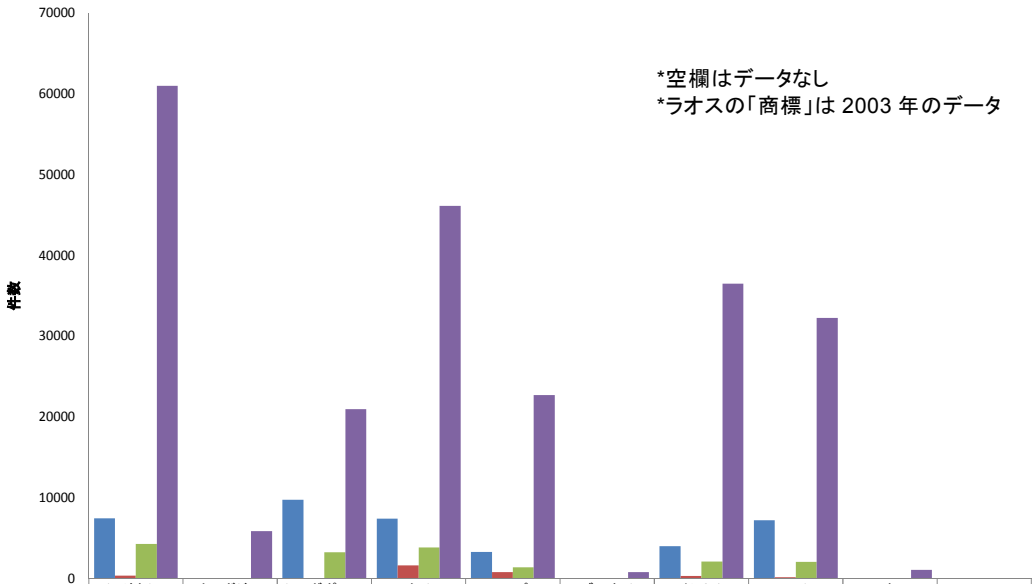

	インドネシア	カンボジア	シンガポール	タイ	フィリピン	ブルネイ	ベトナム	マレーシア	ラオス	ミャンマー
特許	7450		9722	7404	3285	11	3995	7205		
実用新案	349			1609	775		273	145		
意匠	4259		3232	3802	1376	11	2095	2053		
商標	60983	5854	20968	46097	22685	760	36454	32225	1024	

出典：WIPO IP Statistics Data Center より作成

図 1-5 ASEAN 諸国の特許出願件数推移（横軸：出願年、バブルサイズ：出願件数）

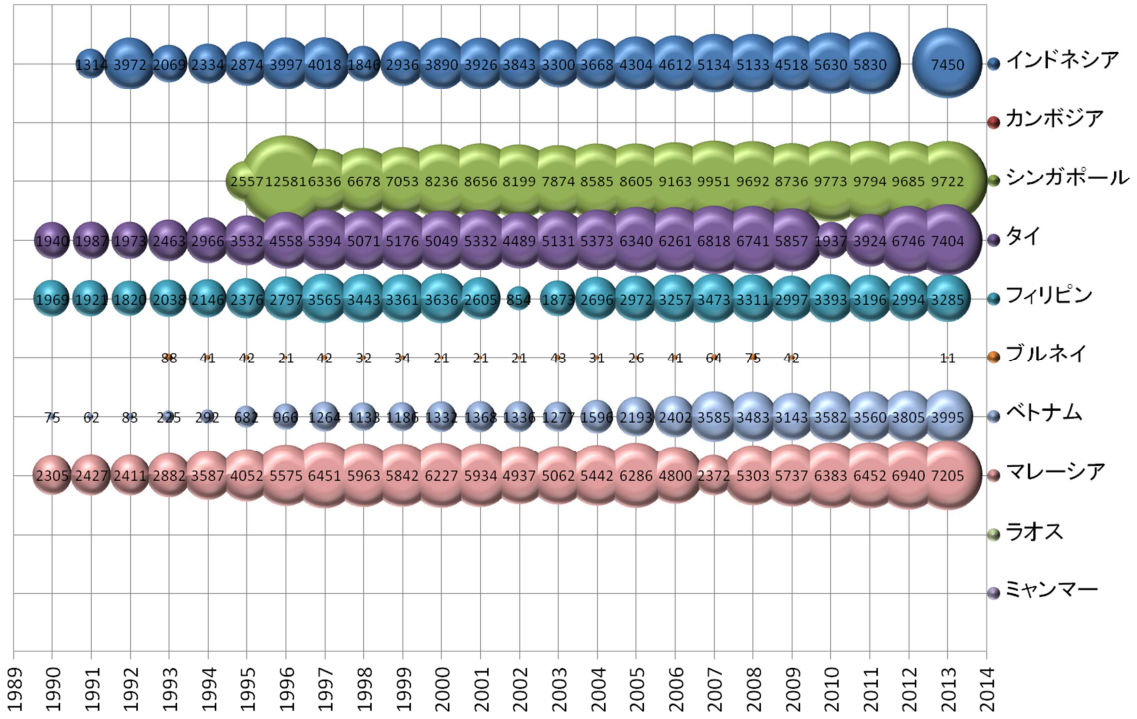

出典：WIPO IP Statistics Data Center より作成

図 1-6 ASEAN 諸国の実用新案(小特許)出願件数推移（横軸：出願年、バブルサイズ：出願件数）

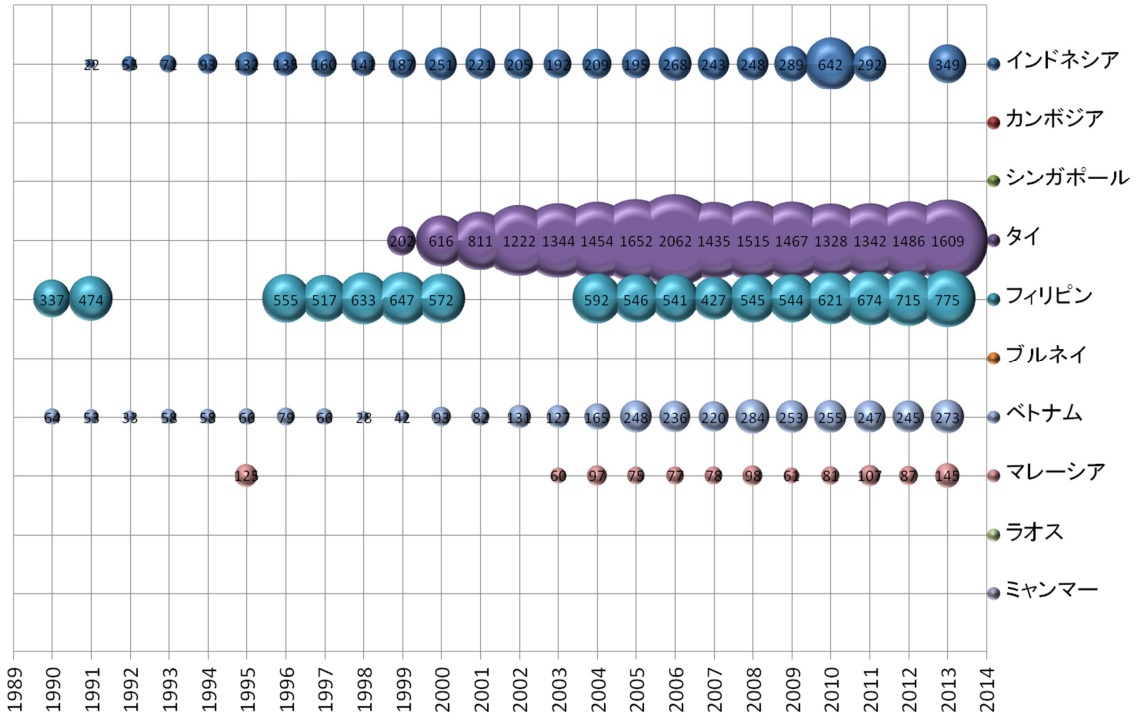

出典：WIPO IP Statistics Data Center より作成

図 1-7：ASEAN 諸国の意匠出願件数推移（横軸：出願年、バブルサイズ：出願件数）

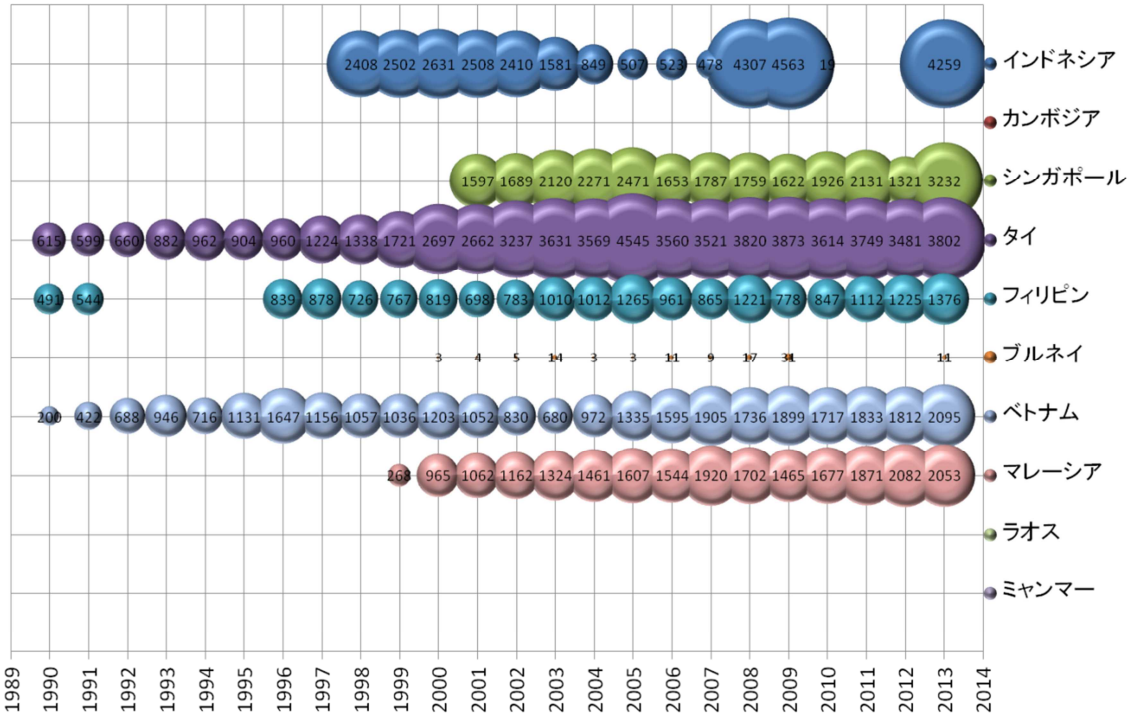

出典：WIPO IP Statistics Data Center より作成

図 1-8：ASEAN 諸国の商標出願件数推移（横軸：出願年、バブルサイズ：出願件数）

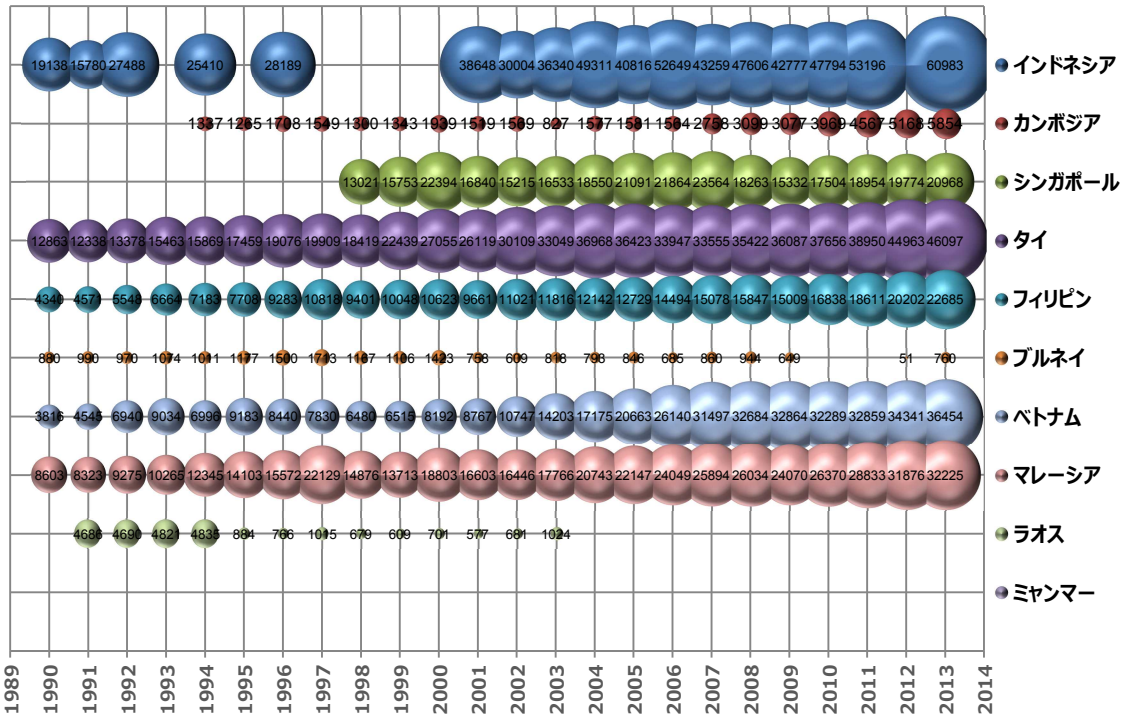

出典：WIPO IP Statistics Data Center より作成

1.3 内外国人比率

ASEAN 諸国における出願種別ごとの内外国人比率を図 1-9 から図 1-12 に示す。出願種別によってその傾向が大きく異なっている。特許においてはカンボジア、ラオス、ミャンマーを除く全ての国で外国人の出願比率が 78%を超えている。その反面、実用新案(小特許)、意匠においては内国人出願の比率が高くなっている。商標は国によってその傾向は異なるが、ASEAN 諸国の中でも注目度の高いインドネシア、タイ、ベトナムは内国人出願が多いことが分かる。

図 1-9 ASEAN 諸国の特許における内国人出願比率

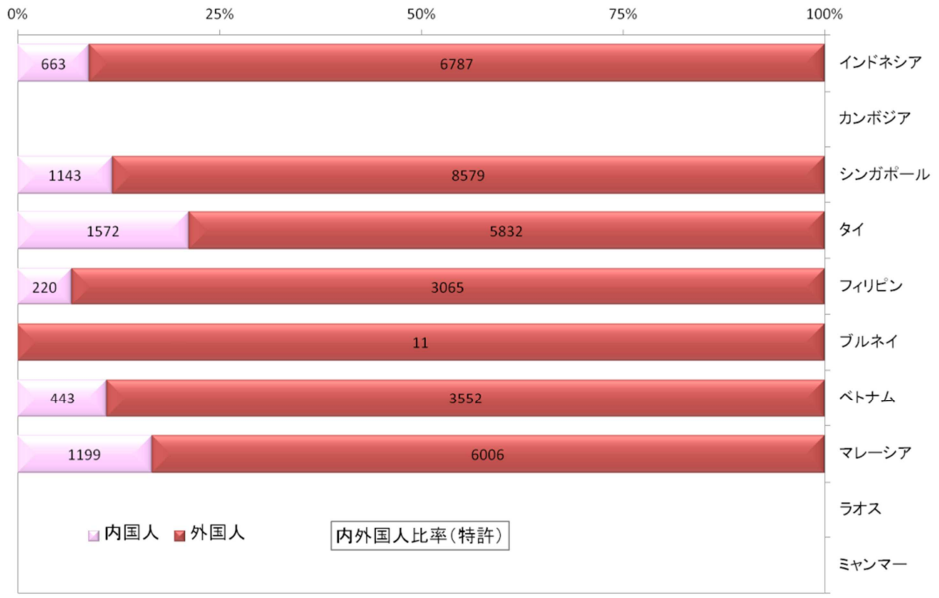

出典：WIPO IP Statistics Data Center より作成

図 1-10 ASEAN 諸国の実用新案(小特許)における内国人出願比率

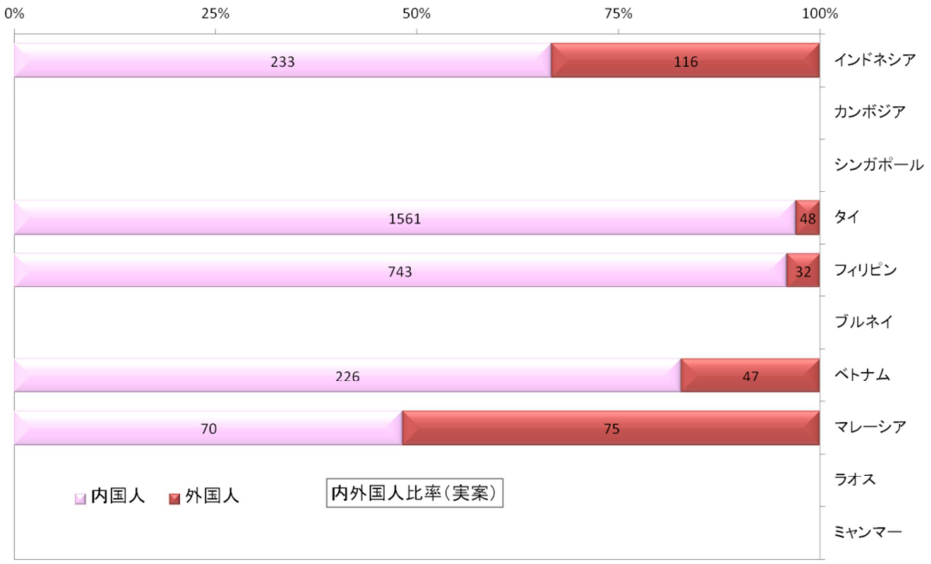

出典：WIPO IP Statistics Data Center より作成

図 1-11 ASEAN 諸国の意匠における内国人出願比率

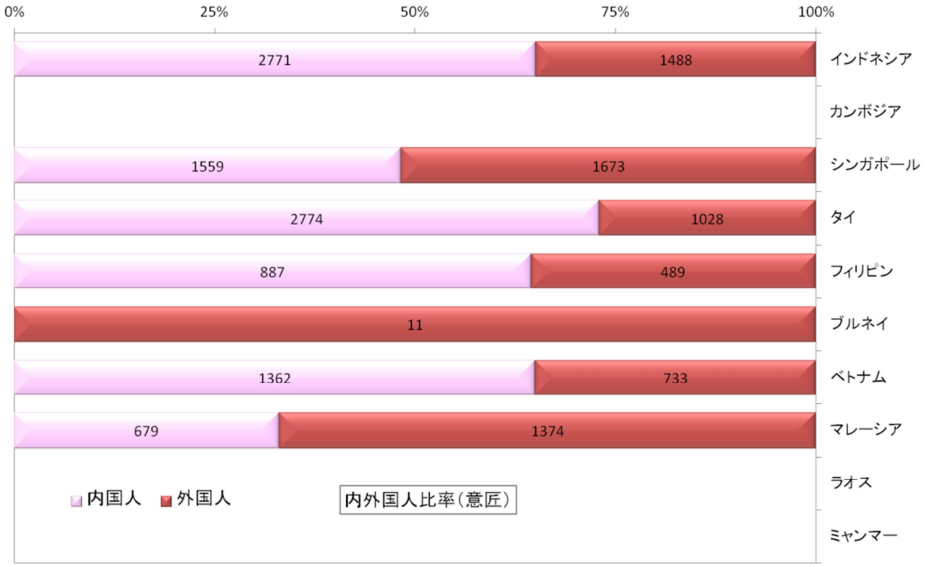

出典：WIPO IP Statistics Data Center より作成

図 1-12 ASEAN 諸国の商標における内国人出願比率

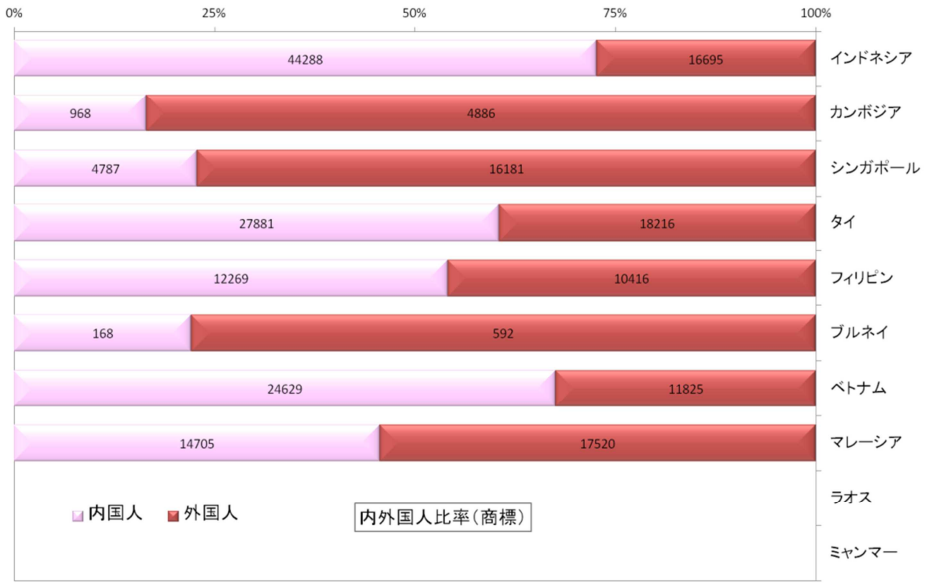

出典：WIPO IP Statistics Data Center より作成

1.4 各国特許出願国籍別シェア

ASEAN 諸国への出願における出願人国籍比率を図 1-13 に示す。下記の図が示す通り、インドネシア、タイ、ベトナムにおいては日本国籍出願人からの出願が最も多くなっている。それらの中でもタイ、ベトナムに関しては日本国籍出願人からの出願が全体の 30%を超えている。また、マレーシア、シンガポール、フィリピンにおいては米国からの出願が最も多く、日本が 2 番目となっている。

図 1-13 ASEAN 諸国への特許出願における出願人国籍比率

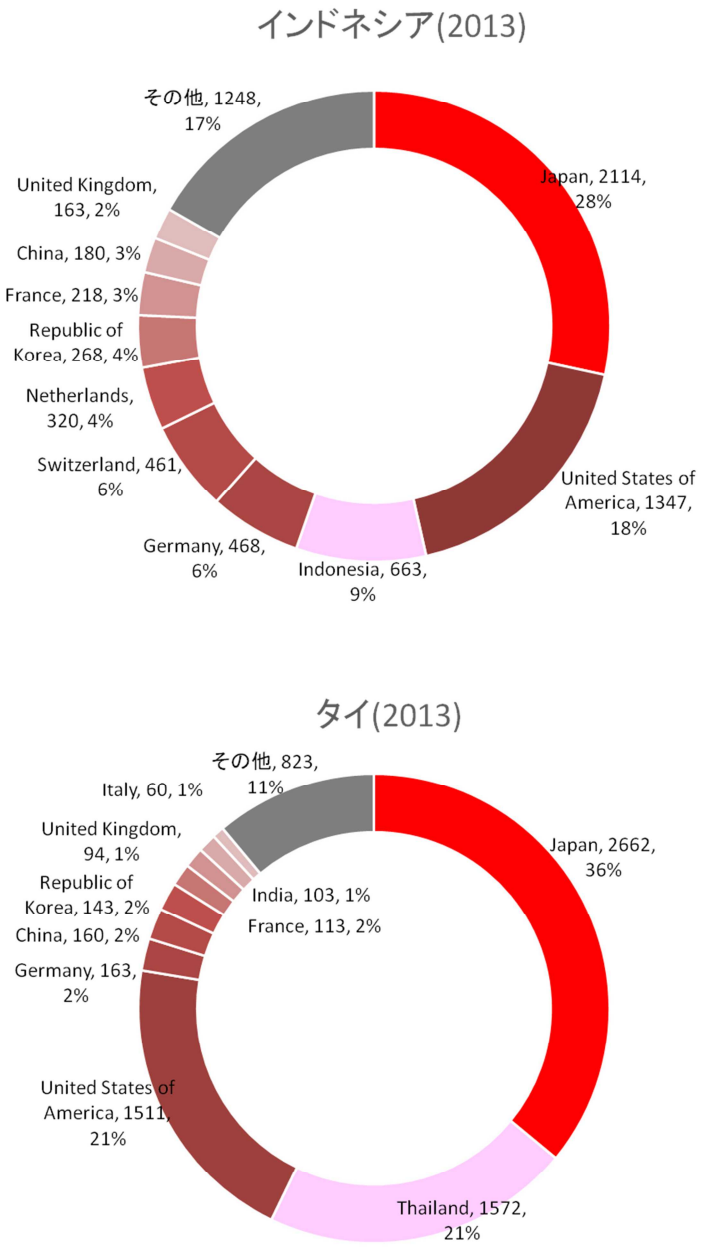

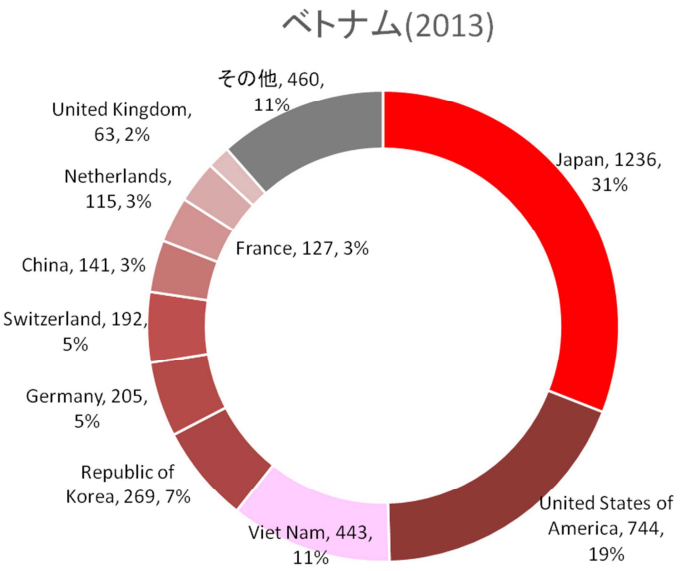

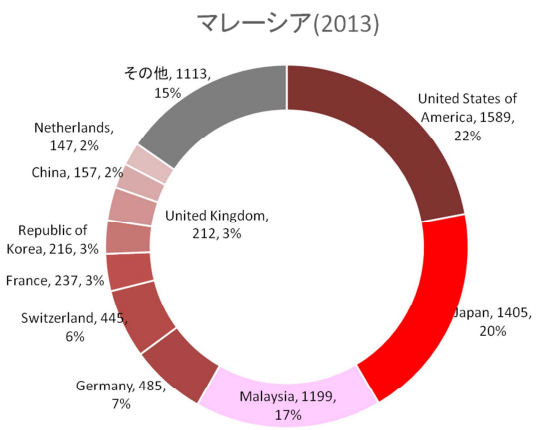

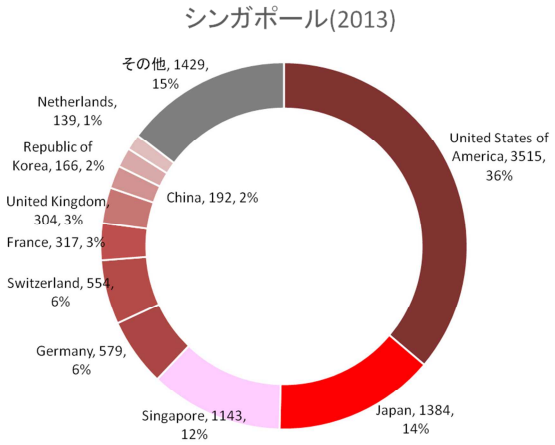

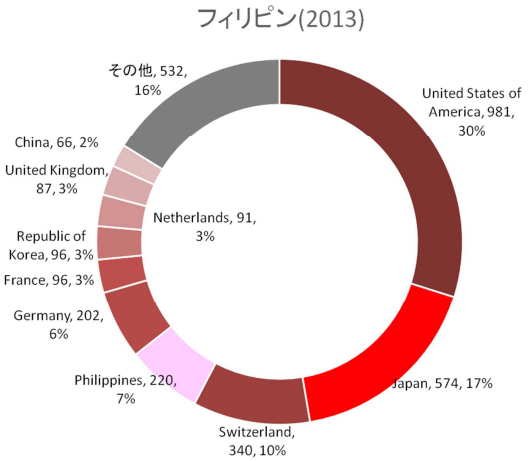

出典：WIPO IP Statistics Data Center より作成

1.5 各国紛争事例

ASEAN 諸国における侵害訴訟件数は現状では多くないものの、今後は増加することも懸念される。本項では、ASEAN 主要国での紛争事例を紹介する。

【インドネシア】

■ SUMARKO vs SUSANTO

SUMARKO LIMAN 社（原告）は、MEGUSDYAN SUSANTO（被告）が所有するボールペン・チップ・レフィルに関する工業意匠権（ID0008028-D）の取消を訴えたが、裁判所は、2006 年 6 月 21 日付で、被告が所有する工業意匠権は新規性を備えているとして、権利の有効性を認定した。原告はこれを不服とし、2006 年 9 月に最高裁に上告した（その後、最高裁は権利の有効性を確認した）。一方、MEGUSDYAN SUSANTO 社は、SUMARKO LIMAN と PT. ZEBRA ASABA を相手取り、各々に対して、工業意匠権侵害を主張して損害賠償請求を提起している。（2006 年 11 月 Hakindah International）

■ PT Garuda Indonesia (Persero) vs Mr. Bagus Tanuwidjaja
The Supreme Court No.09/K/N/HaKl/2007, 2007/4/25

政府系企業ガルーダ・インドネシア航空と Mr. Tanuwidjaja との間の特許係争事件。第一審のジャカルタ中央商務裁判所は、Mr. Bagus Tanuwidjaja のオンラインによる航空券支払方法に関する特許登録（ID 0012899 号、2006 年 2 月 7 日登録）について、同特許の出願日以前にガルーダにより出願された先行特許（いわゆる「On-Line Payment Garuda」特許）が存在するため、新規性欠如の無効理由が存在する旨判示していた。最高裁判所においても、商務裁判所の判断が支持された。（2008 年 4 月 Hadiputranto, Hadinoto & Partners）

■ Bajaj vs Honda
The Supreme Court, 2012/8

インドの Bajaj と本田の間で争われていた特許侵害紛争。争点は、本田が保有する単気筒及びＶツインエンジン関連特許の侵害であり、Bajaj は、同社製造・販売による二気筒エンジンはユニークなものであり、本田の特許を侵害するものではないと抗弁していたが、本田側は、点火プラグの間隔取りという点における侵害を主張していたもの。最高裁判所は第一審である商務裁判所の裁定を支持し、Bajaj による侵害を認める旨の判決を下した。（2012 年 11 月 Rouse）

【シンガポール】

■ Peng Lian Trading Co v. Contour Optik Inc & Others
Singapore Court of Appeal

主フレームと補助フレームから成る眼鏡フレームについての 2 件の特許侵害（SG 47151 及び

SG 60169) に関して争われた事件。高等法院において、非侵害を認められたにもかかわらず、被告である Contour は、2 件の特許は、特許法第 13 条(1)に基づく特許要件の一つである進歩性が欠如しており無効であると主張して、控訴院に控訴した。控訴院は、単純であること（simplicity)は、発明が自明であるとの結論を導くものではなく、単純な発明であっても、現行の技術水準を進歩させ得ると述べた。また、発明が新規性を有するか否かの認定にあたって、判事は、専門家意見を精査し、その結論が明確な根拠に基づいているとは認められない場合等には、専門家意見の採用を拒む権限を有するとした。そして、SG 47151 に関して、提出された専門家意見の採用を拒絶し、「仮定上の非創造的な当業者」を基準とする分析方法に基づき、SG 47151 は進歩性を有し、有効であると確認した。一方、SG 60169 に関しては、当該発明全体と先行技術全体を比較すると、主フレームと補助フレームをつなぐために二つの磁石を使用する先行技術に対して、当該発明による改善点は、主フレームと補助フレームのそれぞれにおいて磁化可能な物質と磁石が使用されている点のみであるとし、このような改善は旧来の考案を利用したものに過ぎず、創造性が認められず、従って新規性を有しておらず、無効であると判断した。(Drew & Napier)

■ Trek Technology (Singapore) Pte Ltd v. FE Global Electronics Pte Ltd & Others High Court of Singapore

Trek が、“サムドライブ”と呼ばれる大容量のポータブル記憶装置に関するシンガポール特許侵害を理由に、”Disk On Key”等で知られるポータブルデータ記憶装置を製造するイスラエル企業 M-Systems、並びにシンガポールの独占的輸入者 Electec と独占的販売代理店 FE Global らを提訴した事件。高等法院の判断の中で注目すべきは 2 点。1 つは、被告がウェブサイト上において、販売対象国リストに「シンガポール」を記載して問題のポータブル記憶装置を宣伝したという事実に基づき、被告がシンガポールにおける侵害製品の販売申出を行なったと認定した点である。この認定によれば、特に当該法域（シンガポール国内）で入手可能であると述べられている場合、ウェブサイト上での宣伝が販売申出を構成すると見なされるものと考えられ注意が必要である。もう 1 点は、本件訴訟係属中に問題の特許を補正しようとした原告の請求を受けて、補正による追加事項の開示がないこと、もしくは保護範囲が拡張されないことを条件として、特許法に従い特許を補正する権限を法院が有することを確認した点である。　(Drew & Napier)

■ Trek Technology (Singapore) Pte Ltd v. FE Global Electronics Pte Ltd & Others Singapore Court of Appeal

上記高等法院判決の控訴審。2005 年 12 月 30 日付控訴院の決定においても、当該特許権は有効であり、4 社により侵害されていると判断された。シンガポール特許プラクティスにいくつか重要な指針を与える判決である。特に、登録後の記載補正が認められるべき状況と、虚偽記載を成立する行為とについて裁判所が検討を行った点が注目される。(Rodyk & Davidson)

■ Main-Line Corporate Holdings Ltd v. United Overseas Bank Ltd and Another (First Currency Choice Pte Ltd, Third Party) [2007] SGHC 233 High Court of Singapore

Main-Line（原告）は、クレジットカード、チャージカードまたはデビットカードのための業務処理通貨を決定する方法とシステムに関する特許を所有し、UOB（被告)に対する訴訟を提起した。また、第2の被告（FCC）が加わり、FCCのFirst Currency Choice System（FCCシステム）が当該発明と同じ機能を実行しているとして、当該特許の侵害を主張した。一方、UOBとFCCは、FCCシステムが当該特許を侵害していないこと、更に当該特許が新規性、進歩性または自明性を欠くと主張した、特許取消の反訴を行ったが、原告勝訴の旨の判決が出された。(2007年4月　Rodyk & Davidson)

■ First Currency Choice Pte Ltd v Main-Line Corporate Holdings Ltd and Another Appeal [2007] SGCA 50　(Singapore Court of Appeal)

上記高等法院判決の控訴審。ソフトウェアに関する特許訴訟としてはシンガポール初の事例。控訴院において、当該特許の進歩性・自明性に加え開示不十分についても争われたが、当業者に対しては当該特許の性質が十分開示されていたとし、原告勝訴の判決が下された。(2007年11月　Rodyk & Davidson)

■ ASM Assembly Automatic Ltd v. Aurigin Technology et al.

ASMは、Auriginの主力製品である「半田ボールマウンタau800」が、ASMが保有しているシンガポール特許を侵害しているとして、Aurigin及び2人の設計者を、シンガポール高等裁判所に提訴した。Auriginは、侵害の事実を否認し、係争特許の無効と、ASMによる根拠のない侵害手続の脅迫の継続に対する差止命令を求める反訴を提出した。

2009年9月16日、シンガポール高等裁判所は、AuriginがASMの特許を侵害しているというASMの主張を認めず、Aurigin勝訴の判決を下した。23日間のトライアルの後で裁判所は、AuriginによるASM特許無効の主張を認め、Auriginに対する根拠のない侵害手続きの脅迫の継続に対する差止命令を与え、さらに、該脅迫によりAuriginが被った損害を尋ねる命令も下した。(2009年11月　Rodyk & Davidson)

■ Novartis AG v Ranbaxy (Malaysia) Sdn Bhd [2012] SGHC 253
High Court of Singapore

特許権の補正に関する時間的制限についての訴訟である。原告は医薬会社であり、特許登録番号SG120119を有している（以下に特許権)。被告は、同業界の競合企業であり、かかる商品をシンガポールに輸入しようとした企業である。医薬に関する法律（Medicines Act）12A(3)(a)条によって、医薬に関する商標については輸入する前に、輸入業者が保健医療技術機関にて認可を得なければならない。その手続を行う際に、輸入の対象となる商品に関して特許権がある場合には、特許権者に対しても通知しなければならない。被告が当該通知を行ったところ、原告は特許権侵害を主張し、高等裁判（High Court）に提訴した。被告は答弁として先行技術を提出し、当該特許権は無効であると主張した。被告による答弁に対して、

先行技術に基づき、本特許が無効化されないように、原告は特許権のクレーム補正を求めた。争点は当該補正が（１）合法であるか否か、そして（２）補正は不当に遅延した時点で請求されたか否かという２点である。（１）について、補正によりクレームの範囲は限定されるため合法と判断。（２）について、欧州における関連特許権に対して補正手続中であったため、欧州における手続が完了するまでシンガポール特許に対する補正手続を行わないことは一般的と判断され、補正請求が認められた。(2013 年 4 月　Rodyk & Davidson)

【タイ】

■ テトラパック / CP-Meiji vs. アウォーン・アーウィゴン・トレーディング
IP & IT Court

長さを調節できるストローを巡る意匠特許関連事件。原告テトラパックの親会社は、タイ以外の国において、1996 年以降、当該ストローの製造・販売を行っており、2001 年には、子会社であるテトラパック及び CP-Meiji に対して、タイにおける当該ストローの販売・使用を許可した。しかし、2002 年 9 月、両原告は、被告であるアウォーンから、タイ意匠特許 13411 を侵害するとして警察に通報されたため、当該ストローの販売・使用が出来なくなった。

当該ストローは、被告による意匠特許が出願される以前から、タイを含む世界各国において知られており、特許・意匠出願もされている。

両原告は、被告の意匠特許は、出願時点において、既に周知のものであり、新規性や進歩性が欠如した瑕疵のある意匠特許であるとして、登録取消を求め、訴訟を提起した。国際取引及び知的財産裁判所は、ヨーロッパや日本における類似の意匠出願や、原告の親会社が行ってきた宣伝・広告活動に鑑みて、当該意匠特許は新規性が欠如すると判断して、登録取消を認めた。(S & I International Bangkok Office)

■ Matsushita Electric Industrial Co., Ltd. v. The Department of Intellectual Property of Thailand (Red Case No.torpor.21/2549)

特許年金支払いに関し、特許権者が第８年度年金の納付を行わず特許権が取り消されたところ、裁判所が、これが例外的状況により生じたものと認め、第８年度年金の納付ならびに特許審査官の取消決定を覆す旨の判決が出された。(2006 年 4 月　Tilleke & Gibbins)

【フィリピン】

■ SmithKline Beckamn Corporation v. Tryco Pharma Corporation
Philippines Supreme Court, 8/14/2003

Tryco の医薬品”Impregon”が、殺寄生虫に関するフィリピン特許第 14561 号を侵害する有効成分アルベンダゾールを含有すると主張して SmithKline が訴えていた事件。フィリピン最高裁は、有効成分アルベンダゾールは本件特許クレームによりカバーされないとし、本件において均等論は適用されないと判示した。最高裁は、本件特許及びアルベンダゾール共に、

寄生虫の駆除という効果を有するが、アルベンダゾールが本件特許と実質的に同一な態様で、もしくは実質的に同一の手段により作用しない限り、得られる結果が同じだからといって、特許侵害を構成するとは言い得ない、と判示した。(Federis & Associates)

■ Vasquez Building Systems Corporation & Eduardo G. Vasquez vs. Avida Land Corporation
Regional Trial Court of Quezon City, Civil Case No. Q-99-39485

特許登録 INV.-28144 の権利者が、Avida による特許権侵害を訴えていた事件。同登録特許は、集合住宅ユニットのプレハブ外壁構造の建築方法に関するものである。ケソン市の第一審地裁は、均等論の適用を認め、被告の行為が特許権侵害にあたると認定した。当該特許に新規性なしとする被告側の抗弁は理由なしとして棄却された。特許権者への 9000 万フィリピンペソ(約 225 万米ドル)の賠償金支払が被告に命ぜられた。(2008 年 4 月　Federis & Associates)

【ベトナム】

■ Societe de Conseils de Recherches et d'Applications Scientifiques (S.C.R.A.S.) v. Ha Tay Pharmaceutical Joint-Stock Company (Ha Tay PJSC)

ベトナムをカバーする国際商標登録第 314437 号 GASTROPULGITE の権利者である SCRAS 社(フランスの IPSEN グループの会社) が、ベトナムの会社 Ha Tay PJSC 社の GASTRODIC 製品の使用について、文字、色彩構成、箱や梱包の構成が、GASTROPULGITE 製品と誤認混同を生ずるほどに類似しているとして、科学技術省(MoST)に対し不服を申し立てた事案である。2006 年 8 月 30 日に、MoST の検査官と警察省の経済犯罪調査部とにより、Ha Tay 社ならびに同医薬品の代理店 Xuyen A Company に対する取調べが実施され、1920 個の空箱と 57,600 枚の空の梱包が発見された。Ha Tay 社に対しては、知的財産権侵害と不正競争を理由として VND10,500,000 (650 米ドル相当) の罰金が科され、Xuyen A Company には VND10,000,000 (620 米ドル相当) の罰金が科された。侵害した箱、梱包は検査官と調査部の立会いのもと廃棄された。罰金は小額であるが、不正競争防止法が適用された事件として注目される。(2006 年 11 月　INVESTIP)

■ Son Vu Private Company (Son Vu PC) v. Tam Tha Tile Establishment (Tam Tha TE) and other 500 establishments

商標権の抵触により、ベトナムビンディン省 (Binh Dinh) のタイソン郡において、500 以上のタイル、レンガ製造会社が倒産の危機に瀕し、1000 人以上が職を失う危機が発生した。事件は、Son Vu PC 社が、200 年もの間タイル製品に使用されてきたパターンに類似する図形に関して、商標登録 54406 号を得たことに端を発している。Son Vu PC は、2006 年 4 月 28 日、タイル会社の Tam Tha TE 社に対し、Tam Tha 社のタイルに使用されているパターンが、Son Vu 社の登録商標を侵害すると主張してビンディン省人民裁判所に提訴した。裁判所は、NOIP の査定結果に基づき、Tam Tha 社に対して侵害行為の中止と VND128,300,000 (8,000 米ドル相当) の損害賠償を命ずる判決を出した。控訴審においても、下級審の判決を支持する判決が

出され、侵害行為の中止と VND87,300,000（5,000 米ドル相当）の損害賠償を命じた。この勝訴を受けて、Son Vu 社は、他のレンガ・タイル会社２社を提訴し、また、多数のタイル製造会社にも通知を出した。タイソン郡の 500 以上の会社が NOIP に対し、商標登録 54406 号の認可決定の再考を求める陳情を行っている。本件は、ベトナムにおいて、団体標章登録の必要性を警告する事件となっている。(2006 年 11 月　INVESTIP)

【マレーシア】

■ Shachihata Inc. & 18 Ors v. Registrar of Industrial Designs & The Intellectual Property Corporation of Malaysia
High Court of Kuala Lumpur, Originating Summons No/ D7-21-72-05

英国の登録意匠法(1949)の基で登録された工業意匠の所有権者である原告、シャチハタ(株)他 18 社は、該英国登録意匠に基づいてマレーシアで登録された意匠権の有効期間に関して、4 度目及び 5 度目の登録延長（更新）申請を拒絶したマレーシア工業意匠及び知的財産法人を高等裁判所に提訴した。マレーシア工業意匠及び知的財産法人は、1999 年 9 月 1 日に施行されたマレーシアにおける工業意匠法（1996）及び工業意匠規則（1999）以前に登録された工業意匠権の 4 度目及び 5 度目の登録延長に関する明確な規定がないとして原告の申請を拒絶したが、高等裁判所は、マレーシア工業意匠及び知的財産法人の主張を退け、原告の訴えを認め、基本英国登録意匠が有効であれば、4 度目及び 5 度目の更新が可能であると判示した。(SKRINE)

■ Aventis Farma SA (M) Sdn Bhd and Aventis-Pharma SA （Sanofi-Aventis）v Dabur Entreprise and Dabur Pharma (India) Ltd
High Court of Malaya at Kuala Lumpur, Suit D1-22-317-2006)

Dabur Entreprise（インド後発品医薬メーカー）に対する Sanofi-Aventis（先発医薬品メーカー）による特許侵害訴訟。Aventis は、「Taxotere」として知られている腫瘍学的な医薬品における活性成分（docetaxel trihydrate）を製造する方法に関する特許を所有している。Dabur は、docetaxel trihydrate を活性成分として含む一般薬「Daxotel」を製造している。Dabur(被告)の「Daxotel」薬はインドで製造され、その中の一部はマレーシアで販売されている。高等裁判所は、マレーシアにおける被告の「Daxotel」薬の販売の申出及び／又はその販売を禁止する暫定的差止命令を 2006 年 9 月 27 日に下した。しかし、Aventis は、現在又は既存の治療サイクルに対する混乱を避けるために、「Daxotel」薬による治療サイクルを行っている患者だけに被告が「Daxotel」薬の供給を継続することに同意した。これは、マレーシア裁判所が特許法（1983）の s.36(4)に規定された製法特許侵害行為における立証責任の撤回に直面する初めてのケースである。裁判所は、s.36(4)がこのケースの状況にあてはまるものであり、そして、被告が立証できなければ、被告が該特許プロセスを使用したと推定されると判示した。(SKRINE)

■ Sanofi Aventis (Malaysia) Sdn Bhd & Anor v. Fresenius Kabi (Malaysia) Sdn Bhd &

Anor
High Court of Malaysia at Kuala Lumpur CLJ 532

サノフィ・アベンティス社がタキソテールという抗がん剤に含まれているドセタキセルの三水和物製造方法に関する特許権（「原告特許権」）を有している。当該ドセタキセルの三水和物は別の薬剤、ダキソテルの有効成分である。ダキソテルはインドにおいて、被告人であるインド企業が、特許権によって保護されている方法（“Dabur process”）にて製造し、生産している。共同被告人はダキソテルを販売する許可を有しており、インド企業が生産しているダキソテルを、広告・宣伝、頒布及び販売するために、マレーシアにダキソテルを輸入した。

原告側は“Dabur process”が「原告特許権」を侵害していると主張し、提訴した。被告側は、新規性及び進歩性がないとの理由で、1983 年特許法 56(2)(a)条に基づき、「原告特許権」は無効であると主張した。

争点は 3 点、（１）“Dabur process”は「原告特許権」に含まれているか否か、（２）輸入行為は「原告特許権」の侵害行為であるか否か、（３）「原告特許権」の有効性の有無、ということであった。判決では、（１）について、“Dabur process”は「原告特許権」における方法に含まれていない。“Dabur process”は、「原告特許権」に対して非侵害。（３）「原告特許権」は有効と判断された。(SKRINE)

■ Cadware Sdn Bhd v. Ronic Corporation
Malaysian Court of Appeal

2012 年 3 月 クアラルンプール高等裁判所は Ronic 社による特許権侵害の申立を認め、Ronic 社勝訴の判決を下した。Cadware 社が使用していた回路は Ronic 社の特許と異なるとはいえ、方法及び効果は同様であったとし、均等論上の侵害を認めた。判決に対して、Cadware 社は（１）クレームについて目的にかなった解釈（purposive construction）がなされず、均等の解釈が行われたことは妥当でない。また（２）クレーム解釈について、イギリスにおける Improver Copr. v Remington（[1990] FSR 181）事件で示された 3 つの質問に沿った解釈が十分になされておらず、誤った判決が下されているとし、控訴した。第二審では、Cadware 社の主張が認められ、第一審判決が破棄された。その後、控訴裁判所は、合目的的な解釈論に基づき権利範囲を解釈することが正当であるとし、高等裁判所において、発明全体での機能のみで判断し、被疑製品の特許請求の範囲との相違点に着目し、相違点が重要な意味を持つか否かという点を考慮せずに侵害判定が行われたことを誤りであるとした。本件は現在連邦裁判所に上告され係属中である。

2. 海外特許庁及び関連機関などが提供する産業財産権情報提供サービス

WIPO、OHIM、米国、欧州、中国、韓国、台湾、ドイツ、ロシア、インド、タイ、ベトナム、インドネシア、マレーシア、シンガポール、フィリピン、ブルネイ、カンボジア、ラオス、ミャンマーの各特許庁及び関連機関などが提供する以下の産業財産権情報提供サービスについて調査を実施した。

1. 特許庁及び機関
2. 産業財産権情報提供サービス
(1) サービスの名称
(2) 法域等
(3) URL
(4) 提供されるサービス内容
    a. 検索・照会可能な情報
    b. 入力できる条件
    c. データ蓄積範囲
    d. 機械翻訳機能の有無
    e. バルク（一括）データ提供の有無
    f. バルク（一括）データの内容
    g. 検索機能
    h. 表示機能
    i. 印刷・ダウンロード機能
(5) サービスの条件
    a. 登録制の有無
    b. 有料か無料か
    c. API 提供の有無
    d. データ更新頻度（現地時間）
3. オンライン以外のデータ販売（CD、DVD 等）の状況

2.1 調査手法

1. 海外特許庁や関連機関等のウェブサイトを中心に最新状況を確認した。

2. ASEAN 諸国など表示、記載内容が容易に理解できない地域に関しては、現地の法律事務所、弁理士事務所、調査会社に協力を依頼し、調査、情報収集を行った。

2.2 各国情報提供サービスの内容

海外特許庁及び関連機関などが提供する産業財産権情報提供はオンラインサービスと紙媒体、CD、DVD 製品などの種類に分けられるが、近年ではオンラインサービスが主流となっている。本項では、WIPO、OHIM、米国、欧州、中国、韓国、台湾、ドイツ、ロシア、インド、タイ、ベトナム、インドネシア、マレーシア、シンガポール、フィリピン、ブルネイ、カンボジア、ラオス、ミャンマーの特許庁及び関連機関が提供するオンラインサービスの概要について報告する。

2.2.1 海外特許庁及び関連機関が提供する産業財産権情報提供サービスの動向

海外特許庁及び関連機関は、産業財産権の取得と活用を促進するため様々な取り組みを行っている。特許権や実用新案権は、その権利の性質上、公開代償性を有していることから、公開制度を通じて技術内容が広く世間に知れ渡ることとなる。この公開制度の運用を支えているのが海外特許庁及び関連機関が提供している産業財産権情報提供サービスである。

特に、インターネットの発達によってオンラインサービスによる利便性の向上は著しく、膨大な蓄積データからユーザーが必要とする情報を探すための環境整備がなされてきた。先進主要海外特許庁及び関連機関などが提供するオンラインサービスは、先行技術調査などの目的でも十分に利用出来るレベルにある。また、提供されているサービスの中には、商用データベースが収録しているデータ範囲を上回るものも存在し、無料で経過情報、包袋情報、パテントファミリー情報などが入手出来るサービスも登場している。

例えば、EPO や USPTO などでは、経過情報や年金の支払い状況を確認するためのサービスを専用のデータベースにて提供しており、ユーザーは目的に合わせ、最適なツールを選択することができる。

一方、ASEAN 諸国のオンラインサービスは、「収録されているデータの更新状況が不明」、「データ更新頻度が不定期」、「ある時期から更新されていない」などの理由から、蓄積データの信頼性は高いとは言えない。それに加え、言語の問題もあり、先行技術調査などの目的に利用するツールとしては実用レベルとは言えないのが実情である。このように、先進主要国と ASEAN 諸国では産業財産権情報提供サービスに大きな格差がある。

また、バルク（一括）データに関しては、USPTO がいち早く無料提供を始めており、書類電子化業務をすべて ReedTech に外注し、ReedTech のサイトからダウンロード出来る情報はすべて無料となっている。

http://patents.reedtech.com/　Reed Technology and Information Services Inc.
http://patents.reedtech.com/patent-products.php　米国特許データ
http://patents.reedtech.com/trademark-products.php　米国商標データ

http://patents.reedtech.com/Public-PAIR.php　Public PAIR (Patent Application Information Retrieval)

その他、海外特許庁及び関連機関などが提供しているサービスの詳細に関しては「添付資料1:各国サービス機能比較表」を参照されたい。

なお、ASEAN 諸国の産業財産権情報制度の内容等に関しては、第３章でその現状を報告する。

2.2.2 各国情報提供サービス（ASEAN 以外）

はじめに、2.2.2 から 2.2.4 の中で出現する略語一覧を記載する。

【特許分類】

表 2-1 特許分類略語一覧

	略語	正式名称
1	IPC	International Patent Classification（国際特許分類）
2	CPC	Cooperative Patent Classification
3	IDC	International Design Classification（国際意匠分類）

【ファイルフォーマットなど】

表 2-2 ファイルフォーマットなど略語一覧

	略語	正式名称
1	XML	Extensible Markup Language（エクステンシブル マークアップ ランゲージ）
2	PDF	Portable Document Format
3	FTP	File Transfer Protocol（ファイル・トランスファー・プロトコル）
4	TXT	TEXT（テキスト）
5	XLS	EXCEL のファイル形式
6	HTML	HyperText Markup Language（ハイパーテキスト マークアップ ランゲージ）
7	CSV	comma-separated values
8	TIFF	Tagged Image File Format
9	ASCII	American standard code for information interchange
10	ZIP	圧縮形式（正式名称不明）
11	EXCEL	Microsoft Office Excel（マイクロソフト・オフィス・エクセル）
12	JPG	Joint Photographic Experts Group
13	API	Application Programming Interface
14	URL	Uniform Resource Locator

【その他】

表 2-3 その他

	略語	正式名称
1	CAS	Chemical Abstracts Service
2	KPA	Korean Patent Abstract（韓国特許英語抄録）
3	IPPH	知識産権出版社有限責任公司
4	SDI	Selected Dissemination Information

(1)WIPO

表 2-4 PATENTSCOPE 概要

特許庁及び機関	World Intellectual Property Organization(WIPO)
サービスの名称	PATENTSCOPE
法域等	特許
URL	http://patentscope.wipo.int/search/en/search.jsf
検索・照会可能な情報	アフリカ広域知的財産機関、アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタリカ、キューバ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバトル、欧州特許庁、グアテマラ、ホンジュラス、イスラエル、日本、ヨルダン、ケニア、LATIPAT、メキシコ、モロッコ、ニカラグア、パナマ、ペルー、韓国、ロシア連邦、ロシア連邦(USSR のデータ)、シンガポール、南アフリカ、スペイン、ウルグアイ、米国、ベトナムの特許情報
入力できる条件	・簡易検索 フロントページ、全てのフィールド、フルテキスト、日本語のテキスト、ID 番号(公開番号、出願番号など)、IPC、氏名(発明者名、出願人名、社名など)、公開日 ・詳細検索 キーワード、日付、分類、番号、名義など ・構造化検索 キーワード、日付、分類、番号、名義など ・多言語検索 キーワード
データ蓄積範囲	1978 年以降
機械翻訳機能の有無	翻訳支援機能
バルク(一括)データ提供の有無	無し
バルク(一括)データの内容	－
検索機能	簡易検索、詳細検索、構造化検索、多言語検索
表示機能	【一覧】公報番号、名称、発行日、IPC、出願番号、出願人、発明者 【詳細】発行日、出願番号、公開日、出願日、IPC、発明者、優先権、フロントページイメージ、指定国、言語
印刷・ダウンロード機能	XLS
登録制か否か	無し
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	価格: 600 スイスフラン/年
データ更新頻度（現地時間）	データによって異なるが基本的に毎週更新
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	オンラインのみ

確認日：2015/3/16

図 2-1 PATENTSCOPE 画面キャプチャ

表 2-5 Hague Express 概要

特許庁及び機関	World Intellectual Property Organization(WIPO)
サービスの名称	Hague Express
法域等	意匠
URL	http://www.wipo.int/designdb/hague/en/
検索・照会可能な情報	国際意匠公報
入力できる条件	物品名、意匠分類、詳細な説明キーワード、意匠権者名、デザイナー名、代理人名、意匠番号、出願番号、出願日、登録日、指定国、付与国、出願人の国籍
データ蓄積範囲	1991 年以降
機械翻訳機能の有無	無し
バルク(一括)データ提供の有無	有り
バルク(一括)データの内容	リストを XLS、XML、HTML 形式でダウンロード可能（無料）
検索機能	フィールド検索
表示機能	【一覧】登録番号、登録日、ロカルノ分類、意匠に係る物品、指定国、意匠分類、イメージ 【詳細】登録番号、登録日、満了日、出願日、権利者情報、出願人情報、意匠の数、意匠分類、製品の表示、指定国、優先権情報、公開延期が終了した日付 、発行日
印刷・ダウンロード機能	リストを XLS、XML、HTML 形式でダウンロード可能
登録制か否か	無し
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度（現地時間）	毎週更新
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	オンラインのみ

確認日：2015/3/16

図 2-2 Hague Express 画面キャプチャ

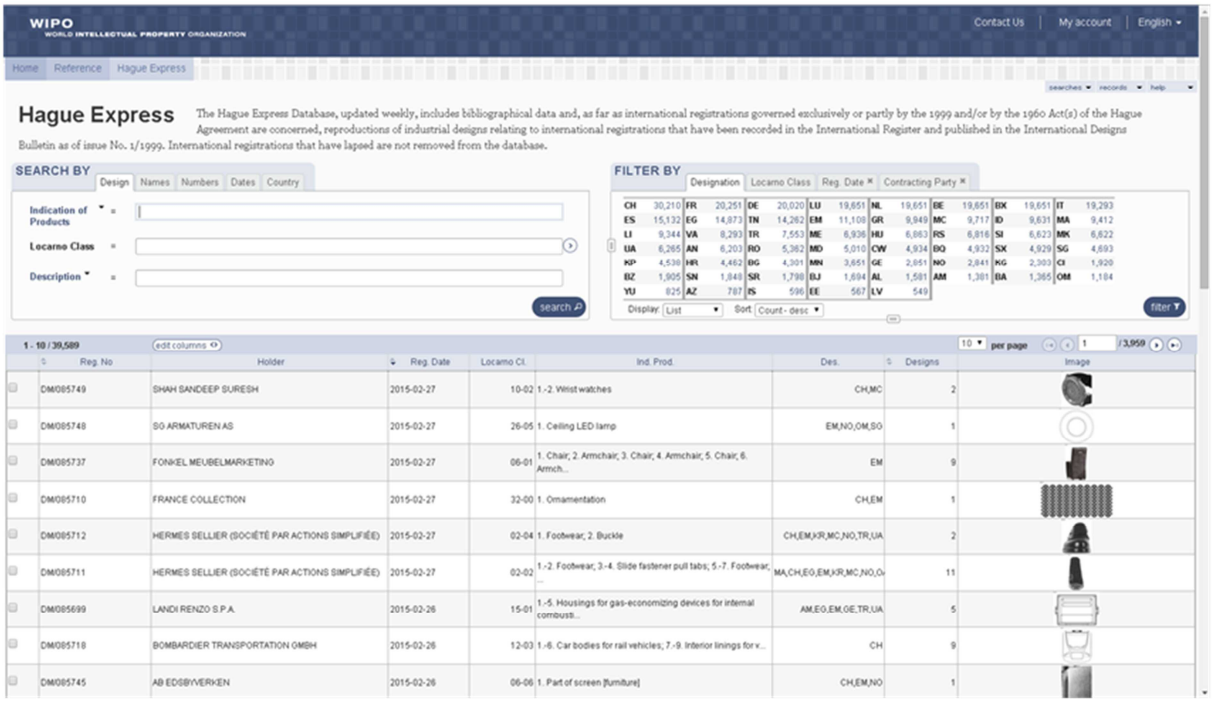

表 2-6 International Designs Bulletin 概要

特許庁及び機関	World Intellectual Property Organization(WIPO)
サービスの名称	International Designs Bulletin
法域等	意匠
URL	http://www.wipo.int/haguebulletin/?locale=en
検索・照会可能な情報	国際意匠公報
入力できる条件	登録番号、登録日、優先権主張日、ロカルノ分類、意匠に係る物品、指定国
データ蓄積範囲	2012 年以降
機械翻訳機能の有無	無し
バルク(一括)データ提供の有無	有り
バルク(一括)データの内容	XML
検索機能	フィールド検索
表示機能	【一覧】番号、意匠に係る物品 【詳細】書誌事項、意匠の説明、図面
印刷・ダウンロード機能	XML 形式
登録制か否か	無し
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度（現地時間）	毎週更新
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	オンラインのみ

確認日：2015/3/16

図 2-3 International Designs Bulletin 画面キャプチャ

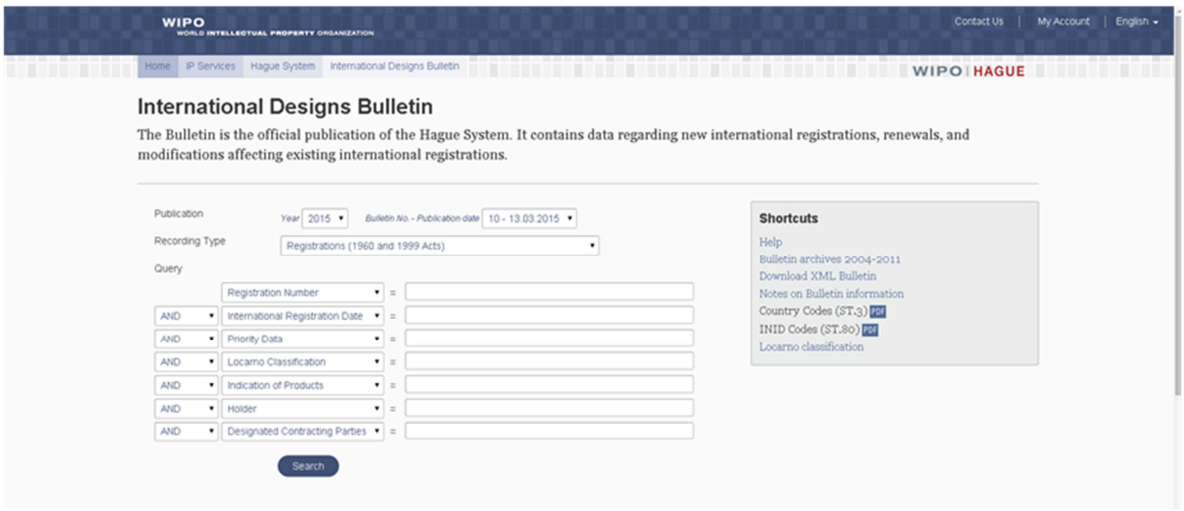

表 2-7 Global Design Database 概要

特許庁及び機関	World Intellectual Property Organization(WIPO)
サービスの名称	Global Design Database （2015 年 1 月 9 日サービス開始）
法域等	意匠
URL	http://www.wipo.int/designdb/en/index.jsp
検索・照会可能な情報	国際意匠、カナダ意匠、ニュージーランド意匠
入力できる条件	物品名、意匠分類、詳細な説明キーワード、意匠権者名、デザイナー名、代理人名、意匠番号、出願番号、出願日、登録日、指定国、付与国、出願人の国籍
データ蓄積範囲	1863 年以降
機械翻訳機能の有無	無し
バルク(一括)データ提供の有無	無し
バルク(一括)データの内容	ー
検索機能	フィールド検索
表示機能	【一覧】登録番号、登録日、ロカルノ分類、意匠に係る物品、指定国、意匠分類、イメージ 【詳細】登録番号、登録日、満了日、出願日、権利者情報、出願人情報、意匠の数、意匠分類、製品の表示、指定国、優先権情報、公開延期が終了した日付 、発行日
印刷・ダウンロード機能	ブラウザ機能に準ずる
登録制か否か	無し
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度（現地時間）	毎週更新
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	オンラインのみ

確認日：2015/3/16

図 2-4 Global Design Database 画面キャプチャ

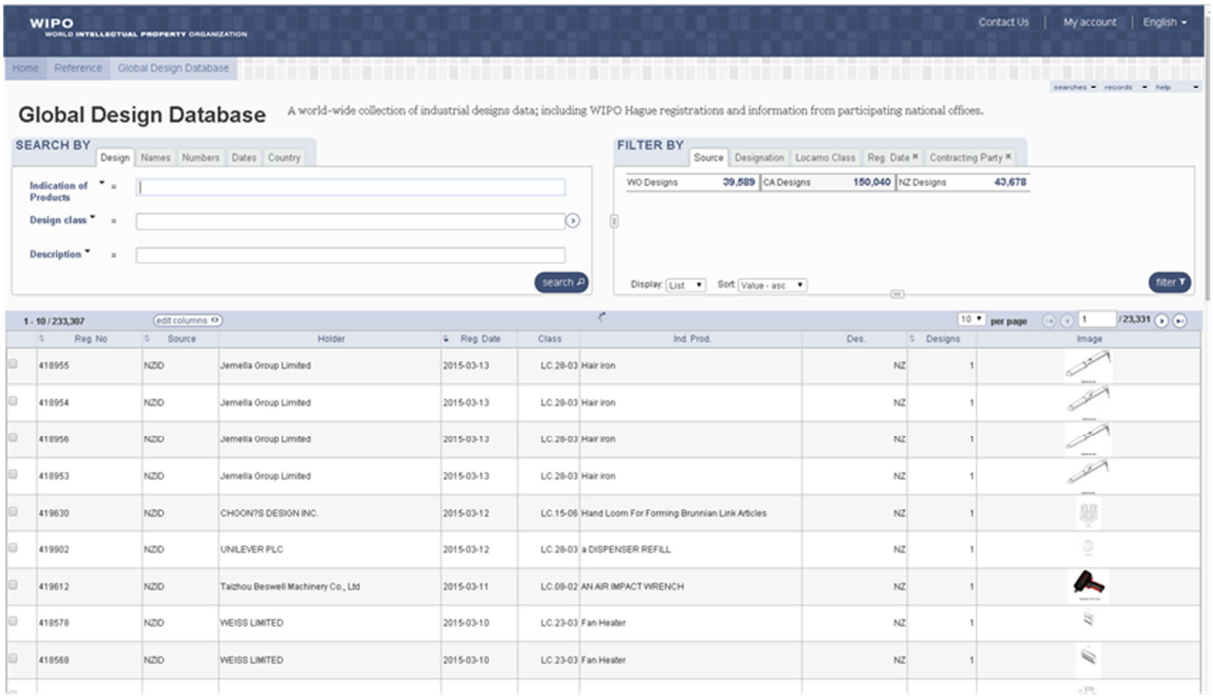

表 2-8 ROMARIN 概要

特許庁及び機関	World Intellectual Property Organization(WIPO)
サービスの名称	ROMARIN
法域等	商標
URL	http://www.wipo.int/romarin/
検索・照会可能な情報	商標国際登録
入力できる条件	登録番号、権利者名、代理人名、商標、ウィーン分類、色、商標の詳細、商標の音訳、商標の翻訳、通常文字商標、色彩商標、音商標、立体商標、団体商標、証明商標、保障商標、ニース国際分類、商品及びサービス、基礎出願国、基礎出願番号、基礎登録番号、基礎出願日、指定国官庁、使用状況、登録日、ガゼット番号、発行日
データ蓄積範囲	1966 年以降
機械翻訳機能の有無	無し
バルク(一括)データ提供の有無	有り
バルク(一括)データの内容	XML
検索機能	フィールド検索
表示機能	【一覧】登録番号、商標、登録日、ニース国際分類 【詳細】商標、登録日、更新日、出願言語、出願人、ニース国際分類、指定国など
印刷・ダウンロード機能	PDF、XML
登録制か否か	無し
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度（現地時間）	確認できず
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	オンラインのみ

確認日：2015/3/16

図 2-5 ROMARIN 画面キャプチャ

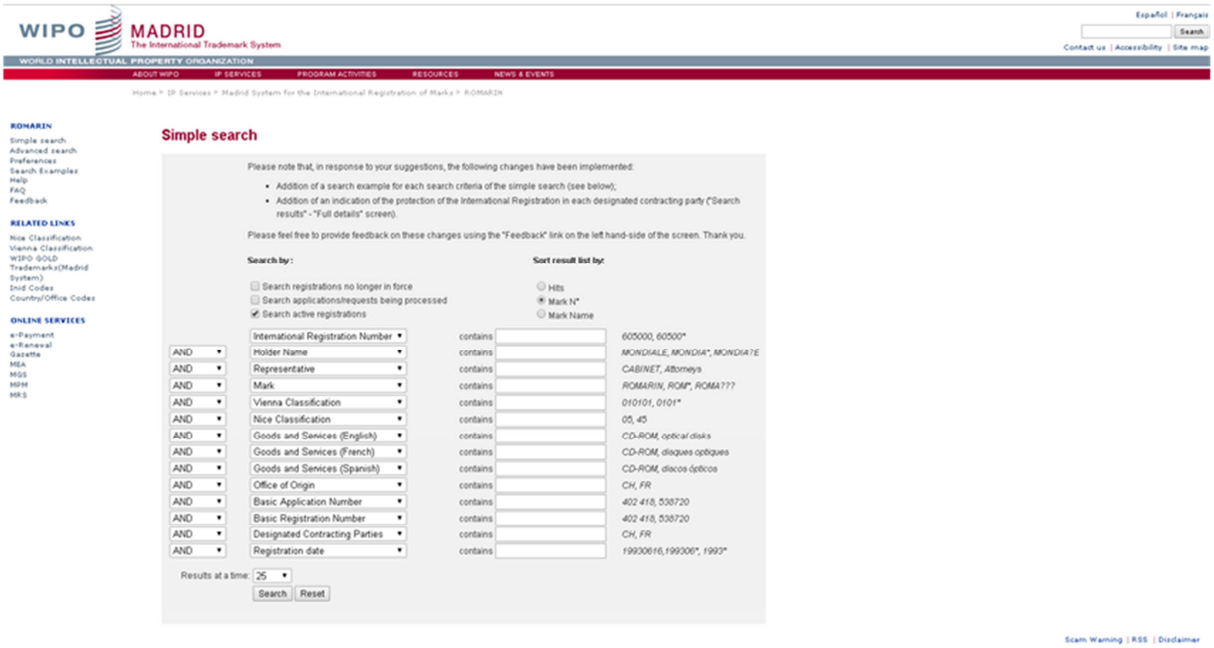

表 2-9 Global Brand Database 概要

特許庁及び機関	World Intellectual Property Organization(WIPO)
サービスの名称	Global Brand Database
法域等	商標
URL	http://www.wipo.int/branddb/en/
検索・照会可能な情報	アラブ首長国連邦、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、スイス、デンマーク、アルジェリア、エストニア、エジプト、インドネシア、イスラエル、ラオス、日本、カンボジア、モロッコ、メキシコ、ニュージーランド、オマーン、フィリピン、シンガポール、トンガ、米国、世界知的所有権機関の商標データ
入力できる条件	商標検索（文字、図形、分類、商標)、名義検索（名義人名、代理人名)、番号検索（公告番号、出願番号)、日付検索（登録日、出願日、満了日)、分類検索（図形分類、ニース国際分類)、国名検索（基礎出願国名、指定国名）
データ蓄積範囲	1823 年以降(ただし、国毎で蓄積範囲が異なる。）
機械翻訳機能の有無	無し
バルク(一括)データ提供の有無	有り
バルク(一括)データの内容	リストを XLS、XML、HTML 形式でダウンロード可能
検索機能	フィールド検索
表示機能	【一覧】ブランド名、出願国、簡易経過情報、権利者、登録番号、出願日、ウィーン分類、ニース分類、図面 【詳細】登録番号、登録日、出願番号、出願日、更新日、商標、標準文字、ウィーン分類、商標種別、出願人、代理人、指定商品又は指定役務
印刷・ダウンロード機能	リストを XLS、XML、HTML 形式でダウンロード可能
登録制か否か	無し
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度（現地時間）	毎週更新
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	オンラインのみ

確認日：2015/3/16

図 2-6 Global Brand Database 画面キャプチャ

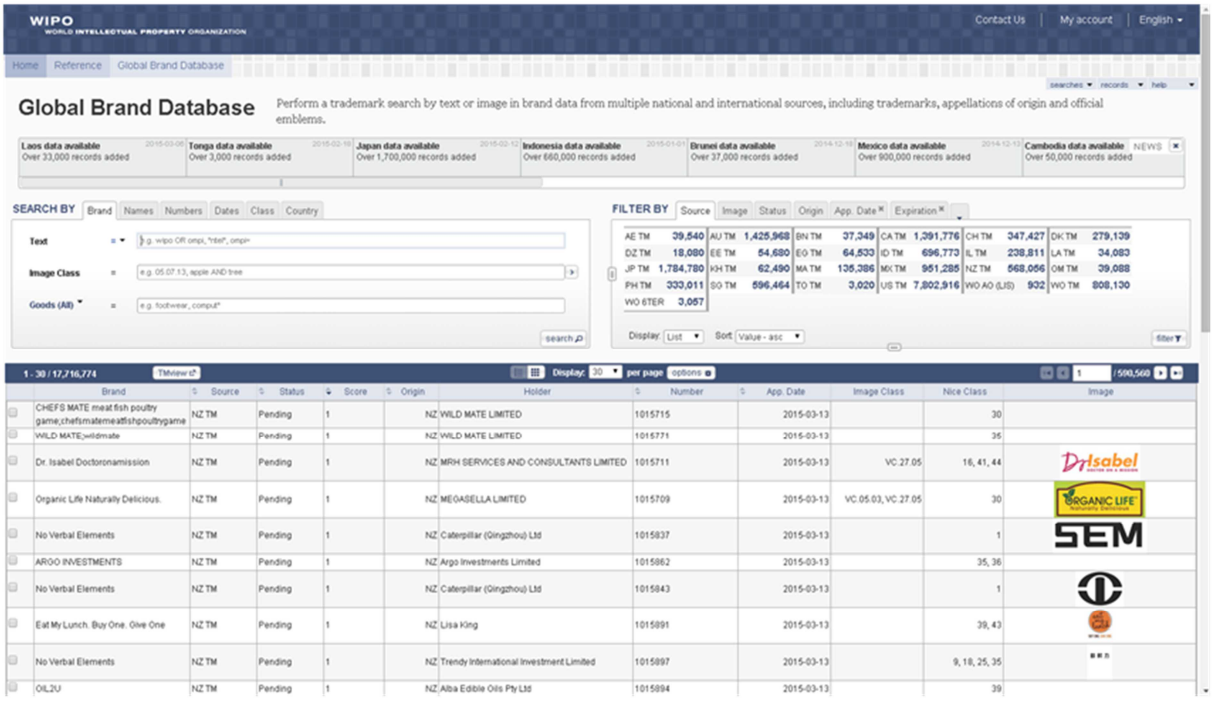

(2)欧州

表 2-10 Espacenet 概要

特許庁及び機関	European Patent Office(EPO)
サービスの名称	Espacenet
法域等	特許
URL	http://worldwide.espacenet.com/
検索・照会可能な情報	93ヶ国の特許データ
入力できる条件	発明の名称、要約、公開番号、登録番号、出願番号、優先権主張番号、公開日、発行日、出願人名、発明者名、CPC、IPC
データ蓄積範囲	日本：1970 年以降、米国：1836 年以降、中国：1985 年以降など
機械翻訳機能の有無	詳細画面に有り
バルク(一括)データ提供の有無	有り
バルク(一括)データの内容	CSV、XLS（オンラインでは表示の 500 件）
検索機能	スマート検索、詳細検索
表示機能	【一覧】名称、発明者、出願人、共通特許分類、IPC、公報情報、優先権日 【詳細】名称、発明者、出願人、CPC、IPC、出願番号、出願日、優先権主張番号、優先権主張日、要約
印刷・ダウンロード機能	CSV、XLS
登録制か否か	無し
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	有り
データ更新頻度（現地時間）	毎週更新
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	オンラインのみ

確認日：2015/3/16

図 2-7 Espacenet 画面キャプチャ

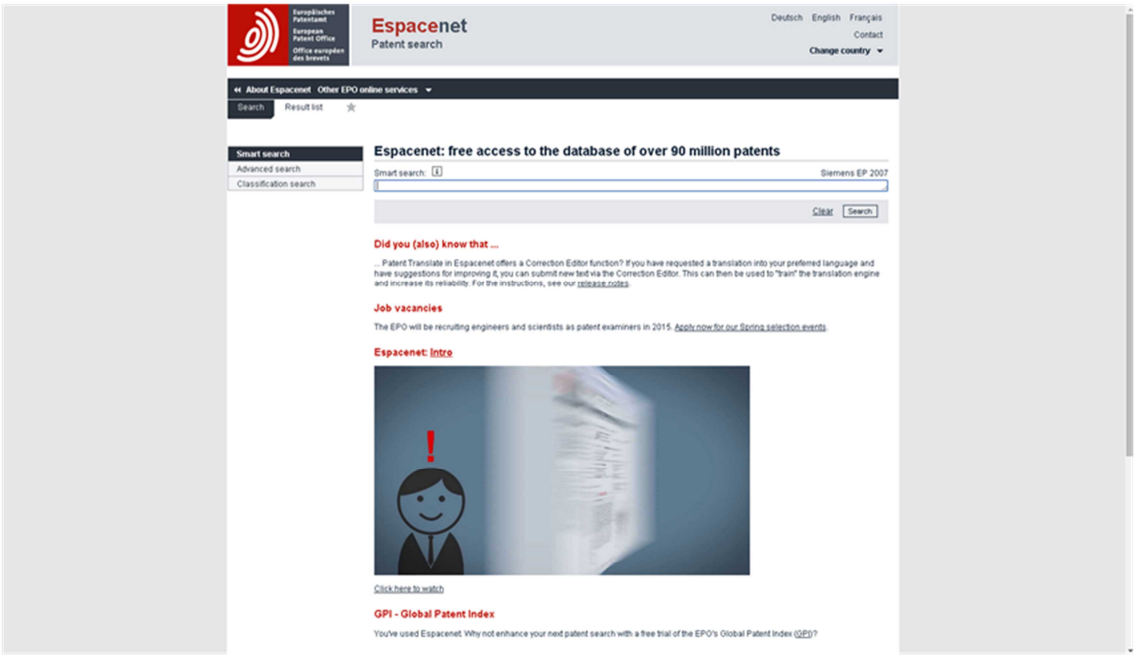

表 2-11 The board of appeal decisions database 概要

特許庁及び機関	European Patent Office(EPO)
サービスの名称	The board of appeal decisions database
法域等	特許
URL	http://www.epo.org/law-practice/case-law-appeals/advanced-search.html
検索・照会可能な情報	審決情報
入力できる条件	キーワード、ケース番号、出願番号、タイトル、IPC、異議申立人、欧州特許条約施行規則（EPC 規則)、技術分野、審決日、手続言語（英語、フランス語、ドイツ語）の選択など
データ蓄積範囲	確認できず
機械翻訳機能の有無	無し
バルク(一括)データ提供の有無	確認できず
バルク(一括)データの内容	確認できず
検索機能	フィールド検索
表示機能	【一覧】ケース名、収録日、審決日、言語、IPC、出願番号、タイトル、キーワード、審決 【詳細】ケース名、審決日、ケース番号、出願番号、IPC、言語、審決文、タイトル、出願人、関連条文、キーワード、要約など
印刷・ダウンロード機能	印刷のみ
登録制か否か	無し
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度（現地時間）	毎週更新
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	オンラインのみ

確認日：2015/3/16

図 2-8 The board of appeal decisions database 画面キャプチャ

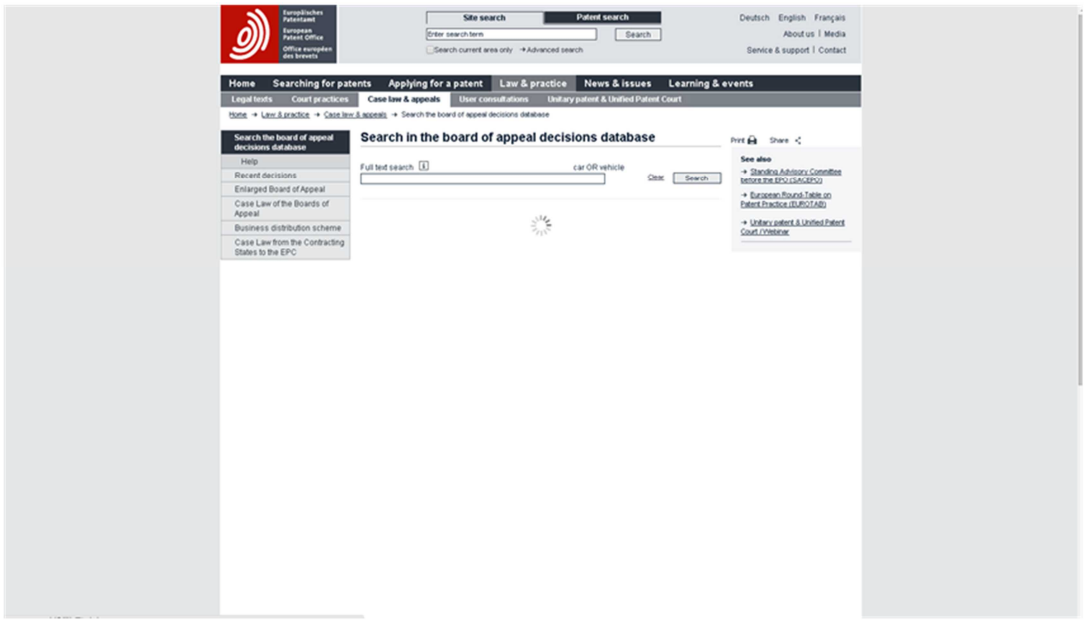

表 2-12 European publication server 概要

特許庁及び機関	European Patent Office(EPO)
サービスの名称	European publication server
法域等	特許
URL	https://data.epo.org/publication-server/?lg=en
検索・照会可能な情報	欧州特許出願 欧州登録特許明細書
入力できる条件	文献番号、出願番号、発行日、種別コード、IPC
データ蓄積範囲	2005 年以降
機械翻訳機能の有無	有り
バルク(一括)データ提供の有無	確認できず
バルク(一括)データの内容	確認できず
検索機能	フィールド検索
表示機能	文献番号、出願番号、発効日、種別コード、IPC、European Patent Register、Espacenet、PatentScope へのリンク
印刷・ダウンロード機能	XML、PDF、ZIP
登録制か否か	無し
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	有り
データ更新頻度（現地時間）	毎週更新
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	確認できず

確認日：2015/3/16

図 2-9 European publication server 画面キャプチャ

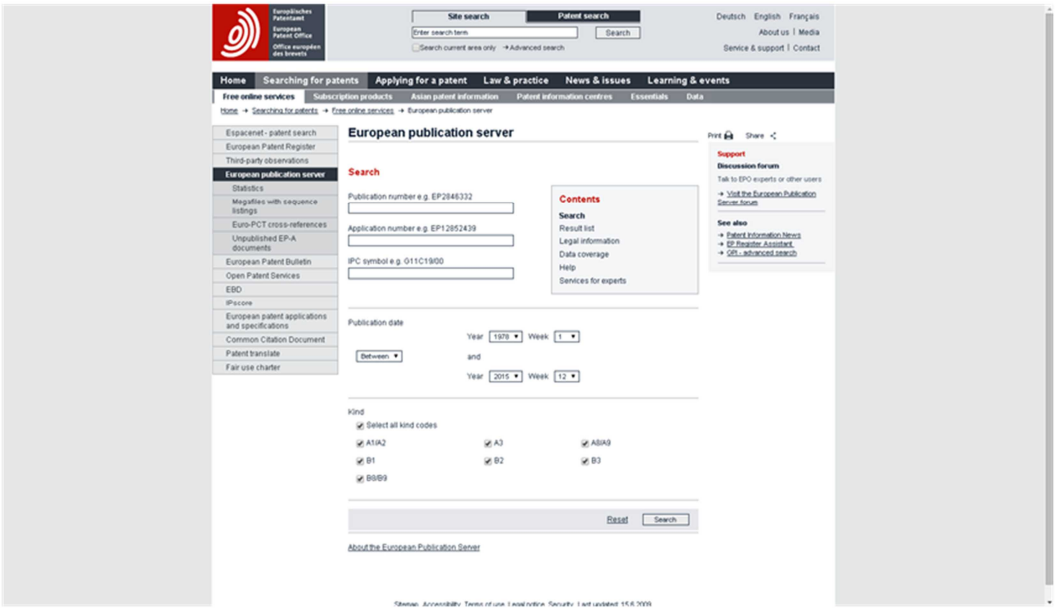

表 2-13 Open Patent Services 概要

特許庁及び機関	European Patent Office(EPO)
サービスの名称	Open Patent Services
法域等	特許
URL	http://www.epo.org/searching/free/ops.html
検索・照会可能な情報	欧州特許出願、欧州登録特許明細書
入力できる条件	検索機能なし
データ蓄積範囲	EPO 所有の全公報データ
機械翻訳機能の有無	確認できず
バルク(一括)データ提供の有無	有り
バルク(一括)データの内容	書誌事項、経過情報、フルテキスト、Euporean Patent Register、イメージ
検索機能	無し
表示機能	無し
印刷・ダウンロード機能	XML
登録制か否か	登録制
有料か無料か	2013 年 9 月 1 日より一部有料化 1 週あたり 2.5GB までのダウンロードは無料
APIの提供の有無	有り
データ更新頻度（現地時間）	毎週更新
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	確認できず

確認日：2015/3/16

図 2-10 Open Patent Services 画面キャプチャ

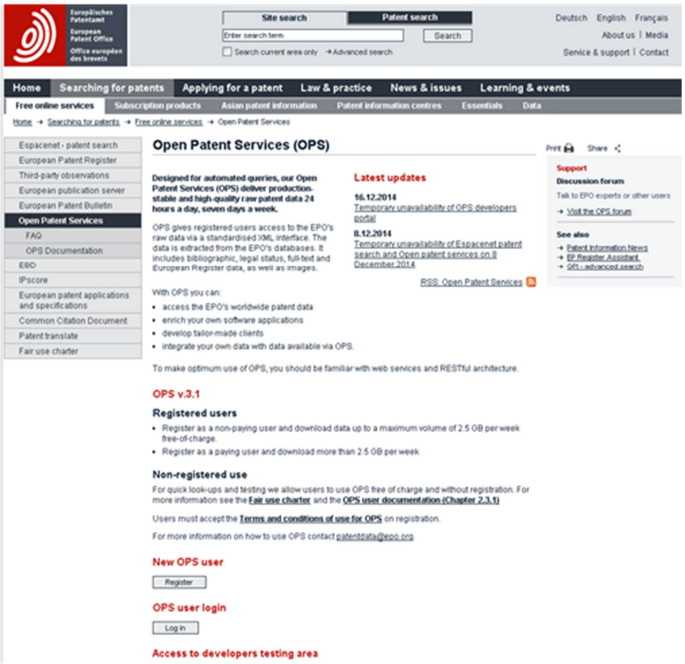

表 2-14 European Patent Register 概要

特許庁及び機関	European Patent Office (EPO)
サービスの名称	European Patent Register
法域等	特許
URL	http://www.epo.org/searching/free/register.html
検索・照会可能な情報	欧州特許
入力できる条件	発行番号、出願番号、優先権番号、出願日、発行日、優先権主張日、出願人、発明者、IPC など
データ蓄積範囲	確認できず
機械翻訳機能の有無	無し
バルク(一括)データ提供の有無	確認できず
バルク(一括)データの内容	確認できず
検索機能	スマート検索、クイック検索、詳細検索
表示機能	手続情報・書類（出願公開以降)、経過情報
印刷・ダウンロード機能	確認できず
登録制か否か	無し
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度（現地時間）	毎週更新
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	確認できず

確認日：2015/3/16

図 2-11 European Patent Register 画面キャプチャ

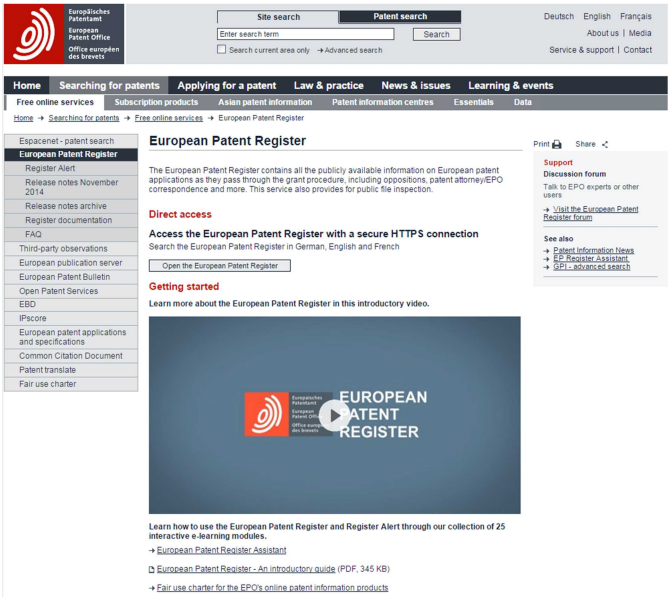

表 2-15 Register Alert 概要

特許庁及び機関	European Patent Office (EPO)
サービスの名称	Register Alert
法域等	特許
URL	https://register.epo.org/login
検索・照会可能な情報	欧州特許
入力できる条件	フリーキーワード、発明者、出願人、代理人、異議申立人、タイトル、出願番号、公開番号、優先権主張番号、出願日、公開日、IPC、登録日、上訴番号など
データ蓄積範囲	確認できず
機械翻訳機能の有無	無し
バルク(一括)データ提供の有無	確認できず
バルク(一括)データの内容	確認できず
検索機能	特定の特許出願の追跡、特許付与過程において指定の出願に何らかの事象が生じた際、自動的に e-mail でアラート、最大 1,000 件までモニタリング可能
表示機能	確認できず
印刷・ダウンロード機能	確認できず
登録制か否か	登録制
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度(現地時間)	毎週更新
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	確認できず

確認日：2015/3/16

図 2-12 Register Alert 画面キャプチャ

表 2-16 Patent Information Services for experts 概要

特許庁及び機関	European Patent Office (EPO)
サービスの名称	Patent Information Services for experts （有料版 4 サービスの総称）
法域等	特許
URL	https://data.epo.org/expert-services/start.html
検索・照会可能な情報	Global patent index (GPI) European patent bulletin (BULL) European patent applications and specifications (EPAB) Patent statistics (PATSTAT)
入力できる条件	各サービスの概要を参照
データ蓄積範囲	各サービスの概要を参照
機械翻訳機能の有無	各サービスの概要を参照
バルク(一括)データ提供の有無	各サービスの概要を参照
バルク(一括)データの内容	各サービスの概要を参照
検索機能	各サービスの概要を参照
表示機能	各サービスの概要を参照
印刷・ダウンロード機能	各サービスの概要を参照
登録制か否か	登録制
有料か無料か	有料
APIの提供の有無	各サービスの概要を参照
データ更新頻度（現地時間）	各サービスの概要を参照
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	各サービスの概要を参照

確認日：2015/3/16

図 2-13 Patent Information Services for experts 画面キャプチャ

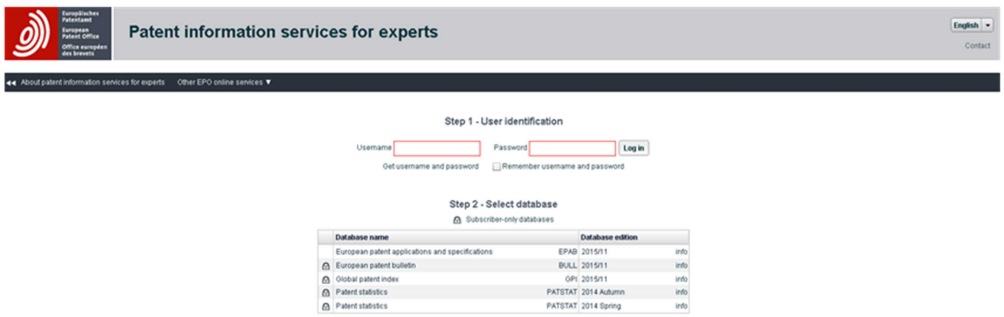

表 2-17 Global Patent Index (GPI) 概要

特許庁及び機関	European Patent Office (EPO)
サービスの名称	Global Patent Index (GPI)
法域等	特許
URL	https://data.epo.org/expert-services/
検索・照会可能な情報	DOCDB に収録された 102 カ国の特許
入力できる条件	書誌事項、ステータス、引例など 100 項目以上
データ蓄積範囲	日本：1970 年以降、米国：1836 年以降、中国：1985 年以降など
機械翻訳機能の有無	有り
バルク(一括)データ提供の有無	確認できず
バルク(一括)データの内容	確認できず
検索機能	フィールド検索
表示機能	書誌事項、引用情報、分類、ステータス、ファミリー情報、代表図、統計機能によるグラフ表示
印刷・ダウンロード機能	可能。詳細は確認できず http://www.epo.org/searching/subscription/gpi/about.html
登録制か否か	登録制
有料か無料か	有料
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度（現地時間）	毎週金曜日
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	確認できず

確認日：2015/3/16

図 2-14 Global Patent Index (GPI) 画面キャプチャ

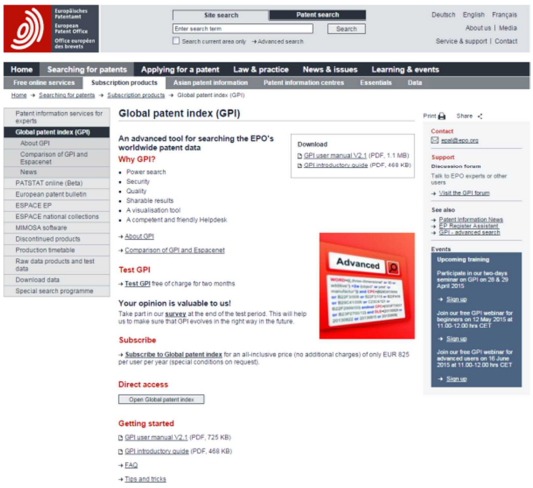

表 2-18 European patent bulletin (BULL) 概要

特許庁及び機関	European Patent Office (EPO)
サービスの名称	European patent bulletin (BULL)
法域等	特許
URL	http://forums.epo.org/european-patent-bulletin-bull/
検索・照会可能な情報	欧州特許
入力できる条件	キーワード、IPC、出願人名、発明者、特許番号、出願番号、出願年、発行年
データ蓄積範囲	1978 年以降
機械翻訳機能の有無	無し
バルク(一括)データ提供の有無	確認できず
バルク(一括)データの内容	確認できず
検索機能	確認できず（有料サービスのため）
表示機能	確認できず
印刷・ダウンロード機能	確認できず
登録制か否か	登録制
有料か無料か	有料
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度（現地時間）	確認できず
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	確認できず

確認日：2015/3/16

図 2-15 European patent bulletin (BULL) 画面キャプチャ

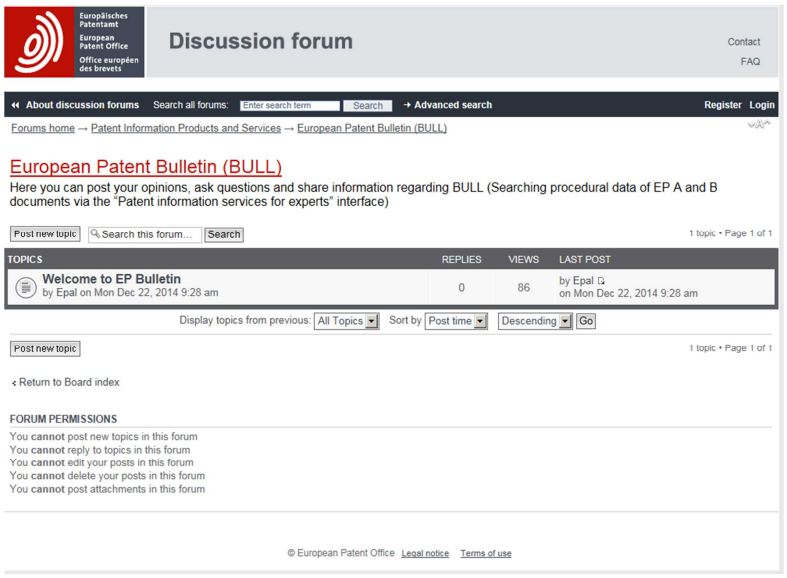

表 2-19 Patent statistics (PATSTAT) 概要

特許庁及び機関	European Patent Office (EPO)
サービスの名称	Patent statistics (PATSTAT)
法域等	特許
URL	https://data.epo.org/expert-services/
検索・照会可能な情報	欧州特許
入力できる条件	確認できず（有料サービスのため）
データ蓄積範囲	1920 年以降
機械翻訳機能の有無	無し
バルク(一括)データ提供の有無	確認できず
バルク(一括)データの内容	http://www.epo.org/searching/subscription/raw/product-14-24.html
検索機能	確認できず（有料サービスのため）
表示機能	確認できず
印刷・ダウンロード機能	確認できず
登録制か否か	登録制
有料か無料か	有料
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度（現地時間）	年間 2 回
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	年間　EUR 1220　年間 DVD2 枚

確認日：2015/3/16

図 2-16 Patent statistics (PATSTAT) 画面キャプチャ

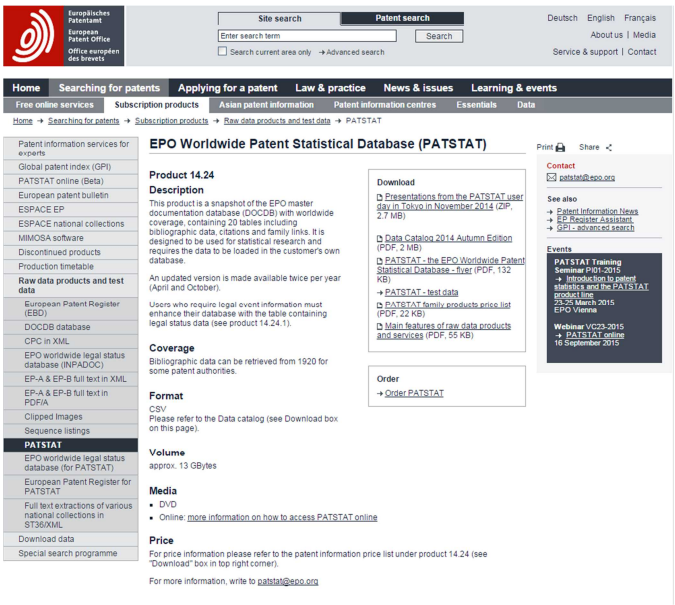

表 2-20 European patent applications and specifications (EPAB) 概要

特許庁及び機関	European Patent Office (EPO)
サービスの名称	European patent applications and specifications (EPAB)
法域等	特許
URL	http://www.epo.org/searching/free/documents.html
検索・照会可能な情報	欧州特許
入力できる条件	書誌事項、引用情報、分類、代理人、発明の詳細な説明、クレームなど 60 項目以上 *ただし、直近の 4 週間分のみ
データ蓄積範囲	1978 年以降
機械翻訳機能の有無	無し
バルク(一括)データ提供の有無	確認できず
バルク(一括)データの内容	確認できず
検索機能	フィールド検索
表示機能	確認できず
印刷・ダウンロード機能	確認できず
登録制か否か	登録制
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度 (現地時間)	確認できず
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	確認できず

確認日：2015/3/16

図 2-17 European patent applications and specifications (EPAB)　画面キャプチャ

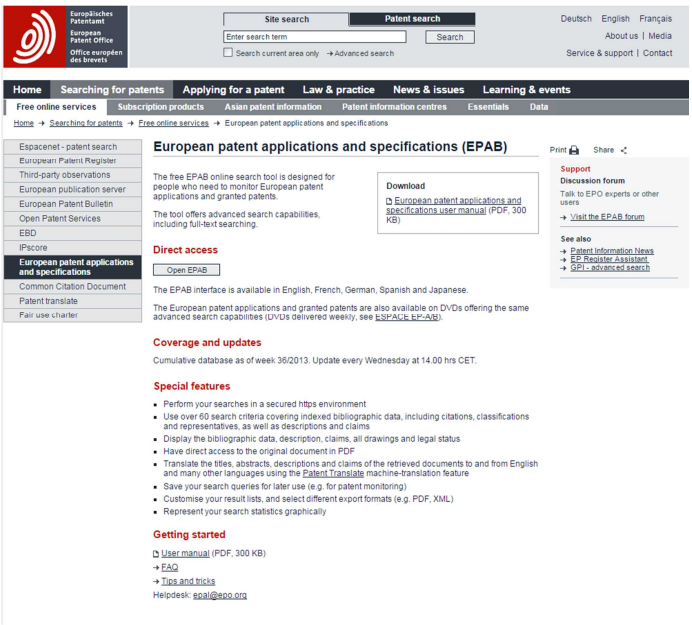

表 2-21 Online fee payment 概要

特許庁及び機関	European Patent Office (EPO)
サービスの名称	Online fee payment
法域等	特許
URL	http://www.epo.org/applying/online-services/fee-payment.html
検索・照会可能な情報	欧州特許年金の支払い状況
入力できる条件	確認できず
データ蓄積範囲	確認できず
機械翻訳機能の有無	確認できず
バルク(一括)データ提供の有無	確認できず
バルク(一括)データの内容	確認できず
検索機能	確認できず
表示機能	確認できず
印刷・ダウンロード機能	確認できず
登録制か否か	smart card の利用登録が必要
有料か無料か	確認できず
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度 (現地時間)	確認できず
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	確認できず

確認日：2015/3/16

図 2-18 Online fee payment 画面キャプチャ

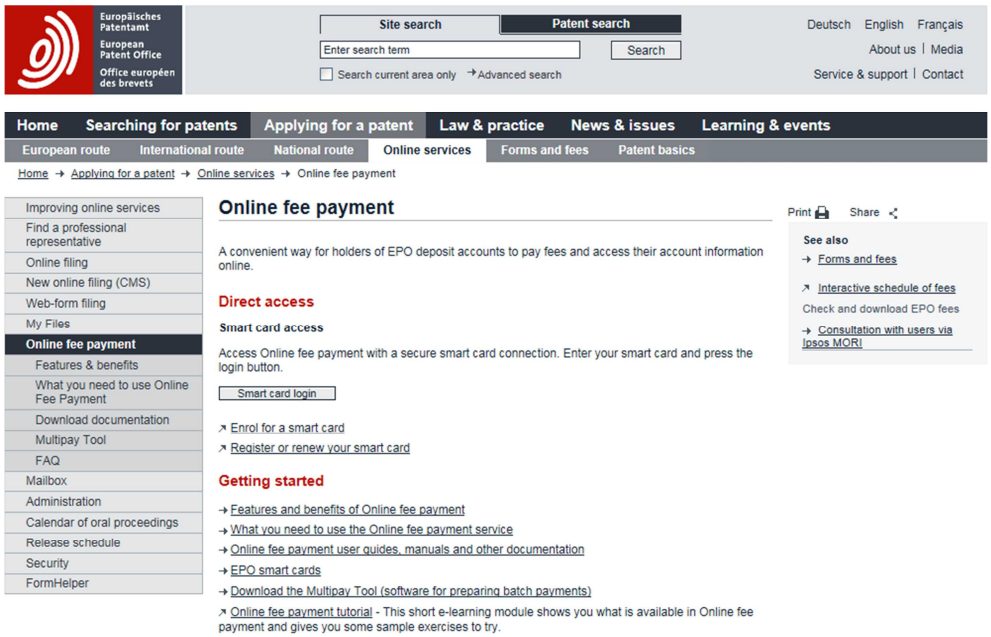

表 2-22 EBD files (weekly download) 概要

特許庁及び機関	European Patent Office (EPO)
サービスの名称	EBD files (weekly download)
法域等	特許
URL	http://www.epo.org/searching/free/ebd.html
検索・照会可能な情報	欧州特許
入力できる条件	無し
データ蓄積範囲	確認できず
機械翻訳機能の有無	無し
バルク(一括)データ提供の有無	確認できず
バルク(一括)データの内容	確認できず
検索機能	無し
表示機能	確認できず
印刷・ダウンロード機能	XML 形式で書誌をダウンロード可能
登録制か否か	登録制
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度 (現地時間)	確認できず
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	確認できず

確認日：2015/3/16

図 2-19 EBD files (weekly download) 画面キャプチャ

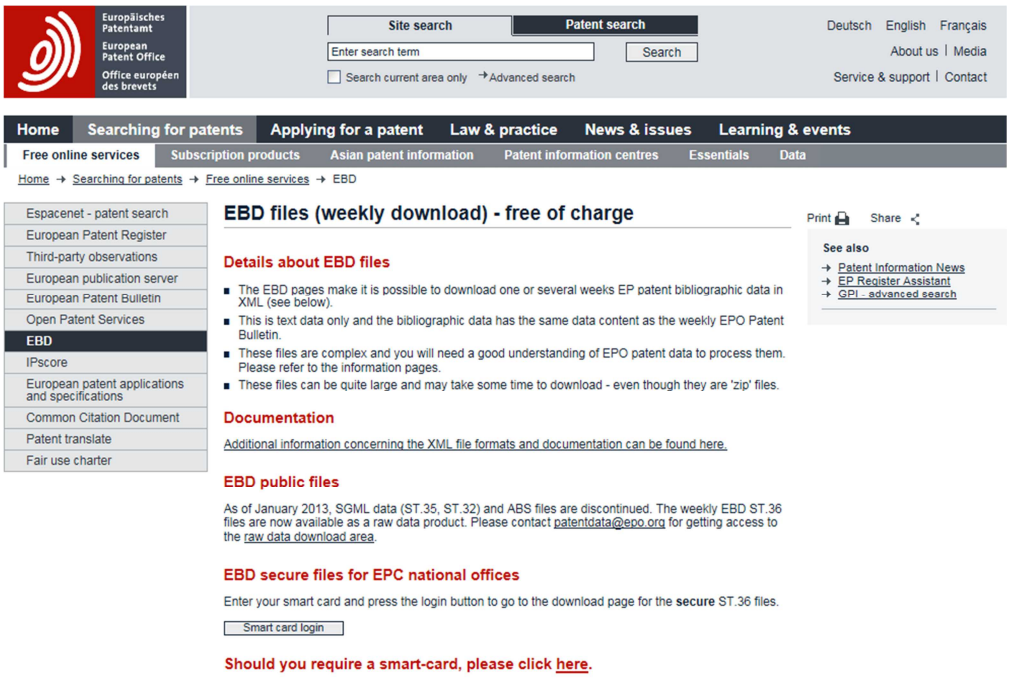

①意匠

表 2-23 eSearch plus(意匠) 概要

特許庁及び機関	Office for Harmonization in the Internal Market (OHIM)
サービスの名称	eSearch plus
法域等	意匠
URL	https://oami.europa.eu/eSearch/
検索・照会可能な情報	欧州共同体意匠
入力できる条件	ユーロロカルノ分類、所有者、代理人など
データ蓄積範囲	2006/1/5 以降
機械翻訳機能の有無	無し
バルク(一括)データ提供の有無	無し
バルク(一括)データの内容	確認できず
検索機能	簡易検索、詳細検索
表示機能	結果一覧表示 意匠番号、出願日、ロカルノ分類番号など それぞれの項目は折り畳み、表示順番の入れ替え可能
印刷・ダウンロード機能	画面表示された一覧及び 1 案件のみ印刷可
登録制か否か	Certificate にアクセスするためにはサインアップ&ログインが必要(無料)
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	無し
データ更新頻度（現地時間）	毎日
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	設立当初より電子データのみ。紙媒体は存在しない。

確認日：2015/3/16

図 2-20 eSearch plus(意匠) 画面キャプチャ

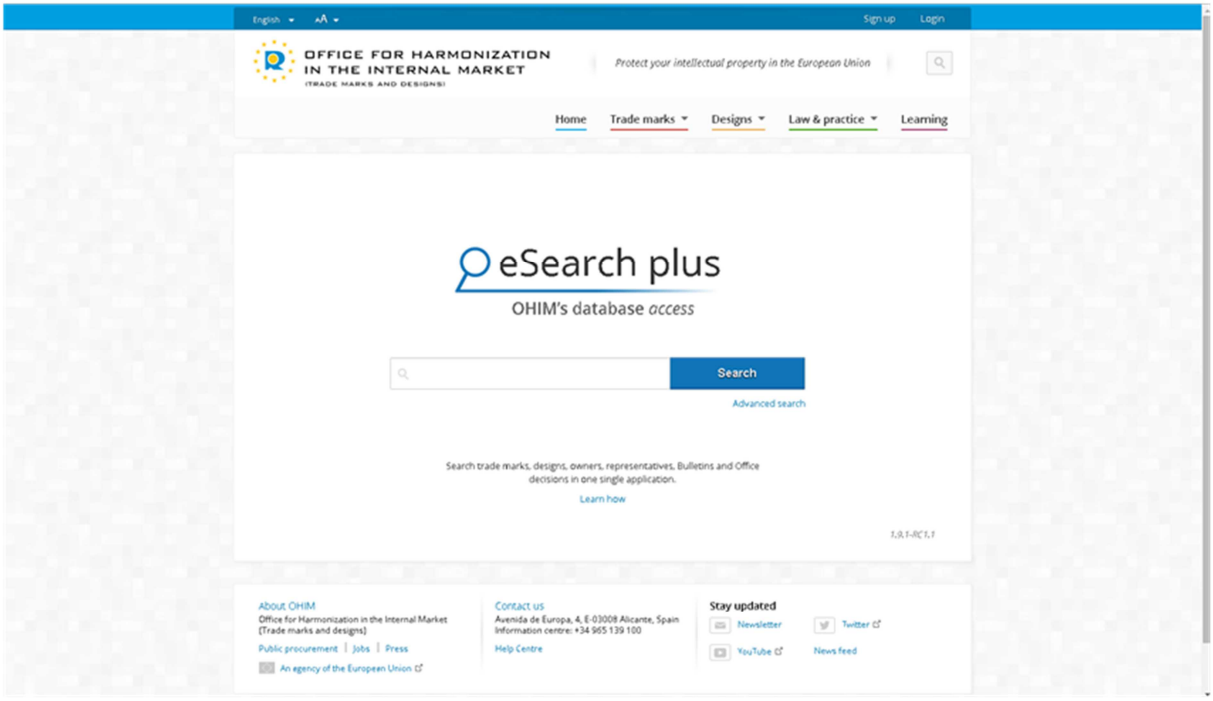

②商標

表 2-24 eSearch plus(商標) 概要

特許庁及び機関	Office for Harmonization in the Internal Market (OHIM)
サービスの名称	eSearch plus
法域等	商標
URL	https://oami.europa.eu/eSearch/
検索・照会可能な情報	欧州共同体商標
入力できる条件	登録番号、商標名、出願日、登録日など
データ蓄積範囲	2006/1/5 以降
機械翻訳機能の有無	無し
バルク(一括)データ提供の有無	確認できず
バルク(一括)データの内容	確認できず
検索機能	簡易検索、詳細検索
表示機能	確認できず
印刷・ダウンロード機能	確認できず
登録制か否か	無し
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	無し
データ更新頻度（現地時間）	毎日
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	確認できず

確認日：2015/3/16

図 2-21 eSearch plus(商標) 画面キャプチャ

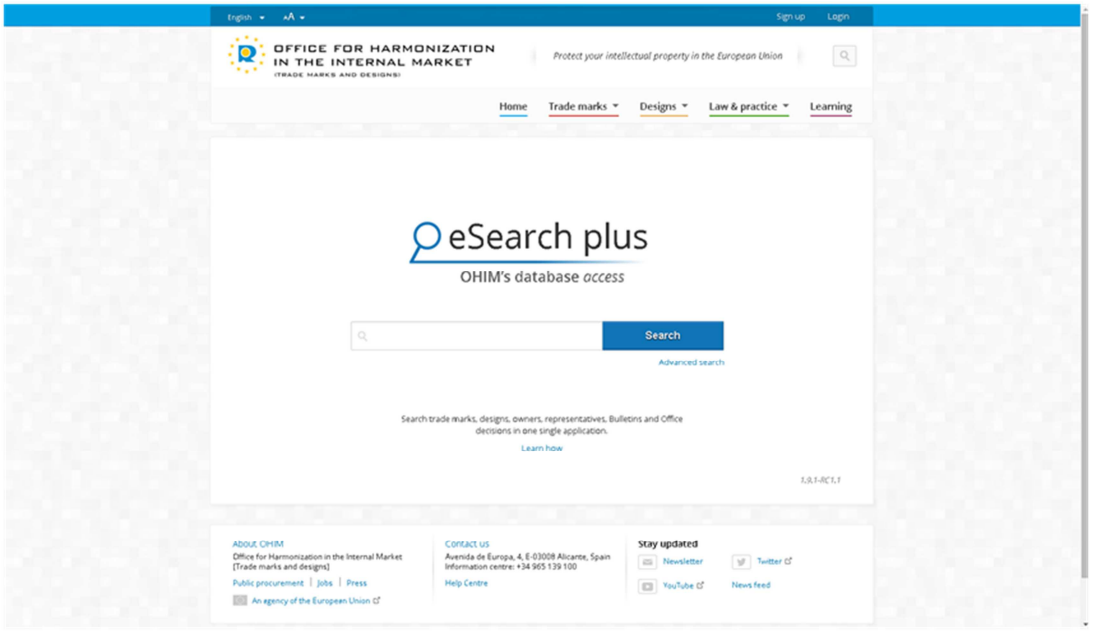

表 2-25 Designview 概要

特許庁及び機関	Office for Harmonization in the Internal Market (OHIM)
サービスの名称	Designview
法域等	意匠
URL	https://www.tmdn.org/tmdsview-web/welcome
検索・照会可能な情報	オーストリア、ブルガリア、ベネルクス知的所有権庁、キプロス、チェコ、ドイツ、デンマーク、エストニア、スペイン、フィンランド、フランス、イギリス、ギリシャ、クロアチア、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、リトアニア、ラトビア、モロッコ、マルタ、メキシコ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、スウェーデン、スロベニア、スロバキア、トルコ、欧州共同体商標意匠庁、世界知的所有権機関の意匠
入力できる条件	出願番号、登録番号、意匠名、権利者、出願日、登録日、ロカルノ分類など
データ蓄積範囲	確認できず
機械翻訳機能の有無	無し
バルク(一括)データ提供の有無	無し
バルク(一括)データの内容	確認できず
検索機能	簡易検索、詳細検索
表示機能	確認できず
印刷・ダウンロード機能	画面表示された一覧及び 1 案件のみ印刷可
登録制か否か	無し
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	無し
データ更新頻度（現地時間）	毎日
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	確認できず

確認日：2015/3/16

図 2-22 Designview 画面キャプチャ

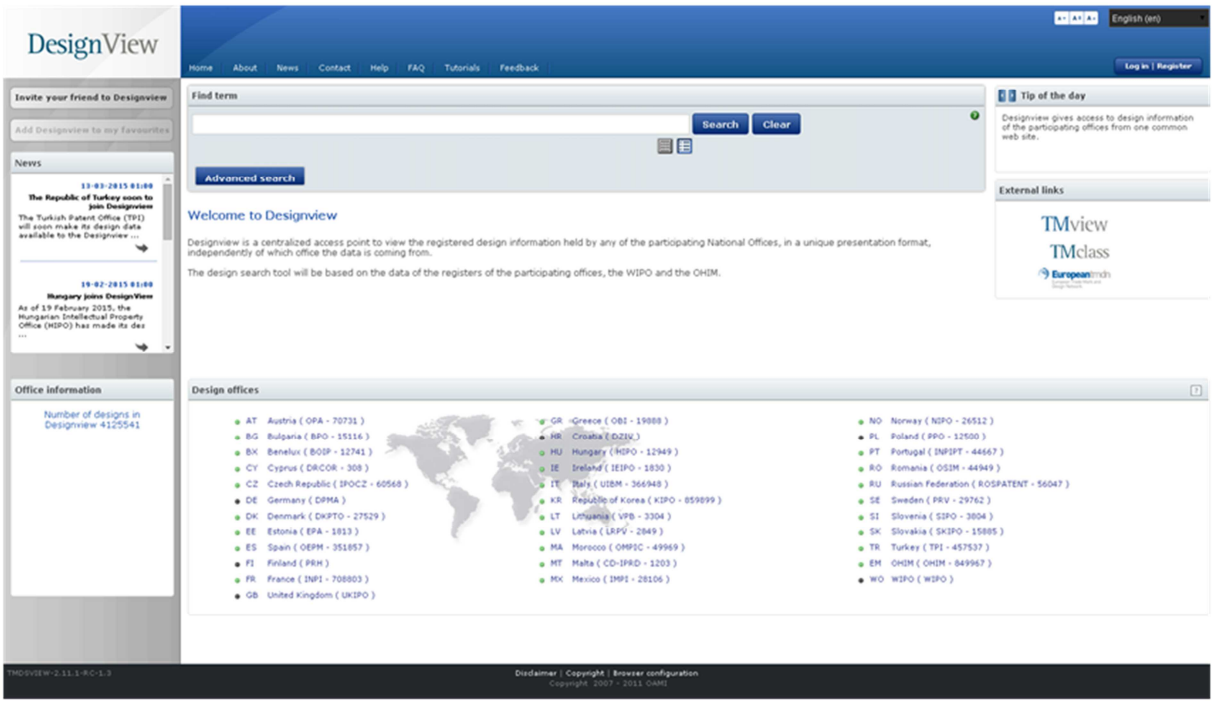

表 2-26 TM view 概要

特許庁及び機関	Office for Harmonization in the Internal Market (OHIM)
サービスの名称	TM view
法域等	商標
URL	https://www.tmdn.org/tmview/welcome.html
検索・照会可能な情報	オーストリア、ブルガリア、ベネルクス知的所有権庁、キプロス、チェコ、ドイツ、デンマーク、エストニア、スペイン、フィンランド、フランス、イギリス、ギリシャ、クロアチア、ハンガリー、アイルランド、アイスランド、イタリア、大韓民国、リトアニア、ラトビア、モロッコ、マルタ、メキシコ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、スウェーデン、スロベニア、スロバキア、チュニジア、トルコ、アメリカ、バミューダ、世界知的所有権機関の37か国の商標
入力できる条件	出願番号、登録番号、商標名、権利者、出願・登録日、分類など
データ蓄積範囲	確認できず
機械翻訳機能の有無	無し
バルク(一括)データ提供の有無	確認できず
バルク(一括)データの内容	確認できず
検索機能	簡易検索、詳細検索
表示機能	確認できず
印刷・ダウンロード機能	PDF
登録制か否か	無し
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	無し
データ更新頻度（現地時間）	確認できず
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	確認できず

確認日：2015/3/16

図 2-23 TM view 画面キャプチャ

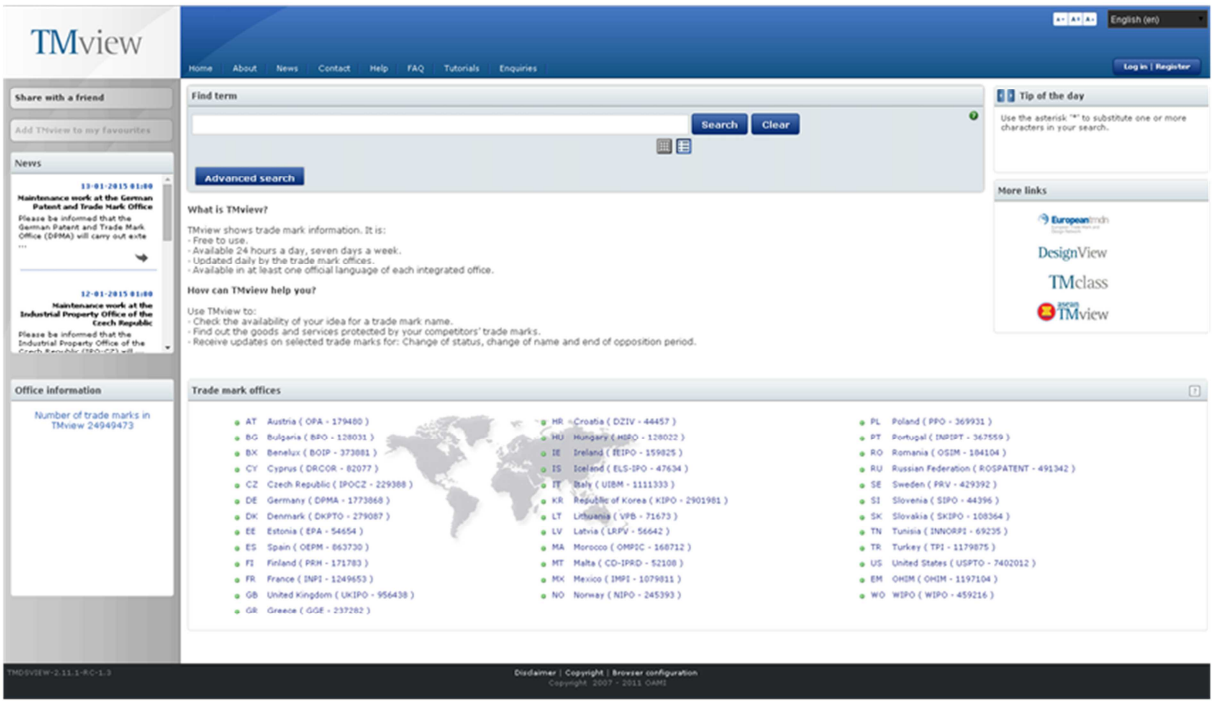

Office for Harmonization in the Internal Market (OHIM)の以下のサービスについては、eSearch plus にサービス移行した。

・RCD-Online
・CTM-online
・EUROLOCARNO
・TM-Class

(3)米国

表 2-27 PatFT: Patents 概要

特許庁及び機関	United States Patent and Trademark Office(USPTO)
サービスの名称	PatFT: Patents
法域等	特許、意匠
URL	http://patft.uspto.gov/
検索・照会可能な情報	米国登録特許・登録意匠
入力できる条件	キーワード、公報番号、出願番号、優先権主張番号、発行日、出願人、発明者、CPC、IPC 等
データ蓄積範囲	Full-Text は 1976 年以降、イメージデータは、1790 年以降
機械翻訳機能の有無	無し
バルク(一括)データ提供の有無	確認できず
バルク(一括)データの内容	確認できず
検索機能	簡易検索、詳細検索、番号検索
表示機能	【一覧】登録番号、発明の名称 【詳細】名称、発明者、出願人、IPC、CPC、出願番号、出願日、優先権主張番号、優先権主張日、要約、請求項等
印刷・ダウンロード機能	PDF　画面表示された一覧及び 1 案件の印刷可
登録制か否か	無し
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度(現地時間)	毎週火曜日
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	確認できず

確認日：2015/3/16

図 2-24 PatFT: Patents 画面キャプチャ

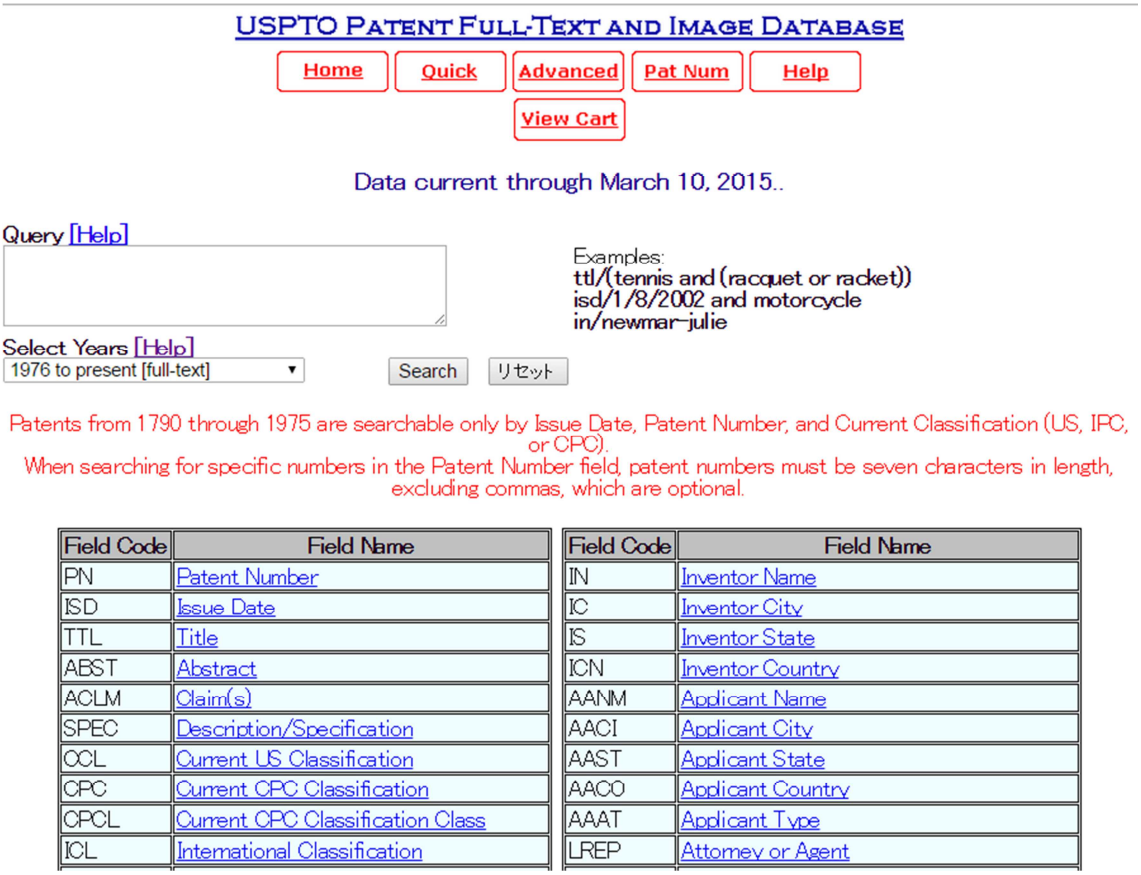

USPTO PATENT FULL-TEXT AND IMAGE DATABASE

Home | Quick | Advanced | Pat Num | Help | View Cart

Data current through March 10, 2015..

Query [Help]

Examples:
ttl/(tennis and (racquet or racket))
isd/1/8/2002 and motorcycle
in/newmar-julie

Select Years [Help]
1976 to present [full-text]

Search リセット

Patents from 1790 through 1975 are searchable only by Issue Date, Patent Number, and Current Classification (US, IPC, or CPC).
When searching for specific numbers in the Patent Number field, patent numbers must be seven characters in length, excluding commas, which are optional.

Field Code	Field Name	Field Code	Field Name
PN	Patent Number	IN	Inventor Name
ISD	Issue Date	IC	Inventor City
TTL	Title	IS	Inventor State
ABST	Abstract	ICN	Inventor Country
ACLM	Claim(s)	AANM	Applicant Name
SPEC	Description/Specification	AACI	Applicant City
OCL	Current US Classification	AAST	Applicant State
CPC	Current CPC Classification	AACO	Applicant Country
CPCL	Current CPC Classification Class	AAAT	Applicant Type
ICL	International Classification	LREP	Attorney or Agent

表 2-28 AppFT: Applications 概要

特許庁及び機関	United States Patent and Trademark Office(USPTO)
サービスの名称	AppFT: Applications
法域等	特許、意匠
URL	http://patft.uspto.gov/
検索・照会可能な情報	米国公開特許・意匠
入力できる条件	キーワード、公報番号、出願番号、優先権主張番号、発行日、出願人、発明者、CPC、IPC 等
データ蓄積範囲	2001 年 3 月以降
機械翻訳機能の有無	無し
バルク(一括)データ提供の有無	確認できず
バルク(一括)データの内容	確認できず
検索機能	簡易検索、詳細検索、番号検索
表示機能	【一覧】公開番号、発明の名称 【詳細】名称、発明者、出願人、IPC、CPC、出願番号、出願日、優先権主張番号、優先権主張日、要約、請求項等
印刷・ダウンロード機能	PDF　画面表示された一覧及び 1 案件の印刷可
登録制か否か	無し
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度(現地時間)	毎週火曜日
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	確認できず

確認日：2015/3/16

図 2-25 AppFT: Applications 画面キャプチャ

Field Code	Field Name
DN	Document Number
PD	Publication Date
TTL	Title
ABST	Abstract
ACLM	Claim(s)
SPEC	Description/Specification
CCL	Current US Classification
CPC	Current CPC Classification
CPCL	Current CPC Classification Class
ICL	International Classification
APT	Application Type
APN	Application Serial Number
APD	Application Date
FMID	Patent Family ID
PRAD	Priority Claim Date
PCT	PCT Information
PTAD	PCT Filing Document Date
PT3D	PCT Filing 371 Date
PRIR	Foreign Priority

Field Code	Field Name
IN	Inventor Name
IC	Inventor City
IS	Inventor State
ICN	Inventor Country
AANM	Applicant Name
AACI	Applicant City
AAST	Applicant State
AACO	Applicant Country
AAAT	Applicant Type
GOVT	Government Interest
AN	Assignee Name
AC	Assignee City
AS	Assignee State
ACN	Assignee Country
KD	Pre-Grant Publication Document Kind Code
PARN	Cross Reference to Related Applications
RLAP	Related US App. Data
RLFD	US Related Document Date
PPPD	Prior Published Document Date

表 2-29 Trademark Electronic Search System(TESS) 概要

特許庁及び機関	United States Patent and Trademark Office(USPTO)
サービスの名称	Trademark Electronic Search System(TESS)
法域等	商標
URL	http://tess2.uspto.gov/bin/gate.exe?f=tess&state=4802:v80j6z.1.1
検索・照会可能な情報	米国商標
入力できる条件	文字商標、形状商標、出願番号、登録番号、所有者、商品・役務など
データ蓄積範囲	確認できず
機械翻訳機能の有無	無し
バルク(一括)データ提供の有無	確認できず
バルク(一括)データの内容	確認できず
検索機能	簡易検索（新規利用者)、フィールド検索 、自由形式検索
表示機能	【一覧】出願番号、登録番号、商標名、経過情報、生死情報 【詳細】商標名、商品・役務区分、標章タイプコード、出願番号、出願日、商標の使用状況、権利者、等
印刷・ダウンロード機能	画面表示された一覧及び 1 案件の印刷可
登録制か否か	無し
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度(現地時間)	確認できず
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	確認できず

確認日：2015/3/16

図 2-26 Trademark Electronic Search System(TESS) 画面キャプチャ

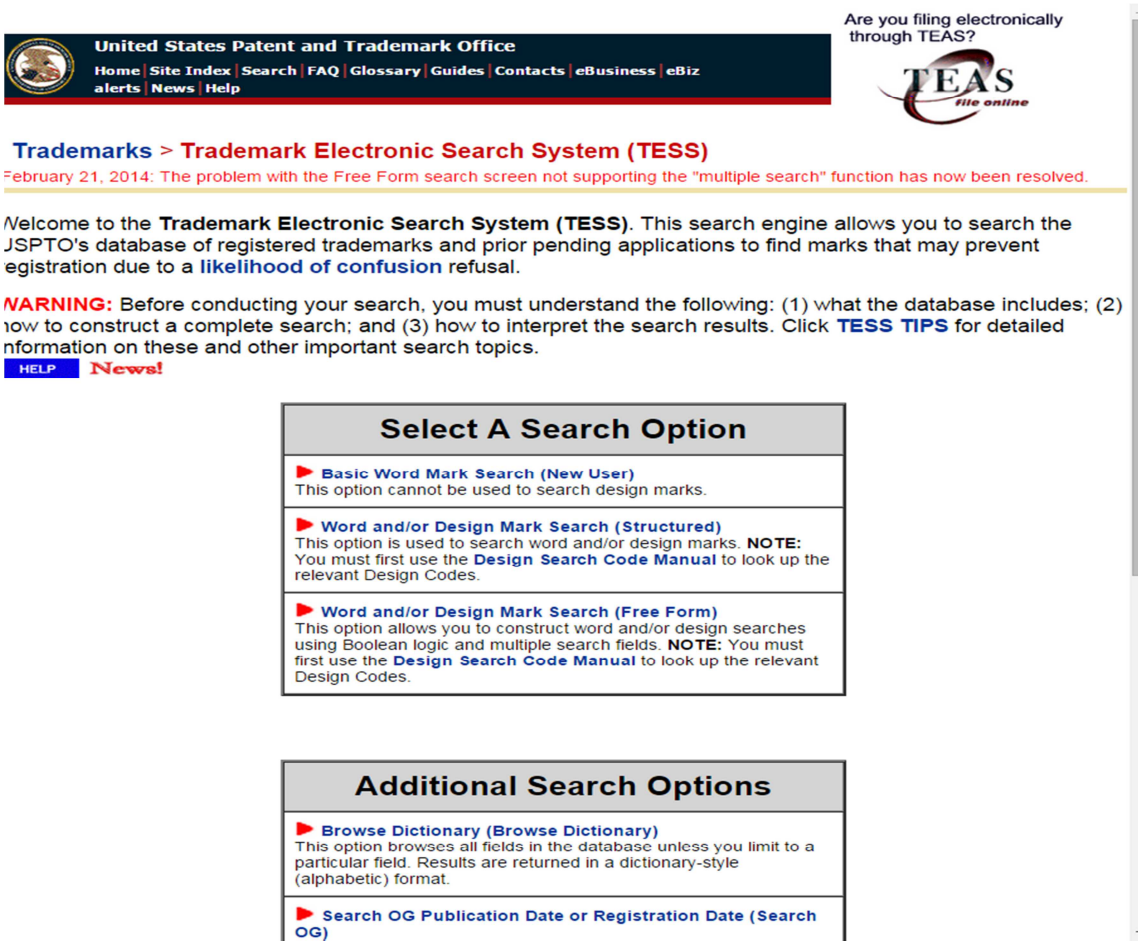

表 2-30 Patent Application Information Retrieval(PAIR) 概要

特許庁及び機関	United States Patent and Trademark Office(USPTO)
サービスの名称	Patent Application Information Retrieval(PAIR)
法域等	特許
URL	http://portal.uspto.gov/pair/PublicPair
検索・照会可能な情報	米国特許の審査経過情報、認証付出願書類、認証付包袋書類
入力できる条件	出願番号、コントロールナンバー（出願番号と同様)、登録番号、PCT 出願番号、公開番号
データ蓄積範囲	確認できず
機械翻訳機能の有無	無し
バルク(一括)データ提供の有無	無し
バルク(一括)データの内容	―
検索機能	番号検索
表示機能	書誌事項、審査履歴、審査経過書類、関連出願データ、特許期間調整、年金、公報表示、代理人、優先権、譲渡記録、引例表示
印刷・ダウンロード機能	画面表示された一覧及び案件のみ印刷可 Image File wrapper は PDF ダウンロード可
登録制か否か	無し
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度(現地時間)	確認できず
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	確認できず

確認日：2015/3/16

図 2-27 Patent Application Information Retrieval(PAIR) 画面キャプチャ

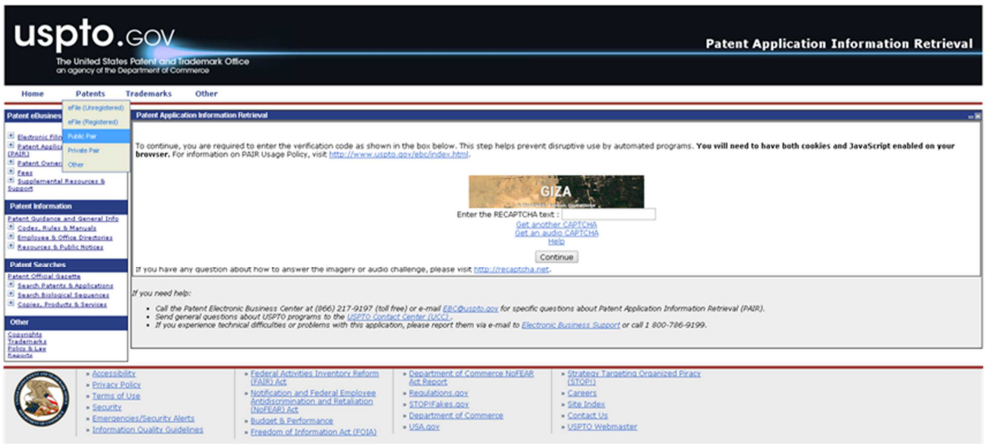

表 2-31 Official Gazette for Patents 概要

特許庁及び機関	United States Patent and Trademark Office(USPTO)
サービスの名称	Official Gazette for Patents
法域等	特許、意匠
URL	http://www.uspto.gov/learning-and-resources/official-gazette/official-gazette-patents
検索・照会可能な情報	米国特許を収録したオフィシャルガゼット
入力できる条件	米国特許分類、番号、出願人、発明者居住州、居住国
データ蓄積範囲	直近の 52 週 「Notices」のみ 1995 年以降
機械翻訳機能の有無	無し
バルク(一括)データ提供の有無	無し
バルク(一括)データの内容	ー
検索機能	発行ナンバーでの選択
表示機能	選択された発行ナンバーのガゼットに収録されている米国特許を表示
印刷・ダウンロード機能	画面表示された一覧及び案件のみ印刷可
登録制か否か	無し
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度(現地時間)	毎週火曜日
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	無し

確認日：2015/3/16

図 2-28 Official Gazette for Patents 画面キャプチャ

表 2-32 Trademark Official Gazette (TMOG)1 概要

特許庁及び機関	United States Patent and Trademark Office(USPTO)
サービスの名称	Trademark Official Gazette (TMOG)
法域等	商標
URL	https://tmog.uspto.gov/#issues=2015-03-10&pubReason=OPPOSITION&limit=20&orderBy=SERIAL_NR&order=ASC&view=review&subview=tile
検索・照会可能な情報	米国商標を収録したガゼット
入力できる条件	標章、文字、現在の所有者、マーク説明、商品・役務、追加ステートメント、代理人整理番号、出願番号、登録番号
データ蓄積範囲	確認できず
機械翻訳機能の有無	無し
バルク(一括)データ提供の有無	有り
バルク(一括)データの内容	PDF、XML、BUNDLE（案件ごとフォルダに格納されている）
検索機能	チェックボックスにチェックを入れてフィルタをかける方式の検索
表示機能	結果一覧：商標付き書誌事項リスト 案件ごと詳細表示：公開理由、文字標章、案件識別情報（出願番号/公開番号、出願日、公開日等)、標章情報(標準文字クレーム/標章図タイプ/免責事項)、商品・役務情報
印刷・ダウンロード機能	画面表示の印刷、ダウンロード共に可
登録制か否か	無し
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度(現地時間)	毎週火曜日
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	無し

確認日：2015/3/16

図 2-29 Trademark Official Gazette (TMOG)1 画面キャプチャ

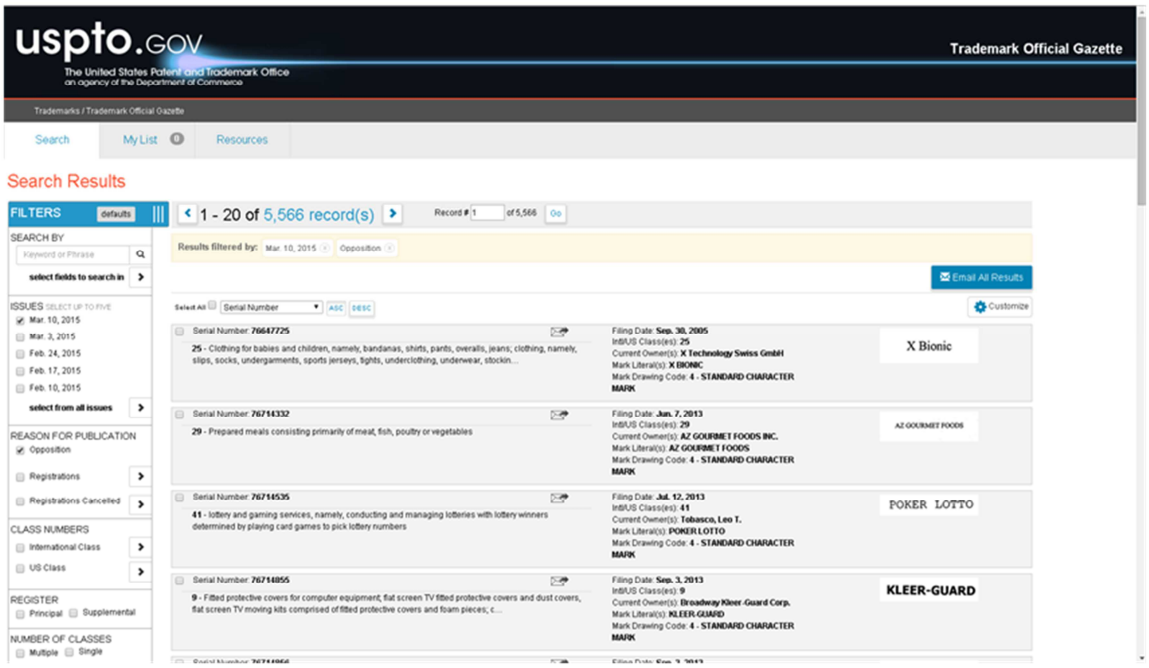

表 2-33 Trademark Official Gazette (TMOG)2 概要

特許庁及び機関	United States Patent and Trademark Office(USPTO)
サービスの名称	Trademark Official Gazette (TMOG)
法域等	商標
URL	http://www.uspto.gov/learning-and-resources/official-gazette/trademark-official-gazette-tmog
検索・照会可能な情報	米国商標を収録したガゼットの PDF
入力できる条件	オフィシャルガゼットのテキスト
データ蓄積範囲	2001/3/6 以降
機械翻訳機能の有無	無し
バルク(一括)データ提供の有無	有り
バルク(一括)データの内容	オフィシャルガゼット単位で PDF ダウンロード可
検索機能	リンクされている PDF のテキスト検索
表示機能	オフィシャルガゼットイメージ
印刷・ダウンロード機能	オフィシャルガゼット単位の PDF 印刷・ダウンロード可
登録制か否か	無し
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度(現地時間)	毎週火曜日
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	無し

確認日：2015/3/16

図 2-30 Trademark Official Gazette (TMOG)2 画面キャプチャ

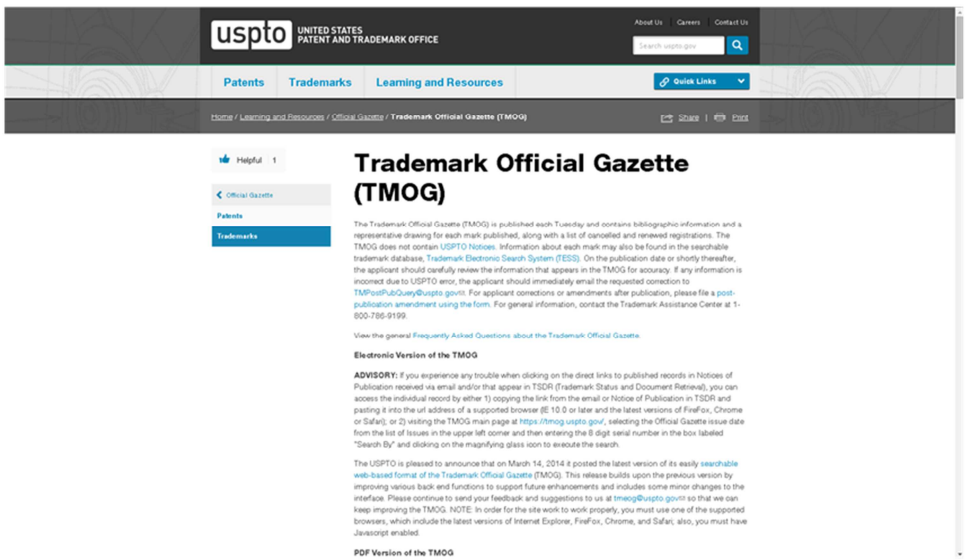

表 2-34 Assignments on the Web (AOTW) 概要

特許庁及び機関	United States Patent and Trademark Office(USPTO)
サービスの名称	Assignments on the Web (AOTW)
法域等	特許
URL	http://assignment.uspto.gov/
検索・照会可能な情報	米国特許の譲渡情報
入力できる条件	譲受人、譲渡人、出願番号、公開番号、登録番号、住所、発明の名称など
データ蓄積範囲	1980 年 8 月以降
機械翻訳機能の有無	無し
バルク(一括)データ提供の有無	不可
バルク(一括)データの内容	-
検索機能	フィールド検索
表示機能	譲受人、譲渡人、発行日、実行日、リール/フレーム番号（USPTO により付けられた登録書類の番号）等
印刷・ダウンロード機能	印刷のみ
登録制か否か	無し
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度(現地時間)	毎日
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	確認できず

確認日：2015/3/16

図 2-31 Assignments on the Web (AOTW) 画面キャプチャ

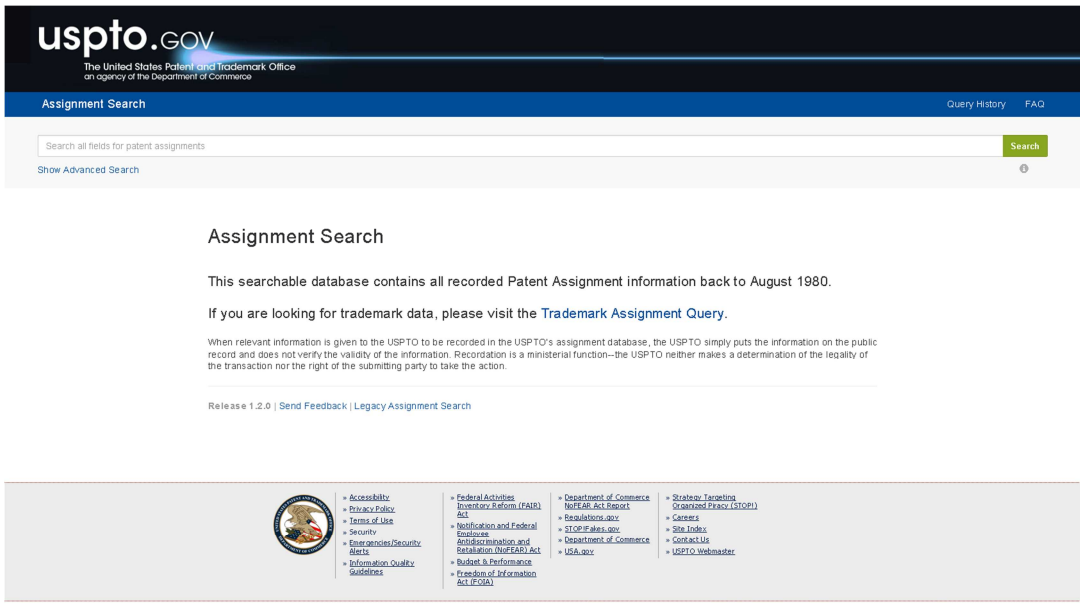

表 2-35 Trademark Status & Document Retrieval 概要

特許庁及び機関	United States Patent and Trademark Office(USPTO)
サービスの名称	Trademark Status & Document Retrieval
法域等	商標
URL	http://tsdr.uspto.gov/
検索・照会可能な情報	米国商標経過情報・包袋
入力できる条件	米国出願番号、米国登録番号、国際登録番号
データ蓄積範囲	確認できず
機械翻訳機能の有無	無し
バルク(一括)データ提供の有無	有り http://www.reedtech.com/products-services/ip-solutions/uspto-data-sets/
バルク(一括)データの内容	無料
検索機能	単一番号検索、複数番号検索
表示機能	【一覧】出願番号、登録番号、商標名、商品/役務、分類、使用開始日、管理代理人、審査履歴、出願ベース、経過情報 【詳細】商標名、商品・役務区分、標章タイプコード、出願番号、出願日、商標の使用状況、権利者など
印刷・ダウンロード機能	画面表示された一覧及び 2 案件の印刷可
登録制か否か	無し
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度(現地時間)	確認できず
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	確認できず

確認日：2015/3/16

図 2-32 Trademark Status & Document Retrieval 画面キャプチャ

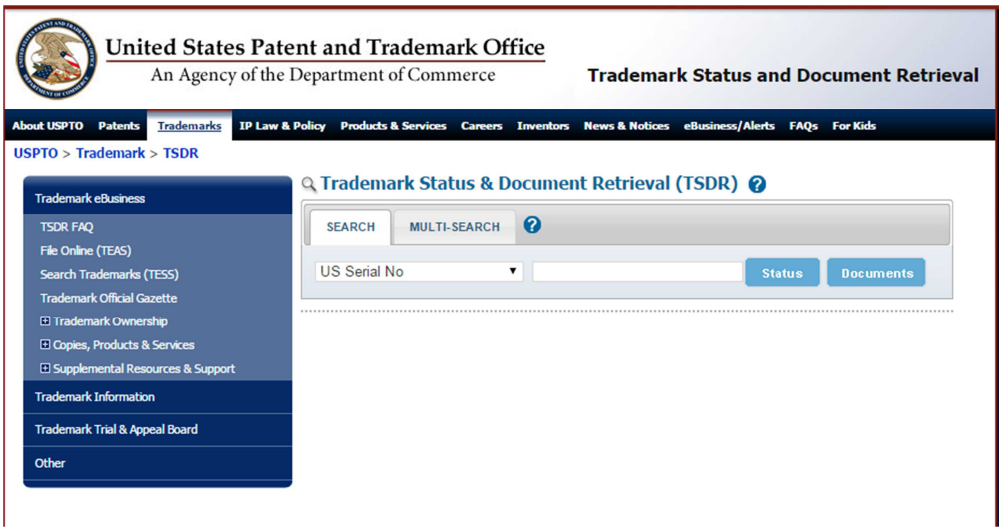

表 2-36 Trademark Document Retrieval System 概要

特許庁及び機関	United States Patent and Trademark Office(USPTO)
サービスの名称	Trademark Document Retrieval System
法域等	商標
URL	http://www.uspto.gov/trademarks/teas/TDR_page.jsp
検索・照会可能な情報	確認できず
入力できる条件	確認できず
データ蓄積範囲	確認できず
機械翻訳機能の有無	確認できず
バルク(一括)データ提供の有無	確認できず
バルク(一括)データの内容	確認できず
検索機能	確認できず
表示機能	確認できず
印刷・ダウンロード機能	確認できず
登録制か否か	確認できず
有料か無料か	確認できず
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度(現地時間)	確認できず
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	確認できず

確認日：2015/3/16

図 2-33 Trademark Document Retrieval System 画面キャプチャ

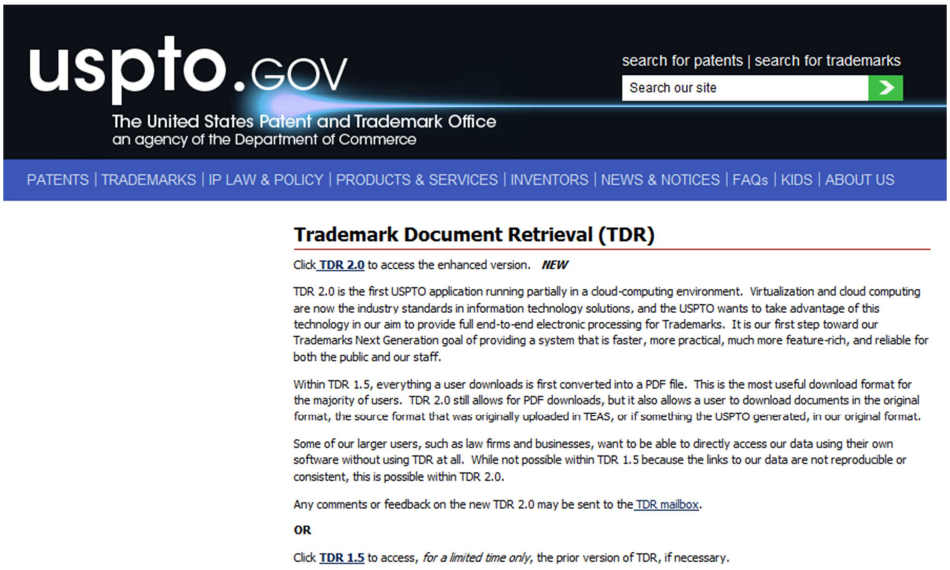

表 2-37 Assignments on the Web 概要

特許庁及び機関	United States Patent and Trademark Office(USPTO)
サービスの名称	Assignments on the Web
法域等	商標
URL	http://assignments.uspto.gov/assignments/?db=tm
検索・照会可能な情報	米国商標
入力できる条件	キーワード、出願番号、登録番号、譲渡/譲受人、出願人、権利者等
データ蓄積範囲	1955 年以降
機械翻訳機能の有無	無し
バルク(一括)データ提供の有無	有り http://www.reedtech.com/products-services/ip-solutions/uspto-data-sets/
バルク(一括)データの内容	無料
検索機能	フィールド検索
表示機能	出願番号、登録番号、商標名、商品/役務、分類、使用開始日、管理代理人、審査履歴、出願ベース、経過情報
印刷・ダウンロード機能	印刷のみ
登録制か否か	無し
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度(現地時間)	確認できず
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	確認できず

確認日：2015/3/16

図 2-34 Assignments on the Web 画面キャプチャ

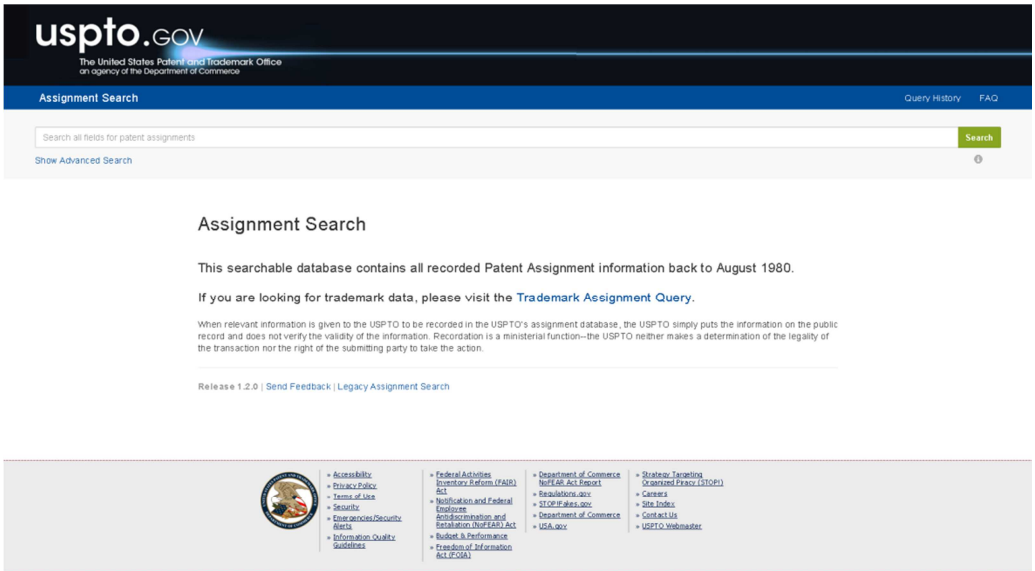

表 2-38 TTABVUE. Trademark Trial and Appeal Board Inquiry 概要

特許庁及び機関	United States Patent and Trademark Office(USPTO)
サービスの名称	TTABVUE. Trademark Trial and Appeal Board Inquiry
法域等	商標
URL	http://ttabvue.uspto.gov/ttabvue/
検索・照会可能な情報	米国商標審判
入力できる条件	キーワード、商標、出願番号、登録番号、審判番号、原告/被告等
データ蓄積範囲	確認できず
機械翻訳機能の有無	無し
バルク(一括)データ提供の有無	有り http://www.reedtech.com/products-services/ip-solutions/uspto-data-sets/
バルク(一括)データの内容	無料
検索機能	フィールド検索
表示機能	【一覧】出願番号、登録番号、商標名、生死情報、原告、被告、管理代理人、審査経過 【詳細】商標名、商品・役務区分、標章タイプコード、出願番号、出願日、商標の使用状況、権利者など
印刷・ダウンロード機能	印刷のみ
登録制か否か	無し
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度(現地時間)	確認できず
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	確認できず

確認日：2015/3/16

図 2-35 TTABVUE. Trademark Trial and Appeal Board Inquiry 画面キャプチャ

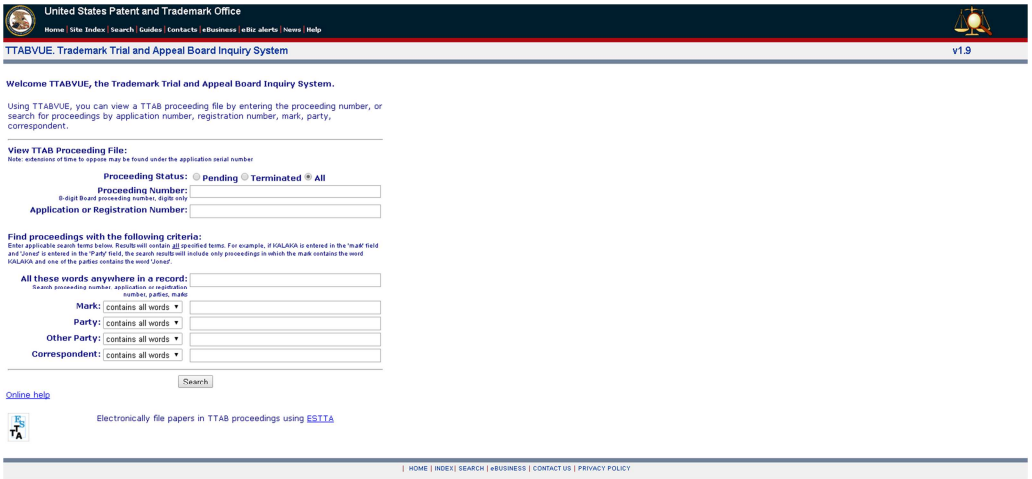

表 2-39 Kids’ Pages 概要

特許庁及び機関	United States Patent and Trademark Office(USPTO)
サービスの名称	Kids’ Pages
法域等	商標
URL	http://www.uspto.gov/web/offices/ac/ahrpa/opa/kids/kidsound.html
検索・照会可能な情報	米国商標
入力できる条件	無し
データ蓄積範囲	-
機械翻訳機能の有無	無し
バルク(一括)データ提供の有無	無し
バルク(一括)データの内容	無し
検索機能	無し
表示機能	登録例等紹介
印刷･ダウンロード機能	有り
登録制か否か	非登録性
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	無し
データ更新頻度(現地時間)	無し
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	無し

確認日：2015/3/16

図 2-36 Kids’ Pages 画面キャプチャ

表 2-40 Trademark Daily XML Files - Applications 概要

特許庁及び機関	United States Patent and Trademark Office(USPTO)
サービスの名称	Trademark Daily XML Files - Applications
法域等	商標
URL	http://patents.reedtech.com/tmappxml.php#1884-2014
検索・照会可能な情報	米国商標
入力できる条件	無し
データ蓄積範囲	[出願]1884.04.07 以降出願 [譲渡]1980.08 以降[審判]1955 以降
機械翻訳機能の有無	無し
バルク(一括)データ提供の有無	可
バルク(一括)データの内容	無料
検索機能	掲載日リスト（年度/日付単位の ZIP ファイル）の選択
表示機能	出願番号、登録番号、商標名、商品/役務、分類、使用開始日、管理代理人、審査履歴、出願ベース、経過情報
印刷・ダウンロード機能	ZIP ファイルダウンロード
登録制か否か	無し
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度(現地時間)	毎日
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	確認できず

確認日：2015/3/16

図 2-37 Trademark Daily XML Files - Applications 画面キャプチャ

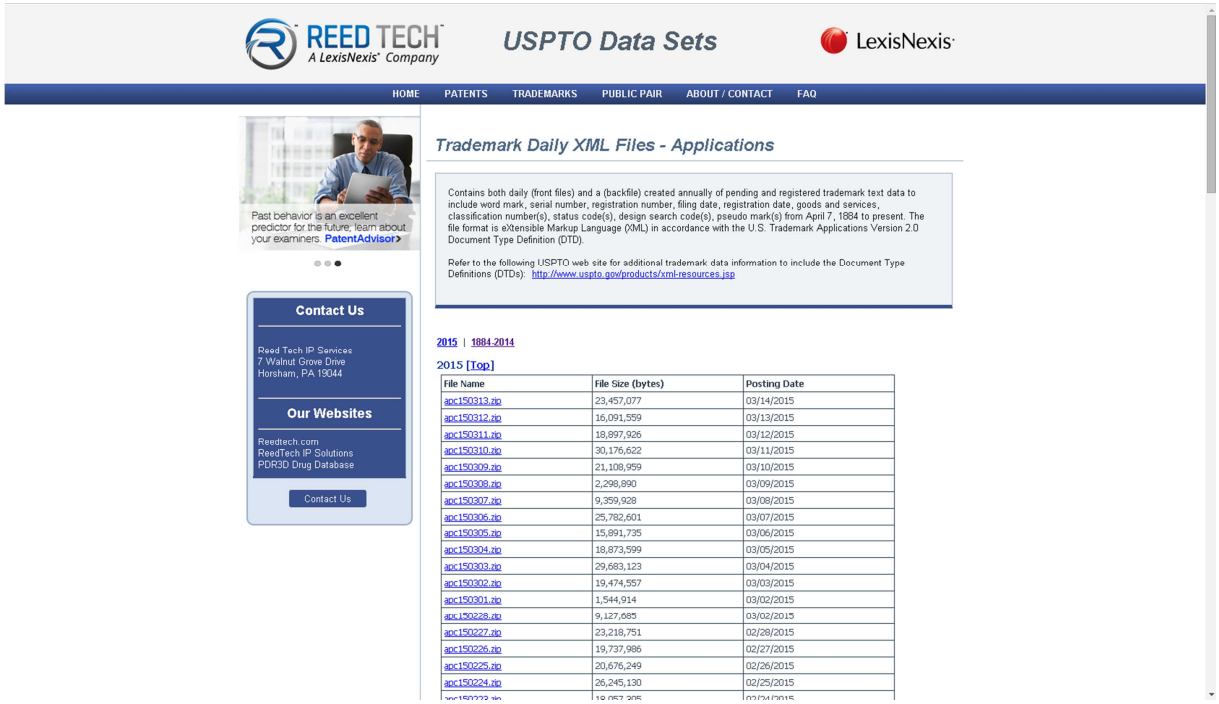

(4) 中国

表 2-41 专利检索与服务系统（Patent Search and Service System of SIPO） 概要

特許庁及び機関	State Intellectual Property Office or The P.R.C(SIPO)
サービスの名称	专利检索与服务系统（Patent Search and Service System of SIPO）
法域等	特許・実用新案・意匠
URL	http://www.pss-system.gov.cn/sipopublicsearch/search/searchHomeIndex.shtml
検索・照会可能な情報	中国特許、中国実用新案、中国意匠
入力できる条件	出願番号、公開(公告)番号、発明の名称、要約、請求項、経過情報、薬物名、CAS 番号など
データ蓄積範囲	1985 年 9 月 10 日以降
機械翻訳機能の有無	有り
バルク(一括)データ提供の有無	確認できず
バルク(一括)データの内容	確認できず
検索機能	簡易検索、複合検索、薬物名検索
表示機能	書誌事項、経過情報
印刷・ダウンロード機能	印刷のみ
登録制か否か	有り
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	有り
データ更新頻度(現地時間)	毎週水曜日
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	確認できず

確認日：2015/3/16

図 2-38 专利检索与服务系统（Patent Search and Service System of SIPO） 画面キャプチャ

表 2-42 专利检索与查询 概要

特許庁及び機関	State Intellectual Property Office or The P.R.C(SIPO)
サービスの名称	专利检索与查询
法域等	特許・実用新案・意匠
URL	http://epub.sipo.gov.cn/
検索・照会可能な情報	中国特許、中国実用新案、中国意匠
入力できる条件	公報発行号数、発行日、出願番号、出願日、出願人、分類、発明の名称、要約、代理人、優先権など
データ蓄積範囲	1985 年 9 月 10 日以降
機械翻訳機能の有無	無し
バルク(一括)データ提供の有無	確認できず
バルク(一括)データの内容	確認できず
検索機能	複合検索、番号検索
表示機能	【一覧】発明の名称、公報番号、発行日、出願番号、出願日、出願人、発明者、IPC、要約、代表図 【詳細】公報イメージデータの表示
印刷・ダウンロード機能	PDF
登録制か否か	無し
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度(現地時間)	毎週水曜日
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	確認できず

確認日：2015/3/16

図 2-39 专利检索与查询 画面キャプチャ

表 2-43 中国专利查询系统（The China Patent Unquiry System） 概要

特許庁及び機関	State Intellectual Property Office or The P.R.C(SIPO)
サービスの名称	中国专利查询系统（The China Patent Unquiry System）
法域等	特許・実用新案・意匠
URL	http://cpquery.sipo.gov.cn/
検索・照会可能な情報	中国特許、中国実用新案、中国意匠
入力できる条件	登録ユーザー：基本情報、手数料情報、審査情報（図形ファイルの閲覧とダウンロード)、公開公告情報、特許権証書情報 一般ユーザー：出願番号、登録番号、発明の名称、出願人、出願起算日、出願締切日
データ蓄積範囲	2010 年 2 月 10 日以降
機械翻訳機能の有無	無し
バルク(一括)データ提供の有無	確認できず
バルク(一括)データの内容	確認できず
検索機能	フィールド検索
表示機能	【一覧】発明の名称、出願番号、出願人、出願日、IPC 【詳細】出願番号、出願日、発明の名称、メイン IPC、経過情報、出願人、代理人、発明者、優先権情報、審査書類等
印刷・ダウンロード機能	表示のみ
登録制か否か	登録制
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度(現地時間)	登録ユーザーが照会するデータ: 毎日 一般ユーザーが照会するデータ: 週一回
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	確認できず

確認日：2015/3/16

図 2-40 中国专利查询系统（The China Patent Unquiry System） 画面キャプチャ

表 2-44 专利检索与查询／专利查询 概要

特許庁及び機関	State Intellectual Property Office or The P.R.C(SIPO)
サービスの名称	专利检索与查询 专利查询
法域等	特許・実用新案・意匠
URL	http://www.sipo.gov.cn/zljs/xxcx/
検索・照会可能な情報	中国特許、中国実用新案、中国意匠
入力できる条件	出願番号
データ蓄積範囲	2005 年 8 月 1 日以降
機械翻訳機能の有無	無し
バルク(一括)データ提供の有無	確認できず
バルク(一括)データの内容	確認できず
検索機能	番号検索
表示機能	年金支払い状況、代理人、年金システムなど
印刷・ダウンロード機能	表示のみ
登録制か否か	無し
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度(現地時間)	確認できず
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	確認できず

確認日：2015/3/16

サイトを確認できなかったため、画像データなし。

なお、以前提供されていた「专利检索」は、「专利检索与服务系统（公众部分)」にサービス移行している。

表 2-45 The China Patent Inquiry System 概要

特許庁及び機関	State Intellectual Property Office or The P.R.C(SIPO)
サービスの名称	The China Patent Inquiry System
法域等	特許・実用新案・意匠
URL	http://www.cpquery.gov.cn/index.jsp?language=en_us
検索・照会可能な情報	中国特許、中国実用新案、中国意匠
入力できる条件	1. 登録ユーザーの場合：使用できない為、確認できず 2. 一般ユーザーの場合：出願番号/特許番号、発明の名称、出願人、出願起算日、出願締切日
データ蓄積範囲	1.書誌的事項、年金情報: 1985 年 4 月 1 日以降　2. 公開情報、審査情報: 2010 年 2 月 10 日以降
機械翻訳機能の有無	無し
バルク(一括)データ提供の有無	有り
バルク(一括)データの内容	登録ユーザーのみがリストを XML、EXCEL でダウンロード可能
検索機能	出願番号、発明の名称、最初の出願人、出願開始日、出願終了日、代理人、出願の方法、出願の種類
表示機能	書誌事項、審査情報
印刷・ダウンロード機能	登録ユーザー：審査情報、公開/公告公報（2012 年 4 月以降）及び特許権証書のダウンロード可能
登録制か否か	無し（電子出願の登録ユーザーのみが登録可能）
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	無し
データ更新頻度(現地時間)	登録ユーザー: 書誌的事項、 納付情報及び審査情報は毎日更新 公開情報は毎週水曜日 一般ユーザー： 審査情報は毎日更新 書誌的事項、納付情報、公開情報は毎週水曜日
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	オンラインのみ

確認日：2015/3/16

図 2-41 The China Patent Inquiry System 画面キャプチャ

表 2-46 商标近似查询 概要

特許庁及び機関	中国工商局
サービスの名称	商标近似查询
法域等	商標
URL	http://sbcx.saic.gov.cn:9080/tmois/wscxsy_getIndex.xhtml
検索・照会可能な情報	中国商標
入力できる条件	分類、登録番号、商標名
データ蓄積範囲	確認できず
機械翻訳機能の有無	無し
バルク(一括)データ提供の有無	確認できず
バルク(一括)データの内容	確認できず
検索機能	フィールド検索
表示機能	書誌事項
印刷・ダウンロード機能	印刷のみ
登録制か否か	無し
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度(現地時間)	確認できず
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	確認できず

確認日：2015/3/16

図 2-42 商标近似查询 画面キャプチャ

表 2-47 商标综合查询 概要

特許庁及び機関	中国工商局
サービスの名称	商标综合查询
法域等	商標
URL	http://sbcx.saic.gov.cn:9080/tmois/wszhcx_getZhcx.xhtml
検索・照会可能な情報	中国商標
入力できる条件	商標、商標番号、出願人、分類、登録番号、商標名、権利者
データ蓄積範囲	確認できず
機械翻訳機能の有無	無し
バルク(一括)データ提供の有無	確認できず
バルク(一括)データの内容	確認できず
検索機能	フィールド検索
表示機能	一覧表示及び1件毎の商標付き詳細表示 *詳細表示にはワンタイム認証コードの入力が必要
印刷・ダウンロード機能	印刷のみ
登録制か否か	無し
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度(現地時間)	確認できず
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	確認できず

確認日：2015/3/16

図 2-43 商标综合查询 画面キャプチャ

表 2-48 商标状态查询 概要

特許庁及び機関	中国工商局
サービスの名称	商标状态查询
法域等	商標
URL	http://sbcx.saic.gov.cn:9080/tmois/wscxsy_getIndex.xhtml
検索・照会可能な情報	中国商標の経過情報
入力できる条件	出願番号
データ蓄積範囲	確認できず
機械翻訳機能の有無	無し
バルク(一括)データ提供の有無	確認できず
バルク(一括)データの内容	確認できず
検索機能	フィールド検索
表示機能	審査経過
印刷・ダウンロード機能	印刷のみ
登録制か否か	無し
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度(現地時間)	確認できず
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	確認できず

確認日：2015/3/16

図 2-44 商标状态查询 画面キャプチャ

表 2-49 商标公告 概要

特許庁及び機関	中国工商局
サービスの名称	商标公告
法域等	商標
URL	http://sbj.saic.gov.cn/sbgg/
検索・照会可能な情報	中国商標
入力できる条件	確認できず
データ蓄積範囲	確認できず
機械翻訳機能の有無	無し
バルク(一括)データ提供の有無	確認できず
バルク(一括)データの内容	確認できず
検索機能	無し
表示機能	異議申立期間ごとの商標公告公報のリスト表示
印刷・ダウンロード機能	確認できず
登録制か否か	確認できず
有料か無料か	確認できず
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度(現地時間)	確認できず
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	確認できず

確認日：2015/3/16

図 2-45 商标公告 画面キャプチャ

表 2-50 China Intellectual Property Right Net(CNIPR)中外专利数据库服务平台 概要

特許庁及び機関	China Intellectual Property Right Net(CNIPR)
サービスの名称	China Intellectual Property Right Net(CNIPR)中外专利数据库服务平台
法域等	特許・実用新案・意匠
URL	http://search.cnipr.com/pages!advSearch.action
検索・照会可能な情報	中国特許、中国実用新案、中国意匠、香港特許、台湾特許、米国、日本、イギリス、ドイツ、フランスなど外国特許（カナダ、EPO、WIPO、スイス及びその他の 98 の国や組織）
入力できる条件	出願番号、登録番号、出願日、公開番号、登録番号、公開日、名称、要約、特許請求の範囲、詳細な説明、出願人、発明者、創作者など
データ蓄積範囲	1985 年 9 月 10 日以降
機械翻訳機能の有無	有り
バルク(一括)データ提供の有無	有り （IPPH 社より購入可能）
バルク(一括)データの内容	確認できず
検索機能	フィールド検索
表示機能	書誌的事項、経過情報
印刷・ダウンロード機能	画面表示された一覧及び 1 案件のみ印刷/ダウンロード可
登録制か否か	日本語版/英語版は登録制
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	有り
データ更新頻度(現地時間)	毎週水曜日
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	有り

確認日：2015/3/16

図 2-46 CNIPR 中外专利数据库服务平台 画面キャプチャ

(5)韓国

・KIPRIS

①特許・実用新案

表 2-51 Korea Intellectual Property Right Information Service(KIPRIS)(特許) 概要

特許庁及び機関	Korea Institute of Patent Information(KIPI)
サービスの名称	Korea Intellectual Property Right Information Service (KIPRIS)
法域等	特許、実用新案
URL	http://www.kipris.or.kr/khome/main.jsp
検索・照会可能な情報	韓国特許、韓国実用新案
入力できる条件	発明の名称、要約、請求項、全文、経過情報、出願番号、出願日、公開番号、公開日、登録番号、登録日、出願人、発明者、代理人、権利者、IPC など
データ蓄積範囲	1. 特許 1)未審査：1983.03.25 以降 2)審査済み：1948.06.20 以降 2.実用新案 1)未審査：1983.03.25 以降 2)審査済み：1948.06.20 以降
機械翻訳機能の有無	有料サービス(会員登録要)
バルク(一括)データ提供の有無	有り(会員登録要)
バルク(一括)データの内容	詳細不明
検索機能	簡易検索、複合検索
表示機能	経過情報付サムネイル表示 経過情報付テキスト表示 経過情報付代表図表示 経過情報付全図表示(*IE のみ対応) 結果グルーピング表示(登録年/発行年/出願年/IPC/出願人)
印刷・ダウンロード機能	結果一覧のエクセルダウンロード/印刷 案件ごと詳細印刷 案件ごと公報 PDF ダウンロード
登録制か否か	登録制
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度(現地時間)	毎日
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	CD-ROM *KPA のみ

確認日：2015/3/16

図 2-47 Korea Intellectual Property Right Information Service(KIPRIS) 画面キャプチャ

②意匠

表 2-52 Korea Intellectual Property Right Information Service (KIPRIS)(意匠) 概要

特許庁及び機関	Korea Institute of Patent Information(KIPI)
サービスの名称	Korea Intellectual Property Right Information Service (KIPRIS)
法域等	意匠
URL	http://kdtj.kipris.or.kr/kdtj/searchLogina.do?method=loginDG
検索・照会可能な情報	韓国意匠
入力できる条件	意匠にかかる物品、意匠の説明、IDC、ロカルノ分類、経過情報、出願番号、出願日、登録番号、登録日、出願人、創作者、代理人、権利者など
データ蓄積範囲	1)出願：1996.08.30 以降 2)審査済み：1948.11.20 以降
機械翻訳機能の有無	有料サービス(会員登録要)
バルク(一括)データ提供の有無	有り(会員登録要)
バルク(一括)データの内容	詳細不明
検索機能	簡易検索、複合検索
表示機能	経過情報付サムネイル表示 経過情報付テキスト表示 経過情報付代表図表示 経過情報付全図表示(*IE のみ対応)
印刷・ダウンロード機能	結果一覧のエクセルダウンロード/印刷 案件ごと詳細印刷 案件ごと公報 PDF ダウンロード
登録制か否か	登録制
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度(現地時間)	毎日
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	確認できず

確認日：2015/3/16

図 2-48 Korea Intellectual Property Right Information Service(KIPRIS) 画面キャプチャ

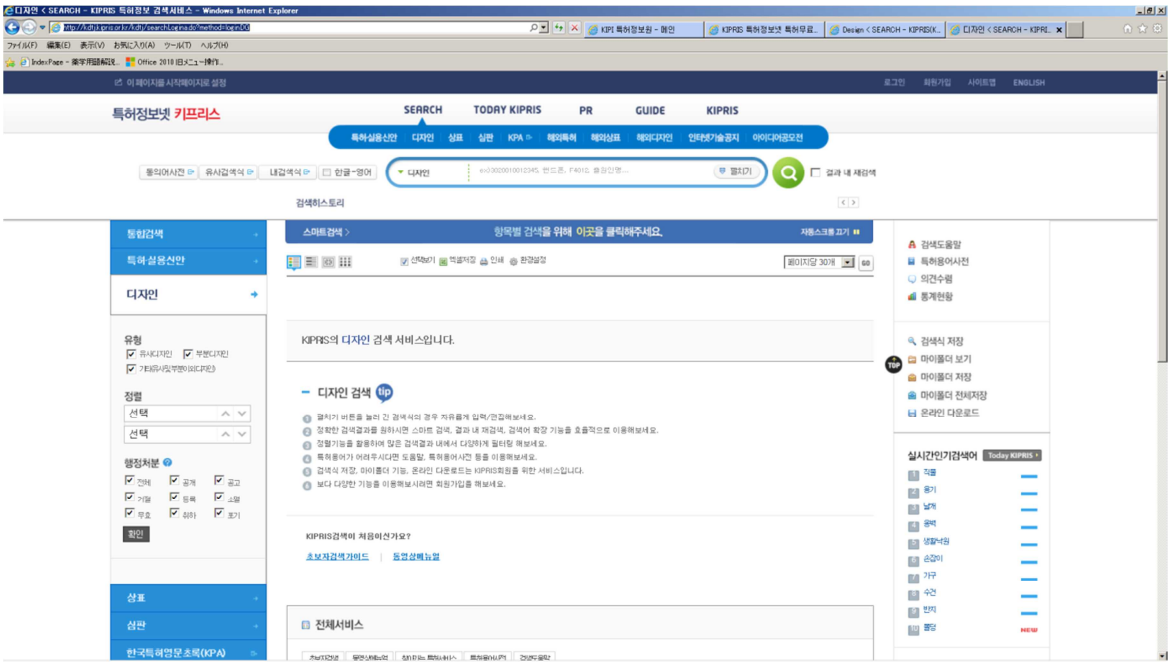

③商標

表 2-53 Korea Intellectual Property Right Information Service (KIPRIS)(商標) 概要

特許庁及び機関	Korea Institute of Patent Information(KIPI)
サービスの名称	Korea Intellectual Property Right Information Service (KIPRIS)
法域等	商標
URL	http://kdtj.kipris.or.kr/kdtj/searchLogina.do?method=loginTM
検索・照会可能な情報	韓国商標
入力できる条件	トレードマーク・サービスマークなどの種別、文字商標・図形商標などの種別、経過情報、文字商標、区分、出願番号、出願日、出願人、代理人、権利者など
データ蓄積範囲	1)出願：1950.03.20 以降 2)審査済み：1950.11.11 以降
機械翻訳機能の有無	有料サービス(会員登録要)
バルク(一括)データ提供の有無	有り(会員登録要)
バルク(一括)データの内容	詳細不明
検索機能	簡易検索、複合検索
表示機能	1. 経過情報付サムネイル表示 2. 経過情報付代表図表示
印刷・ダウンロード機能	1.結果一覧のエクセルダウンロード/印刷 2.案件ごと詳細印刷 3.案件ごと公報 PDF ダウンロード
登録制か否か	登録制
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度(現地時間)	毎日
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	確認できず

確認日：2015/3/16

図 2-49 Korea Intellectual Property Right Information Service(KIPRIS)(商標) 画面キャプチャ

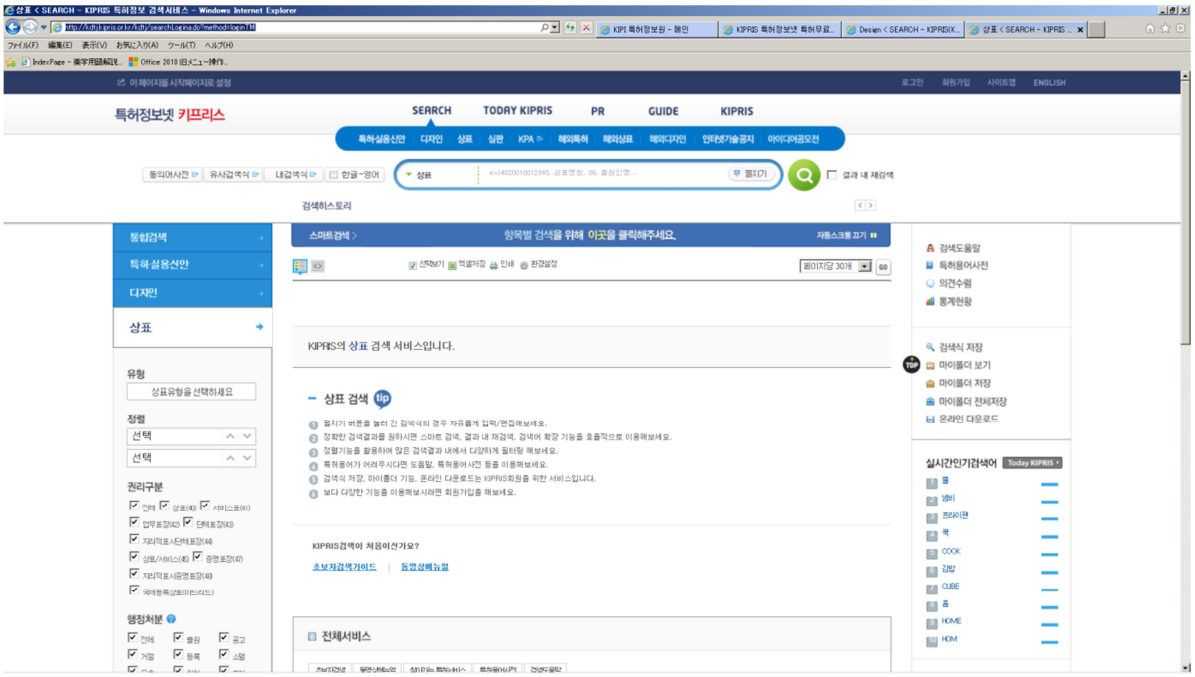

表 2-54 KIPRIS Plus 概要

特許庁及び機関	Korea Institute of Patent Information(KIPI)
サービスの名称	KIPRIS Plus
法域等	特許・実用新案・意匠・商標
URL	http://plus.kipris.or.kr/portal/main.do
検索・照会可能な情報	米国、欧州、日本、中国、イギリス、ドイツ、フランスの特許、実用新案、意匠、商標
入力できる条件	確認できず
データ蓄積範囲	確認できず
機械翻訳機能の有無	-
バルク(一括)データ提供の有無	有り
バルク(一括)データの内容	提供商品種類は多様（有料）
検索機能	無
表示機能	-
印刷・ダウンロード機能	-
登録制か否か	登録制
有料か無料か	有料
APIの提供の有無	有り
データ更新頻度(現地時間)	毎日
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	E-mail, HDD, USB, DVD

確認日：2015/3/17

図 2-50 KIPRIS Plus 画面キャプチャ

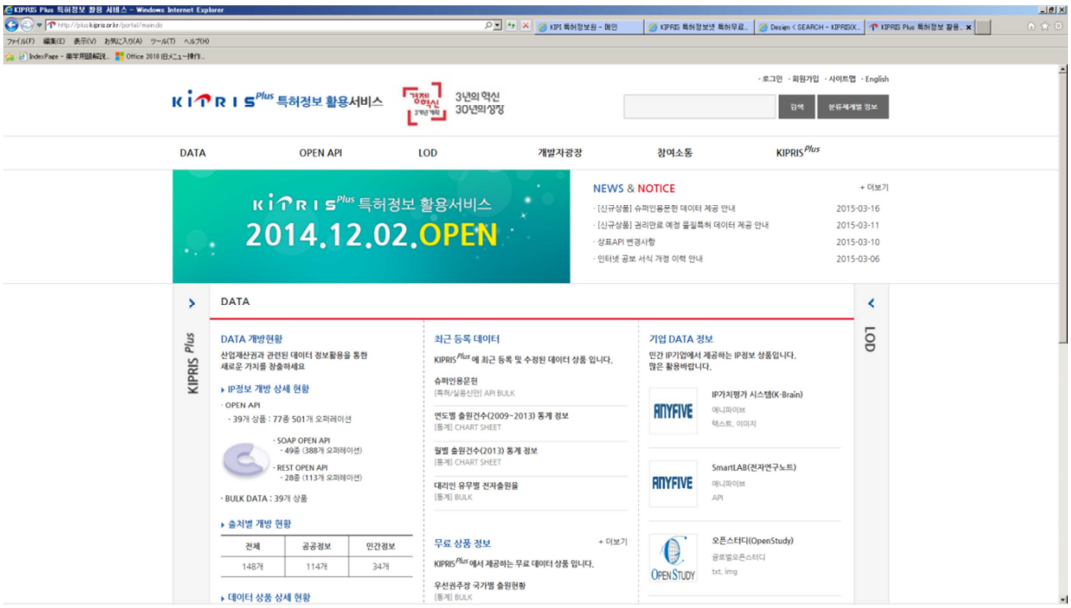

(6)台湾

中華民國專利資訊檢索系統(Taiwan Patent Serach)

①特許・実用新案

表 2-55 中華民國專利資訊檢索系統(Taiwan Patent Serach)(特許・実用新案) 概要

特許庁及び機関	Intellectual Property Office MOEA R.O.C (TIPO)
サービスの名称	中華民國專利資訊檢索系統(Taiwan Patent Serach)
法域等	特許・実用新案
URL	http://twpat2.tipo.gov.tw/tipotwoc/tipotwkm
検索・照会可能な情報	台湾特許、台湾実用新案公報
入力できる条件	公開番号、公告番号、証書番号、出願番号、公開日、出願日、優先権日、IPC、発明者、特許権者、要約、請求項、引用文献等
データ蓄積範囲	公開特許：2003 年 5 月 1 日以降 実用新案：1997 年 1 月 1 日以降 登録特許：1993 年 1 月 1 日以降
機械翻訳機能の有無	案件により Google Translate
バルク(一括)データ提供の有無	有り
バルク(一括)データの内容	発行日ごとダウンロードは無料
検索機能	簡易検索、論理演算検索、複合検索、フィールド検索
表示機能	リスト表示（番号、日付、出願人、名称、要約、優先権、IPC など） 代表図付き表示、要約・請求項含むテキスト表示、 案件ごと詳細表示
印刷・ダウンロード機能	結果一覧のダウンロード(xls、csv､txt) 案件ごと公報 PDF ダウンロード
登録制か否か	無し
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	有り
データ更新頻度(現地時間)	月３回
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	DVD、HDD、FTP、e-mail、Data Cartridge

確認日：2015/3/16

図 2-51 中華民國專利資訊檢索系統(Taiwan Patent Serach)(特許・実用新案) 画面キャプチャ

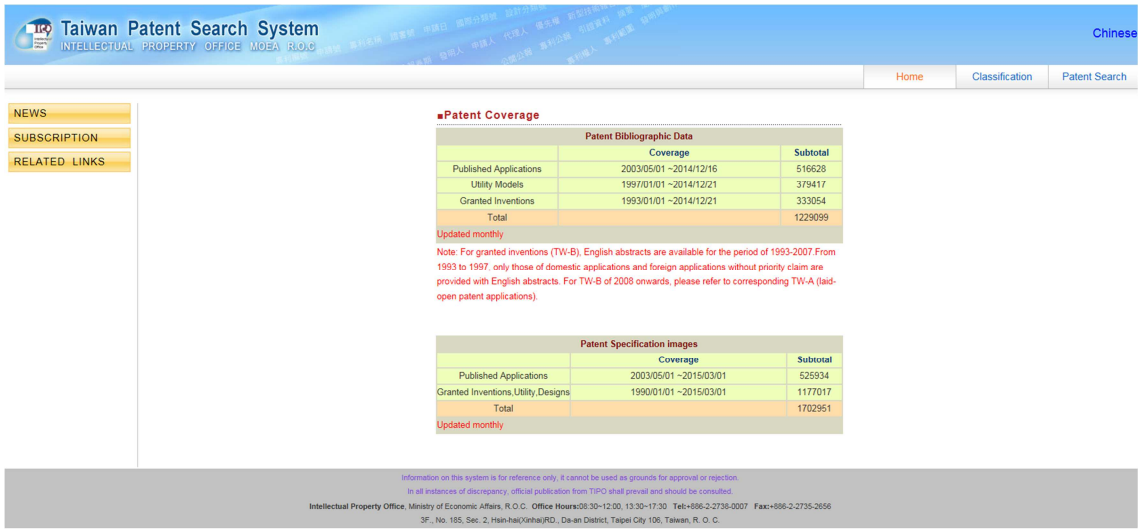

②意匠

表 2-56 中華民國專利資訊檢索系統(Taiwan Patent Search)(意匠) 概要

特許庁及び機関	Intellectual Property Office MOEA R.O.C (TIPO)
サービスの名称	中華民國專利資訊檢索系統(Taiwan Paten Serach)
法域等	意匠
URL	http://twpat2.tipo.gov.tw/tipotwoc/tipotwkm
検索・照会可能な情報	台湾意匠
入力できる条件	ロカルノ分類、名称、出願番号、出願人・権利者等
データ蓄積範囲	1990 年 1 月 1 日以降
機械翻訳機能の有無	案件により Google Translate
バルク(一括)データ提供の有無	有り
バルク(一括)データの内容	発行日ごとダウンロードは無料
検索機能	フィールド検索
表示機能	リスト表示（番号、日付、出願人、名称、ロカルノ分類等） 代表図付き表示、案件ごと詳細表示
印刷・ダウンロード機能	結果一覧のダウンロード(xls、csv､txt) 案件ごと公報 PDF ダウンロード
登録制か否か	無し
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	有り
データ更新頻度(現地時間)	月 3 回
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	DVD、HDD、FTP、e-mail、Data Cartridge

確認日：2015/3/16

図 2-52 中華民國專利資訊檢索系統(Taiwan Paten Serach)(意匠) 画面キャプチャ

表 2-57 商標資料検索(Word Mark Search) 概要

特許庁及び機関	Intellectual Property Office MOEA R.O.C (TIPO)
サービスの名称	商標資料検索(Word Mark Search)
法域等	商標
URL	http://tmsearch.tipo.gov.tw/TIPO_DR/index.jsp
検索・照会可能な情報	台湾商標
入力できる条件	商品役務の名称分類、図形文字、登録簿、ウィーン分類、案件履歴、図形、処分書、出願人検索等
データ蓄積範囲	2011 年 9 月 16 日以降
機械翻訳機能の有無	無し
バルク(一括)データ提供の有無	無し
バルク(一括)データの内容	ー
検索機能	論理演算検索、フィールド検索、案件進捗状況検索
表示機能	リスト表示（番号、日付、出願人・権利者、商標)、詳細一覧、図面一覧
印刷・ダウンロード機能	結果一覧のダウンロード(xls)/印刷 案件ごと印刷
登録制か否か	無し
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度(現地時間)	確認できず
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	確認できず

確認日：2015/3/16

図 2-53 商標資料検索(Word Mark Search) 画面キャプチャ

(7) ドイツ

表 2-58 DPMAregister Patents and utility models 概要

特許庁及び機関	German Patent and Trade Mark Office (DPMA)
サービスの名称	DPMAregister Patents and utility models
法域等	特許、実用新案
URL	https://register.dpma.de/DPMAregister/pat/uebersicht
検索・照会可能な情報	ドイツ特許、ドイツ実用新案
入力できる条件	出願番号、公報番号、発明の名称、出願人、権利者、発明者、発行日、IPC、優先権情報等
データ蓄積範囲	1950 年以降
機械翻訳機能の有無	無し
バルク(一括)データ提供の有無	有り
バルク(一括)データの内容	書誌リスト
検索機能	初心者用検索、熟練者用検索、定常監視
表示機能	リスト表示（番号、日付、出願人、名称、IPC、経過情報等)、案件ごと詳細表示
印刷・ダウンロード機能	結果一覧のダウンロード(xls) 案件ごと PDF ダウンロード
登録制か否か	無し
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度(現地時間)	特許公報：毎週木曜日
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	個人、中小企業向けに登録制による E-mail 配信サービス有

確認日：2015/3/16

図 2-54 DPMAregister Patents and utility models 画面キャプチャ

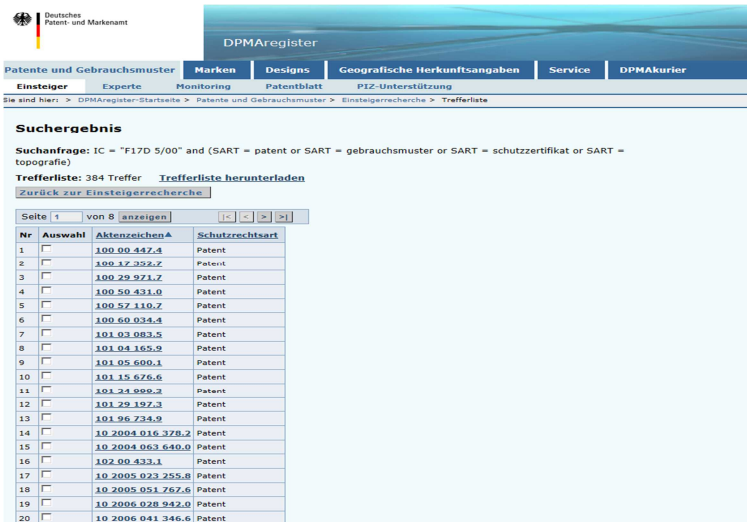

表 2-59 DPMAregister Designs 概要

特許庁及び機関	German Patent and Trade Mark Office (DPMA)
サービスの名称	DPMAregister Designs
法域等	意匠
URL	https://register.dpma.de/DPMAregister/gsm/uebersicht
検索・照会可能な情報	ドイツ意匠
入力できる条件	登録番号、出願番号、意匠番号、登録日、商品名、権利者、商品分類、発行日、ロカルノ分類、優先権情報等
データ蓄積範囲	1988 年 7 月 1 日以降
機械翻訳機能の有無	無し
バルク(一括)データ提供の有無	有り
バルク(一括)データの内容	500 件まで
検索機能	初心者用検索、熟練者用検索、定常監視
表示機能	画像一覧表示（番号、代表図)、マトリクス/一覧表示（番号、日付、出願人、物品名、物品の分類、代表図等)
印刷・ダウンロード機能	結果一覧のダウンロード(xls) 案件ごと PDF ダウンロード
登録制か否か	無し
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度(現地時間)	毎日 意匠公報：毎週金曜日
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	個人、中小企業向けに登録制による E-mail 配信サービス有

確認日：2015/3/16

図 2-55 DPMAregister Designs 画面キャプチャ

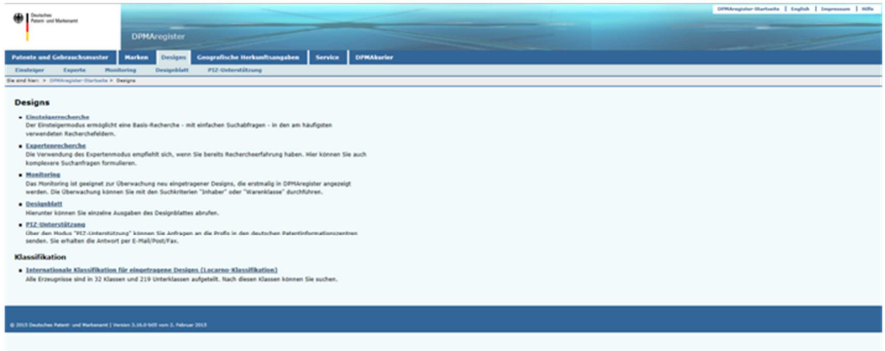

表 2-60 DPMA Register Markenblatt 概要

特許庁及び機関	German Patent and Trade Mark Office (DPMA)
サービスの名称	DPMA Register Markenblatt
法域等	商標
URL	https://register.dpma.de/DPMAregister/marke/uebersicht
検索・照会可能な情報	ドイツ商標
入力できる条件	商標、登録番号、出願番号、異議申立期間の開始、商標種別、出願人、事業主、商標図形要素の国際分類、ニース分類、物品/サービス
データ蓄積範囲	1875 年以降 *1995 年出願分以降は電子データ、1994 年以前は紙出願に基づく情報
機械翻訳機能の有無	無し
バルク(一括)データ提供の有無	無し
バルク(一括)データの内容	-
検索機能	初心者用検索、熟練者用検索、定常監視
表示機能	一覧表示（番号、日付、出願人・権利者、商標、ニース分類等)
印刷・ダウンロード機能	結果一覧のダウンロード(xls) 案件ごと PDF ダウンロード
登録制か否か	無し
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度(現地時間)	毎日 商標公報：毎週金曜日(JST 翌日)
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	個人、中小企業向けに登録制による E-mail 配信サービス有

確認日：2015/03/16

図 2-56 DPMA Register Markenblatt 画面キャプチャ

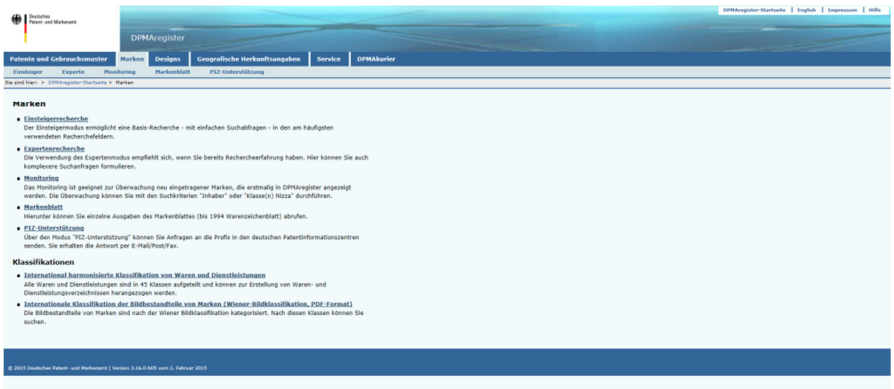

(8)ロシア

表 2-61 Patent documents of the Russian Federation 概要

特許庁及び機関	Federal Institute Industrial Property (FIPS)
サービスの名称	Patent documents of the Russian Federation
法域等	特許、実用新案
URL	http://www1.fips.ru/wps/wcm/connect/content_ru/ru/inform_resources/inform_retrieval_system/
検索・照会可能な情報	ロシア特許、ロシア実用新案
入力できる条件	発明の名称、公報番号、出願番号、IPC、出願人、発明者、権利者、出願日、公開番号、優先権情報など
データ蓄積範囲	ロシア公開特許(A,ロシア語):1994/1/1- ロシア登録特許(C,ロシア語):1994/1/1- ロシア実用新案(U1,ロシア語):1994/1/1- ソ連特許(A1,A2,A3,A4,ロシア語):1924-1993
機械翻訳機能の有無	無し
バルク(一括)データ提供の有無	無し
バルク(一括)データの内容	ー
検索機能	フィールド検索
表示機能	1件ごと公報形式
印刷・ダウンロード機能	ダウンロード不可 データ抽出は画面をコピー&ペースト
登録制か否か	無し ログイン画面で「guest」を入力
有料か無料か	有料： 発明にかかる全文データベース（ RUPAT ）， 1924年-1993年までのロシア特許遡及データベース（ RUPAT_OLD ）， ロシア実用新案のデータベース(RUPM ） ロシア商標データベース (RUTM) 原産地名称データベース (RUGP) ロシア指定の国際商標データベース(ROMARIN - free)(試験中) 周知商標のデータベース(WKTM)， 意匠データベース (RUDE) 契約の使用条件、特許情報とその他のサービスにかかる料金の支払いの詳細については、“Services”サイトセクションに説明あり。 無料：検索なしでIPC, ICGS IPCIの分類情報 有望な発明のデータベース（ IMPIN ），

	特許の要約データベース(ロシア語版：RUPATABRU) 特許の要約データベース(英語版：RUPATABEN) 実用新案の要約データベース(RUPMAB)， コンピュータプログラムのデータベース(SWDB)， registered databases （ TEST_DB ） IC 回路のトポロジー(TIMS ） 最新のニュースレターにあるロシア特許のフルテキスト分類セクション.
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度(現地時間)	月 3 回
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	CD 及び DVD

確認日：2015/03/16

図 2-57 Patent documents of the Russian Federation 画面キャプチャ

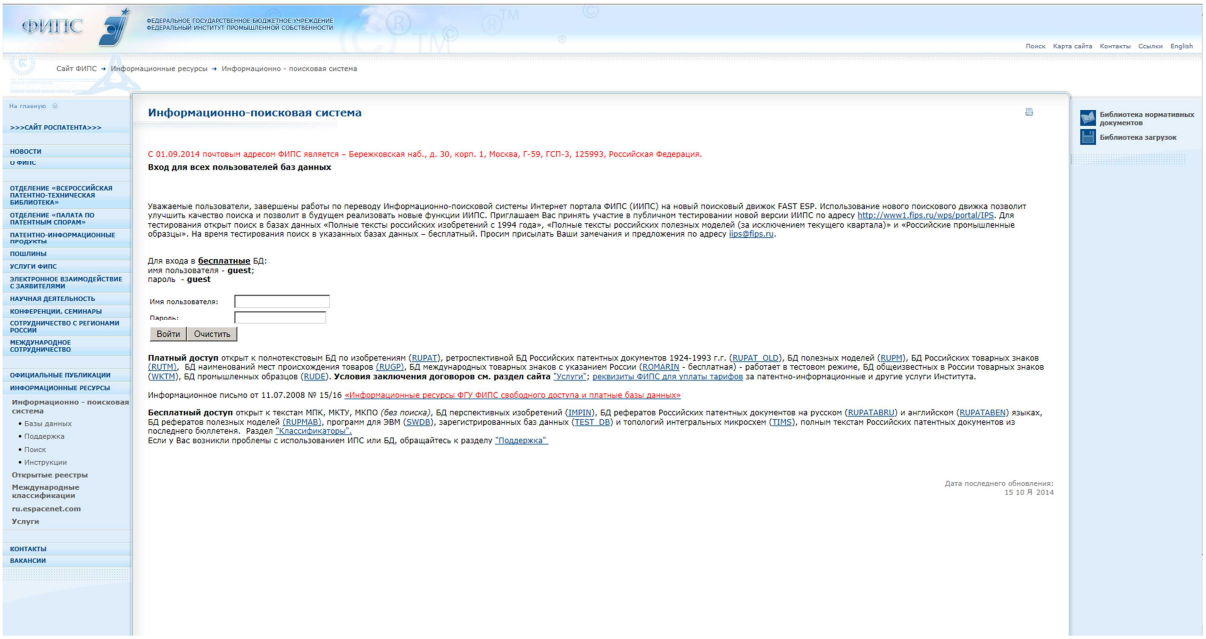

表 2-62 Russian industrial designs 概要

特許庁及び機関	Federal Institute Industrial Property (FIPS)
サービスの名称	Russian industrial designs
法域等	意匠
URL	http://www1.fips.ru/wps/wcm/connect/content_ru/ru/inform_resources/inform_retrieval_system/
検索・照会可能な情報	ロシア意匠
入力できる条件	登録番号、公開日、出願番号、出願日、国際分類、出願人、発明者、権利者、権利発生日、住所、登録日、代理人など
データ蓄積範囲	1993 年以降
機械翻訳機能の有無	無し
バルク(一括)データ提供の有無	無し
バルク(一括)データの内容	ー
検索機能	フィールド検索
表示機能	1 件ごと公報形式
印刷・ダウンロード機能	ダウンロード不可 データ抽出は画面をコピー&ペースト
登録制か否か	無し ログイン画面で「guest」を入力
有料か無料か	有料： 発明にかかる全文データベース （ RUPAT ）， 1924 年-1993 年までのロシア特許遡及データベース （ RUPAT_OLD ）， ロシア実用新案のデータベース（ RUPM ） ロシア商標データベース （RUTM） 原産地名称データベース （RUGP） ロシア指定の国際商標データベース（ ROMARIN - free)(試験中) 周知商標のデータベース（ WKTM ）， 意匠データベース （ RUDE ） 契約の使用条件、特許情報とその他のサービスにかかる料金の支払いの詳細については、“Services”サイトセクションに説明あり。 無料：検索なしで IPC, ICGS IPCI の分類情報 有望な発明のデータベース （ IMPIN ）， 特許の要約データベース(ロシア語版：RUPATABRU) 特許の要約データベース(英語版：RUPATABEN) 実用新案の要約データベース(RUPMAB) ， コンピュータプログラムのデータベース（ SWDB ），

	registered databases （ TEST_DB ） IC 回路のトポロジー(TIMS ） 最新のニュースレターにあるロシア特許の全文情報 分類セクション.
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度(現地時間)	月 1 回
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	確認できず

確認日：2015/03/16

図 2-58 Russian industrial designs 画面キャプチャ

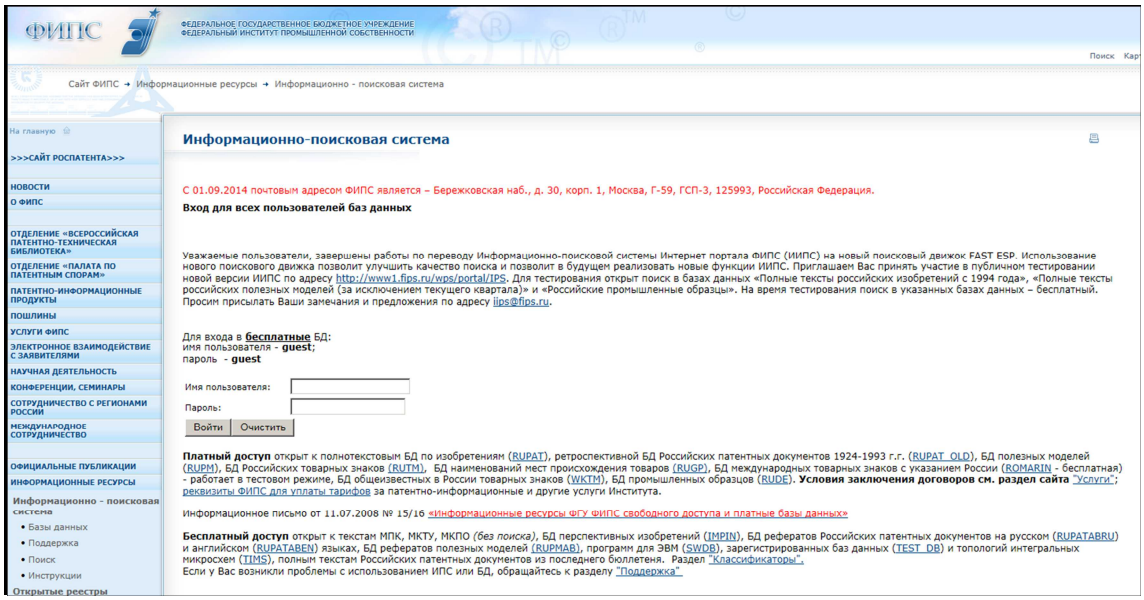

表 2-63 Russian trademark 概要

特許庁及び機関	Federal Institute Industrial Property (FIPS)
サービスの名称	Russian trademark
法域等	商標
URL	http://www1.fips.ru/wps/wcm/connect/content_ru/ru/inform_resources/inform_retrieval_system/
検索・照会可能な情報	ロシア商標
入力できる条件	文字商標、登録番号、出願日、商標権者、区分、出願日、など
データ蓄積範囲	1927 年以降
機械翻訳機能の有無	無し
バルク(一括)データ提供の有無	無し
バルク(一括)データの内容	ー
検索機能	フィールド検索
表示機能	1 件ごと公報形式
印刷・ダウンロード機能	ダウンロード不可 データ抽出は画面をコピー&ペースト
登録制か否か	無し ログイン画面で「guest」を入力
有料か無料か	有料： 発明にかかる全文データベース （ RUPAT ）， 1924 年-1993 年までのロシア特許遡及データベース（ RUPAT_OLD ）， ロシア実用新案のデータベース(RUPM ） ロシア商標データベース (RUTM) 原産地名称データベース (RUGP) ロシア指定の国際商標データベース(ROMARIN - free)(試験中) 周知商標のデータベース(WKTM ）， 意匠データベース （ RUDE ） 契約の使用条件、特許情報とその他のサービスにかかる料金の支払いの詳細については、“Services”サイトセクションに説明あり。 無料：検索なしで IPC, ICGS IPCI の分類情報 有望な発明のデータベース （ IMPIN ）， 特許の要約データベース(ロシア語版：RUPATABRU) 特許の要約データベース(英語版：RUPATABEN) 実用新案の要約データベース(RUPMAB) ， コンピュータプログラムのデータベース(SWDB ），

	registered databases （ TEST_DB ） IC 回路のトポロジー（ TIMS ） 最新のニュースレターにあるロシア特許の全文情報 分類セクション.
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度(現地時間)	月 2 回程度
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	確認できず

確認日：2015/03/16

図 2-59 Russian trademark 画面キャプチャ

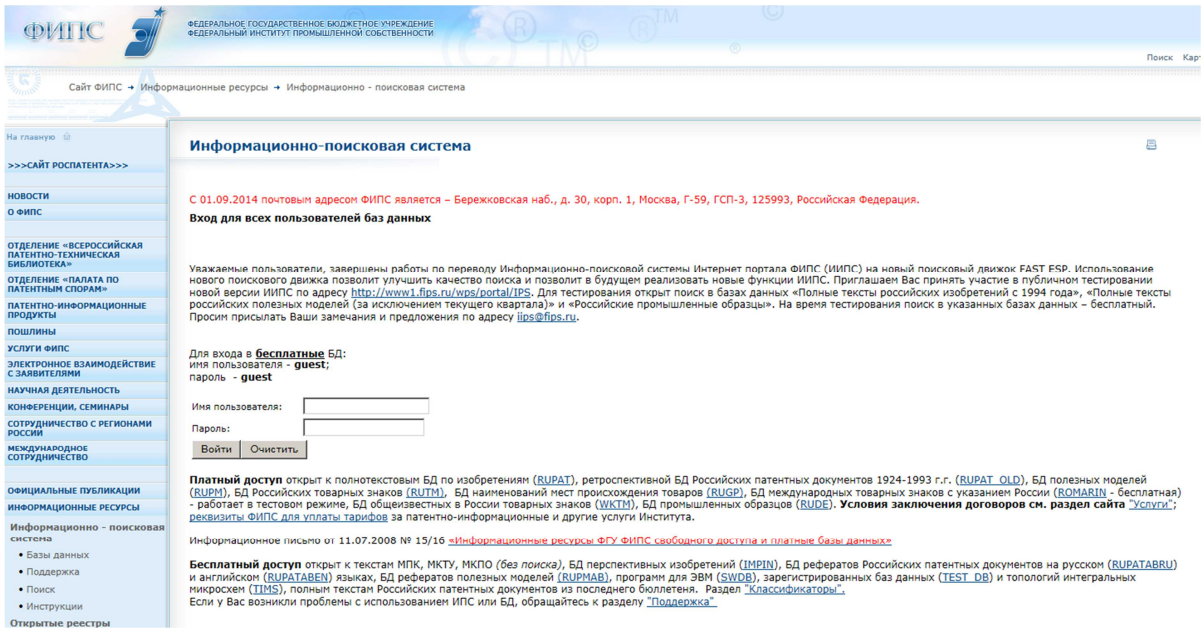

(9)インド

表 2-64 IPAIRS Version 2.0 概要

特許庁及び機関	INTELECTUAL PROPERTY INDIA
サービスの名称	IPAIRS Version 2.0
法域等	特許
URL	http://ipindiaonline.gov.in/patentsearch/search/index.aspx
検索・照会可能な情報	インド特許
入力できる条件	発明の名称、要約、出願番号、出願人、発明者、公報番号、出願番号、IPC など
データ蓄積範囲	1995 年以降 部分欠落があり、収録状況の全貌は不明である。 (IPAIRS 内にも記載はない)
機械翻訳機能の有無	無し
バルク(一括)データ提供の有無	無し
バルク(一括)データの内容	ー
検索機能	登録特許検索、特許出願検索、経過情報検索、代理人検索、特許権者検索
表示機能	検索結果番号リスト 案件ごと詳細表示
印刷・ダウンロード機能	DL 不可 データ抽出は画面をコピー&ペースト
登録制か否か	無し
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度(現地時間)	週 1 回
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	確認できず

確認日：2015/03/16

図 2-60 IPAIRS Version 2.0 画面キャプチャ

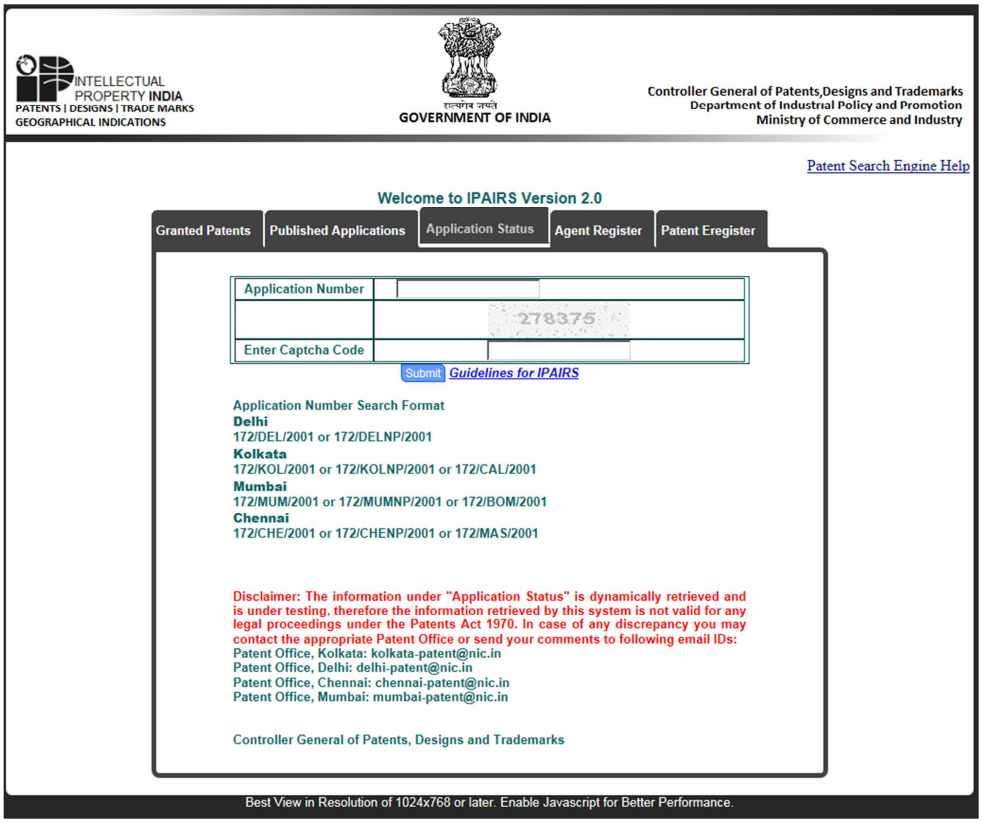

表 2-65 IPAIRS 概要

特許庁及び機関	INTELECTUAL PROPERTY INDIA
サービスの名称	IPAIRS
法域等	意匠
URL	http://164.100.176.37/designsearch/
検索・照会可能な情報	インド意匠
入力できる条件	出願番号、出願日、出願人情報、物品の名称、ロカルノ分類、優先権情報、公報情報
データ蓄積範囲	1995 年以降 部分欠落があり、収録状況の全貌は不明である。 (IPAIRS 内にも記載はない)
機械翻訳機能の有無	無し
バルク(一括)データ提供の有無	無し
バルク(一括)データの内容	ー
検索機能	フィールド検索
表示機能	検索結果番号リスト
印刷・ダウンロード機能	印刷のみ
登録制か否か	無し
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度(現地時間)	週 1 回
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	確認できず

確認日：2015/03/16

図 2-61 IPAIRS 画面キャプチャ

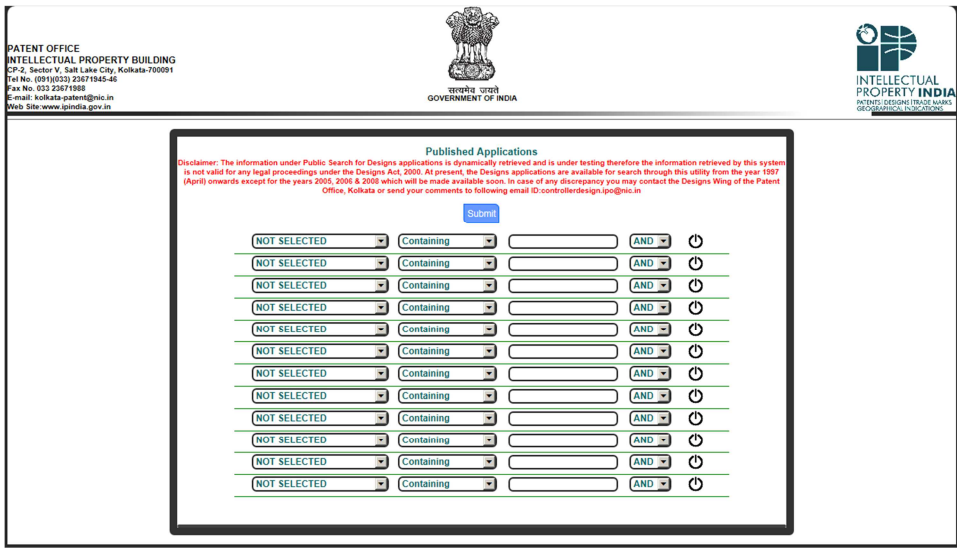

表 2-66 Public Search of Trade Marks 概要

特許庁及び機関	INTELECTUAL PROPERTY INDIA
サービスの名称	Public Search of Trade Marks
法域等	商標
URL	https://ipindiaonline.gov.in/tmrpublicsearch/frmmain.aspx
検索・照会可能な情報	インド商標
入力できる条件	文字商標、分類
データ蓄積範囲	確認できず
機械翻訳機能の有無	無し
バルク(一括)データ提供の有無	無し
バルク(一括)データの内容	ー
検索機能	フィールド検索
表示機能	検索結果リスト
印刷・ダウンロード機能	印刷のみ
登録制か否か	無し
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度(現地時間)	週 1 回
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	確認できず

確認日：2015/03/16

サイトを確認できなかったため、画像データなし。

表 2-67 Trade Marks Journal for Test Display 概要

特許庁及び機関	INTELECTUAL PROPERTY INDIA
サービスの名称	Trade Marks Journal for Test Display
法域等	商標
URL	http://ipindia.nic.in/tmr_new/default.htm
検索・照会可能な情報	インド商標
入力できる条件	確認できず
データ蓄積範囲	確認できず
機械翻訳機能の有無	確認できず
バルク(一括)データ提供の有無	確認できず
バルク(一括)データの内容	確認できず
検索機能	確認できず
表示機能	確認できず
印刷・ダウンロード機能	確認できず
登録制か否か	確認できず
有料か無料か	確認できず
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度(現地時間)	確認できず
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	確認できず

確認日：2015/03/16

図 2-62 Trade Marks Journal for Test Display 画面キャプチャ

表 2-68 Registered Trade Marks and Application Status Information 概要

特許庁及び機関	INTELECTUAL PROPERTY INDIA
サービスの名称	Registered Trade Marks and Application Status Information
法域等	経過情報
URL	http://124.124.193.235/eregister/eregister.aspx
検索・照会可能な情報	確認できず
入力できる条件	確認できず
データ蓄積範囲	確認できず
機械翻訳機能の有無	確認できず
バルク(一括)データ提供の有無	確認できず
バルク(一括)データの内容	確認できず
検索機能	確認できず
表示機能	確認できず
印刷・ダウンロード機能	確認できず
登録制か否か	確認できず
有料か無料か	確認できず
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度(現地時間)	確認できず
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	確認できず

確認日：2015/03/16

サイトを確認できず

2.2.3 ASEAN 情報提供サービス（検索・照会）

(1)タイ

表 2-69 DIP Search Patent System(特許・小特許) 概要

特許庁及び機関	Department of Intellectual Property (DIP)
サービスの名称	DIP Search Patent System
法域等	特許・小特許
URL	http://patentsearch.ipthailand.go.th/DIP2013/simplesearch.php?lang=th
検索・照会可能な情報	特許、小特許
入力できる条件	IPC、出願番号、公報番号、登録番号、発明の名称、出願人、発明者、要約、請求項、優先権情報など
データ蓄積範囲	特許: 1980 年 8 月 13 日発行以降 小特許: 2000 年 2 月 4 日発行以降
機械翻訳機能の有無	無し
バルク(一括)データ提供の有無	確認できず
バルク(一括)データの内容	確認できず
検索機能	簡易検索、IPC 検索、番号検索、複合検索
表示機能	【一覧表示】 出願番号、登録番号、発明の名称、要約、出願人、発明者 ただし、字数制限があるので要約など一部文章の途中で切れることがある。 【詳細表示】 出願番号、出願日、公開番号、公開日、登録番号、登録日、出願人、代理人、発明者、発明の名称、IPC、要約、請求項 ※優先権情報はテキストデータで表示されないため、公報のイメージデータから確認する必要がある。
印刷・ダウンロード機能	ダウンロード可能、印刷可能
登録制か否か	無し
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	無し
データ更新頻度(現地時間)	無し
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	無し

確認日：2015/03/16

図 2-63 DIP Search Patent System(特許・小特許) 画面キャプチャ

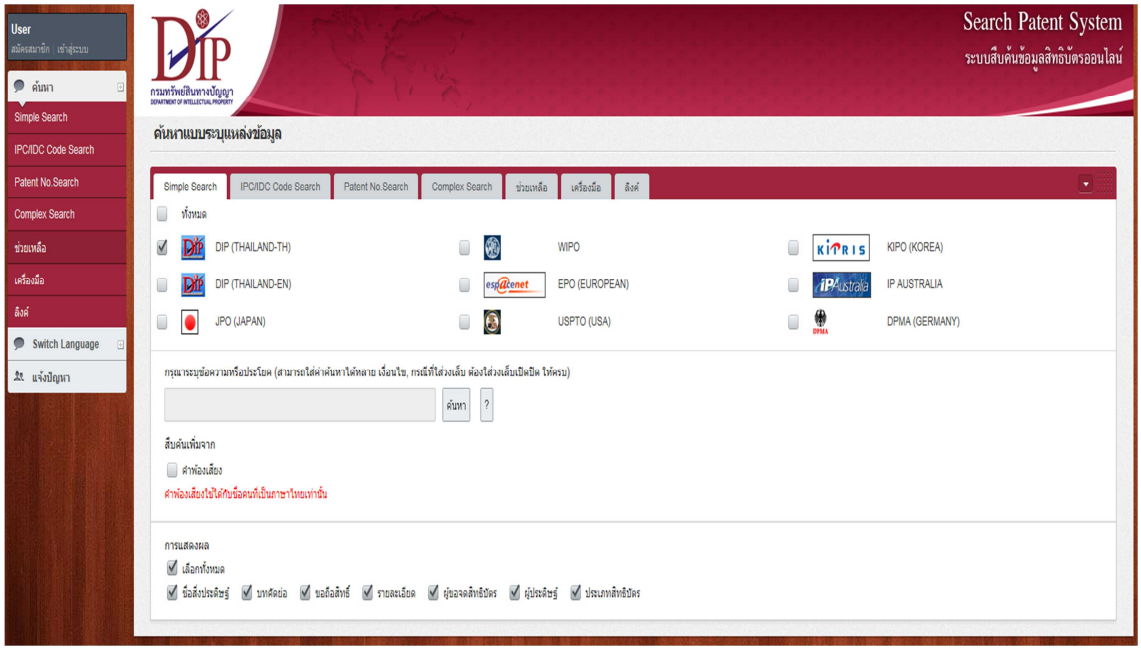

表 2-70 DIP Search Patent System(意匠) 概要

特許庁及び機関	Department of Intellectual Property (DIP)
サービスの名称	DIP Search Patent System
法域等	意匠
URL	http://patentsearch.ipthailand.go.th/DIP2013/simplesearch.php?lang=th
検索・照会可能な情報	意匠
入力できる条件	IDC、出願番号、公報番号、登録番号、発明の名称、出願人、発明者、要約、請求項、優先権情報など
データ蓄積範囲	意匠：1980 年以降
機械翻訳機能の有無	無し
バルク(一括)データ提供の有無	確認できず
バルク(一括)データの内容	確認できず
検索機能	簡易検索、IPC 検索、番号検索、複合検索
表示機能	【一覧表示】 出願番号、登録番号、発明の名称、要約、出願人、発明者 ただし、字数制限があるので要約など一部文章の途中で切れることがある。 【詳細表示】 出願番号、出願日、登録番号、登録日、出願人、代理人、発明者、発明の名称、IDC、要約 優先権情報はテキストデータで表示されないため、公報のイメージデータから確認する必要がある。
印刷・ダウンロード機能	ダウンロード可能、印刷可能
登録制か否か	無し
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	無し
データ更新頻度(現地時間)	無し
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	無し

確認日：2015/03/16

図 2-64 DIP Search Patent System(意匠) 画面キャプチャ

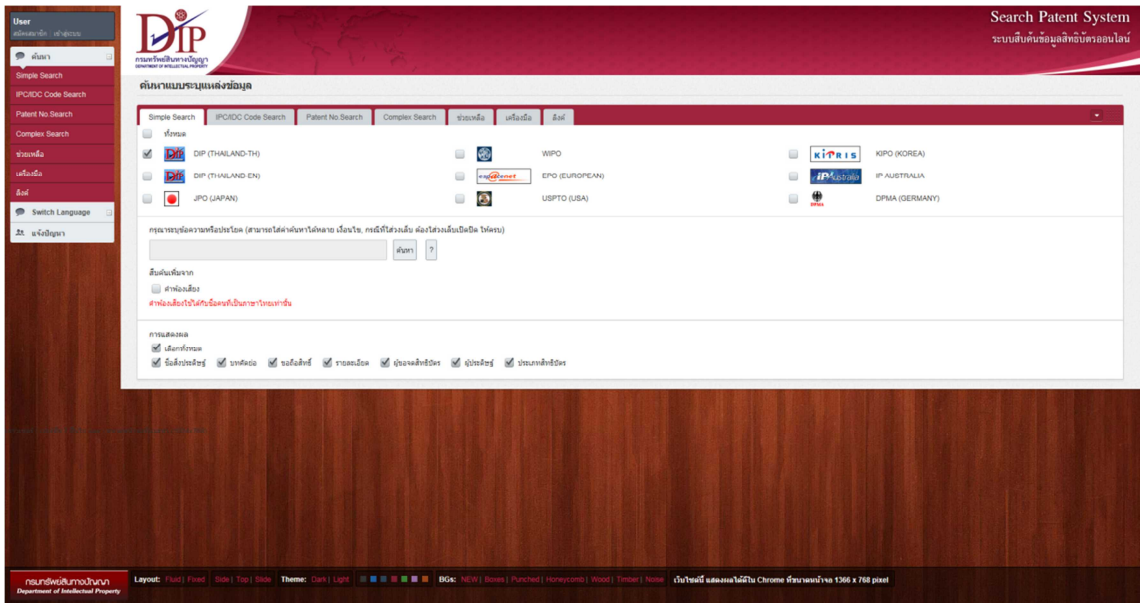

表 2-71 Trademark Online 概要

特許庁及び機関	Department of Intellectual Property (DIP)
サービスの名称	Trademark Online
法域等	商標
URL	http://203.209.117.221/tm-system/
検索・照会可能な情報	商標
入力できる条件	文字商標、商標権者、区分など
データ蓄積範囲	1931 年以降
機械翻訳機能の有無	無し
バルク(一括)データ提供の有無	確認できず
バルク(一括)データの内容	確認できず
検索機能	フィールド検索
表示機能	確認できず
印刷・ダウンロード機能	印刷のみ
登録制か否か	登録制
有料か無料か	有料（1 時間　100 バーツ）
APIの提供の有無	無し
データ更新頻度(現地時間)	無し
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	無し

確認日：2015/03/16

図 2-65 Trademark Online 画面キャプチャ

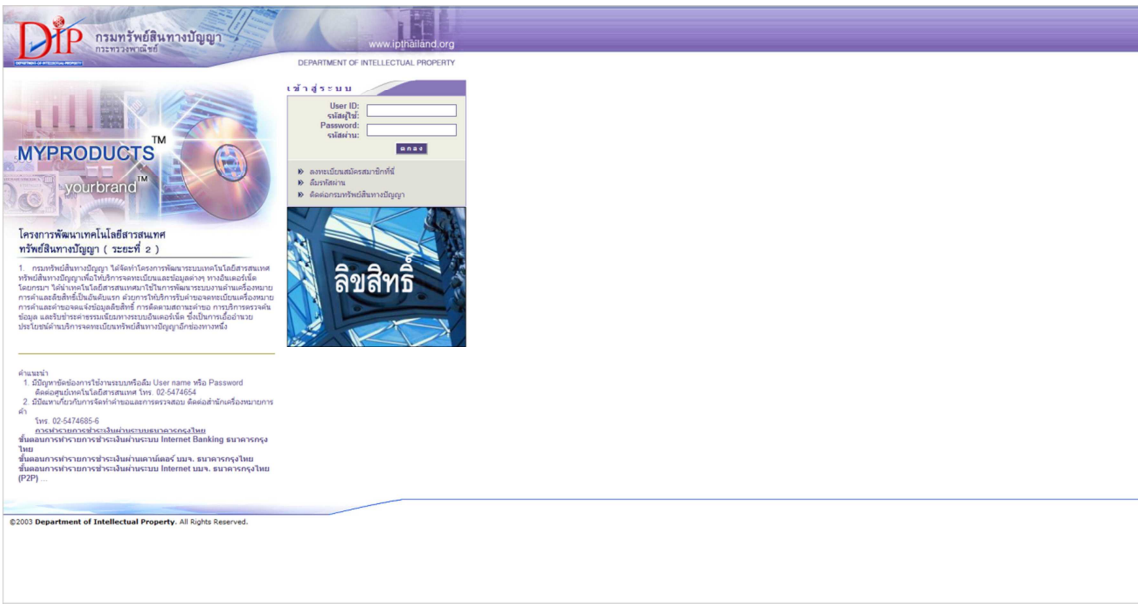

(2)ベトナム

表 2-72 The Industrial Property Digital Library (IP-Lib)(特許) 概要

特許庁及び機関	National Office of Intellectual Property of Vietnam (NOIP)
サービスの名称	The Industrial Property Digital Library (IP-Lib)
法域等	特許
URL	http://iplib.noip.gov.vn/WebUI/WSearchPAT.php
検索・照会可能な情報	特許
入力できる条件	発明の名称、要約、IPC、出願番号、出願日、公開番号、公開日、優先権情報など
データ蓄積範囲	1980 年出願以降
機械翻訳機能の有無	有り(英文)
バルク(一括)データ提供の有無	無し
バルク(一括)データの内容	ー
検索機能	フィールド検索
表示機能	登録番号、登録日、IPC、出願番号、出願日、優先権主張番号、公開日、権利者名、発明者名、発明の名称、要約、発明の詳細な説明、クレーム、図面、経過情報 ただし、発明の詳細な説明、クレームは表示タブが用意されているものの内容ページは準備されていない。
印刷・ダウンロード機能	印刷のみ
登録制か否か	無し
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度(現地時間)	不定期
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	A 種・公開特許：特許、意匠、商標等。名称、要約等の基礎的な情報しか提供していない。明細や請求項目は公開されていない。デジタル化されていないので、調べたい場合は直接ベトナムの特許庁まで赴いて請求することになる（有料)。 B 種・登録特許：現在デジタル化されている最中（IP lib へ投稿)。

確認日：2015/03/16

図 2-66 The Industrial Property Digital Library (IP-Lib)(特許) 画面キャプチャ

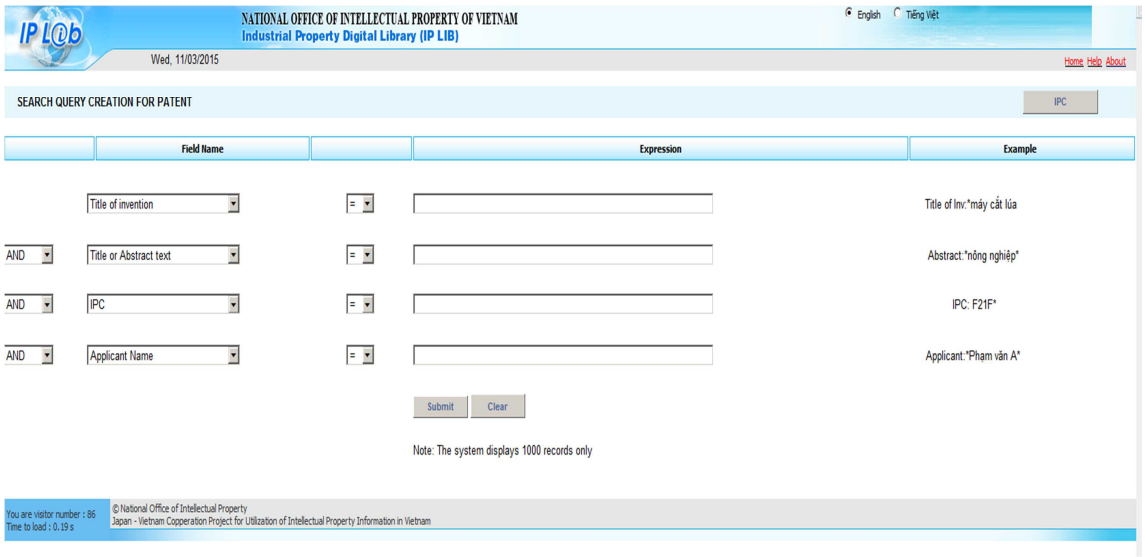

表 2-73 DigiPat 概要

特許庁及び機関	National Office of Intellectual Property of Vietnam (NOIP)
サービスの名称	DigiPat
法域等	特許
URL	http://digipat.noip.gov.vn/default.aspx?index=1
検索・照会可能な情報	特許（登録）
入力できる条件	発明の名称、全文、要約、請求項、出願番号、出願日、優先権情報、出願人、IPC、登録番号、登録日など
データ蓄積範囲	2010 年 12 月 31 日以前のもの。No.0001 から No.8878
機械翻訳機能の有無	無し
バルク(一括)データ提供の有無	試用版のため確認できず
バルク(一括)データの内容	試用版のため確認できず
検索機能	簡易検索、詳細検索
表示機能	登録番号、登録日、IPC、出願番号、出願日、優先権主張番号、公開日、権利者名、発明者名、発明の名称、要約、発明の詳細な説明、クレーム、図面、経過情報
印刷・ダウンロード機能	ダウンロード可能、印刷可能
登録制か否か	無し
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度(現地時間)	試用版のため確認できず
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	試用版のため確認できず

確認日：2015/03/16

図 2-67 DigiPat 画面キャプチャ

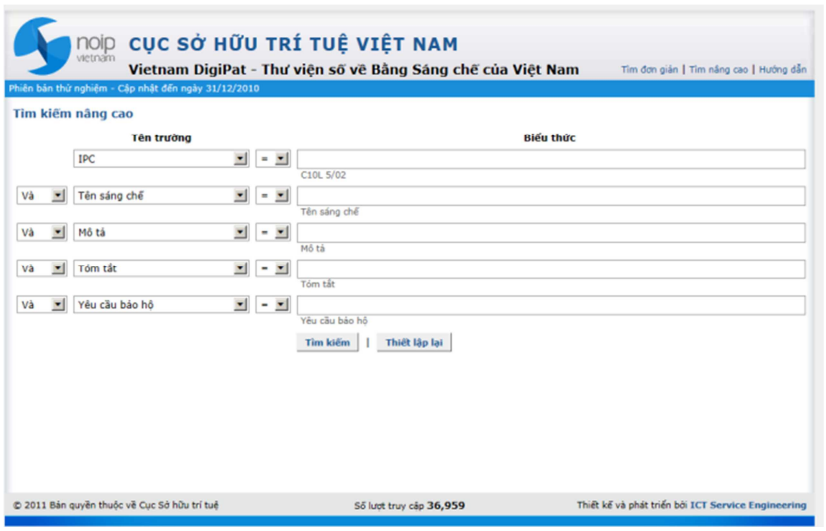

表 2-74 The Industrial Property Digital Library (IP-Lib)(意匠) 概要

特許庁及び機関	National Office of Intellectual Property of Vietnam (NOIP)
サービスの名称	The Industrial Property Digital Library (IP-Lib)
法域等	意匠
URL	http://iplib.noip.gov.vn/WebUI/WSearchIND.php
検索・照会可能な情報	意匠
入力できる条件	物品の名称、ロカルノ分類、登録番号、出願番号、出願人、権利者、出願日、登録日、発明者、優先権情報など
データ蓄積範囲	1988 年出願以降
機械翻訳機能の有無	有り(英文)
バルク(一括)データ提供の有無	無し
バルク(一括)データの内容	ー
検索機能	フィールド検索
表示機能	意匠に係る物品、登録番号、登録日、ロカルノ分類、出願番号、出願日、優先権主張番号、公開番号、公開日、代理人、図面、書誌情報、出願人/権利者、創作者、経過情報
印刷・ダウンロード機能	印刷のみ
登録制か否か	無し
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度(現地時間)	不定期
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	A 種・公開特許：特許、意匠、商標等。名称、要約等の基礎的な情報しか提供していない。明細や請求項目は公開されていない。デジタル化されていないので、調べたい場合は直接ベトナムの特許庁まで赴いて請求することになる（有料)。 B 種・登録特許：現在デジタル化されている最中（IP lib へ投稿)。

確認日：2015/03/16

図 2-68 The Industrial Property Digital Library (IP-Lib)(意匠) 画面キャプチャ

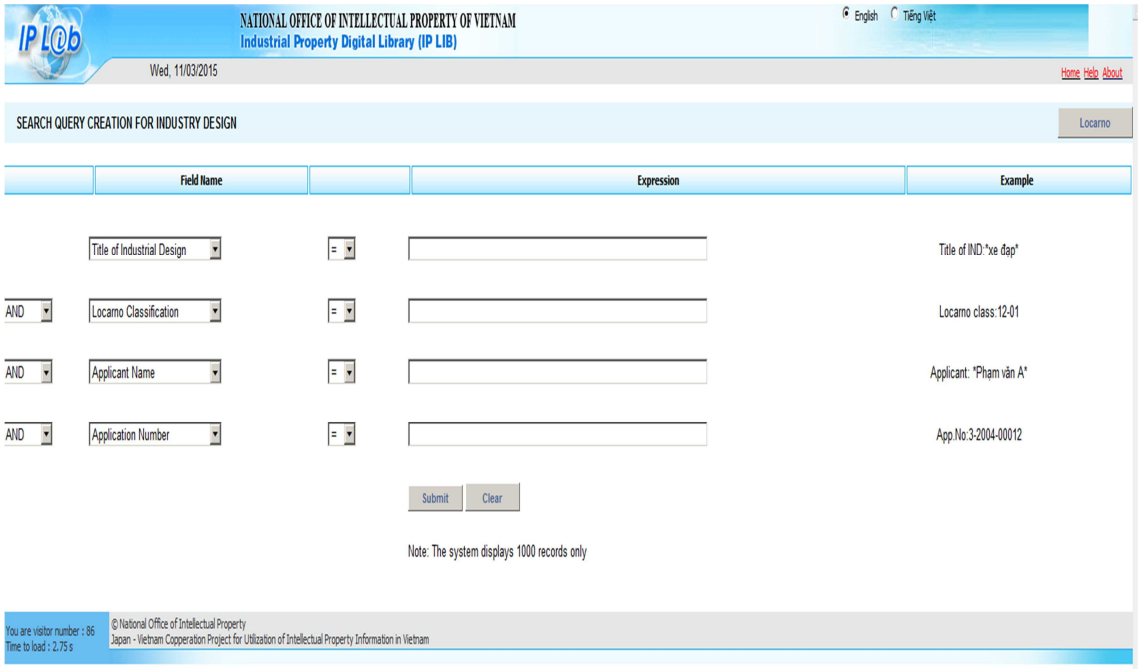

表 2-75 The Industrial Property Digital Library (IP-Lib)(商標) 概要

特許庁及び機関	National Office of Intellectual Property of Vietnam (NOIP)
サービスの名称	The Industrial Property Digital Library (IP-Lib)
法域等	商標
URL	http://iplib.noip.gov.vn/WebUI/WSearch.php
検索・照会可能な情報	商標
入力できる条件	商標名、ニース分類、ウィーン分類、登録番号、出願番号、出願人、権利者、出願日、発明者、優先権情報、公報番号など
データ蓄積範囲	1984 年出願以降
機械翻訳機能の有無	有り(英文)
バルク(一括)データ提供の有無	無し
バルク(一括)データの内容	ー
検索機能	フィールド検索
表示機能	出願番号、出願日、優先権主張日、商標、指定商品/役務、ウィーン国際分類、出願人/権利者、登録番号、登録日、権利満了日
印刷・ダウンロード機能	印刷のみ
登録制か否か	無し
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度(現地時間)	不定期
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	A 種・公開特許：特許、意匠、商標等。名称、要約等の基礎的な情報しか提供していない。明細や請求項目は公開されていない。デジタル化されていませんので、調べたい場合は直接ベトナムの特許庁へ赴いて請求することになる（有料)。 B 種・登録特許：現在デジタル化されている最中（IP lib へ投稿)。

確認日：2015/03/16

図 2-69 The Industrial Property Digital Library (IP-Lib)(商標) 画面キャプチャ

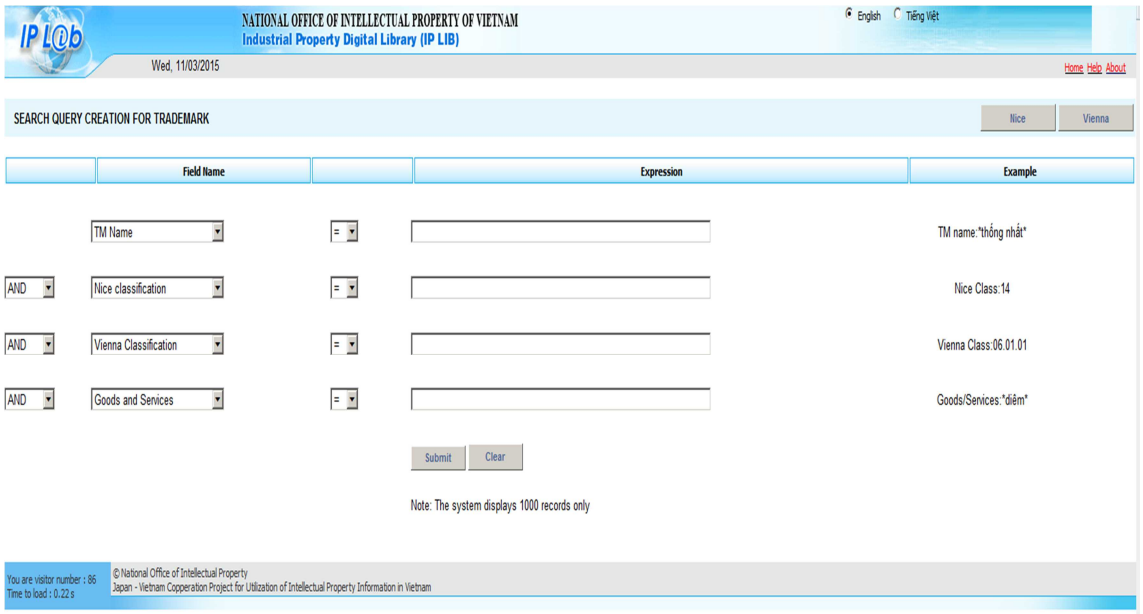

(3)インドネシア

表 2-76 DATABASE PATEN 概要

特許庁及び機関	Direktorat Jenderal Hak Kekayaan Intelektual (DJHKI)
サービスの名称	DATABASE PATEN
法域等	特許・実用新案
URL	http://paten-indonesia.dgip.go.id/
検索・照会可能な情報	インドネシア特許、インドネシア実用新案
入力できる条件	法域、経過情報、番号、キーワード、名称、国名、日付
データ蓄積範囲	1981 年以降
機械翻訳機能の有無	無し
バルク(一括)データ提供の有無	確認できず
バルク(一括)データの内容	確認できず
検索機能	簡易検索、複合検索
表示機能	【一覧表示】 IPC、出願番号、特許番号、タイトル、出願日、公開日、登録日、権利満了日、発明者氏名、代表図、経過情報 【詳細表示】 一覧表示項目に加えて、種別、優先権情報、出願人、代理人情報、要約、請求項数
印刷・ダウンロード機能	XLSX
登録制か否か	無し
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度(現地時間)	隔週発行だが、更新頻度は不明
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	無し

確認日：2015/03/16

図 2-70 DATABASE PATEN 画面キャプチャ

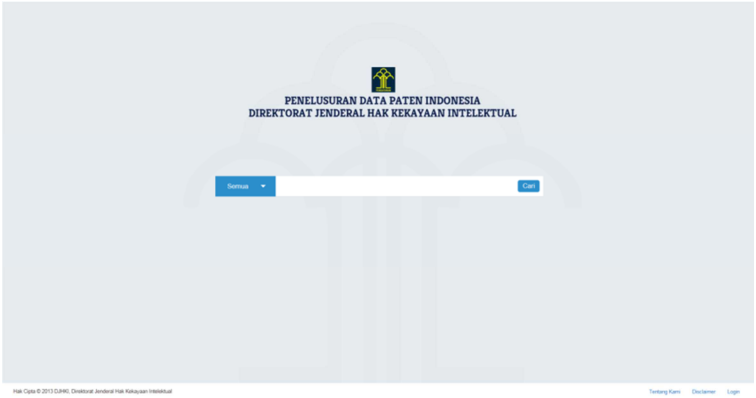

表 2-77 DATABASE DESAIN INDUSTRI 概要

特許庁及び機関	Direktorat Jenderal Hak Kekayaan Intelektual (DJHKI)
サービスの名称	DATABASE DESAIN INDUSTRI
法域等	意匠
URL	http://desain-indonesia.dgip.go.id/
検索・照会可能な情報	確認できず
入力できる条件	確認できず
データ蓄積範囲	確認できず
機械翻訳機能の有無	確認できず
バルク(一括)データ提供の有無	確認できず
バルク(一括)データの内容	確認できず
検索機能	確認できず
表示機能	確認できず
印刷・ダウンロード機能	確認できず
登録制か否か	確認できず
有料か無料か	確認できず
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度(現地時間)	隔週発行だが、更新頻度は不明
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	無し

確認日：2015/03/16

サイトを確認できなかったため、画像データなし。

表 2-78 DATABASE MEREK 概要

特許庁及び機関	Direktorat Jenderal Hak Kekayaan Intelektual (DJHKI)
サービスの名称	DATABASE MEREK
法域等	商標
URL	http://merek-indonesia.dgip.go.id/
検索・照会可能な情報	インドネシア商標
入力できる条件	商標名、分類、権利者、出願番号、登録番号
データ蓄積範囲	1994 年以降
機械翻訳機能の有無	有り(英文)
バルク(一括)データ提供の有無	無し
バルク(一括)データの内容	ー
検索機能	フィールド検索
表示機能	出願番号、登録番号
印刷・ダウンロード機能	印刷のみ
登録制か否か	無し
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度(現地時間)	隔週発行だが、更新頻度は不明
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	無し

確認日：2015/03/16

図 2-71 DATABASE MEREK 画面キャプチャ

(4)マレーシア

表 2-79 IP ONLINE SEARCH(特許) 概要

特許庁及び機関	Malaysian IP Office (MyIPO)
サービスの名称	IP ONLINE SEARCH
法域等	特許
URL	https://iponline.myipo.gov.my/ipo/main/search.cfm
検索・照会可能な情報	マレーシア特許
入力できる条件	出願番号、タイトル、要約、IPC、出願人、発明者、代理人、経過情報、各種番号、各種日付
データ蓄積範囲	1966 年 10 月出願以降
機械翻訳機能の有無	無し
バルク(一括)データ提供の有無	無し
バルク(一括)データの内容	ー
検索機能	簡易検索、詳細検索、特殊機能検索
表示機能	【一覧表示】 出願/登録番号、経過情報、出願/登録日、IPC、出願人、発明の名称 【詳細表示】 一覧表示項目に加えて、公開日、発明者、優先権主張日、要約、代理人、先行文献、権利満了日など
印刷・ダウンロード機能	有料登録により、公報ダウンロード可能（形式不明）
登録制か否か	非登録制（公報ダウンロードは登録制）
有料か無料か	無料（公報ダウンロードは有料）
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度(現地時間)	確認できず
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	確認できず

確認日：2015/03/16

図 2-72 IP ONLINE SEARCH(特許) 画面キャプチャ

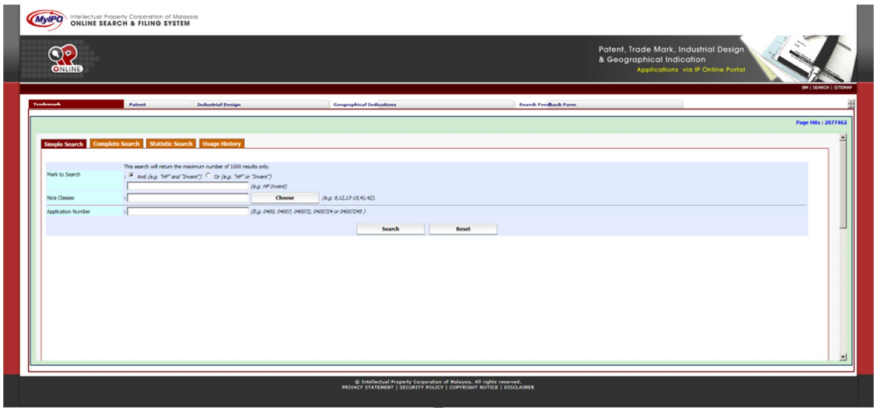

表 2-80 IP ONLINE SEARCH(意匠) 概要

特許庁及び機関	Malaysian IP Office (MyIPO)
サービスの名称	IP ONLINE SEARCH
法域等	意匠
URL	https://iponline.myipo.gov.my/ipo/main/search.cfm
検索・照会可能な情報	マレーシア意匠
入力できる条件	出願/登録番号、物品名、分類番号、出願人、代理人、出願日
データ蓄積範囲	1984 年出願以降
機械翻訳機能の有無	無し
バルク(一括)データ提供の有無	無し
バルク(一括)データの内容	ー
検索機能	簡易検索、詳細検索、特殊機能検索
表示機能	【一覧表示】 出願、物品名、経過情報、分類番号 【詳細表示】 一覧表示項目に加えて、各種日付、優先権情報など ※詳細表示は 2 段階
印刷・ダウンロード機能	有料登録により、公報ダウンロード可能（形式不明）
登録制か否か	非登録制（公報ダウンロードは登録制）
有料か無料か	無料 （公報ダウンロードは有料）
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度(現地時間)	確認できず
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	確認できず

確認日：2015/03/16

図 2-73 IP ONLINE SEARCH(意匠) 画面キャプチャ

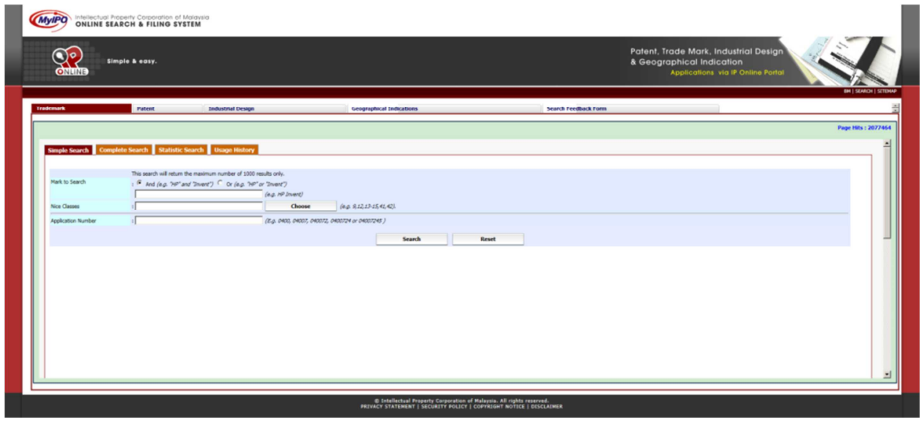

表 2-81 IP ONLINE SEARCH(商標) 概要

特許庁及び機関	Malaysian IP Office (MyIPO)
サービスの名称	IP ONLINE SEARCH
法域等	商標
URL	https://iponline.myipo.gov.my/ipo/main/search.cfm
検索・照会可能な情報	マレーシア商標
入力できる条件	商標名、分類、出願番号など
データ蓄積範囲	1977 年出願以降
機械翻訳機能の有無	無し（英語表示）
バルク(一括)データ提供の有無	無し
バルク(一括)データの内容	ー
検索機能	簡易検索、詳細検索、特殊機能検索
表示機能	【一覧表示】 図形、名称、出願番号、出願日、区分、経過情報 【詳細表示】 一覧表示項目に加えて、各種日付、種別、音訳、翻訳、条件など
印刷・ダウンロード機能	印刷のみ
登録制か否か	無し
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度(現地時間)	確認できず
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	確認できず

確認日：2015/03/16

図 2-74 IP ONLINE SEARCH(商標) 画面キャプチャ

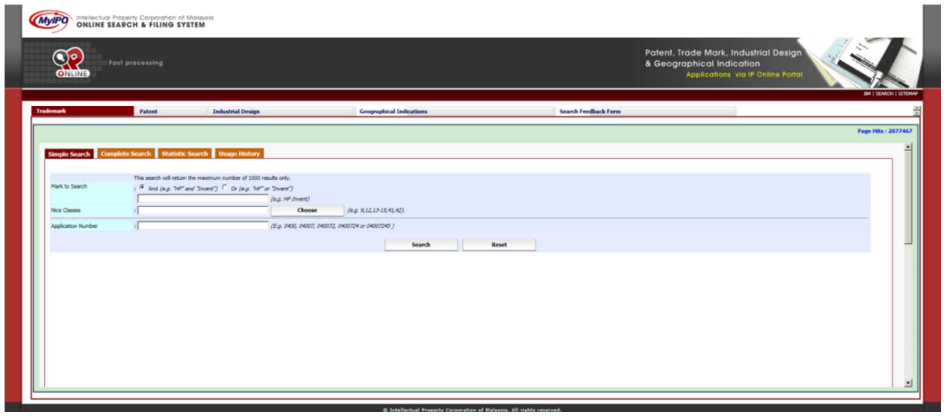

表 2-82 IP ONLINE SEARCH(地理的表示) 概要

特許庁及び機関	Malaysian IP Office (MyIPO)
サービスの名称	IP ONLINE SEARCH
法域等	地理的表示
URL	https://iponline.myipo.gov.my/ipo/main/search.cfm
検索・照会可能な情報	マレーシア地理的表示
入力できる条件	地理的表示番号、登録/公開/出願日、出願人、地理的領域、地理的表示、区分、経過情報、代表者、代理人
データ蓄積範囲	2006 年出願以降
機械翻訳機能の有無	無し
バルク(一括)データ提供の有無	無し
バルク(一括)データの内容	ー
検索機能	簡易検索、詳細検索、特殊機能検索
表示機能	【一覧表示】 地理的表示番号、出願日、経過情報、代理人 【詳細表示】 一覧表示項目に加えて、名称、商品、出願人情報、区分の説明、地理的表示、地理的領域など ※詳細表示は 2 段階
印刷・ダウンロード機能	印刷のみ
登録制か否か	無し
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度(現地時間)	確認できず
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	確認できず

確認日：2015/03/16

図 2-75 IP ONLINE SEARCH(地理的表示) 画面キャプチャ

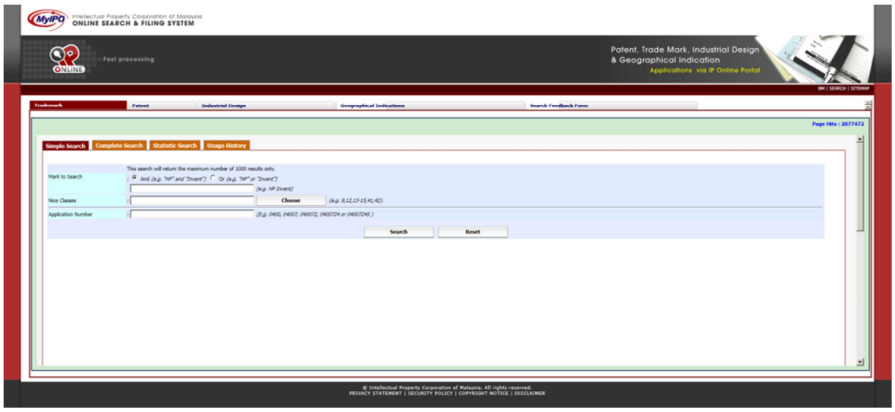

(5) シンガポール

表 2-83 IP2SG(特許) 概要

特許庁及び機関	Intellectual Property Office of Singapore (IPOS)
サービスの名称	IP2SG
法域等	特許
URL	https://www.ip2.sg/RPS/WP/CM/SearchSimpleP.aspx?SearchCategory=PT
検索・照会可能な情報	シンガポール特許
入力できる条件	各種番号、各種日付、優先権情報、タイトル、IPC、経過情報、出願人情報、発明者情報、代理人情報、キーワード
データ蓄積範囲	1903 年出願以降
機械翻訳機能の有無	無し
バルク(一括)データ提供の有無	無し
バルク(一括)データの内容	ー
検索機能	簡易検索、フィールド検索、複合検索
表示機能	【一覧表示】 出願番号、出願/出願受領日、経過情報、出願人、タイトル、代理人 【詳細表示】 一覧表示項目に加えて、各種日付、各種番号、優先権情報、出願人/発明者/代理人詳細情報、図面/明細書/要約の PDF リンク
印刷・ダウンロード機能	PDF (図面/明細書/要約別)
登録制か否か	無し
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度(現地時間)	確認できず
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	確認できず

確認日 : 2015/03/16

図 2-76 IP2SG(特許) 画面キャプチャ

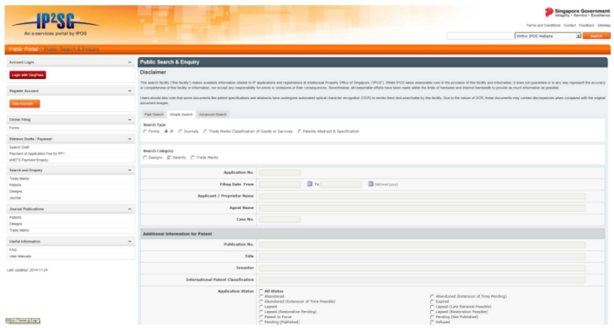

表 2-84 IP2SG(意匠) 概要

特許庁及び機関	Intellectual Property Office of Singapore (IPOS)
サービスの名称	IP2SG
法域等	意匠
URL	https://www.ip2.sg/RPS/WP/CM/SearchSimpleP.aspx?SearchCategory=DS
検索・照会可能な情報	シンガポール意匠
入力できる条件	登録番号、ロカルノ分類、出願人、物品、出願日、英国意匠番号、経過情報
データ蓄積範囲	1998 年出願以降
機械翻訳機能の有無	無し
バルク(一括)データ提供の有無	無し
バルク(一括)データの内容	ー
検索機能	簡易検索、フィールド検索、複合検索
表示機能	【一覧表示】 出願番号、経過情報、出願日、出願人、分類、物品、図面 【詳細表示】 一覧表示項目に加えて、英国意匠番号、権利満了日、図面リンク、出願人詳細、履歴等
印刷・ダウンロード機能	図面（jpg）ダウンロード可能
登録制か否か	無し
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度(現地時間)	確認できず
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	確認できず

確認日：2015/03/16

図 2-77 IP2SG(意匠) 画面キャプチャ

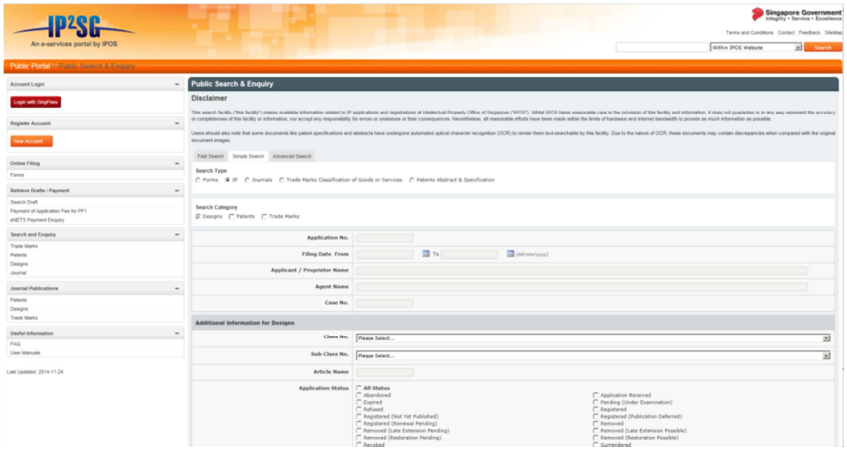

表 2-85 IP2SG(商標) 概要

特許庁及び機関	Intellectual Property Office of Singapore (IPOS)
サービスの名称	IP2SG
法域等	商標
URL	https://www.ip2.sg/RPS/WP/CM/SearchSimpleP.aspx?SearchCategory=TM
検索・照会可能な情報	シンガポール商標公報
入力できる条件	出願番号、出願日、権利者など
データ蓄積範囲	1939 年出願以降
機械翻訳機能の有無	無し（英語表示）
バルク(一括)データ提供の有無	無し
バルク(一括)データの内容	ー
検索機能	簡易検索、フィールド検索、複合検索
表示機能	【一覧表示】 出願番号、経過情報、出願日、出願人、出願種別、分類、図面 【詳細表示】 一覧表示項目に加えて、商標種別、権利満了日、マークインデックス、物品又は役務、出願人詳細、代理人詳細等
印刷・ダウンロード機能	印刷のみ
登録制か否か	無し
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度(現地時間)	確認できず
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	確認できず

確認日：2015/03/16

図 2-78 IP2SG(商標) 画面キャプチャ

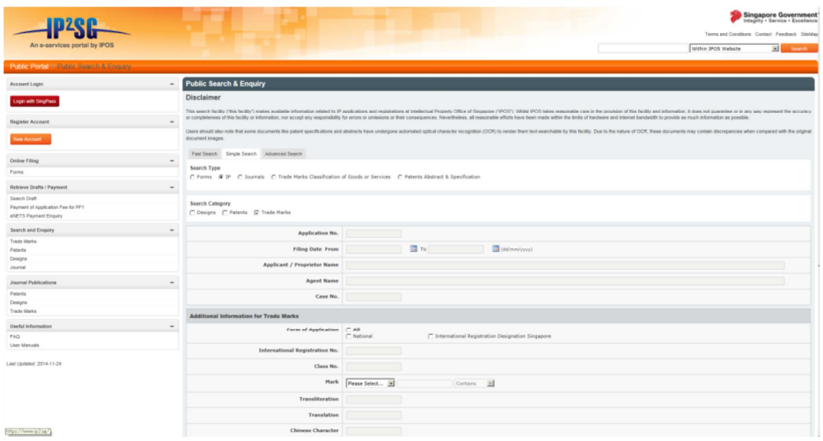

(6)フィリピン

表 2-86 IPOPHL（特許） 概要

特許庁及び機関	Intellectual Property Office of the Philippines（IPOPHL）
サービスの名称	IPOPHL
法域等	特許・意匠
URL	http://onlineservices.ipophil.gov.ph/ipophilsearch/patents.aspx
検索・照会可能な情報	フィリピン特許・フィリピン意匠
入力できる条件	2012 年 12 月 6 日以前発行の出願・登録番号、ファイル番号、発明者名、権利者名、名称、要約、ロカルノ分類(意匠)、IPC(特許)
データ蓄積範囲	1998 年出願以降
機械翻訳機能の有無	無し
バルク(一括)データ提供の有無	無し
バルク(一括)データの内容	ー
検索機能	フィールド検索
表示機能	出願番号、出願日、公開日、登録日、発明の名称、要約、出願人/権利者、発明者、経過情報、代表図 また、書誌情報、要約、請求項、発明の詳細な説明、全図面については OCR によりテキスト化された PDF へのリンクあり。
印刷・ダウンロード機能	PDF
登録制か否か	無し
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度(現地時間)	確認できず
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	確認できず

確認日：2015/03/16

図 2-79 IPOPHL（特許） 画面キャプチャ

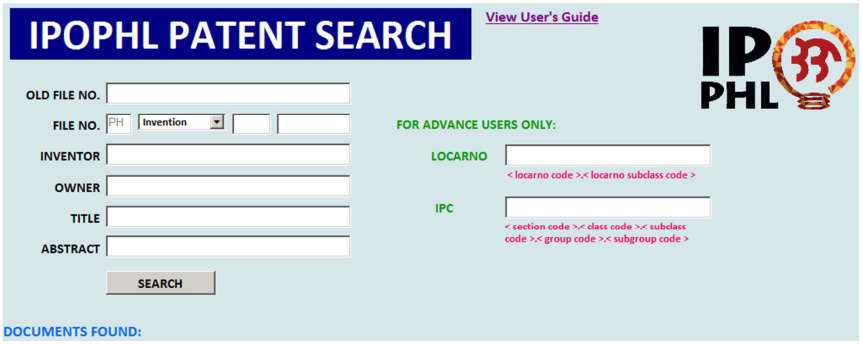

表 2-87 IPOPHL（商標） 概要

特許庁及び機関	Intellectual Property Office of the Philippines (IPOPHL)
サービスの名称	IPOPHL
法域等	商標
URL	http://onlineservices.ipophil.gov.ph/ipophilsearch/
検索・照会可能な情報	確認できず
入力できる条件	確認できず
データ蓄積範囲	確認できず
機械翻訳機能の有無	確認できず
バルク(一括)データ提供の有無	確認できず
バルク(一括)データの内容	確認できず
検索機能	確認できず
表示機能	確認できず
印刷・ダウンロード機能	確認できず
登録制か否か	確認できず
有料か無料か	確認できず
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度(現地時間)	確認できず
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	確認できず

確認日：2015/03/16

「asean TM view」にページに移行されるため、画像データなし。

(7)ASEAN

表 2-88 asean TM view 概要

特許庁及び機関	Association of South‐East Asian Nations(ASEAN)
サービスの名称	asean TM view
法域等	商標
URL	http://www.asean-tmview.org/tmview/welcome.html
検索・照会可能な情報	ブルネイ、インドネシア、カンボジア、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ商標公報
入力できる条件	出願番号、登録番号、商標名、権利者、出願・登録日、分類など
データ蓄積範囲	1954 年出願以降
機械翻訳機能の有無	無し（英語表示）
バルク(一括)データ提供の有無	無し
バルク(一括)データの内容	―
検索機能	簡易検索、詳細検索
表示機能	1.一覧表示 商標名、特許庁、商標番号.経過情報、分類、出願人、出願日、商標種別、図面 2.詳細表示 一覧表示の項目に加えて、出願言語、登録番号、登録日、権利満了日、出願人詳細情報など
印刷・ダウンロード機能	PDF、XLS、XML
登録制か否か	無し
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度(現地時間)	毎日
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	確認できず

確認日：2015/03/16

図 2-80 asean TM view 画面キャプチャ

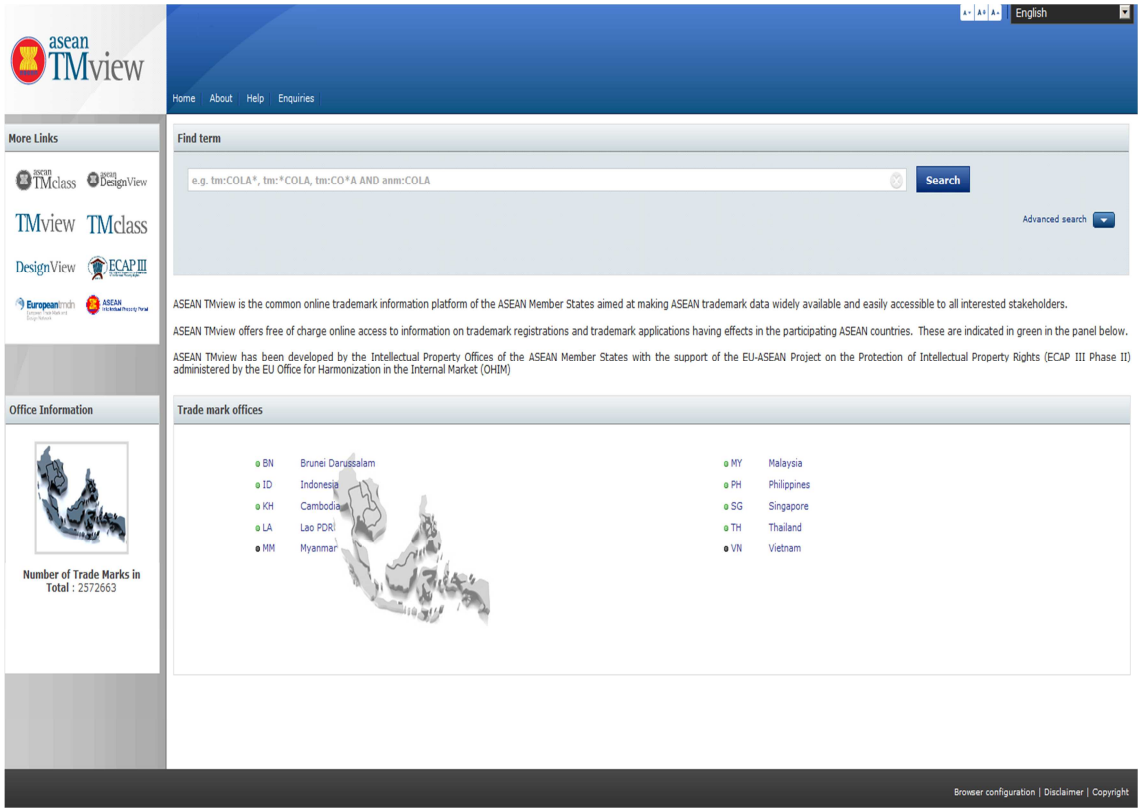

(8)ブルネイ

表 2-89 Trademark Registration 概要

特許庁及び機関	Intellectual Property Office Brunei Darussalam (BruIPO)
サービスの名称	Trademark Registration
法域等	商標
URL	http://www.eregistry.agc.gov.bn/WorkAreaTrademark/WorkFunctionSearch/WebViewSearch/DoTrademarkSearch.aspx
検索・照会可能な情報	ブルネイ商標
入力できる条件	出願種別、商標種別、色、経過情報、出願人、代理人、分類、物品、キーワード、形式、商標番号、ガゼット情報
データ蓄積範囲	確認できず
機械翻訳機能の有無	無し
バルク(一括)データ提供の有無	無し
バルク(一括)データの内容	ー
検索機能	商標番号、キーワード検索、権利者名検索、商品、サービス検索
表示機能	【一覧表示】 商標画像、商標番号、キーワード、分類、商標種別、受領日、経過情報 【詳細表示】 登録制のため詳細不明
印刷・ダウンロード機能	確認できず
登録制か否か	無し (詳細表示は登録制)
有料か無料か	無料
APIの提供の有無	確認できず
データ更新頻度(現地時間)	確認できず
オンライン以外のデータ販売(CD、DVD等)の状況	確認できず

確認日：2015/03/16

図 2-81 Trademark Registration 画面キャプチャ

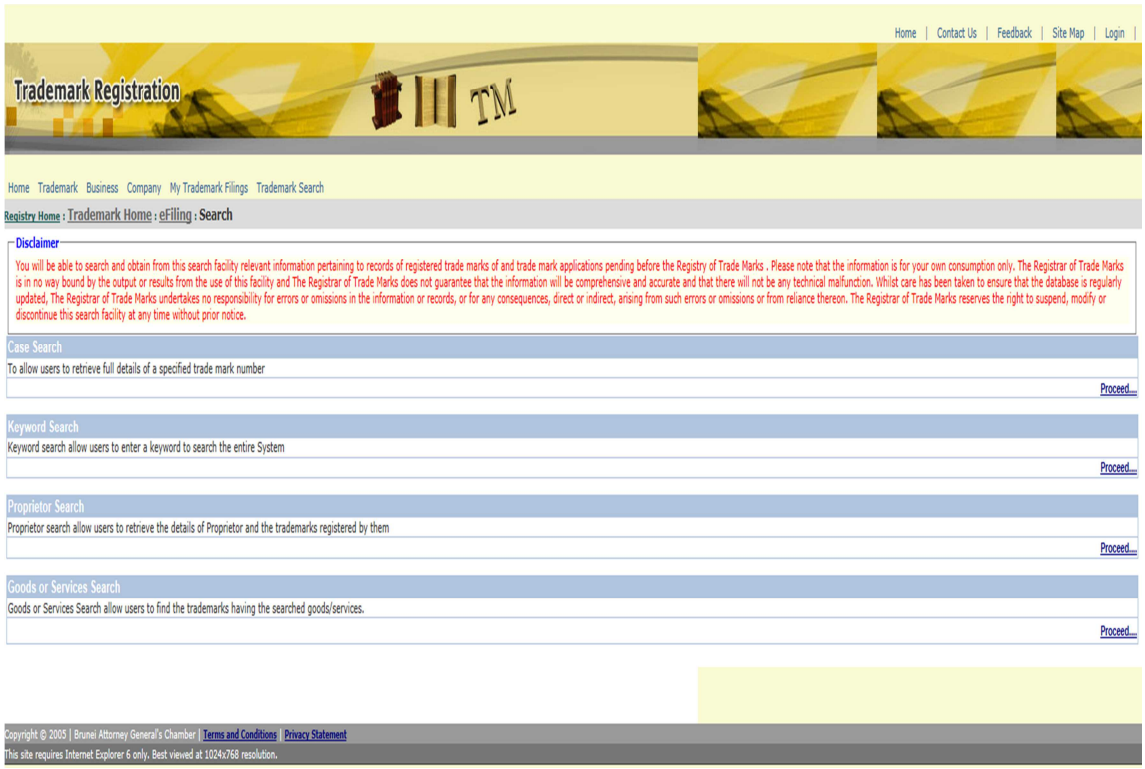

特許、意匠については、サービスの存在を確認できなかった。

(18) ラオス、ミャンマー、カンボジア

ラオス、ミャンマー、カンボジアについては、全ての法域について、産業財産権情報提供サービスの存在を確認できなかった。

2.2.4 ASEAN 各国特許庁の公報のオンライン提供状況

各国特許庁がウェブサイトで提供している公報のオンラインでの提供状況について、以下に示す。
なお、ASEAN 諸国の各特許庁の産業財産権情報の提供状況に関しては、「添付資料 1：各国サービス機能比較表」にて報告しているため、参照されたい。

タイ
タイ特許庁は現在ウェブサイトに公報を掲載していない。

ベトナム
表 2-90 IP Gazettes 概要

特許庁及び機関	National Office of Intellectual Property of Vietnam (NOIP)
サービス名称	IP Gazettes
URL	http://www.noip.gov.vn/web/noip/home/en
データ蓄積範囲	2008 年 1 月以降発行分
データ更新頻度(現地時間)	月 1 回
公報の種類	特許出願、実用新案出願、意匠出願、商標出願、登録特許、登録実用新案、登録意匠、登録商標、国際登録商標
情報の言語	ベトナム語
情報の内容	Volume A：特許出願、実用新案出願、意匠出願、商標出願、実体審査請求、出願の補正、出願の移転 Volume B：登録特許、登録実用新案、登録意匠、登録商標、国際登録商標、権利の訂正・更新・延長・取下、権利の移転
データフォーマット	PDF
テキストデータの取得	全て取得可能
図面	特実：代表図 意匠：6 面図 商標：表示有り
取得可能なパテントファミリー情報	なし

図 2-82 IP Gazettes 画面キャプチャ

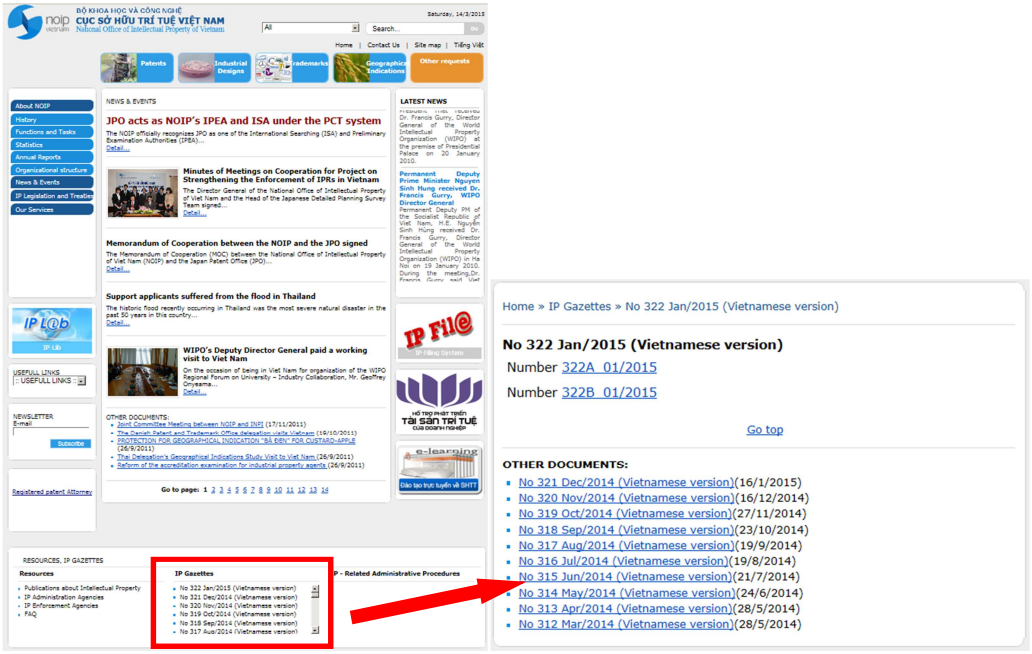

インドネシア

表 2-91 Paten Pengumuman、Desain Industri Pengumuman、Merek Pengumuman 概要

特許庁及び機関	Direktorat Jenderal Hak Kekayaan Intelektual (DJHKI)
サービス名称	Paten Pengumuman、Desain Industri Pengumuman、Merek Pengumuman
URL	http://www.dgip.go.id/paten-pengumuman-a-tahun-2015 http://www.dgip.go.id/desain-industri-pengumuman-a-tahun-2015 http://www.dgip.go.id/merek-publikasi-a-tahun-2015
データ蓄積範囲	2012 年 1 月以降発行分
データ更新頻度(現地時間)	特許、小特許：隔週発行 意匠：週 1 回あるいは隔週発行 商標：週 1 回発行
公報の種類	公開特許、公開小特許、公開意匠、公告商標
情報の言語	インドネシア語
情報の内容	OFFICIAL NEWS SERIES-A PATENT：公開特許 OFFICIAL NEWS SERIES-A SIMPLE PATENT：公開小特許 OFFICIAL NEWS SERIES-A INDUSTRIAL DESIGN：公開意匠 Trademark Official Gazette：公告商標
データフォーマット	PDF
テキストデータの取得	全て取得可能
図面	特許・小特許：代表図 意匠：代表図 商標：表示有り
取得可能なパテントファミリー情報	なし

図 2-83 Paten Pengumuman、Desain Industri Pengumuman、Merek Pengumuman 画面キャプチャ

図 2-84 OFFICIAL NEWS SERIES-A PATENT の内容

(20) RI Permohonan Paten

(19) ID (11) No Pengumuman : 2015/00009 (13) A

(51) I.P.C : Int.Cl./G 02B 6/38

(21) No. Permohonan Paten : W00201306128

(22) Tanggal Penerimaan Permohonan Paten :
27 Juni 2012

(30) Data Prioritas :

(31) Nomor	(32) Tanggal	(33) Negara
201110184521.3	01 Juli 2011	CN

(43) Tanggal Pengumuman Paten :
29 Januari 2015

(71) Nama dan Alamat yang Mengajukan Permohonan Paten :
TYCO ELECTRONICS (SHANGHAI) CO. LTD.
Level 1, No. 142 He Dan Road Waigaoqiao Free Trade Zone
Shanghai, 200233 CHINA

(72) Nama Inventor :
WANG, Liming, CN
FAN, Wenyong , CN
YANG, Yanhong, CN

(74) Nama dan Alamat Konsultan Paten :
Ir. Y.T. Widjojo

WIDJOJO CS. Wisma Kemang Lantai 5, Jalan Kemang Selatan No.1, Jakarta 12560.

(54) Judul Invensi : RAKITAN PEMISAH FIBER OPTIK DAN KONEKTOR FIBER OPTIK YANG MEMILIKI RAKITAN TERSEBUT

(57) Abstrak :

Diungkapkan yaitu suatu rakitan pemisahan serat, yang terdiri dari: suatu basis penyangga pemisahan-seratoptik yang mencakup suatu ujung pertama dan suatu ujung kedua pada arah longitudinal, suatu serat optik yang akan dipisahkan dimasukkan ke dalam raki tan pemisahan serat optik tersebut dari ujung kedua, dimana basis penyangga pemisahanserat-optik tersebut selanjutnya mencakup suatu alur penerimaan yang disediakan di antara ujung pertama dan ujung kedua, dimana suatu ceruk disediakan pada dasar dari alur penerimaan, dan serat optik yang dimasukkan yang akan dipisahkan tersebut diterima dalam ceruk tersebuti dan rakitan pemisahan serat optik tersebut selanj utnya terdiri dari suatu rakitan penempatan serat optik yang disesuaikan ke basis penyangga pemisahan-serat-optik, rakitan penempatan serat optik tersebut memiiki suatu bagian penekanan yang disesuaikan di dalam alur penerimaan untuk menekan serat optik yang akan dipisahkan dan suatu bagian penetapan, dimana bagian penekanan dapat digerakkan di antara suatu posisi penekanan dimana serat optik tersebut ditekan dan suatu posisi pelepasan dimana serat optik tidak ditekan, dan bagian penetapan diadaptasikan untuk secara lepas menetapkan bagian penekanan pada posisi penekanan. Invensi ini juga berhubungan dengan suatu konektor optik serat yang memiliki rakitan pemisahan serat optik tersebut.

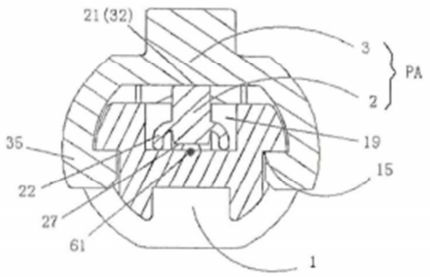

マレーシア

表 2-92 IP ONLINE JOURNAL 概要

特許庁及び機関	Malaysian IP Office (MyIPO)
サービス名称	IP ONLINE JOURNAL
URL	http://ipjournal.myipo.gov.my/ipjournal/
データ蓄積範囲	特、実：2011.06- 意匠：2011.01- 商標：2006.08-
データ更新頻度(現地時間)	月 1 回
公報の種類	登録特許、登録実用新案、登録意匠、公告商標
情報の言語	英語、マレー語
情報の内容	（特許、実用新案） 登録、失効特許 （意匠） 登録意匠、失効意匠 （商標） 公告商標
データフォーマット	PDF
テキストデータの取得	全て取得可能
図面	特許、実用新案：代表図 意匠：6 面図 商標：表示有り
取得可能なパテントファミリー情報	なし

図 2-85 IP ONLINE JOURNAL の画面

図 2-86 Patent Latest Publication の一覧表示

Patent Latest Publication (2/2015)

Publication Date 15/01/2015

Type All Submit

No.	Patent No.	Type	Title	Owner	Agent
1.	MY-116814-A	Lapsed	ETHYLENE RECOVERY SYSTEM	CELANESE INTERNATIONAL CORPORATION	PATRICK MIRANDAH
2.	MY-128012-A	Lapsed	SAMPLING FREQUENCY CONVERSION APPARATUS	SONY CORPORATION	DATO' V.L. KANDAN
3.	MY-128116-A	Lapsed	RECORDING APPARATUS AND RECORDING METHOD	SONY CORPORATION	DATO' V.L. KANDAN
4.	MY-128143-A	Lapsed	ABRASIVE SHEET, METHOD OF MANUFACTURING THE SAME AND METHOD TO ABRADE A FIBER OPTIC CONNECTOR	3M INNOVATIVE PROPERTIES COMPANY	ROSHAYATI BTE ABDUL GHANI
5.	MY-128152-A	Lapsed	SEMICONDUCTOR DEVICE AND PROCESS FOR PRODUCING THE SAME, AND TABLET COMPRISING EPOXY RESIN COMPOSITION	NITTO DENKO CORPORATION	ROSHAYATI BTE ABDUL GHANI
6.	MY-128222-A	Lapsed	DISK DRIVE DEVICE	SONY CORPORATION	CAROLINE ANNE FRANCIS XAVIER MONEY
7.	MY-128227-A	Lapsed	HYDRAULIC FLUID FEEDER	HONDA GIKEN KOGYO KABUSHIKI KAISHA	WONG SAI FONG
8.	MY-128304-A	Lapsed	DISK MOTOR	WELLINGTON DRIVE TECHNOLOGIES LIMITED	WONG SAI FONG
9.	MY-128381-A	Lapsed	"DURABLE, ABSORBENT LATEX FOAM COMPOSITION HAVING HIGH VERTICAL WICKING"	DOW GLOBAL TECHNOLOGIES INC.	WONG SAI FONG
10.	MY-128397-A	Lapsed	LID OPENING AND CLOSING MECHANISM	SONY EMCS (MALAYSIA) SDN. BHD.	CAROLINE ANNE FRANCIS XAVIER MONEY

シンガポール

表 2-93 IP2SG 概要

特許庁及び機関	Intellectual Property Office of Singapore (IPOS)
サービス名称	IP2SG
URL	https://www.ip2.sg/RPS/WP/Publications/Patents.aspx https://www.ip2.sg/RPS/WP/Publications/Designs.aspx https://www.ip2.sg/RPS/WP/Publications/TradeMarks.aspx
データ蓄積範囲	直近 3 か月分のみ
データ更新頻度(現地時間)	特許：月 1 回発行 意匠：月 1 回発行 商標：週 1 回発行
公報の種類	公開特許、登録特許、登録意匠、登録商標
情報の言語	英語
情報の内容	（特許） （特許） 公開公報 登録公報 （意匠） 登録公報 （商標） 登録商標（商標公告、国際登録） 公告公報 マドリッドプロトコルに基づく国際登録
データフォーマット	PDF
テキストデータの取得	特許、意匠、商標のいずれについても、テキストデータが取得可能な PDF を入手できる。意匠、商標の図面はカラーである。
図面	特許：なし 意匠：代表図 商標：表示有り
取得可能なパテントファミリー情報	なし

図 2-87 IP2SG ジャーナル一覧表示

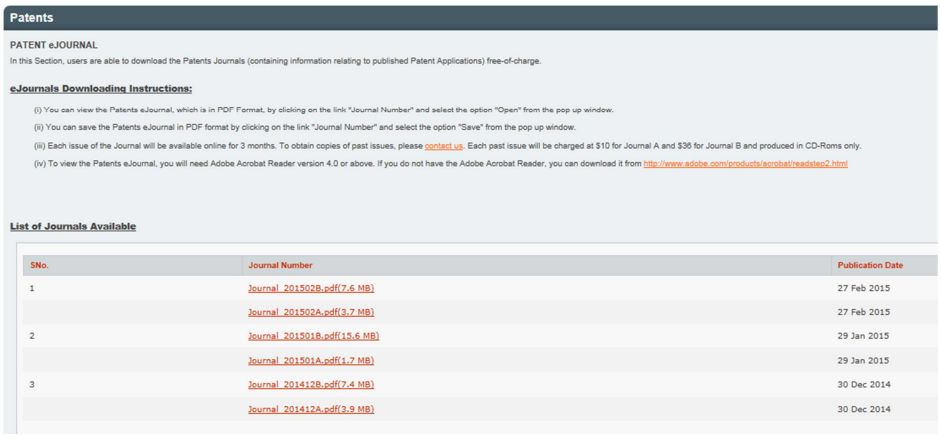

Patents

PATENT eJOURNAL

In this Section, users are able to download the Patents Journals (containing information relating to published Patent Applications) free-of-charge.

eJournals Downloading Instructions:

(i) You can view the Patents eJournal, which is in PDF Format, by clicking on the link "Journal Number" and select the option "Open" from the pop up window.

(ii) You can save the Patents eJournal in PDF format by clicking on the link "Journal Number" and select the option "Save" from the pop up window.

(iii) Each issue of the Journal will be available online for 3 months. To obtain copies of past issues, please contact us. Each past issue will be charged at $10 for Journal A and $36 for Journal B and produced in CD-Roms only.

(iv) To view the Patents eJournal, you will need Adobe Acrobat Reader version 4.0 or above. If you do not have the Adobe Acrobat Reader, you can download it from http://www.adobe.com/products/acrobat/readstep2.html

List of Journals Available

SNo.	Journal Number	Publication Date
1	Journal_201502B.pdf(7.6 MB)	27 Feb 2015
	Journal_201502A.pdf(3.7 MB)	27 Feb 2015
2	Journal_201501B.pdf(15.6 MB)	29 Jan 2015
	Journal_201501A.pdf(1.7 MB)	29 Jan 2015
3	Journal_201412B.pdf(7.4 MB)	30 Dec 2014
	Journal_201412A.pdf(3.9 MB)	30 Dec 2014

図 2-88 IP2SG ジャーナル表示 画面キャプチャ

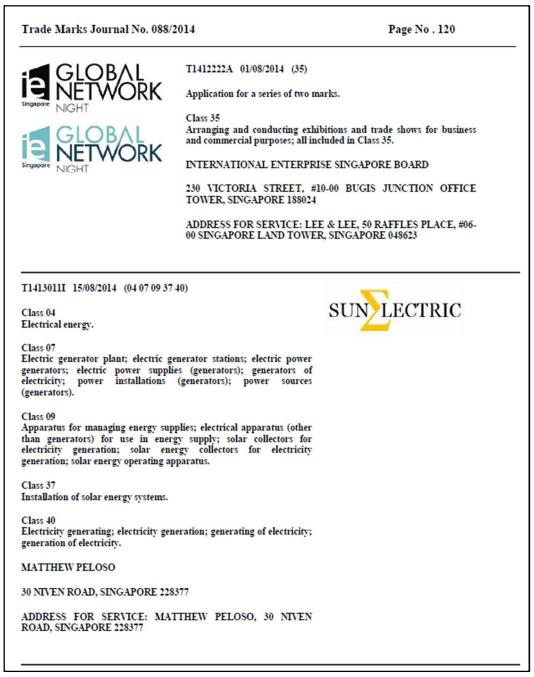

Trade Marks Journal No. 088/2014 **Page No . 120**

T1412222A 01/08/2014 (35)

Application for a series of two marks.

Class 35
Arranging and conducting exhibitions and trade shows for business and commercial purposes; all included in Class 35.

INTERNATIONAL ENTERPRISE SINGAPORE BOARD

230 VICTORIA STREET, #10-00 BUGIS JUNCTION OFFICE TOWER, SINGAPORE 188024

ADDRESS FOR SERVICE: LEE & LEE, 50 RAFFLES PLACE, #06-00 SINGAPORE LAND TOWER, SINGAPORE 048623

T1413011I 15/08/2014 (04 07 09 37 40)

SUNLECTRIC

Class 04
Electrical energy.

Class 07
Electric generator plant; electric generator stations; electric power generators; electric power supplies (generators); generators of electricity; power installations (generators); power sources (generators).

Class 09
Apparatus for managing energy supplies; electrical apparatus (other than generators) for use in energy supply; solar collectors for electricity generation; solar energy collectors for electricity generation; solar energy operating apparatus.

Class 37
Installation of solar energy systems.

Class 40
Electricity generating; electricity generation; generating of electricity; generation of electricity.

MATTHEW PELOSO

30 NIVEN ROAD, SINGAPORE 228377

ADDRESS FOR SERVICE: MATTHEW PELOSO, 30 NIVEN ROAD, SINGAPORE 228377

フィリピン

表 2-94 e-GAZETTE(特許・実用新案・意匠) 概要

特許庁及び機関	Intellectual Property Office of the Philippines (IPOPHL)
サービス名称	e-GAZETTE
URL	http://onlineservices.ipophil.gov.ph/PatGazette/
データ蓄積範囲	2006 年 11 月 20 日以降発行分
データ更新頻度(現地時間)	特許、実用新案、意匠：週1回あるいは隔週
公報の種類	公開特許、登録特許、公告実用新案、公告意匠出願、登録意匠
情報の言語	英語
情報の内容	(特許) 公開公報 登録公報 (実用新案) 公告公報 (意匠) 公告公報
データフォーマット	PDF
テキストデータの取得	全て取得可能
図面	特実：代表図 意匠：代表図
取得可能なパテントファミリー情報	なし

表 2-95 e-GAZETTE(商標) 概要

特許庁及び機関	Intellectual Property Office of the Philippines (IPOPHL)
サービス名称	e-GAZETTE
URL	http://onlineservices.ipophil.gov.ph/tmgazette/
データ蓄積範囲	2004 年 12 月 17 日以降発行分
データ更新頻度(現地時間)	週 1 回
検索対象	公告商標
情報の言語	英語
情報の内容	公告公報
データフォーマット	PDF
テキストデータの取得	全て取得可能
図面	表示有り
取得可能なパテントファミリー情報	なし

ブルネイ

表 2-96 PATENTS JOURNAL 概要

特許庁及び機関	Intellectual Property Office Brunei Darussalam (BruIPO)
サービス名称	PATENTS JOURNAL
URL	http://www.brunei-patents.com.bn/index.php/journals/patents
データ蓄積範囲	特許：2014 年 12 月 30 日発行～ 意匠：2015 年 1 月 7 日発行～ 商標：収録されていない。
データ更新頻度(現地時間)	特許：月 1 回発行 意匠：月 1 回発行 商標：未発行
公報の種類	公開特許、登録特許、登録意匠
情報の言語	英語
情報の内容	（特許）登録公報 ・出願日 ・出願番号 ・登録特許番号（英国出願、欧州（英国指定）出願、マレーシア出願） ・登録日（英国出願、欧州（英国指定）出願、マレーシア出願） ・出願人/権利者 ・発明の名称 ・分野 (71) 出願人名 (21) 出願番号 (22) 出願日 (54) 発明の名称 （意匠）登録公報 ・登録番号 ・登録日 ・ロカルノ分類 ・意匠に係る物品 ・権利者の氏名または名称及び住所
データフォーマット	PDF
テキストデータの取得	全て取得可能
図面	特許：なし 意匠：代表図
取得可能なパテントファミリー情報	なし

図 2-89 PATENTS JOURNAL のトップページ

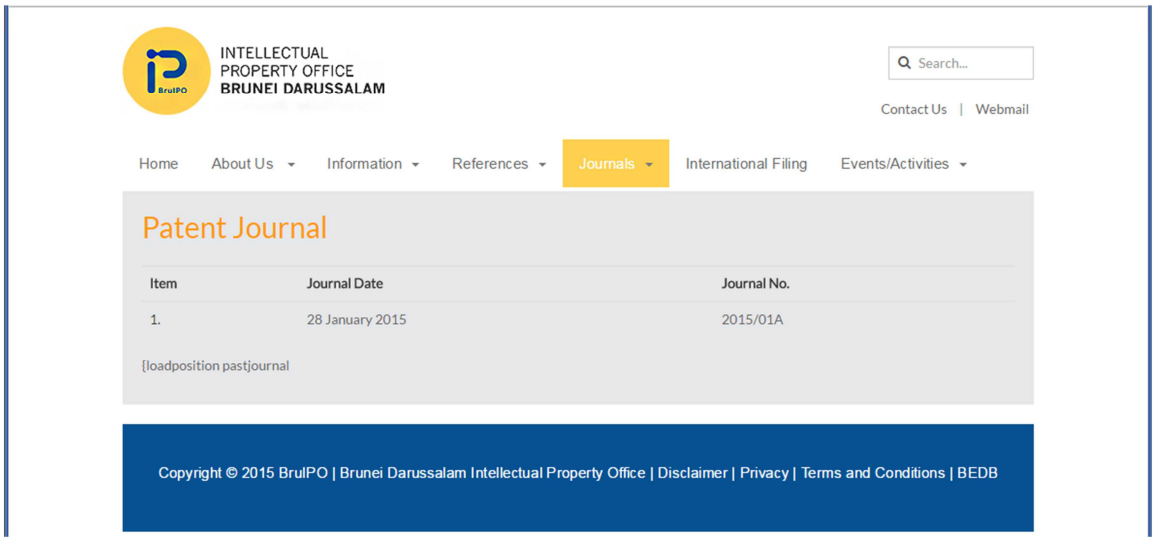

図 2-90 PATNENTS JOURNAL > REGISTRATION UNDER SECTION 115

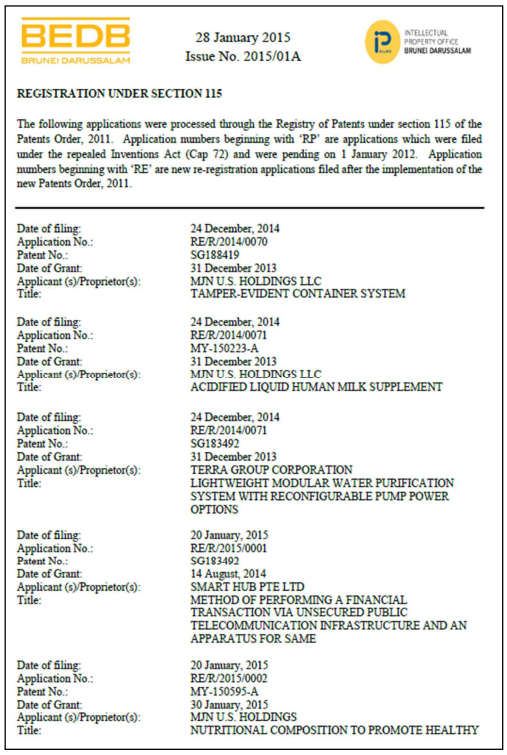

BEDB
BRUNEI DARUSSALAM

28 January 2015
Issue No. 2015/01A

INTELLECTUAL PROPERTY OFFICE BRUNEI DARUSSALAM

REGISTRATION UNDER SECTION 115

The following applications were processed through the Registry of Patents under section 115 of the Patents Order, 2011. Application numbers beginning with 'RP' are applications which were filed under the repealed Inventions Act (Cap 72) and were pending on 1 January 2012. Application numbers beginning with 'RE' are new re-registration applications filed after the implementation of the new Patents Order, 2011.

Date of filing:	24 December, 2014
Application No.:	RE/R/2014/0070
Patent No.:	SG188419
Date of Grant:	31 December 2013
Applicant (s)/Proprietor(s):	MJN U.S. HOLDINGS LLC
Title:	TAMPER-EVIDENT CONTAINER SYSTEM
Date of filing:	24 December, 2014
Application No.:	RE/R/2014/0071
Patent No.:	MY-150223-A
Date of Grant:	31 December 2013
Applicant (s)/Proprietor(s):	MJN U.S. HOLDINGS LLC
Title:	ACIDIFIED LIQUID HUMAN MILK SUPPLEMENT
Date of filing:	24 December, 2014
Application No.:	RE/R/2014/0071
Patent No.:	SG183492
Date of Grant:	31 December 2013
Applicant (s)/Proprietor(s):	TERRA GROUP CORPORATION
Title:	LIGHTWEIGHT MODULAR WATER PURIFICATION SYSTEM WITH RECONFIGURABLE PUMP POWER OPTIONS
Date of filing:	20 January, 2015
Application No.:	RE/R/2015/0001
Patent No.:	SG183492
Date of Grant:	14 August, 2014
Applicant (s)/Proprietor(s):	SMART HUB PTE LTD
Title:	METHOD OF PERFORMING A FINANCIAL TRANSACTION VIA UNSECURED PUBLIC TELECOMMUNICATION INFRASTRUCTURE AND AN APPARATUS FOR SAME
Date of filing:	20 January, 2015
Application No.:	RE/R/2015/0002
Patent No.:	MY-150595-A
Date of Grant:	30 January, 2015
Applicant (s)/Proprietor(s):	MJN U.S. HOLDINGS
Title:	NUTRITIONAL COMPOSITION TO PROMOTE HEALTHY

カンボジア

カンボジアには知的財産権局が存在する。(URL: www.moc.gov.kh)
しかし、産業財産権情報を検索・照会することができるデータベースの存在は確認できない。

ラオス

ラオスには知的財産権局が存在する。(http://www.stea.la.wipo.net)
しかし、産業財産権情報を検索・照会することができるデータベースの存在は確認できない。

ミャンマー

ミャンマーには知的財産権所轄官庁の存在を確認できない。
また、産業財産権情報を検索・照会することができるデータベースの存在は確認できない。

2.3 海外産業財産権情報の利用実態及びユーザーニーズ

2.2 では WIPO、OHIM、米国、欧州、中国、韓国、台湾、ドイツ、ロシア、インド、タイ、ベトナム、インドネシア、マレーシア、シンガポール、フィリピン、ブルネイ、ラオス、ミャンマー、カンボジアの各特許庁及び関連機関などが提供する各産業財産権情報提供サービスについて報告した。

本項では、日本企業のユーザーが海外の産業財産権情報を調査する際の利用実態及びユーザーニーズに関して報告する。なお、利用実態及びユーザーニーズを調査するため、海外へ多く出願する日本企業 15 社（タイ、ベトナム、インドネシアへ多く出願する企業 10 社を含む）にヒアリングを実施した。

【ヒアリング調査の結果】
ヒアリング調査の集計に関しては、多くの設問が複数回答を可能としたものであるため、単純加算件数にて報告を行う。

Q1. 海外特許庁や関連機関が提供するデータベースの中で、現在、最も利用頻度が多い国(地域)は？
ヒアリング対象とした 15 社のうち、最も多かったのが「EPO」の 6 件と全体の 40%を占め、続いて「中国」、「WIPO」の 3 件という結果となった。

表 2-97 Q1 集計結果

国（地域）	件数
EPO	6
WIPO	3
中国	3
米国	2
韓国	1

図 2-91 Q1 集計結果

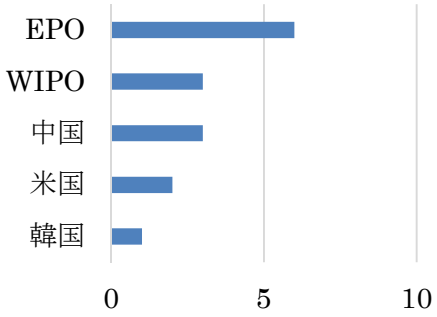

Q2. 海外特許庁や関連機関が提供するデータベースの中で、利用頻度が多い国または地域は？(上位 3 ヶ国を回答)
最も多かったのが「米国」、「EPO」ともに 12 件となった。次いで「中国」、「WIPO」という結果となった。欧米に加え、中国が重要視されていることが分かる。

表 2-98 Q2 集計結果

国（地域）	件数
米国	12
EPO	12
中国	9
WIPO	7

図 2-92 Q2 集計結果

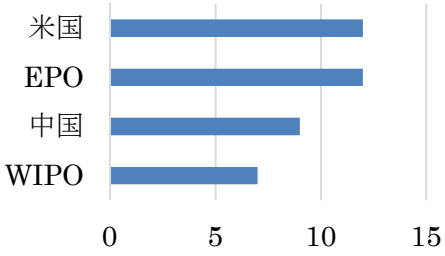

Q3. それらのデータベースを利用する主な調査目的は？(複数選択可)

「権利侵害」の調査が最も多く、次いで「出願の判断」のための調査、「無効資料調査」、「技術動向調査」、「研究開発」のための調査であった。

表 2-99 Q3 集計結果

調査目的	件数
権利侵害	32
出願の判断	27
無効資料調査	24
技術動向調査	22
研究開発	7
その他	6

図 2-93 Q3 集計結果

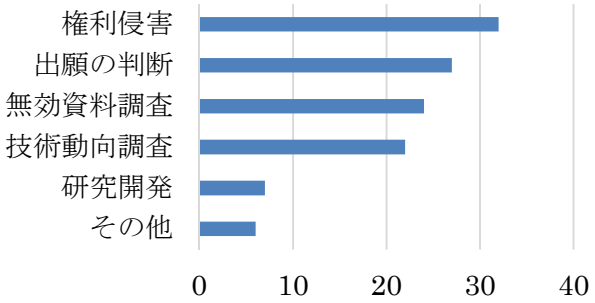

また、上位 4 ヶ国における調査目的は以下の通りであった。EPO のデータベースを利用する際の調査目的は、主に、「権利侵害」、「出願の判断」のための調査、「無効資料調査」、「技術動向調査」であることが分かった。

表 2-100 Q3 集計結果（国別）

調査目的	EPO	米国	中国	WIPO
権利侵害	8	9	8	3
出願の判断	8	9	5	3
無効資料調査	8	8	3	4
技術動向調査	7	6	4	3
権利行使の判断	3	4	3	2
研究開発	2	2	1	2
その他	1	3	1	0

Q4. 現在、調査する頻度が多い種別について(複数選択可)

「特許」が最も多く、次いで「商標」、「実用新案」となった。「意匠」は 11 件と他の種別と比べると若干少ないが今回のヒアリング回答者の多くが特許担当者であったため、この点がヒアリング結果に影響しているかもしれない。

表 2-101 Q4 集計結果

種別	件数
特許	37
商標	16
実用新案	13
意匠	11

図 2-94 Q4 集計結果

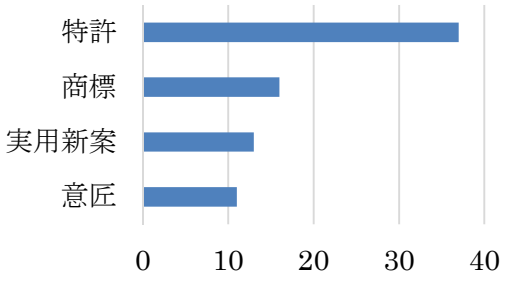

Q5. 現在、利用する頻度が多い機能について(複数選択可)

基本機能である「検索機能」、「表示機能」以外では、「PDF 公報入手」、「経過情報」の閲覧、「印刷機能」が上位となった。また、「テキストデータ入手」に利用しているユーザーも多い。

表 2-102 Q5 集計結果

機能	件数
検索機能	36
PDF 公報入手	29
経過情報	28
表示機能	24
印刷機能	21
テキストデータ入手	13
機械翻訳	8
分析	6
監視サービス	4
その他	1

図 2-95 Q5 集計結果

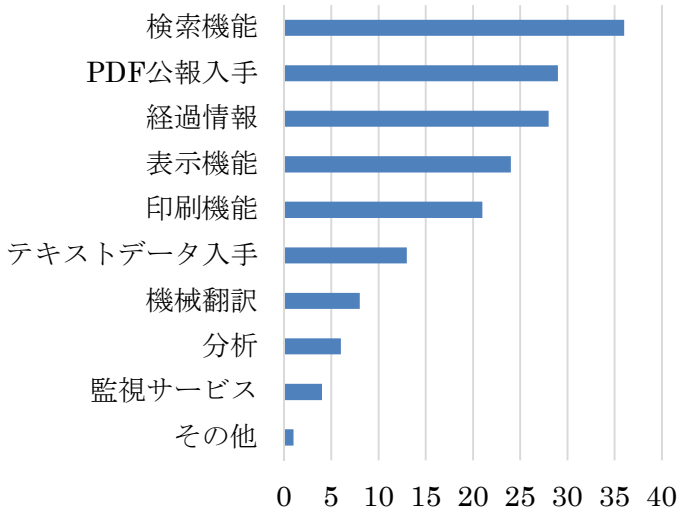

Q6. 平均的な利用頻度と 1 回あたりの平均利用時間について(複数選択可)

国（地域）によっても異なるが、「週に数回、約 1 時間」という回答が最も多く、定期的に利用している傾向にある。ヒアリングでは「慣れてくれば短時間で済む」との声があった。なお、利用頻度に関する回答の「その他」は「月に 1 回程度」よりも更に頻度が低いことを意味する。

表 2-103 Q6 集計結果（利用頻度）

利用頻度	件数
週に 1 回程度	1
週に数回	16
月に 1 回程度	5
月に数回	5
その他	4

図 2-96 Q6 集計結果（利用頻度）

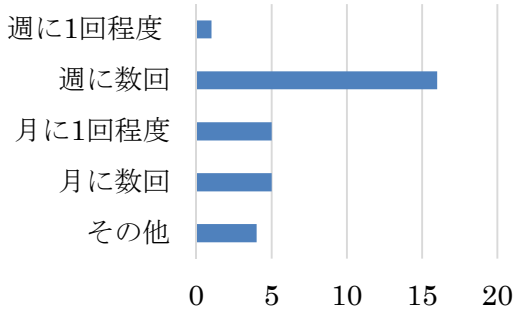

表 2-104 Q6 集計結果（平均利用時間）

平均利用時間	件数
約 30 分	8
約 1 時間	15
数時間	5
半日程度	0
終日	0
その他	0

図 2-97 Q6 集計結果（平均利用時間）

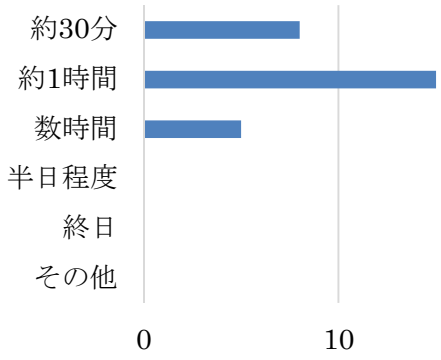

Q7. 商用データベースと特許庁データベースの利用頻度の割合について(国別に複数回答可)

契約している商用データベースのデータ収録状況などによっても異なると考えられるが、商用データベースと特許庁データベースの利用頻度を比較した場合、商用データベースの方が高い傾向にあり、「100%」(特許庁データベースは利用しない)という回答も1件あった。ヒアリング結果では、海外特許庁のデータベースは商用データベースを補完する目的で利用されることが多いことが分かった。特に新興国の特許庁のデータベースについては、その蓄積情報に対する信頼性の低さ、また、データ更新の不安定さから利用頻度が低いものと考えられる。一方、商用データベースは利用しない(利用頻度0%)との回答も2件あった。

表 2-105 Q7 集計結果

商用データベースの利用頻度	件数
100%	1
90%	7
80%	6
70%	10
60%	1
50%	1
30%	3
0%(利用しない)	2
記載なし	29

図 2-98 Q7 集計結果

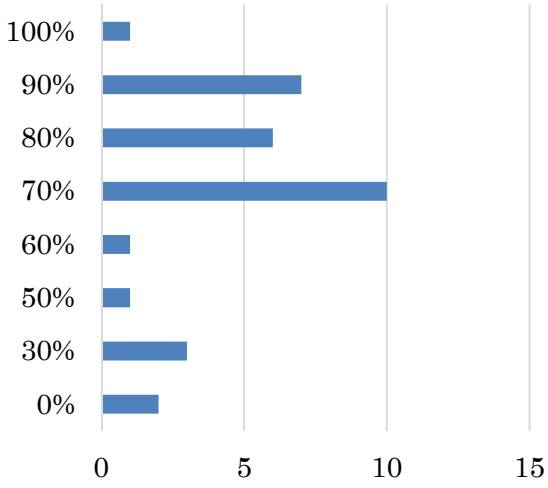

Q8. 現地語版、英語版のユーザーインターフェースの利用経験の有無について(複数選択可)

現地語のユーザーインターフェースを利用する場合があるという回答が 15 件あった。地域としては「中国」が最も多く、12 件であった。また、現地語版を利用する際は「機械翻訳ツールを利用する」が 11 件、「現地人スタッフに依頼する、または社内スタッフに依頼する」が 4 件であった。中国の調査に関しては、「社内の中国人スタッフが担当している」という企業もあった。

表 2-106 Q8 集計結果（結論）

言語	件数
現地語版	15
英語版	12
使わない	1

図 2-99 Q8 集計結果

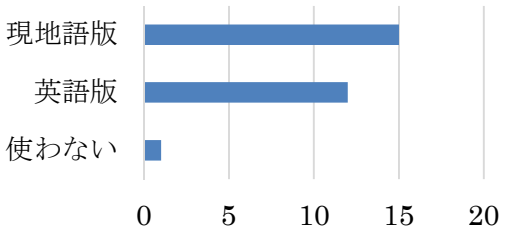

なお、「英語版」利用の内訳に関しては、「中国」が 3 件、「インド」が 2 件、「ベトナム」、「タイ」、「インドネシア」、「メキシコ」、「ドイツ」、「韓国」、「EPO」が何れも 1 件であった。また、英語版を利用する理由は以下のとおりである。

表 2-107 Q8 集計結果（理由 英語版）

国（地域）	英語版を利用する理由	件数
中国	現地語が分からない	2
中国	目的に合わせて使い分けている	1
インド	現地語が分からない	2
ベトナム	現地語が分からない	1
タイ	現地語が分からない	1
インドネシア	現地語が分からない	1
メキシコ	現地語が分からない	1
ドイツ	現地語が分からない	1
韓国	操作が円滑	1
EPO	対応出願日を見つけやすい、英語出願の検索に活用	1

現地語版では「中国」が最も多く、続いては「韓国」であった。現地語版を利用する理由としては、英語版や日本語版とは以下のような機能差があるためという回答が多かった。特に、中国と韓国について、現地語版は経過情報についてより詳細な情報を確認できることが分かった。

表 2-108 Q8 集計結果（理由 現地語版）

国（地域）	現地語版を利用する理由	件数
中国	中国語表記での出願人名を検索するため	2
中国	詳細な経過情報を確認する事ができる	2
中国	分析機能がある	1
中国	収録率が良い	1
中国	誤訳の可能性を防ぐため	1
中国	機械翻訳の精度が悪いから	1
中国	クレームの確認、出願人表記の確認	1
韓国	（併用）ハングル版の方が安定しておりかつ機能も豊富	1
韓国	収録率が良くなる上、詳細な経過情報を確認する事ができる	1
台湾	英語版は役に立たない	1
ドイツ	現地語では分らないから	1
タイ	検索精度アップ	1
EPO	対応出願を見つけやすいため、英語出願も見つけて利用する	1

Q9. 利便性が高いと感じる海外特許庁のデータベースについて(自由記載)

「EPO」が最も評価が高く 9 件となった。また、「OHIM」、「米国」が 2 件、その他、「中国」、「韓国」が 1 件という回答であった。

表 2-109 Q9 集計結果(結論)

国（地域）	件数
EPO	9
OHIM	2
米国	2
中国	1
韓国	1

図 2-100 Q9 集計結果

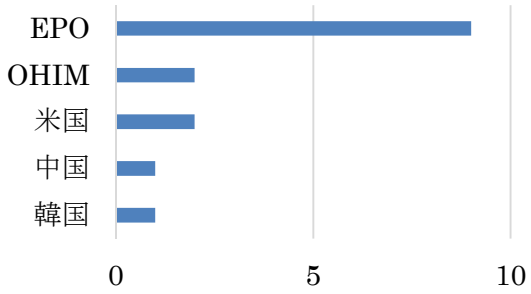

また、利便性が高いと思う理由は以下の通り。EPO の INPADOC ファミリーデータ及び経過情報の提供機能、USPTO、OHIM での包袋情報閲覧機能などに対する評価が高いようである。

表 2-110 Q9 集計結果(理由)

サービス	評価の理由	件数
EPO Espacenet	INPADOC ファミリーデータが利用できる	2
EPO Espacenet	収録範囲が広い	2
USPTO PAIR	包袋情報がオンラインで閲覧可能である	2
EPO Espacenet	詳細情報が入手できる	1
EPO Espacenet	経過情報が閲覧できる	1
EPO Espacenet	機能が豊富である	1
EPO Espacenet	機能翻訳機能がある	1
Eurpean Patent Register	加盟国以外の公報データも入手可能である	1
OHIM TMView	他国の商標データが収録されている	1
OHIM	アカウントを取得すれば包袋情報を閲覧できる	1
KIPRIS	レスポンスが速い	1
CN CNIPR	名寄せ辞書、ドラッグ&ドロップ GUI、キーワードや分類入力時のオートコンプリート機能などがある	1

Q10. 利便性が低いと感じる海外特許庁のデータベースについて(自由記載)

「中国」が 12 件と圧倒的に多く、次いで「韓国」、「ASEAN」などアジア地域に集中している。また、アンケートの結果では出てこなかったが、ヒアリングでは中国や ASEAN の特許庁のデータベースについて「以前利用できた機能が使えなくなった」、「出力できるデータの範囲など機能制限が拡大した」との声もあった。

表 2-111 Q10 集計結果

国（地域）	評価の理由	件数
中国	CNIPR レスポンスが遅い	2
中国	英語での検索機能が低い、収録率も悪い	1
中国	データの精度が低い	1
中国	GUI の種類が多すぎる	1
中国	操作性が悪い	1
中国	以前、可能だった類似群での検索ができなくなった(商標)	1
中国	検索できる項目が少ない(商標)	1
中国	テキストデータのコピーができなくなった	1
中国	包袋情報が非公開である	1
中国	データが不完全	1
中国	操作性が悪く、時間が掛かる	1
韓国	KIPRIS　9：00-19：00 は機能制限(ダウンロード制限）がある	1
韓国	ハングルしか表記されていない	1
韓国	書誌事項がタブ化され、細く分かれすぎている	1
ASEAN	データの精度が低い	1
ASEAN	未収録公報が多い	1
インド	未収録公報が多い	1
タイ	タイ語が分からない	1
米国	特許：データの誤りが多い(経過情報)	1
ブラジル	英語版がない	1
新興国	英語の GUI がなく、エラーが多い、データベースがない	1

Q11. 海外特許庁や関連機関のデータベースにアクセスできなくなった経験について(自由記載)

「中国」が最も多く、その理由も不明との回答が 2 件あった。

表 2-112 Q11 集計結果

国（地域）	回答	件数
中国	原因不明	2
中国	混雑のため	1
EPO	原因不明	1
インドネシア	混雑のため	1
米国	時間帯によると思われる	1
台湾	台湾特許庁と原因を調査中	1

Q12. 現在、IPDL に実装されていない機能で且つ、今後、日本特許庁に提供を望むサービスについて(自由記載)

「ファミリー情報」に関連する要望が 5 件で最も多く、次いで「ダウンロード機能（バルクダウンロードを含む)」、「翻訳サービス」が 3 件となっている。何れも EPO が提供するサービスには実装されているものであるため、EPO のサービスと比較しての意見である。

表 2-113 Q12 集計結果

回答	件数
ファミリー情報	5
ダウンロード機能	3
翻訳サービス	3
包袋の無料オンライン閲覧	2
ASEAN 諸国の特許データを英語化して欲しい	1
1 回の検索で包袋、関連出願、経過情報をたどれる機能	1
韓国の包袋閲覧機能（EPO で間もなく提供開始）	1
キーワード、分類入力時のオートコンプリート機能	1
検索結果の絞り込み機能	1
国際公開公報の収録	1
ドラッグ&ドロップ　GUI	1
表示可能件数の拡張	1
法律状態(PRS コードなど）による検索機能	1
生死情報の提供	1
マップ機能	1
過去の包袋をオンラインで閲覧したい	1
海外特許の経過情報の収録	1
近傍検索機能	1
審判情報強化	1
年金納付状況	1
名寄せ辞書	1

Q13. 海外特許庁や関連機関が提供する産業財産権情報サービスにおいてデータベースサービス以外（バルクダウンロード、データ販売、閲覧制度、翻訳サービスなど）で提供を希望、またはサービスレベルの向上を希望するものについて（自由記載）

翻訳サービス、アジア特許の英語化、日本語化など翻訳に関連するものが多い。ASEAN 諸国については第 3 章でも報告する。

表 2-114 Q13 集計結果

回答	件数
翻訳サービス	2
海外特許（特にアジア）の英語、日本語化へのサービス	1
電子包袋情報のダウンロード	1
年金納付状況	1
生死情報	1
現地語（非英語）から英語への機械翻訳機能	1
書誌事項のバルク	1

Q14. 過去に海外特許庁や関連機関からデータを有償で購入したことがありますか？（自由記載）

有償のデータを購入したことがあると回答があったのは以下の 5 件であり、何れも代理人、専門業者を通じて購入したとのことであった。インド、タイの例を除いて、いずれも現在は購入していないとのことであった。最近ではオンラインサービスが充実しているため、民間企業が社内利用でデータを購入する機会は減少していると考えられる。

表 2-115 Q14 集計結果

国（地域）	回答	件数
ドイツ	ドイツ、韓国、台湾などのデータを代理人経由で購入	1
米国	米国包袋一式を購入	1
各国	各国の意匠データを購入した	1
インド	インドの意匠データを毎月購入している	1
タイ	タイ公報を毎月購入している	1

Q15. 海外特許庁や関連機関が提供するデータベースの利用に際して､外部で開催されるセミナーなどに参加した経験について(自由記載)

「参加の経験なし」が 8 件と半数以上を占めた。その理由として、多くのツールがマニュアルなしでも利用可能であるためとのことだった。一方、参加経験者の多くは上級者コース、または現地語での検索に関する講習会に参加したようである。

表 2-116 Q15 集計結果（参加経験）

参加経験	件数
参加の経験なし	8
参加の経験あり	6
未回答	1

表 2-117 Q15 集計結果（参加事例）

回答	件数
中国 CNIPR に関するセミナー	4
韓国 KIPRIS に関するセミナー	4
EPO Global patent index に関するセミナー	1
WIPO	1
Dialog	1
新興国のデータベースに関するセミナー	1

Q16. 今後、最も利用する頻度、必要性が高まると予測される国（地域）について

今後、最も利用する頻度、必要性が高まると予測している国は「中国」で7件であったことから、依然として、中国への関心は高いことが分かった。また、最も利用する頻度、必要性が高まると予測している国に対する調査の目的は、「権利侵害」の調査が最も多く、次いで「技術動向調査」、「出願の判断」となった。

表 2-118 Q16 集計結果（国及び地域）

国（地域）	件数
中国	7
韓国	2
ベトナム	2
ドイツ	1
インドネシア	1
WIPO	1
ブラジル	1

図 2-101 Q16 集計結果（国及び地域）

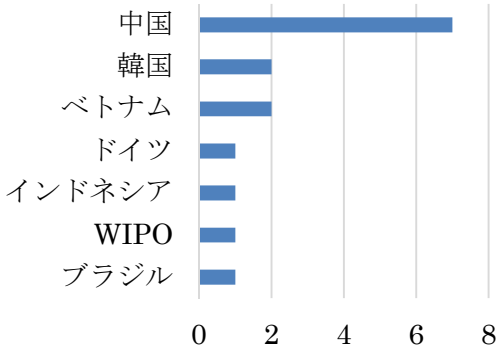

表 2-119 Q16 集計結果（目的）

調査目的	件数
権利侵害	8
技術動向調査	5
出願の判断	5
権利行使の判断	2
無効資料調査	2
その他（情報収集）	2
研究開発	1

図 2-102 Q16 集計結果（目的）

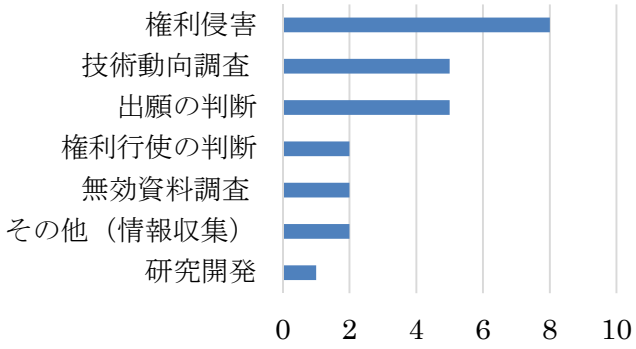

Q17. 今後、利用する頻度、必要性が高まると予測される国（地域）について（上位 3 カ国を回答）

「インド」が最も多く 9 件、次いで、「中国」の 6 件であった。また、「タイ」、「ベトナム」が ASEAN 諸国では上位に入った。複数の企業が ASEAN 諸国の調査が重要になると予測していることが分かる。

なお、各回答者が、必要性が高まると予測する国（地域）上位 3 カ国を対象にした調査目的は、「権利侵害」が最も多く、次いで「出願の判断」、「技術動向調査」となった。

表 2-120 Q17 集計結果（国及び地域）

国（地域）	件数
インド	9
中国	6
タイ	5
ベトナム	4
韓国	3
WIPO	2
台湾	2
インドネシア	2
ドイツ	2
OHIM	1
マレーシア	1
ブラジル	1
その他（ASEAN）	1

図 2-103 Q17 集計結果（国及び地域）

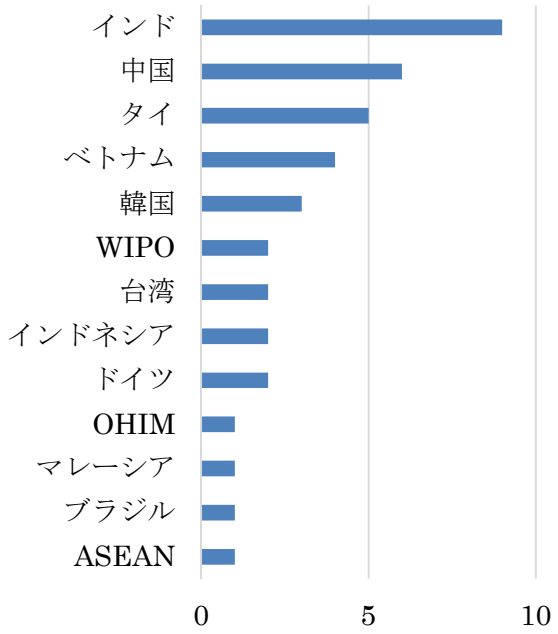

表 2-121 Q17 集計結果（目的）

調査目的	件数
権利侵害	27
出願の判断	19
技術動向調査	17
権利行使の判断	10
無効資料調査	7
その他(情報収集)	6

図 2-104 Q17 集計結果（目的）

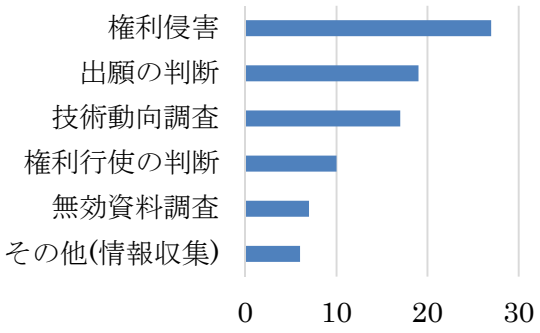

また、利用しているデータの種別に関しては「特許」が最も多く、続いて「実用新案」であり、「商標」と「意匠」が同数となった。

表 2-122 Q17 集計結果（法域）

種別	件数
特許	12
実用新案	8
商標	4
意匠	4

図 2-105 Q17 集計結果（法域）

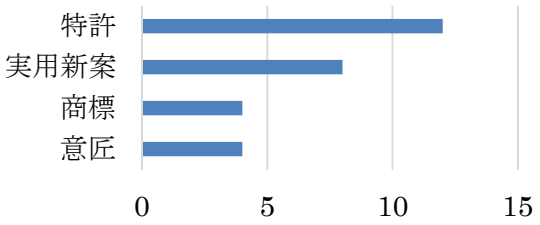

さらに、今後、利用する頻度、必要性が高まると予測される国（地域）として回答が多かった上位 3 ヶ国（インド、中国、タイ）における調査目的に関して集計した。

表 2-123 Q17 集計結果（目的 インド）

インド	
調査目的	件数
権利侵害	5
技術動向調査	4
出願の判断	4
権利行使の判断	2
無効資料調査	2
定期監視	1
情報収集	1

図 2-106 Q17 集計結果（目的 インド）

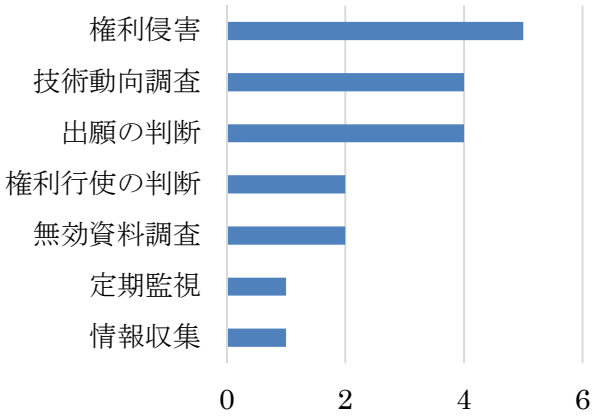

表 2-124 Q17 集計結果（目的 中国）

中国	
調査目的	件数
権利侵害	4
技術動向調査	2
出願の判断	2
権利行使の判断	1
無効資料調査	1
情報収集	1
研究開発	1

図 2-107 Q17 集計結果（目的 中国）

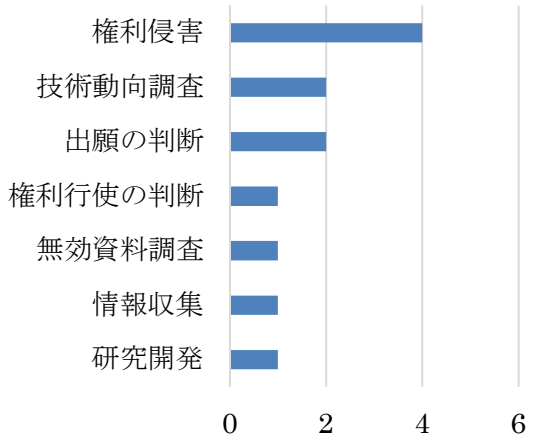

表 2-125 Q17 集計結果（目的 タイ）

タイ	
調査目的	件数
権利侵害	3
出願の判断	2
情報収集	1
技術動向調査	1
権利行使の判断	1
その他	1

図 2-108 Q17 集計結果（目的 タイ）

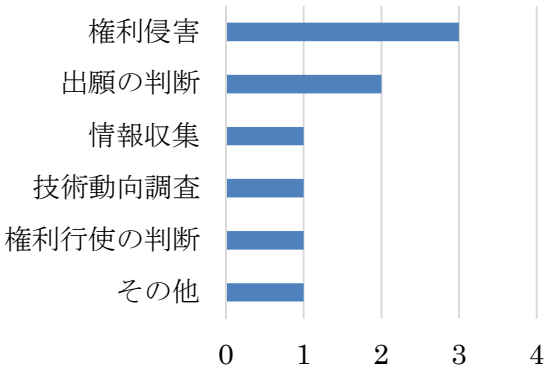

今後、利用する頻度、必要性が高くなると予測された上位 3 ヶ国においては、何れの国においても調査目的は「権利侵害」が最も多く、また、他の国では回答がなかった「情報収集」という回答もあった。

【まとめ】

今回のヒアリングでは外国特許などの調査を行う際に課題となっているのが「言語」の問題であることが明確になった。特に ASEAN 諸国等の非英語圏の場合、より多くのユーザーが何らかの課題や不満を抱えているようである。

海外特許庁や関連機関が提供するデータベースには現地語版と英語版が用意されている場合があるが、現地語版の方が、機能や収録データが豊富であることが分かった。そのため、多くのユーザーは、機械翻訳ツールなどを活用して、現地語版の利用を試みていることが分かった。

また、多くのユーザーが海外特許庁データベースと商用データベースの特徴を良く理解し、上手く使い分けていることも分かった。

海外の産業財産権情報調査のためのユーザーニーズに関しては、言葉の問題を解決すべく、機械翻訳ツールの提供や英語化されたデータの整備にニーズがあることが分かった。その他、パテントファミリー情報、包袋情報の提供、また、ダウンロード機能の強化などにユーザーニーズがあることが分かった。

3. ASEAN 諸国の産業財産権情報制度の内容及び産業財産権情報の普及実態

ASEAN 諸国の特許、実用新案（又は小特許）、意匠、商標の出願公開、公告制度の内容及び公報の発行状況について調査を行った。公報については、種類、発行頻度、掲載項目、掲載態様、番号体系などについて調査を行った。

また、ASEAN 諸国の特許庁が提供している産業財産権情報を日本企業のユーザーがどのように利用しているのか、その実態を調査した。
更に、タイ、ベトナム、インドネシア、マレーシア、シンガポール、フィリピンでの特許の要約、請求項、明細書等のテキストデータを効率的に取得するための具体的な方法の調査を行った。

3.1 調査手法

以下の方法により、調査を行った。

1. ASEAN 各国の特許庁ＨＰへアクセスし､またはインターネットを利用して検索調査を行い、各国の産業財産権の法制度を調査した。

2. 日本国特許庁ＨＰに掲載されている「外国産業財産権制度情報」を参照し、法制度を調査した。ただし､「外国産業財産権制度情報」に掲載されている情報が最新のものでないと考えられる場合には、世界知的所有権機関の「WIPO Lex」に掲載されている英文の情報も合わせて確認した。

   特許庁外国産業財産権制度情報
   http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm#ireland

   WIPO Lex
   http://www.wipo.int/wipolex/en/

3. ASEAN 各国の特許庁ＨＰへアクセスし、各国特許庁が提供しているデータベースとその情報の内容について確認することで情報の裏付け作業を行った。

4. 外国への出願が多い企業を含む日本企業 15 社にヒアリングを実施した。

3.2 各国産業財産制度の内容

3.2.1 タイ

a) 特許

【制度概要】

特許については、特許法（第Ⅱ章）で規定されている。特許出願は方式審査を経て公告され、その後審査請求による実体審査を経て登録に至る。（※出願から一定期間（18 月など）経過後に出願が公開される出願公開制度とは異なるが、資料によってはこれを出願公開と称する場合もある。）

【情報の公開に関する制度】

・方式審査後の公告

タイ特許法において、方式的要件を満たし、不特許事由を有さない特許出願は公告されるものと定められている（タイ特許法第 28 条 (2)）。

公告される内容には、(1)出願番号及び出願日、(2)出願人及び代理人(もしいれば)の名称、(3)発明者又は創作者の名称、及び発明又は意匠の名称、(4)公告日、並びに(5)長官が適切と判断するその他の事項が含まれる（タイ特許法(B.E.2522)に基づく省令第 22 号(B.E.2542)第 10 条)。

出願が特許要件を満たさないと思料する者は､出願公告の日から 90 日以内に異議申立を行うことができる（タイ特許法 31 条)。

・書類の閲覧

タイ特許法において、出願公告前には、出願人の許可がない限り、発明の詳細な説明の閲覧は許可されない旨が規定されている（タイ特許法 21 条)。

【関連条文】

タイ特許法第 21 条

特許出願に関する職務にあるすべての担当官は,方法の如何を問わず第 28 条に基づく出願公告前に，出願人の書面による許可がない限り，発明の詳細な説明を開示し，又はその複写を目的とする閲覧を他人に許可してはならない。

タイ特許法第 28 条

担当官が長官に審査報告書を提出した場合において、

(1)長官は、本出願が第 17 条の規定に合致していない、又はその発明が第 9 条の規定に基づいて特許できないと認めるときは、その出願を拒絶するものとし、担当官は、かかる拒絶があった日から 15 日以内に配達証明付書留郵便又は長官の定めるその他の方法で出願人に拒絶の通知をしなければならない。又は

(2)長官は、本出願が第 17 条の規定を具備し、かつその発明が第 9 条に基づく不特許事由に該当しないものであると認めるときは、省令に定める規則及び手続に従ってその出願の公告を命じるものとする。かかる公告に先立って担当官は、長官の定める方法又は配達証明付書

留郵便により出願人に公告手数料を納付するよう通知する。出願人が通知を受領した日から60日以内に公告手数料を納付しない場合、担当官は、再度配達証明付書留郵便をもって出願人に通知を行う。かかる再度の通知を受領した日から60日が経過しても公告手数料を支払わない場合、出願人は、その出願を放棄したものとみなされる。

タイ特許法第31条
第28条に基づき特許出願が公告された場合において、出願人ではなく自己が特許付与を受ける資格を有すると思料する者、又はその出願が第5条、第9条、第10条、第11条若しくは第14条の規定に合致していないと思料する者は、第28条に基づく出願公告の日から90日以内に担当官にその出願に対する異議を申し立てることができる。
前段落に従って異議申立がなされた場合、担当官は、出願人にかかる異議申立通知の写しを送付する。出願人は、かかる通知の受領後90日以内に担当官に答弁書を提出しなければならない。出願人が所定の期間内に答弁書を提出しないときは、その出願を放棄したものとみなす。
異議申立通知及び答弁書には、その主張を裏付ける証拠を添付しなければならない。

タイ特許法(B.E.2522)に基づく省令第22号(B.E.2542)10条
長官が、担当官の提出した審査報告書に基づき、場合に応じ特許法第28条(2)、第28条(2)を準用する第65条又は第65条の5(2)に基づいて特許出願又は発明の登録及び小特許の付与の公告を命じた場合において、出願人が所定の期間内に手数料を納付した場合、担当官は、場合に応じ特許出願公告公報又は発明登録・小特許付与公告公報においてかかる出願又は発明の登録及び小特許の付与を公告するものとする。
第1段落に基づく公告には少なくとも次の項目を記載しなければならない。
(1)出願番号及び出願日
(2)出願人及び代理人(もしいれば)の名称
(3)発明者又は創作者の名称、及び発明又は意匠の名称
(4)公告日
(5)長官が適切と判断するその他の事項

b) 小特許
【制度概要】
小特許については、特許法（第3章の2）で規定されている。小特許には実体審査が存在しないので、小特許出願は方式審査後に登録され、その登録が公告される。

【情報の公開に関する制度】
・方式審査、登録後の公告
小特許では実体審査がないので、方式的要件を満たし、不特許事由を有さない小特許出願は手数料の納付を条件に発明の登録及び小特許の付与が公告される(タイ特許法第65条の5)。

・書類の閲覧
タイ特許法において、出願公告前には、出願人の許可がない限り、発明の詳細な説明の閲覧は許可されない旨が規定されている（タイ特許法 21 条）。

【関連条文】

タイ特許法第 65 条の 5
発明の登録及び小特許の付与に先立ち、担当官は、小特許出願が第 17 条を準用する第 65 条の 10 の規定に合致しているか、並びにクレームされた発明が第 9 条を準用する第 65 条の 10 の規定に基づく保護を受けられるかを審査し、長官にその報告書を提出するものとする。
(1)小特許出願が第 17 条を準用する第 65 条の 10 の規定に合致していないか、又はクレームされた発明が第 9 条を準用する第 65 条の 10 の規定に基づく保護を受けられないと長官が判断した場合、長官は、小特許の付与を拒絶するものとする。担当官は、かかる決定の日から 15 日以内に、配達証明付書留郵便又は長官の定めるその他の方法で出願人にかかる決定を通知する。
(2)小特許出願が第 17 条を準用する第 65 条の 10 の規定に合致しており、かつクレームされた発明が第 9 条を準用する第 65 条の 10 の規定に基づく保護を受けられると長官が判断した場合、長官は、発明の登録及び出願人に対する小特許の付与を命じるものとする。担当官は、第 28 条(2)を準用する第 65 条の 10 に定める手続及び期限に従って出願人に小特許の付与及び公告に係る手数料を納付するよう通知する。
小特許は、省令に定める様式によるものとする。

タイ特許法第 65 条の 10
第 II 章の発明特許に関する第 6 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条、第 19 条の 2、第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 25 条、第 26 条、第 27 条、第 28 条、第 35 条の 2、第 36 条、第 36 条の 2、第 38 条、第 39 条、第 40 条、第 41 条、第 42 条、第 43 条、第 44 条、第 45 条、第 46 条、第 47 条、第 47 条の 2、第 48 条、第 49 条、第 50 条、第 50 条の 2、第 51 条、第 52 条、第 53 条及び第 55 条の規定は、第 III 章の 2 の小特許について準用するものとする。

c）意匠
【制度概要】
意匠の保護については、特許法（第Ⅲ章）に定められており、意匠は意匠特許として保護される。意匠特許については、特許の規定が準用されるため、原則として特許と同様の制度となる（タイ特許法第 65 条）。

【関連条文】

タイ特許法第 65 条
第 II 章の発明特許に関する第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 22 条、第 27 条、第 28 条、第 29 条、第 31 条、第 32

条、第 33 条、第 34 条、第 37 条、第 38 条、第 39 条、第 40 条、第 41 条、第 42 条、第 43 条、第 44 条及び第 53 条の規定は、第 III 章の意匠特許について準用するものとする。

d）商標

【制度概要】

商標については、商標法で規定される。タイでは、商標登録出願の出願公開制度は存在しない。商標登録出願は、実体審査を経て受理すべきものと認められたときに公告され、90 日の異議申立期間を経て登録に至る。

【情報の公開に関する制度】

・出願の公告

タイにおいて、商標登録出願を受理すべきものと認められたときは、登録官はその出願の公告を命じると規定されている（タイ商標法第 29 条）。当該出願に登録性がないと考える者等は何人も、公告の日から 90 日以内に意義申立を行うことができる（タイ商標法第 35 条）。

・書類の閲覧

何人も就業時間内に登録簿やファイルを閲覧することができ、手数料を支払えばこれら書類の写しを入手することも可能である（タイ商標法第 103 条）。

【関連条文】

タイ商標法第 29 条

商標登録出願を受理すべきものと認められたときは、登録官は、その出願の公告を命じる。出願公告は省令で定めた手続で行う。

タイ商標法第 35 条

第 29 条に基づいて商標出願が公告された後､その商標について出願人より優先する権利を有していると考える者、公告商標が第 6 条に基づく登録性がないと考える者、又はその出願が本法の規定に違反していると考える者は何人も、第 29 条に基づく公告の日から 90 日以内に異議理由を付して登録官に異議申立を請求することができる。

第 1 段落に基づく異議申立は、省令で定めた規則及び手続に従うものとする。

タイ商標法第 103 条

就業時間内、何人も、商標、サービスマーク、証明標章及び団体標章の登録簿及びそのファイルを閲覧することができ、かつ、省令の規定する手数料を支払えば、これらの書類の写し又は認証謄本並びに登録官による証明を取得することができるものとする。

3.2.2 ベトナム

a) 特許

【制度概要】

特許については、知的財産法（第 3 部第 7 章第 1 節）で規定されている。特許出願は出願日（優先日）から 19 月目に出願公開され、方式審査、実体審査を経て登録され、公報に公告される。

【情報の公開に関する制度】

・出願公開

ベトナム知的財産法において、特許出願は、出願日又は該当する場合は優先日から 19 月目に工業所有権公報により公開されるものと規定されている（ベトナム知的財産法第 110 条（1）、（2））。

・登録後の公告

発明登録出願の登録後に手数料を納付することにより保護証書が付与される。その後 60 日以内に当該付与は工業所有権公報により公告される(ベトナム知的財産法第 118 条、第 99 条)。

・書類の閲覧

省令により、何人も、電子登録番号の調査、登録簿の謄本、又は謄本発行料金を納付して摘録の発行を国家知的財産庁に請求することができる旨が規定されている。審査書類の閲覧に関する規定はない。

【関連条文】

ベトナム知的財産法第 99 条　保護証書に関する決定の公告
工業所有権に係る保護証書の付与、補正、終了、無効、移転に関する何らかの決定は、決定の日から 60 日以内に国家工業所有権庁が工業所有権公報によりこれを公告する。

ベトナム知的財産法第 110 条　工業所有権登録出願の公開
(1) 国家工業所有権庁により有効であるとして受理された工業所有権登録出願は，本条の規定に従い工業所有権公報により公開されるものとする。
(2) 発明登録出願は，出願日又は該当する場合は優先日から 19 月目に，又は出願人の請求があったときは，より早期に公開されるものとする。
(3) 工業意匠登録出願，標章登録出願又は地理的表示登録出願は，当該出願が方式上有効であるとして受理された日から 2 月以内に公開されるものとする。
(4) 回路配置登録出願は，複製が一切許可されない場合は，国家工業所有権庁において直接の閲覧の許可を与えることにより公開されるものとする。出願書類に含まれた秘密情報に関しては，当該閲覧は，保護証書の無効手続の完了，又は権利侵害を取り扱う手続の完了に関係する当局及び当事者対してのみ許可されるものとする。回路配置登録出願及び回路配置に係る保護証書に関する根拠的情報は,保護証書の付与の日から 2 月以内に公開されるものとする。

ベトナム知的財産法第 118 条　保護証書の付与、登録簿への記入
工業所有権登録出願が第 117 条(1)及び(2)、及び／又は第 117 条(3)(b)に該当せず、かつ、出願人が手数料を納付した場合は、国家工業所有権庁は、保護証書の付与を決定し、それを工業所有権の国家登録簿に登録する。

産業財産権に関する知的財産法の一部条項を詳細に規定し、その施行ガイドラインを提供する政府の 2006 年 9 月 22 日付政令第 103/2006/ND-CP 号の施行ガイドラインを提供する省令
19.　産業財産権に関する国家登録簿、保護証書発行決定公開
19.1 産業財産権に関する国家登録簿
a)産業財産権に関する国家登録簿は、国家の正式、公開的なデータベースであり、確立された産業財産権の法的地位に関する情報を十分に表示する。産業財産権に関する国家登録簿は、下記のものがある。
(i)発明に関する国家登録簿
(ii)実用新案に関する国家登録簿
(iii)工業意匠に関する国家登録簿
(iv)半導体集積回路配置に関する国家登録簿
(v)商標に関する国家登録簿
(vi)地理的表示に関する国家登録簿
(vii)産業財産権移転に関する国家登録簿
(viii)産業財産権代理に関する国家登録簿
b)上記の 19.1.a(i)、(ii)、(iii)、(iv)、(v)及び(vi)に規定する国家登録簿は、保護証書に該当する事項から構成され、下記項目から構成される。
(i)保護証書に関する情報：保護証書の発行日及び番号；保護対象の名前、保護範囲、数量、及び効力期間；発明、工業意匠、回路配置保護証書所有者・地理的表示登録者の名前及び住所。
(ii)保護証書発行請求書に関する情報（請求書の番号、出願日、優先日、もしあれば、産業財産権代理組織の名前)。
(iii)保護証書補正、保護証書の効力状態に関する情報（効力維持、効力更新、効力消滅、効力廃止)；産業財産権対象の所有権、使用権の移転；保護証書の副本、又は再発行の番号、発行日及び付与される者。
c)上記の 19.1.a(vii)に規定する国家登録簿は、登録した産業財産権の移転契約に該当する各事項を含む。具体的には、下記の通りである。
(i)産業財産権移転契約の登録証明書に関する情報（番号、発行日)。
(ii)登録された契約の情報（契約の名前、署名日、署名場所、譲渡人、被譲渡人の名前、住所、移転対象、移転範囲)。
(iii)契約関連変更に関する情報（契約の補正、補足、更新、取消、効力消滅)。(iv)強制実施権許諾による発明使用権の移転、移転終了に関する情報。
d)上記の 19.1.a(viii)に規定する国家登録簿は、産業財産権代理業務組織に該当する事項を含み、具体的には下記の通りである。
(i)産業財産権代理業務組織に関する情報（産業財産権代理業務組織の名称、取引名、住所、

関連情報の記録、消去、補正)。
(ii)組織の産業財産権代理人名簿に関する情報(名簿に記述する各構成員の氏名、常住住所、開業資格認定証番号)。
(iii)産業財産権代理人名簿変更に関する情報(開業資格認定証の新規発行、再発行、剥奪など)。
e)国家登録簿は、国家知的財産庁により紙媒体、電子媒体、又はその他の手段で作成され、保管される。何人も、電子登録番号の調査、登録簿の謄本、又は謄本発行料金を納付して摘録の発行を国家知的財産庁に請求することができる。

b) 実用新案

【制度概要】

実用新案については、知的財産法(第 3 部第 7 章第 1 節)で規定されている。

【情報の公開に関する制度】

公開等の規定については特許と同様の規定となっている。

c) 意匠

【制度概要】

意匠については、知的財産法(第 3 部第 7 章第 2 節)において規定されている。

【情報の公開に関する制度】

公開等の規定については原則として特許と同様の規定となっているが、出願公開の時期は特許とは別に定められており、出願が方式上有効であるとして受理された日から 2 月以内に公開されるものとされている(ベトナム知的財産法第 110 条(3))。

d) 商標

【制度概要】

商標については、知的財産法(第 3 部第 7 章第 4 節)において規定されている。

【情報の公開に関する制度】

公開等の規定については原則として特許と同様の規定となっているが、出願公開の時期は特許とは別に定められており、出願が方式上有効であるとして受理された日から 2 月以内に公開されるものとすると規定されている(ベトナム知的財産法第 110 条(3))。

3.2.3 インドネシア

a) 特許

【制度概要】

特許については、特許法で規定されている。特許出願は方式審査後、出願日（優先日）から18月後より6月の期間、特許公報及び／又は掲示板により公開される。その後出願は実体審査を経て登録され、その後特許公報に登録の旨が公告される。

【情報の公開に関する制度】

・出願公開

インドネシア特許法において、インドネシア知的財産総局は、方式的要件を満たす出願については、出願日（優先権主張を伴う出願の場合は優先日）から18月後より、6月の期間、特許公報及び／又は掲示板によりこれを公開すると規定されている（インドネシア特許法第42条（1））。

・登録後の公告

特許が特許登録簿に登録された後、特許公報にその旨公告される（インドネシア特許規則第59条(1)）。

・書類の閲覧

何人も公開公報、公開後の出願書類、登録簿を閲覧できる旨が規定されている（インドネシア特許法第45条、インドネシア特許規則第46条、第62条)。

【関連条文】

インドネシア特許法第42条
(1)総局は、第24条の規定を既に満たした出願を公開する。
(2)公開は、次に掲げるとおり行われる。(a)特許の場合、出願日から18月後又は優先権を伴う出願の場合は優先日から18月後(b)小特許の場合、出願日から遅くとも3月
(3)(2)(a)の公開は、出願人の請求により、手数料の支払を伴って、より早期に行うことができる。

インドネシア特許法第43条
(1)公開は、次のように行われる。(a)総局により定期的に発行される特許公報に掲載される。及び／又は(b)総局により提供される公開専用の掲示板に、公衆が容易かつ明瞭に縦覧することができるように掲示される。
(2)出願公開の開始日は、総局により記録される。

インドネシア特許法第44条
(1)公開は次の期間行われる。(a)特許出願公開の日から 6 月(b)小特許出願公開の日から 3 月
(2)公開は、次に掲げる事項を記載して行われる。(a)発明者の名称と国籍(b)出願人、及び代

理人を通して出願される場合は代理人の名称と完全な住所(c)発明の名称(d)出願日、及び優先権を伴う出願の場合は優先日、最初の出願の番号及び国名(e)要約(f)発明の分類(g)図面(もしあれば)(h)特許公開番号、及び(i)特許出願番号

インドネシア特許法第 45 条
(1)何人も、第 44 条にいう公開を縦覧することができ、書面でその理由を付して当該出願に対して意見及び／又は異議の申立をすることができる。
(2)(1)にいう意見及び／又は異議があった場合には、総局は、直ちに特許出願人に対して当該意見及び／又は異議を内容とする文書の副本を送達する。
(3)出願人は、総局に当該意見又は異議に対する否認又は釈明を書面で提出する権利を有する。
(4)総局は、(1)及び(3)にいう意見及び／又は異議、否認及び／又は釈明を当該出願の実体審査段階における判断の補足資料として利用する。

インドネシア特許規則第 46 条
(1)特許法第 47 条、第 48 条、第 49 条及び第 50 条の規定を遵守して、特許局の公示板にその出願を掲示して、かつ特許公報に掲載して、特許局は、6 月間特許出願を公開する。
(2)公開が行われている間、公衆は、特許出願の書類を縦覧することができ、かつ大臣により定められた額の手数料を納付して、当該特許出願の書類の謄本を取得するために特許局に対して書面で請求をすることができる。
(3)公開の様式及び内容に関する更なる詳細な規定は、大臣により定められる。

インドネシア特許規則第 59 条　特許付与日
(1)特許は、特許一般登録簿における特許証の登録の日に付与されたものとみなされ、かつその後特許公報において公告されるものとする。
(2)特許証には、次に掲げる事項が記載される。
(a)特許番号
(b)発明の名称
(c)特許権者の名称及び住所
(d)発明者の名称
(e)特許出願の出願日及び特許出願番号
(f)特許出願が優先権を伴って行われている場合は、特許出願が既になされている国名
(g)特許の付与の日

インドネシア特許規則第 62 条　縦覧及び抄録
(1)何人も、特許一般登録簿を縦覧することができ、かつ大臣により定められた額の手数料を納付して特許一般登録簿の抄本を取得することができる。
(2)何人も、大臣により定められた額の手数料を納付して、特許の書類の写を取得することができる。

b）小特許

【制度概要】

インドネシアでは実用新案制度は存在しないが、類似する制度として小特許制度があり、特許法（第 8 章）に規定が設けられている。

【情報の公開に関する制度】

小特許の出願公開に関しては原則として特許と同様の制度となっているが、出願公開の時期が出願日から遅くとも 3 月後より 3 月の期間とされている点において異なる（インドネシア特許法第 42 条（2）（b）、第 44 条（1）（b））。

【関連条文】

インドネシア特許法第 104 条
小特許に対して特に定められた事項を除き，本法において定められた特許に関する他の規定は，すべて小特許に対しても準用される。

インドネシア特許法第 105 条
(1) 小特許は，1 の発明に対してのみ付与される。
(2) 小特許の実体審査請求は,出願と同時又は出願日から 6 月以内に手数料の支払を伴って行うことができる。
(3) (2)にいう期間内に実体審査請求が行われない場合又はそのための手数料が支払われない場合，出願は取り下げられたとみなされる。
(4) 小特許出願に対し，実体審査は第 44 条(1)(b)にいう公開期間終了後に行われる。
(5) 実体審査の実施において，総局は第 3 条にいう新規性及び第 5 条にいう産業上の利用可能性のみを審査する。

インドネシア特許法第 106 条
(1) 総局により付与された小特許は，記録され，かつ，公告される。
(2) 総局は，小特許に対する権利の証明として，小特許権者に対して小特許証を交付する。

c）意匠

【制度概要】

意匠については、意匠法で規定されている。、方式的要件を満たす意匠登録出願は、出願日から 3 月以内に公告される。その後実体審査には付されず、公告日から 3 月の異議申立期間を経て登録される。

【情報の公開に関する制度】

・出願公告

インドネシア意匠法において、方式的要件を満たす意匠登録出願は、出願日から 3 月以内に総局により専用の媒体を用いて公告されると規定されている（インドネシア意匠法第 25 条

(1))。何人も公告の開始日から 3 月以内に異議申立を行うことができる（インドネシア意匠法第 26 条)。

・書類の閲覧
包袋の閲覧は実務上可能であるが、根拠となる法令は不明である。

【関連条文】

インドネシア意匠法第 25 条
(1)第 4 条及び第 11 条に規定する要件を満たす出願は、総局により、簡単かつ明瞭に公衆が閲覧できるように、専用の媒体を用いて、出願日から 3 月以内に公開される。
(2)(1)に規定する公開は次の事項を含む。
(a)出願人の名称及び住所
(b)代理人を通して出願される場合は、代理人の名称及び住所
(c)出願日及び出願番号
(d)出願が優先権を伴う場合は、その出願の国名及び優先日
(e)意匠の名称
(f)意匠の図面又は写真
(3)出願が拒絶されたか取り下げられたものとみなされたにも拘らず､その後裁判所の判決により登録される場合は、(1)及び(2)に規定する公開は、総局が当該判決の謄本を受領した後で行われる。
(4)出願時に出願人は書面により公開の延期を請求することができる。
(5)(4)に規定する公開の延期は、出願日又は優先日から 12 月を超えることができない。

インドネシア意匠法第 26 条
(1)第 25 条(1)に規定する公開開始日以降､何人も実体的な事由の異議を総局に対して書面でかつ本法に規定する手数料の支払を伴い申し立てることができる。
(2)(1)の規定における異議は、公開開始日から 3 月以内に申し立てることができる。
(3)(2)に規定する異議は、総局から出願人に通知される。
(4)(2)に規定する異議に対して、出願人は総局からの通知送付の日から 3 月以内に答弁することができる。
(5)(1)に規定する異議の申立があったときは、審査官による実体審査が行われる。
(6)総局は異議及び答弁を当該出願の登録又は拒絶の審査における参考資料として提供する。
(7)総局は(1)に規定する異議を認めるか否かの決定を(2)に規定する公開の終了日から 6 月以内に下す。
(8)(7)に規定する総局の決定は、出願人又は代理人に対して当該決定の日から 30 日以内に書面で通知される。

d) 商標

【制度概要】

商標については、商標法で規定されている。商標登録出願は方式審査、実体審査を経て登録され、公報にて公告される。その後 3 月の異議申立期間を経て出願人に商標登録証が交付され、標章一般登録簿に記載される。

【情報の公開に関する制度】

・実体審査後の公告

インドネシア商標法において、インドネシア知的財産総局は、商標登録出願を承認した場合承認日から遅くとも 10 日以内に当該出願を標章公報にて公告すると規定されている(インドネシア商標法第 21 条)。公告は 3 月間継続して行われ、その間何人も異議申立を行うことができる（インドネシア商標法第 22 条、第 24 条)。

・書類の閲覧

何人も、標章一般登録簿に登録された商標登録証の公認抄録を請求することができる（インドネシア商標法第 27 条（4))。

【関連条文】

インドネシア商標法第 21 条
登録出願が承認された日から遅くとも 10 日以内に、総局は当該出願を標章公報にて公告する。

インドネシア商標法第 22 条
公告は、3 月間継続して次のように行われる。
(a)総局により定期的に発行される標章公報に掲載される。及び／又は
(b)総局により提供される専用の媒体に、公衆が容易かつ明瞭に縦覧することができるように掲示される。
(c)出願公告の開始日は、総局により記録される。

インドネシア商標法第 23 条
公告は、次に掲げる事項を記載して行われる。
(a)出願人の名称及び完全な住所、並びに代理人の名称及び住所
(b)登録が出願されている標章にかかる商品及び／又はサービスの類及び種類
(c)出願日
(d)出願が優先権主張を伴ってなされた場合、最初の出願の国及び出願日
(e)色彩に関する情報を含む標章のラベルの見本、及び標章が外国語及び／又はインドネシア語において通常使用されないローマ字及び／又は数字以外の文字を使用している場合、インドネシアにて通常使用されるローマ字又は数字を使用したインドネシア語への翻訳、並びにローマ字綴りにおける発音方法を添付する。

インドネシア商標法第 24 条

(1)第 22 条にいう公告期間中、如何なる個人又は法人も出願について総局に書面で異議を申し立てることができる。
(2)(1)にいう異議申立は、登録出願された標章が本法に基づいて登録を受けることができないか、又は拒絶されるべきであるという証拠を伴った充分な理由がある場合に、行うことができる。
(3)(1)にいう異議申立のある場合は、総局は、異議申立の受理の日から遅くとも 14 日以内に、出願人又は代理人に対し、当該異議申立を内容とする書類の写しを送達する。

インドネシア商標法第 27 条
(1)第 24 条(1)にいう異議申立がない場合、総局は公告期間の終了後遅くとも 30 日以内に、商標登録証を交付し、出願人又は代理人に付与する。
(2)第 26 条(5)に規定する異議が承認されない場合、総局は当該出願が標章一般登録簿への登録を認められた日から遅くとも 30 日以内に、商標登録証を交付し、出願人又は代理人に付与する。
(3)(1)にいう商標登録証には次の事項を記載する。
(a)登録された標章の所有者の名称と完全な住所
(b)第 10 条に基づく出願の場合、代理人の名称及び完全な住所
(c)出願日及び受理日
(d)優先権主張を伴う出願の場合、最初の出願の国名及び日付
(e)商標が色彩を使用する場合は色彩の情報を含む登録標章の見本、及び標章が外国語及び／又はインドネシア語において通常使用されないローマ字以外の文字及び／又は数字を使用している場合は、インドネシア語で通常使用されるローマ字及び数字を使用したインドネシア語への翻訳、並びにローマ字での綴りを添付する。
(f)登録番号及び登録日
(g)登録された標章に係る商品及び／又はサービスの類及び種類
(h)標章の登録の有効期間
(4)何人も、標章一般登録簿に登録された商標登録証の公認抄録を請求することができる。

3.2.4 マレーシア

a) 特許

【制度概要】

特許については、特許法で規定されている。特許出願は出願日（優先日）から 18 月後に公開される。その後方式審査、実体審査を経て登録され、公告される。

【情報の公開に関する制度】

・出願公開

マレーシア特許法において、登録官は、特許出願の優先日又は出願日から 18 月が経過した後、かつ、所定の手数料の納付があったとき、特許出願に関する諸項目を公衆の利用に供することが規定されている(マレーシア特許法第 34 条。国際出願の国際公開については第 78N 条)。

・登録後の公告

マレーシア特許法において、登録官は、特許登録後できる限り速やかに官報にその特許の付与について公告させなければならない旨が規定されている（マレーシア特許法第 31 条)。

・書類の閲覧

特許出願の優先日又は出願日から 18 月が経過した後、かつ、所定の手数料の納付があった場合に、明細書、クレーム、(図面がある場合は)図面、及び出願の要約や補正がある場合は補正を含む出願書類の詳細が閲覧可能である（マレーシア特許法第 34 条)。

【関連条文】

マレーシア特許法第 31 条　特許の付与

(1)クレームされている発明に関する行為の実行が法律又は規則によって禁止されているということを理由として、特許の付与を拒絶してはならず、かつ、特許を無効にしてはならない。ただし、その行為の実行が公の秩序又は道徳に反する虞があるときは、この限りでない。［法律 A1088:s.4 による改正］

(2)登録官が、出願は第 23 条、第 29 条及び第 30 条を遵守していると認定したときは、登録官は特許を付与しなければならず、かつ、直ちに次に掲げる事項を実行しなければならない。

(a)出願人に対し、特許付与証明書及び特許の謄本を、審査官の最終報告書の写しを添付して交付すること、及び［法律 A863:s.19 による改正］

(b)その特許を登録簿に記録すること

(2A)2 以上の者が別々に独立して同一の発明を行い、かつ、これらの者の各人が同一の優先日を有する特許出願を行った場合は、個々の出願に特許を付与することができる。［法律 A863:s.19 による挿入］

(3)登録官は、その後できる限り速やかに、次に掲げる事項を実行しなければならない。

(a)官報にその特許の付与に関して公告させること、及び

(b)所定の手数料の納付があったときは、その特許の写しを公衆の利用に供すること［法律 A863:s.19 による改正］

(4)特許は、登録官が(2)にいう行為を実行した日に付与されたとみなす。

マレーシア特許法第 34 条　公衆による閲覧
(1)登録官は、特許出願の優先日又は出願日から 18 月が経過した後、かつ、所定の手数料の納付があったときは、次に掲げる事項を公衆の利用に供するようにしなければならない。
(a)出願人の名称、宛先及び説明並びに代理人があるときは、その名称及び宛先
(b)出願番号
(c)出願日及び優先権が主張されている場合は、優先日、先の出願の出願番号及び先の出願が行われた国の名称又は、先の出願が地域出願若しくは国際出願である場合は、その出願の対象である国及び出願が行われた官庁の名称
(d)出願の詳細であって、明細書、クレーム、(図面がある場合は)図面、及び出願の要約を含むもの、並びに(補正がある場合は)補正
(e)出願書類に示されている出願する権利に関わる変更及びライセンス契約への言及

マレーシア特許法第 78N 条　国際出願の国際公開及びその効果
(1)指定官庁としてマレーシアを指定する国際出願の国際事務局による国際公開は、第 34 条に基づいて特許出願を公衆の閲覧に供するのと同じ効果を有するものとする。ただし、国際公開が特許登録局に送付され、同局がこれを受領することを条件とする。
(2)特許登録局は、指定官庁としてマレーシアを指定する国際出願の国際公開を、できる限り速やかに、公衆の閲覧に供さなければならない。

マレーシア特許規則 30　特許の内容
特許法第 31 条(2)により付与される特許には、次の事項が含まれなければならない。
(a)特許番号
(b)特許所有者の名称及び住所
(c)発明者の名称及び住所(ただし、発明者が自己の名称を表示しないことを希望する場合は除く)
(d)代理人(あれば)の名称及び住所
(e)出願日
(f)出願の優先日(あれば)及び先願が提出され又は先願の目的とされた 1 若しくは複数の国の名称
(g)特許付与日
(h)発明の名称
(i)国際特許分類記号
(j)要約
(k)明細書
(l)クレーム、及び
(m)すべての図面(あれば)

マレーシア規則 32　 官報で公告される特許付与情報の内容
特許法第 31 条(3)(a)に規定される特許付与の公告においては，規則 30(a)から(j)までに掲

げる事項及び図面のうち発明を最も良く図解しているものが，開示されなければならない。

b) 実用新案

【制度概要】

マレーシアでは、実用新案は特許法（第 4A 部）により保護される。

【情報の公開に関する制度】

実用新案の公開については、第 2 附則において、「特許」を「実用新案」に読み替える規定が定められている。そのため、特許と同様の制度である。

c) 意匠

【制度概要】

意匠については、意匠法で規定されている。意匠登録出願は、方式審査を経て実体審査を経ずに登録され、登録後官報に公告される。

【情報の公開に関する制度】

・登録後の公告

マレーシア意匠法において、意匠出願は、登録後、官報に公告されることが定められている（マレーシア意匠法第 22 条 (2)）。

・書類の閲覧

マレーシア意匠法において、登録簿は、所定の時間に所定の条件で公衆の閲覧に供されると規定されている（マレーシア意匠法第 8 条）。

【関連条文】

マレーシア意匠法第 8 条　登録簿の閲覧

(1)登録簿は、所定の時間に、所定の条件に従って、公衆の閲覧に供されるものとする。[法律 A1140 第 5 条による改正]

(2)登録簿中の記載事項の認証真正謄本又は抄本であって登録官の公印を押捺したものは、所定手数料の納付により、これを求める者に交付される。

マレーシア意匠法第 22 条　登録及び公告

(1)登録官は、意匠登録出願が第 21 条の要件を遵守していると判断した場合は、次に掲げることを行う。

(a)登録簿に所定の詳細を記載することにより意匠を登録する。

(b)所定の様式により意匠登録証を出願人に交付する。

(2)登録官は、その後できる限り速やかに、次に掲げる事項を官報に公告させる。

(a)意匠が登録された旨の通知

(b)登録所有者の名称及び宛先、及び

(c)意匠を構成し又は意匠に係るその他の事項で、登録官の意見では公告することが望ましいもの
(3)登録証は、それに記載された事実及び登録の有効性の一応の証拠であるものとする。

d) 商標

【制度概要】

商標については、商標法で規定されている。商標登録出願は、受理されたのち公告され、その後 2 月の異議申立期間を経て登録される。

【情報の公開に関する制度】

・出願受理後の公告

マレーシア商標法においては、商標出願が受理されたときは所定の方式で公告されることが定められている（マレーシア商標法第 27 条（1））。何人も当該公告の日から 2 月以内に、異議申立を行うことができる（マレーシア商標規則 37)。

・異議申立期間経過後の登録簿への登録

出願後、異議が申し立てられないまま異議申立期間が経過するか、又は出願に対する異議が申し立てられたが当該異議申立について出願人に有利な決定がなされた場合は、登録官は、商標をその所有者の名義で登録簿に登録する（マレーシア商標法第 30 条)。

・書類の閲覧

マレーシア商標法において、登録簿は、所定の時間に所定の条件で公衆の閲覧に供されると規定されている（マレーシア商標法第 8 条)。

【関連条文】

マレーシア商標法第 8 条　登録簿の閲覧
(1)登録簿は、所定の時間に、かつ、所定の条件に従って、公衆の閲覧に供される。[法律 A1138 による改正]
(2)所定の手数料を納付して請求する者に対しては、登録簿中の記載事項の認証謄本又は抄本を登録官の公印を押捺した上で交付する。
(3)登録簿の認証謄本は、大臣が規則で定める時間内に公衆による調査の便宜のために各商標局に寄託されるものとするが、これらの認証謄本中の記載事項の写し又は抄本は作成してはならず、また何人にも交付してはならない。[法律 A881 による改正]

マレーシア商標法第 27 条　出願受理の公告
(1)商標登録出願が無条件に又は一定の条件、補正、修正若しくは制限の下に受理されたときは、登録官は、受理後できる限り速やかに、その受理された出願を所定の方式で公告させるものとする。
(2)出願受理の条件として課されるすべての条件、補正、修正又は制限は、公告において明示

されるものとする。ただし、第 10 条(2B)若しくは第 11 条(1A)との関係で、又は特別の事情により望ましいと登録官が判断した結果として、受理前に商標登録出願の公告がなされる場合はこの限りでない。[法律 A881 による置換]
(3)(2)に基づいて出願が公告された場合において、登録官は、適当と判断するときは、受理の時点で再度公告させることができるが、その義務を負うものではない

マレーシア商標法第 30 条　商標の登録
(1)登録簿への商標登録の出願が受理され、かつ、(a)出願に対する異議が申し立てられないまま異議申立期間が経過するか、又は(b)出願に対する異議が申し立てられたが当該異議申立について出願人に有利な決定がなされた場合は、登録官は、出願が誤って受理された場合を除き、所定の手数料の納付があったときは、当該商標をその所有者の名義で登録簿に登録するものとする。商標登録は、登録出願日付でなされ、本法の適用上、その日が登録日とみなされる。

マレーシア商標規則 37　異議申立
何人も、
(a)商標、
(b)証明商標、又は
(c)防護商標、
の登録出願について、その官報による公告日から 2 月以内に、所定の手数料を納付し様式 TM7 の書面を提出することにより、登録官に対して登録に対する異議を申し立てることができる。このような場合は、異議申立人は同時に、その異議申立書の写しを出願人に送付しなければならない。

マレーシア商標規則 52　登録簿への記入
(1)商標登録の出願が官報で公告されてから 2 月経過後できる限り速やかに、登録官は、異議申立及びそれについての決定の結果、並びに商標法第 30 条(1)の規定に従って登録を認容された当該商標を登録簿に記入する。
(2)商標が普通印字の 1 個若しくは複数の文字、又は普通印字の 1 個若しくは複数の語で構成されている場合、又は登録官が規則 21(2)に規定される見本若しくは複製を保有する場合を除いて、出願人は、要求があれば、願書に表示されているものとすべての点で合致しかつ規則 21(1)の規定に従うことを条件として、規則 20 の要件を満たす商標見本を提出しなければならない。
(3)商標を登録簿に記入するについては、次の情報が盛られるものとする。
(a)登録日
(b)登録に係る商品又はサービス
(c)所有者の名称及び事業(所有者がパートナーシップの場合は、パートナー全員の名称)
(d)規則 10 の下に届け出られ承認された送達宛先
(e)所有者の行った約束の内容
(f)登録の効果の範囲又は登録によって与えられる権利に影響を及ぼす事項、及び
(g)登録官が個別に決定することができるその他の事項

(4)出願人が別の商標の登録所有者又は別の登録出願人による当該出願人の商標登録への事前同意書を提出した場合にのみ登録官が出願を認容する場合においては、当該商標の記入に、それが「同意により」なされたことが記載され、かつ、かかる別の商標の登録番号又は別の登録出願の出願番号が付されなければならない。

3.2.5 シンガポール

a) 特許

【制度概要】

特許については、特許法で規定されている。方式的要件を満たす特許出願は出願日（優先日）から 18 月経過後に出願公開され、方式審査、実体審査を経て登録され、公報に公告される。

【情報の公開に関する制度】

・出願公開

シンガポール特許法において、方式的要件を満たす出願については出願日（優先権主張を伴う出願の場合は優先日）から 18 月後これを公開すると規定されている（シンガポール特許法第 27 条（1)、シンガポール特許規則 29（1))。

公開内容については、出願時のクレームのみでなくそれらのクレームの補正及び公開準備完了前に存在している新たなクレームも公開されると規定されている（シンガポール特許法第 27 条（1))。

・登録後の公告

シンガポール特許法において、登録官は特許付与後遅滞なく特許が付与された旨及び明細書等の告示を公報に公告する旨が規定されている（シンガポール特許法第 35 条)。

・書類の閲覧

シンガポール特許法においては、何人も、出願公開後に出願書類の閲覧を請求をすることができる旨が定められている（シンガポール特許法第 108 条（1))。また、公衆は登録簿を登録局でいつでも閲覧する権利を有すると規定されている（シンガポール特許法第 42 条（5))。

【関連条文】

シンガポール特許法第 27 条　出願の公開

(1)第 33 条に従うことを条件として、出願が出願日を有する場合は、当該出願が登録局による公開準備の完了前に所定の方法で取り下げられ、放棄扱いされ、又は拒絶されない限り、登録官は、当該出願を所定の期間の終了後遅滞なく、出願時の状態で(原クレームのみでなくそれらのクレームの補正及び当該準備の完了直前に存在している新たなクレームをも含め)公開する。

(2)登録官は、出願人の請求があれば、所定の期間中に当該出願を(1)にいうように公開することができ、かつ、何れの場合もその公開の事実及び公開日を公報に公示する。

(3)登録官は、公開された特許出願の明細書から次の事項を省略することができる。

(a)損害を与える虞があると登録官が考える方法で人を誹謗する事項

(b)当該事項の公表又はその利用により、不快な、不道徳な又は反社会的な行動が助長されることが一般的に予見されると登録官が考える事項

シンガポール特許法 35 条　公告及び特許証

(1)本法に基づいて特許が付与された後遅滞なく、登録官は、

(a)特許の所有者に対して、特許が当該所有者に付与された旨の所定の様式による証明書を送付し、かつ
(b)特許が付与された旨の告示を公報に公告する。
(2)登録官は、特許に関して(1)(b)に基づく告示を公告すると同時に、当該特許明細書、所有者及び(所有者と別であれば)発明者の名称、並びに当該特許を構成するか又は当該特許に関して公告することが望ましいと登録官が考える他の事項を公告する。

シンガポール特許法第 42 条　特許登録簿
(1)登録官は、本条により定められる規則に従って、特許登録簿を維持する。
(2)本法又は規則の他の規定を害することなく、規則により、次の事項に関してこれら事項についての要件を課する規定を含めて、規定を設けることができる。
(a)特許及び公開された特許出願の登録
(b)特許及び出願に対する又はそれに基づく権利に影響する取引、証書又は事件の登録
(c)登録を要する事項に関連する所定の書類又は所定の種類の書類の登録官への提供
(d)登録簿及び登録に関連して登録局に提出された書類における誤記の訂正、並びに
(e)登録簿に関して本法又は規則に基づいてなされた事項の公告
(3)(2)(b)の如何なる規定にも拘らず、信託の通知は、明示的、黙示的、又は推定的かを問わず、登録簿に記入してはならず、かつ、登録官は、そのような通知には影響されない。
(4)登録簿は、書類形式により保管する必要はない。
(5)規則に従うことを条件として、公衆は、登録簿を登録局でいつでも便宜の時に閲覧する権利を有する。
(6)登録簿記入事項の認証謄本又は登録簿からの認証抄本を申請する者は、認証謄本及び抄本に関する所定の手数料を納付の上、当該謄本又は抄本を取得する権限がある。
(7)（削除）
(8)(6)に基づいて定める規則に基づく申請は、所定の方法により行わなければならない。
(9)登録簿の書類以外の形式で保管される部分に関しては、
(a)(5)による閲覧の権利は、登録簿上の事項を閲覧する権利であり、かつ
(b)(6)又は規則により謄本又は抄本を取得する権利は、持ち出しが可能で、かつ、視認及び判読が可能な形式の謄本又は抄本を取得する権利である。

シンガポール特許法第 108 条　特許出願及び特許に関する情報並びに書類の閲覧
(1)第 27 条に従う特許出願の公開後に、登録官は、所定の方法による登録官への請求及び(もしあれば)所定の手数料の納付により、所定の制限に従うことを条件として、当該出願又は当該出願を遂行して付与された特許に関する情報を当該請求において指定されたような内容で、当該請求人に与え、かつ、当該書類の閲覧を許可する。
(2)本条に従うことを条件として、特許出願がそのように公開されるまでは、当該出願を構成するか又はこれに関する書類又は情報は、当該出願人の同意なしには、登録官が公表し又は何人かに通報してはならない。
(3)(2)は、
(a)登録官が未公開の特許出願に関する書誌情報を公表し又は他の者に通報することを妨げるものではなく、また、

(b)大臣が第 33 条(5)に基づいて特許出願又は関連書類を閲覧し又は閲覧を委任することを妨げるものではない。
(4)ある者が、通知であって、特許出願がされたが第 27 条に従う公開は未だされていない旨及びその者が当該通知において指定されたことを当該出願の公開後に行ったときは、その出願人は、特許が付与されたならば、その者を相手とする訴訟を提起する旨のものを通知されている場合は、その者は、当該出願が公開されていないにも拘らず、(1)に基づく請求を行うことができ、かつ、同項が適用される。
(5)特許出願がされたが公開されておらず、かつ、当該先の出願の内容の一部に関して(規則に従うか又は第 20 条に基づく命令を遂行して)新規出願がされ、かつ、それが公開されている場合は、何人も当該先の出願に関して(1)に基づく請求を行うことができ、かつ、所定の手数料の納付により、登録官は、その者に当該先の出願が公開されていた場合は与えることができた筈の情報を与え、かつ、閲覧を許可することができた筈の書類の閲覧を許可する。
(6)特許又は特許出願の明細書の全部又は一部についての公開は、著作権法(Cap.63)に基づく著作物又は芸術作品に存在する著作権についての侵害を構成しない。

シンガポール特許規則 29　出願の公開
(1)(2)、(3)及び(4)に従うことを条件として、特許出願は、第 27 条の適用上、宣言された優先日から、又は宣言された優先日が存在しない場合は当該出願の出願日から 18 月が満了した後速やかに公開される。
(2)第 20 条(3)、第 26 条(11)又は第 47 条(4)に基づいて新規出願がされた場合は、第 27 条適用上の所定の期間は、先の出願に係る宣言された優先日から、又は宣言された優先日が存在しない場合は当該先の出願の出願日から 18 月とする。
(3)第 27 条(2)に基づく早期の出願公開を求める請求は、特許様式 9 によるものとする。
(4)特許出願は、(1)又は(2)に基づいて適用される期間の満了前 1 月より前に、
(a)様式 CM9 が提出されることにより取り下げられ、又は
(b)放棄若しくは拒絶されたものとして取り扱われる場合は、公開されてはならない。

b) 実用新案
シンガポールでは実用新案制度は存在しない。

c) 意匠
【制度概要】
意匠については、意匠法で規定されている。意匠登録出願は方式審査の後実体審査を経ずに登録され、公告される。

【情報の公開に関する制度】
・登録後の公告
シンガポール意匠法においては、登録官は方式的要件を満たす出願については速やかに意匠

を登録し、公告を行うものと規定されている（シンガポール意匠法第 18 条（d））。
公告される内容には、（a)登録日、(b)優先日(もしあれば)及び当該国名、(c)登録所有者の名称、住所及び送達宛先、(d)意匠が登録された物品、その分類、(e)登録番号、並びに(f)意匠の表示が含まれる（シンガポール意匠規則 28)。

・書類の閲覧
意匠の登録後であれば、何人も所定の書面の閲覧請求ができる旨が規定されている（シンガポール意匠法第 28 条)。また、何人も登録簿を閲覧できる旨も規定されている（シンガポール意匠法第 55 条)

【関連条文】

シンガポール意匠法第 18 条　登録及び公告
第 17 条及び第 18 条 A に従うことを条件として、意匠登録出願が方式要件を満たすと登録官が決定した場合は、速やかに次を行う。
(a)所定の詳細を登録簿に記載して意匠を登録する。
(b)出願人又はその権原承継人の名称を、意匠の所有者として登録簿に記載する。
(c)意匠が登録された時点で意匠の所有者である者に登録証を発行する。また
(d)登録の通知及び意匠の表示を所定の方法で官報に公告する。

シンガポール意匠法第 18 条 A 公開の延期
(1)出願人は、意匠登録出願の出願時に、第 18 条に基づく意匠の公開を、出願後に所定の期間、延期することを請求することができる。
(2) 前項(1)の請求は、所定の様式で所定の手数料とともに提出されなければならない。
(3) 第 18 条の規定に関わらず、登録官は、同条の意匠の公開について、前記(1)項の請求となった意匠の公開を、同項に記載の所定期間、延期しなければならない。
(4)大臣は、第 18 条の登録意匠の公開の延期とそれに関連した事項について、規則を定めることができる。

シンガポール意匠法第 28 条　情報についての権利
(1)意匠の登録後、かつ、所定の方法で何人かが書面による請求を提出し、所定の手数料を納付した場合は、登録官は、請求に明記されるように、その意匠(意匠の表示又は見本を含む)の登録出願に関して次のことを行うが、ただし、所定の条件に従うものとする。
(a)請求をなした者に所定の情報を与えること、及び
(b)その者に所定の書類の閲覧を許可すること
(2)所定の情報又は書類に関する請求を登録官が拒否することができるようにする規則を定めることができる。
(3)意匠登録の通知が第 18 条に基づき公告されるまで、その登録出願を構成する又はこれに関する情報又は書類は、所有者又は場合により出願人の同意なく、登録官が何人かに公表又は知らせることはない。
(4)(3)は、登録官が意匠登録出願に関する所定の情報を他の者に公表又は知らせることを妨げるものではない。

(5)ある者が次の通知、すなわち、意匠登録出願がなされた旨、及びその意匠が登録されたときに、その者が通知に明記された行為をなせば出願人はその者を提訴する旨の通知を受けた場合は、その者は、(1)に基づく請求をなすことができる。
(6)登録官は、その意匠が登録されていなくても、出願人の同意なく、(1)に基づく請求を認めることができる。

シンガポール意匠規則 28　登録の通知の公告
意匠法第 18 条(d)に基づき意匠公報において公告する意匠の登録の通知は、次の詳細を含む。
(a)登録日
(b)意匠法第 12 条又は第 13 条に基づく優先権の主張に基づいて付与された優先日(もしあれば)及び当該国又は領土の名称
(c)登録所有者の名称、住所及び送達宛先
(d)附則 3 に定める分類番号を含め、意匠が登録された物品
(e)登録番号
(f)意匠の表示
(g) 意匠に関する新規性の陳述
(h) 登録官が必要とみなすその他の情報

シンガポール意匠法第 55 条　登録簿の閲覧及び抄本
(1)登録簿は、登録局の就業時間内に何人も閲覧のために登録局において利用することができる。
(2)登録簿又はその一部がコンピュータを使用して調製されている場合は、登録簿又はその一部の閲覧を希望する者は、コンピュータ端末へのアクセスが認められ、そこから登録簿又はその一部に記録された詳細又はその他の事項を画面上で読むか、その印刷された写しを入手することで、(1)は履行される。
(3)登録簿の記入事項の認証謄本又は登録簿の認証抄本を申請する者は、所定の手数料を納付すれば、その謄本又は抄本を入手する権利を有する。
(4)文書形式以外の形で保管されている登録簿の部分に関して、(3)により付与された謄本又は抄本への権利は、持ち出し可能な様式による謄本又は抄本に対する権利である。
(5)本条において、「認証謄本」及び「認証抄本」とは、登録官が認証した謄本及び抄本を意味する。

d) 商標
【制度概要】
商標については、商標法で規定されている。商標登録出願は方式審査、実体審査を経て認容され、公告される。その後、2 月の異議申立期間を経て登録され、登録商標についての細目が登録簿に記載される。

【情報の公開に関する制度】

・実体審査後の公告
シンガポール商標法において、登録出願が認容された場合は、登録官は出願を公告させると規定されている（シンガポール商標法第 13 条(1)）。何人も、当該公告の日から 2 月以内に、異議申立を行うことができる。

・書類の閲覧
シンガポール商標法において、登録簿は、登録局の就業時間中、閲覧に供すると規定されている（シンガポール商標法第 68 条（1））。

【関連条文】

シンガポール商標法 13 条　公告及び異議申立手続
(1)登録出願が認容された場合は、登録官は、所定の方法で出願を公告させる。
(2)何人も、出願公告日から所定の期間内に、登録官に登録異議を申し立てることができる。
(3)申立は書面により所定の方法で行うものとし、異議申立の理由及びその他の所定の事項の陳述を含める。
(4)大臣は、異議申立手続及びそれに関する事項を規定する規則を制定することができる。

シンガポール商標法第 68 条　登録簿の閲覧及び登録簿の抄本
(1)登録簿は、登録局の就業時間中、閲覧に供する。
(2)登録簿又は登録簿の一部をコンピュータを使用して保管する場合は、登録簿又は登録簿の当該部分の閲覧を希望する者が、登録簿又は登録簿の当該部分に記録された細目又はその他の事項を画面上で読むことができる又はこれらの印刷された写しを得ることができるコンピュータ端末へのアクセスを付与される場合は、(1)を満たす。
(3)登録簿の記入事項の認証謄本又は登録簿の認証抄本を申請する者は、所定の手数料を納付することにより、当該謄本又は抄本を入手する権利を有し、認証していない当該謄本又は抄本を申請する者は、所定の手数料の納付により当該謄本又は抄本に対する権利を有する。
(4)文書以外の様式で保管される登録簿の部分に関連して、(3)により付与される謄本又は抄本に対する権利は、それが取られる様式での謄本又は抄本に対する権利である。
(5)本条において「認証謄本」及び「認証抄本」とは、登録官が認証し、登録官の印章を捺印した謄本及び抄本をいう。

シンガポール商標規則 29　異議申立書
(1)人(本節において異議申立人という)は、登録出願の公告日から 2 月以内に、登録に対する異議申立書(本節において異議申立書という)を様式 TM11 により登録官に提出することができる。
(2)異議申立人は、異議申立書を登録官に提出するのと同時に、出願人に対してその写しを送達する。
(3)異議申立書を提出する期間の延長を求める請求は、当該登録出願の公告日から 2 月以内に登録官に様式 TM48 を提出して行う。
(4)異議申立書の提出のために登録官が許可する延長期間の合計は、当該登録出願の公告日から 4 月を超えないものとする。

(5)期間延長請求を行う前に、延長を求める者は、出願人及び延長により影響される虞のある他のすべての者に通知を送達するものとし、通知には次を含める。
(a)延長請求するその者の意思、請求する延長及び延長理由の陳述、並びに
(b)出願人又はその他の者の延長に対する同意の請求
(6)延長請求は、(5)にいう通知の写し及び与えられたならば同意書によって裏付けとする。
(7)登録官は、次の場合は延長の付与を拒絶することができる。
(a)請求人が延長の適切かつ十分な理由を示さなかった場合、又は
(b)その者が、(5)にいう通知が出願人及び延長により影響される虞のあるすべての者に送達されたことを登録官が納得するように示さなかった場合
(8)(5)にいう通知の送達を受けた者が通知日から 2 週間以内に、延長に対する自己の同意を与えることをしなかった又は拒否した場合は、
(a)登録官は、延長の適切かつ十分な理由が示されたことに納得すれば延長を付与することができ、また
(b)登録官は、規則 67 に従って聴聞を行う必要なく、そうすることができる

シンガポール商標規則 42　登録商標の細目の登録簿への記入
(1)各登録商標に関して、次の細目を登録簿へ記入する。
(a)登録出願の提出日
(b)実際の登録日、すなわち登録簿への記入日
(c)もしあれば、商標法第 10 条又は第 11 条に基づく優先権の主張に従って付与された優先日
(d)所有者の名称及び住所
(e)送達宛先
(f)規則 43 に基づいて登録官に通知された権利の部分放棄又は制限
(g)様式 TM46 により登録官に通知されていた商標に関する覚書若しくは覚書の趣旨の陳述
(h)商標が登録された商品又はサービス
(i)商標が団体標章又は証明標章である場合は、その事実
(j)商標が先の商標の所有者又はその他の先の権利の所有者の同意を得て登録された場合は、その事実、並びに
(k)商標が変更出願に従って登録された場合は、対応する国際登録の番号及び
(i)マドリッド議定書第 3 条(4)による国際登録日、又は
(ii)その国際登録の後、保護の拡大請求がシンガポールに対して行われた場合は、マドリッド議定書第 3 条の 3(2)により拡大請求が記録された日
(2)本条規則において、変更出願に関連して「対応する国際登録」とは、商標(国際登録)規則(R3)の規則 24(1)にいう国際登録を意味する。「国際登録」とは、商標(国際登録)規則におけるのと同一の意味を有する。「マドリッド議定書」とは、商標法第 54 条(4)におけるのと同一の意味を有する。「変更出願」とは、商標(国際登録)規則の規則 24(1)(b)にいう出願を意味する。

3.2.6 フィリピン

a）特許

【制度概要】

特許については、知的財産法（第 2 部第 4 章）で規定されている。特許出願は、出願日（優先日）から 18 月経過後に出願公開される。出願公開の日から 6 月以内の審査請求により出願は実体審査に係属し、その後特許が付与され、その旨及びほかの関連情報が公報により公示される。

【情報の公開に関する制度】

・出願公開

フィリピン知的財産法において、出願日又は優先日から 18 月が経過した後、特許出願は庁により又は庁のために作成された先行技術を記載した文献を引用する調査書とともに公開すると規定されている（フィリピン知的財産法 44．1)。

公開される出願には、書誌事項、提出された図面、及び要約が含まれる（フィリピン発明規則 800（ｃ））

・登録後の公示

フィリピン知的財産法において、特許の付与はほかの関連情報とともに 6 月以内に公示すると定められている（フィリピン知的財産法 52．1、フィリピン発明規則 1002)。

・書類の閲覧

フィリピン知的財産法において、利害関係人は、出願公開後に出願書類を閲覧することができる旨が定められている（フィリピン知的財産法 44．2)。また、利害関係人は特許の付与が公示された後に当該特許の明細書等を閲覧することができる旨が定められている（フィリピン知的財産法 52．2、フィリピン発明規則 1003)。

【関連条文】

フィリピン知的財産法 44 条　特許出願の公開

44.1 特許出願は、出願日又は優先日から 18 月を経過した後、庁により又は庁のために作成された先行技術を記載した文献を引用する調査書とともに IPO 公報において公開する。

44.2 特許出願の公開の後、利害関係人は庁に提出された出願書類を閲覧することができる。

44.3 長官は、通商産業大臣の承認を得ることを条件として、公開することがフィリピン共和国の国家の安全及び利益を害することとなると認める場合は、出願の公開を禁止し又は制限することができる。

フィリピン知的財産法第 52 条　特許の付与の公示

52.1 特許の付与は、他の関連する情報とともに規則に定める期間内に IPO 公報において公示する。

52.2 利害関係人は、庁のファイル・ラッパーにある当該特許の明細書、クレーム及び図面を閲覧することができる。

フィリピン発明規則 800　出願の公開
(a)出願は、出願日又は優先日から 18 月が経過した後に、庁により又は庁のために作成された調査書類であって、先行技術の記載がある文献を引用したものと共に、IP0 公報において公開する。ただし、次の条件で、出願人はその出願を早期公開するよう申請することができる。
(1)出願人が書面により次に掲げるものを放棄すること
(a)上記の 18 月の期間、及び
(b)調査報告の作成。
(2)出願日から 6 月より早期の公開でないこと、及び
(3)早期公開の手数料が全額納付されていること。
(b)出願は、公開のための技術的な準備が終了する前に最終的に拒絶されたか又は取り下げられたか若しくは取り下げられたものとみなされる場合は、公開されない。
(c)公開される出願には、書誌事項、提出された図面、及び要約が含まれる。
(d)庁は、出願の公開に関して日付その他の情報を出願人に通知すると共に、実体審査請求を行わなければならない期間について注意を喚起する。
(e)特許出願の公開の後、利害関係人は、庁に提出された出願書類を閲覧することができる。
(f)長官は、出願を公開することがフィリピン共和国の国家の安全及び利益を害することになると認める場合は、通商産業大臣の承認を得ることを条件として、出願の公開を禁止し又は制限することができる。

フィリピン発明規則 1002　特許の付与の公告
特許の付与は、他の情報とともに 6 月以内に IP0 公報において公告する。

フィリピン発明規則 1003
利害関係人は、庁のファイル中にある当該特許の完全な明細書、クレーム及び図面を閲覧することができる。(IP 法第 52 条(52.2))

b) 実用新案
【制度概要】
実用新案については、知的財産法（第 2 部第 12 章）において規定されている。特許の規定が多く準用されているが、出願公開に関する条文は準用条文から除外されているので、出願公開は行われない（フィリピン知的財産法 108 条、109 条)。出願は方式審査を経て公報において公告され（フィリピン実用新案及び意匠法規則 211)、その後登録される。

【情報の公開に関する制度】
・方式審査後の公告
フィリピン実用新案及び意匠法規則においては、方式要件を満たす実用新案登録出願は公報において公告されると定められている（フィリピン実用新案及び意匠法規則 211)。当該公示から 2 月以内に、利害関係人は登録性に関する報告を局長に求めること及び／又は情報提供ができる。

・書類の閲覧
・登録された実用新案（フィリピン実用新案及び意匠法規則 500）について、利害関係人は、庁に保管されている完全な明細書、クレーム及び図面を閲覧することができる（フィリピン実用新案及び意匠法規則 501)。

【関連条文】

フィリピン知的財産法第 108 条　特許に関する規定の準用
108.1 第 109 条の規定に従うことを条件として、特許に関する規定は、実用新案に準用する。
108.2 第 29 条の規定にいう場合において特許を受ける権利が実用新案登録を受ける権利と抵触するときは、同条は、「特許」を「特許又は実用新案登録」と読み替えて適用する。

フィリピン知的財産法第 109 条 実用新案に関する特別規定
109.1(a)発明は，新規性があり，かつ，産業上の利用可能性がある場合は，実用新案として登録を受けることができる。
(b)第 21 条「特許を受けることができる発明」は，保護の条件としての進歩性への言及の部分を除くほか，適用する。
109.2 第 43 条から第 49 条までの規定は，実用新案登録出願には適用しない。
109.3 実用新案登録は，出願日から 7 年目の末日に満了し，更新することはできない。
109.4 第 61 条から第 64 条までの規定による手続において，実用新案登録は，次の理由に基づいて取り消すことができる。
(a)請求されている発明が実用新案として登録を受けることができないものであり，特に 109.1,第 22 条から第 24 条まで及び第 27 条の規定に照らして登録要件を満たしていないこと
(b)明細書及びクレームが所定の要件を満たしていないこと
(c)発明の理解に必要な図面を提出していないこと
(d)実用新案登録の権利者が発明者でなく，その承継人でもないこと

フィリピン実用新案及び意匠法規則 211　実用新案出願の公告
方式要件を満たす出願は，書誌事項及びもしあれば代表的な図面の形で，IPO 公報において公告される。出願人が先に登録性に関する報告を請求している場合は，公告には登録性に関する報告を含めるものとする。

フィリピン実用新案及び意匠法規則 500 登録証の内容
登録証は，フィリピン共和国の名称において庁印を付して発行し，局長が署名し，かつ，庁の登録簿及び記録に，明細書，クレーム及び図面がある場合は図面とともに登録する。

フィリピン実用新案及び意匠法規則 501
利害関係人は，庁に保管されている完全な明細書，クレーム及び図面を閲覧することができる。

c）意匠

【制度概要】

意匠については、知的財産法（第 2 部第 13 章）において規定されている。特許の規定が多く準用されているが、出願公開に関する条文は準用条文から除外されているので、出願公開は行われない（フィリピン知的財産法 119 条、109 条）。出願は方式審査を経て公報において公告され（フィリピン実用新案及び意匠法規則 314）、その後実体審査を経て登録され、公示される。

【情報の公開に関する制度】

・方式審査後の公告

フィリピン実用新案及び意匠法規則においては、方式要件を満たす意匠登録出願は公告されると定められている（フィリピン実用新案及び意匠法規則 314）。当該公示から 2 月以内に、利害関係人は登録制に関する報告を局長に求めること及び／又は情報提供ができる。

・登録後の公示

フィリピン知的財産法において、意匠登録は、一定期間内に公示される旨が規定されている（フィリピン知的財産法 117 条（3））。

・書類の閲覧

何人も、登録簿、取消手続き書類を閲覧できる旨が規定されている（フィリピン知的財産法 117 条（5））。

【関連条文】

フィリピン知的財産法第 117 条登録

117.1 庁は、第 113 条に規定する条件が満たされていると認めた場合は、意匠又は回路配置登録簿に登録することを命じ、かつ、意匠又は回路配置登録証を発行する。その他の場合は、庁は出願を拒絶する。

117.2 意匠又は回路配置登録証の様式及び内容については、規則に定める。ただし、創作者の名称及び住所は、常に記載する。

117.3 登録は、規則に定める様式で規則に定める期間内に公示する。

117.4 庁は、証拠が提出されたときには意匠又は回路配置の権利者又はその代表者の特定における変更を登録簿に記録する。権利者の特定における変更を記録することを請求する場合は、手数料を納付しなければならない。手数料を納付しなかった場合は、請求がなされなかったものとみなす。その場合は、前の権利者及び前の代表者が本法に規定する権利及び義務に引き続き従うものとする。

117.5 何人も、登録簿及び取消手続の書類を含む登録意匠又は回路配置のファイル・ラッパーを閲覧することができる。

規則 314 意匠出願の公告

方式要件を満たす出願は、書誌事項及びもしあれば代表的な図面を一式として、IPO 公報に

おいて公告される。出願人が先に登録性に関する報告を請求している場合は、公告には登録性に関する報告を含めるものとする。

d) 商標

【制度概要】

商標については、知的財産法（第 3 部）において規定されている。商標登録出願は方式審査、実体審査を経て公告される。その後 30 日の異議申立期間を経て商標は登録され、その旨の通知が公報に記載される。

【情報の公開に関する制度】

・実体審査後の公告

フィリピン知的財産法において、審査を実施し登録要件を満たすと認められた場合には庁は、所定の手数料の納付があった後直ちに商標登録出願を公告すると定められている（フィリピン知的財産法 133 条（2））。利害人は、当該公告の後 30 日以内に異議申立をすることができる（フィリピン知的財産法 134 条）。

・登録後の公告

異議申立期間が満了し登録証が発行された後に、その旨の通知が IPO 公報に記載される（フィリピン知的財産法 136 条）。

・書類の閲覧

フィリピン知的財産法において、何人も登録商標を閲覧できる旨が規定されている（フィリピン知的財産法 139 条（2））。

【関連条文】

フィリピン知的財産法第 133 条　審査及び公告

133.1 出願が第 127 条に規定する要件を満たしたときは、庁は、出願が第 124 条に規定する要件を満たしているか否か及び第 121 条に定義するものとしての当該標章が第 123 条の規定に従って登録することができるか否かについて審査する。

133.2 前項にいう条件が満たされていると認めた場合は、庁は、所定の手数料の納付があった後直ちに当該出願を所定の方法で公告する。

133.3 審査において出願人が何らかの理由により登録を受ける権利を有さないと認めた場合は、庁は、理由を付してその旨を出願人に通知する。出願人は、応答又は出願の補正をするために 4 月の期間を与えられ、その後出願は再審査される。再審査及び出願の回復並びに審査官による最終指令に対する商標局長への不服申立の手続については、規則に定める。

133.4 放棄された出願は、放棄の日から 3 月以内に正当な理由を示し、かつ、所定の手数料を納付することにより、回復することができる。

133.5 商標局長による拒絶の最終決定については、規則に定める手続に従って長官に対して不服申立をすることができる。

フィリピン知的財産法第 134 条　異議申立
ある標章の登録により害される虞があると考える者は、133.2 に規定する公告の後 30 日以内に、庁に対し、所定の手数料を納付して当該出願に対する異議申立をすることができる。異議申立は、書面で行わなければならない。異議申立人又は事実を知るその代理人が、異議申立の理由を述べ、かつ、依拠する事実について陳述することにより異議申立について宣誓しなければならない。異議申立において引用する他国において登録された標章の登録証その他の立証資料の写は、それらが英語でない場合は英語による翻訳文を添えて異議申立とともに提出しなければならない。正当な理由があり、かつ、所定の割増手数料を納付した場合は、法務局長は異議申立書の提出期間を延長することができ、延長について当該出願人に通知する。異議申立書を提出するための最長の期間については、規則に定める。

フィリピン知的財産法第 136 条　登録証の発行及び公示
異議申立期間が満了した場合又は法律局長が異議申立を却下すべきものとした場合は､庁は、所定の手数料の納付を待って登録証を発行する。登録証が発行された場合は、当該出願の公告を引用したその旨の通知が IPO 公報に掲載される。

フィリピン知的財産法第 139 条　登録された標章の公示及び登録簿の閲覧
139.1 庁は、規則に定める様式で規則に定める期間内に、137.2 に規定する事項のすべてを複製して登録された標章を登録の順に公示する。
139.2 庁に登録された標章は、無料で閲覧することができ、また、何人も費用を負担することによりその写を入手することができる。本規定は、登録された標章に関して記録されている処理にも適用する。

3.2.7 ブルネイ

a) 特許

【制度概要】

特許については、特許令で規定されている。ブルネイでは、方式審査を経て出願日を取得した出願は、出願日（優先日）から 18 月経過後に出願公開される。出願は方式審査、実体審査を経て特許が付与され、特許付与の旨が公報において公告される。

【情報の公開に関する制度】

・出願公開

ブルネイ特許令において、方式審査が完了し、出願が出願日を取得しているときは、登録官は出願日又は優先日から 18 月の期間の満了後速やかに出願を公開するものとすると規定されている（ブルネイ特許令 27 条（1)、ブルネイ特許法規則 33.（1))。

公開は、原クレームのみならず、前記の準備の完了直前まで存在していた原クレームの修正版及び新規のクレームを含むと規定されている（ブルネイ特許令第 27 条（1))。

・登録後の公告

特許の付与後速やかに特許が付与された旨の告示が公報において公告される（ブルネイ特許令第 34 条（1）(b))。

・書類の閲覧

ブルネイ特許令において、出願公開後に出願情報等の閲覧請求ができる旨が規定されている（ブルネイ特許令第 105 条（1))。また、何人も登録簿を閲覧できる旨も規定されている（ブルネイ特許令第 43 条（5))。

【関連条文】

ブルネイ特許令第 27 条　出願の公告

(1)第 32 条に従うことを条件として、出願が出願日を取得しているときは、登録官は、出願公告の準備を登録局が完了する前に出願が所定の方法で取り下げられ、放棄されたものとして扱われ､又は拒絶されている場合を除いて､所定の期間の満了後速やかに､出願時の出願(原クレームのみならず、前記の準備の完了直前まで存在していた原クレームの修正版及び新規のクレームを含む)を公告するものとする。

(2)登録官は、出願人からそのように請求された場合は、(1)にいう出願を所定の期間中に公告できるものとし、かつ、何れの場合においても、その公告の事実及び日付を公報において公告するものとする。

(3)登録官は､公告された特許出願明細書から､次の何れかに該当する事項を削除することができる。(a)登録官の意見では、ある者を害する虞がある方法でその者を誹る事項(b)その公告又は実施が、登録官の意見では、不快な、不道徳な又は反社会的な行動を助長すると一般に予想される事項

ブルネイ特許令第 34 条　付与に係る公告及び証明書

(1)登録官は、本令に基づく特許の付与後速やかに、
(a)特許が特許所有者に付与された旨の所定の様式による証明書を当該所有者に送付し、かつ
(b)特許が付与された旨の告示を公報において公告する。
(2)登録官は、(1)(b)に基づく特許に関する告示を公告すると同時に、特許明細書、所有者の名称及び(異なる場合は)発明者の名称、並びに登録官の意見では公告することが望ましい、特許を構成する又は特許に関するその他の事項(第29条及び第30条に基づく所定の情報を含む)を公告する。

ブルネイ特許令第43条　特許登録簿
(1)登録官は、本条に基づいて定められる規則に従って、特許登録簿を備えるものとする。
(2)本令又は規則の他の規定を害することなく、規則においては、次の事項に関して、それら事項の何れかについて義務を課する規定を含む規定を設けることができる。
(a)特許及び公告された特許出願の登録
(b)特許及び出願における又はそれらに基づく権利に影響を及ぼす取引、証書又は事件の登録
(c)登録することを義務付けられている事項に関連する、所定の書類又は書類の説明の登録官への提供
(d)登録簿及び登録に関連して登録局に提出された書類における誤りの訂正
(e)登録簿に関して本令又は規則に基づいてなされた事柄の公告及び告知
(3)(2)(b)の如何なる規定にも拘らず、明示的か、黙示的か又は擬制的かを問わず如何なる信託の通知も登録簿に記入してはならず、登録官は、如何なる当該通知からも影響を受けてはならない。
(4)登録簿は、書類の様式で備えることを要求されない。
(5)規則に従うことを条件として、公衆は、都合のよい時にいつでも、登録局において登録簿を閲覧する権利を有する。
(6)登録簿における記入事項の認証謄本又は登録簿の認証抄本を申請した者は、認証謄本及び抄本に関する所定の手数料を納付して当該謄本又は抄本を取得することができる。
(7)規則においては、無認証謄本又は抄本を申請した者は、無認証謄本及び抄本に係る所定の手数料を納付して当該謄本又は抄本を受けることができる旨を規定することができる。
(8)(6)に基づく、又は(7)により制定される規則に基づく申請は、所定の方法により行わなければならない。
(9)書類様式以外の方法で備えられた登録簿の何れかの部分に関して、
(a)(5)により与えられる閲覧の権利とは、登録簿上の資料を閲覧する権利をいい、かつ
(b)(6)又は規則により与えられる謄本又は抄本を受ける権利とは、当該部分を取り出すことができ、また当該部分が目に見えかつ読めるような様式での謄本又は抄本を受ける権利をいう。

ブルネイ特許令第105条　特許出願及び特許についての情報、並びに書類の閲覧
(1)第27条に従う特許出願の公告後、登録官は、所定の方法で登録官になされる請求及び所定の手数料(存在する場合)の納付により、請求において特定された出願又はその出願に基づいて付与された特許に関する情報を請求人に提供するものとし、かつ、そのようなものに関する書類の閲覧を同人に認める。ただし、所定の如何なる制限にも従うことを条件とする。

(2)本条に従うことを条件として、特許出願が前記のとおり公告されるまでは、登録官は、出願人の同意なしに、当該出願を構成するか又はそれに関する書類又は情報を公表し又は何人にも伝達してはならない。
(3)(2)は、次の何れをも妨げない。
(a)登録官が、未公告の特許出願についての書誌情報を公表し又は他の者に伝達すること(b)大臣が、第 32 条(5)に基づいて特許出願又は関連書類を閲覧すること又はそれらの閲覧を委任すること
(4)ある者が、特許出願が行われたが第 27 条に従って公告されてはいない旨及び特許が付与された場合において、出願が前記のとおり公告された後に当該人が通知書に特定されている行為を実行したときは出願人は当該人に対して手続を提起する旨を通知された場合は、当該人は、出願が公告されていないにも拘らず、(1)にいう請求を行うことができ、同項はそれに応じて適用される。
(5)特許出願が提出されたが公告されておらず、かつ、新規の出願が(規則に従ってか又は第 20 条にいう命令により)当該先の出願の主題の何れかの部分に関して提出されて公告されたときは、何人も、当該先の出願に関して(1)にいう請求を行うことができ、登録官は、所定の手数料が納付されたときに、その者に対して、先の出願が公告されていたとしたならば取得又は閲覧が可能であったと思われる情報を提供し、かつ、そのような書類を閲覧することを認めるものとする。
(6)特許又は特許出願の明細書の全部又は一部の公告は、2000 年の著作権令(S14/2000)に基づき何れかの文学又は芸術作品に存在する著作権の侵害を構成しないものとする。

b) 実用新案
ブルネイでは実用新案制度又はそれに類似する制度は存在しない。

c) 意匠
【制度概要】
意匠については、緊急（意匠）令で規定されている。意匠登録出願は方式審査、実体審査を経て登録され、登録の事実は公報での告知により公表される。

【情報の公開に関する制度】
・登録後の公告
ブルネイ緊急（意匠）令において、意匠の登録を行った場合には、当該登録情報を公告しなければならないとされている（ブルネイ緊急（意匠）令第 26 条（1）（ｄ））。

・書類の閲覧
ブルネイ緊急（意匠）令において、何人も登録簿や出願書類等を閲覧できる旨が規定されている（ブルネイ緊急（意匠）令第 67 条、第 68 条、第 69 条)。

【関連条文】

ブルネイ緊急（意匠）令第 26 条　登録及び公告
(1)第 25 条に基づく登録官による審査によって意匠登録出願が方式要件を満たしていると認められた場合は、当該審査後速やかに、ただし、第 27 条に従うことを条件として、登録官は、所定の手数料の納付があったときは、次のことを行う。
(a)登録簿に所定の事項を記入して意匠を登録し、
(b)出願人又は出願の権原承継人の名称を意匠所有者として登録簿に記入し、
(c)意匠が登録された時の意匠の登録所有者である者に登録証を交付し、更に、
(d)公報での告知によって当該登録の事実を公表し、意匠の表示を公告する。
(2)(1)(d)に拘らず、登録の公告及び意匠の公告は、出願時に又は公告の準備が完了する日前の何れかの時に出願人の請求があったときは、出願日から又は優先権が主張されている場合は出願の優先日から 12 月を越えない期間につき延期される。
(3)意匠登録時に、公告の延期を求める請求が(2)に基づいてなされた場合は、意匠の表示も出願に関するファイルも公衆の閲覧に供してはならない。この場合は、登録官は、延期の旨及び登録所有者を特定する情報を公告し、出願日、延期が請求された期間及びその他の所定事項を表示しなければならない。
(4)延期期間の満了時に、登録官は登録意匠を公告する。
(5)公告延期期間中での登録意匠を基礎とした法的手続の提起は、登録簿及び出願に関するファイルに含まれる情報が手続の提起を受けた者に伝達されているという条件に従うことを前提とする。

ブルネイ緊急（意匠）令第 67 条　登録簿を閲覧する権利
(1)何人も、規則に従うことを条件として、登録局の就業時間中に登録簿を閲覧する権利を有する。
(2)書類形式以外で保管されている登録簿の部分に関しては、(1)によって付与される閲覧権は、登録簿上の情報資料を閲覧する権利である。

ブルネイ緊急（意匠）令第 68 条　記入事項の写しを得る権利
(1)登録簿記入事項の認証謄本又は登録簿の認証抄本の申請人は、所定の手数料を納付して当該謄本又は抄本を得る権利を有する。(2)不認証謄本又は抄本の申請人は、所定の手数料を納付して当該謄本又は抄本を得る権利を有する。
(3)本条に基づく申請は、所定の方法でなされなければならない。
(4)書類形式以外で保管されている登録簿の部分に関しては、(1)及び(2)によって付与される謄本又は抄本を受ける権利は、持ち出すことができ、見ること及び読むことができる形式での謄本又は抄本を受ける権利である。

ブルネイ緊急（意匠）令第 69 条　情報を受ける権利
(1)意匠の登録後に何人かによる所定の方法での書面による請求があるときは、登録官は、請求人に当該情報を与え、請求に指定する意匠の表示、見本又は標本を含め、登録出願又は意匠に関する当該書類を閲覧する許可を、所定の条件に従うことを条件として、同人に与える。
(2)本条に従うことを条件として、第 26 条に基づいて意匠登録の通知が公告されるまでは、

出願を構成する又は出願に関する情報又は書類は、所有者又は場合により出願人の同意なく登録官によって公告され又は何人かに伝達されてはならない。
(3)(2)は、登録官が意匠登録出願に関する所定の情報を公告し又は他人に伝達することを妨げない。
(4)ある者が出願人から意匠登録出願がなされていることの通知を受け、意匠が登録された場合は通知に明記された行為を当該人がなすときはその者に対して訴訟を提起する旨を出願人から知らされた場合は、当該人は、(1)に基づく請求をすることができ、同項が相応に適用される。

d) 商標

【制度概要】

商標については、商標法で規定されている。商標登録出願は方式審査、実体審査を経て受理され、公告される。その後 3 月の異議申立期間を経て商標は登録され、登録官により公告される。

【情報の公開に関する制度】

・実体審査後の公告

ブルネイ商標法において、登録官は登録要件を満たしていると認めた場合は登録出願を受理するものであり、登録出願が受理された場合は出願を公告すると規定されている（ブルネイ商標法 39 条（1））。何人も、当該公告後 3 月の期間内に異議申立の通知をすることができる（ブルネイ商標法第 39 条（2)、商標規則 29（１））。

・登録後の公告

ブルネイ商標法において、商標登録後に登録官は登録を公告するものと規定されている（ブルネイ商標法第 41 条（4））。

・書類の閲覧

ブルネイ商標規則において、登録簿は公衆の閲覧に供される旨が規定されている（ブルネイ商標規則 40（1））。また、一定条件下で登録商標に関する又は公告された出願に関するすべての書類を閲覧することができる旨が規定されている（ブルネイ商標規則 45)。

【関連条文】

ブルネイ商標法第 39 条公告及び異議申立手続
(1)登録出願が受理された場合は、登録官は、所定の方式で出願を公告する。
(2)何人も、出願の公告の日から所定の期間内に、書面にて登録官に登録に対する異議申立の通知をすることができる。この通知は、所定の方式により行うものとし、異議申立の理由の陳述を含むものとする。

ブルネイ商標法第 41 条登録

(1)第 38 条(5)の規定に基づき出願が受理され、かつ、(a)第 39 条(2)にいう期間内に異議通知がなされない場合、又は、(b)全ての異議申立手続が取下げられ若しくは出願人の有利に決定された場合は、登録官は、商標を登録する。ただし、出願が受理された後に登録官が知るに至った事実により、当該出願が誤って受理されたものと登録官が認める場合はこの限りでない。
(2)商標は、所定の期間内に登録手数料が納付されない限り、登録されない。その期間内 23 に登録手数料が納付されない場合、出願は取り下げられたものとみなされる。
(3)登録された商標は、登録出願の出願日に登録されたものとする。本法の適用上、この日が登録日とみなされる。
(4)商標の登録に基づき、登録官は、所定の方式でその登録を公告し、かつ、出願人に登録証を交付する。

ブルネイ商標規則 29.異議申立手続き
(1)商標登録に対する異議申立の通知は，規則 26 に基づき出願が公告された日から 3 ヶ月以内に，様式 TM4 にて登録官に送付され，異議申立理由の陳述を含むものとする。登録官は，通知と陳述書の写しを出願人に送付する。
(2)登録官から出願人に陳述書の写しが送付された日から 3 ヶ月以内に，出願人は，反対陳述と併せて様式 TM5 による反対陳述の通知を提出することができる。登録官は，様式 TM5 及び反対陳述の写しを登録に対する異議申立人に送付する。
(3)反対陳述書の写しが登録官から異議申立人に送られた日から 3 ヶ月以内に，その申立人は，自分の異議申立の裏付けとして提示が必要と考える証拠を法定宣言書又は宣誓供述書により提出し，その写しを出願人に送付する。
(4)登録に対する異議申立人が，前(3)に定める証拠を提出しない場合は，登録官が別段の指示をしない限り，その異議申立を放棄したものとみなされる。
(5)登録に対する異議申立人が前(3)に定める証拠を提出した場合，又は登録官が前(4)にいう別段の指示を出した場合，出願人は，自己に証拠の写しあるいは指示の写しのどちらかが送付された日から 3 ヶ月以内に，出願の裏付けとして提示が必要と考える証拠を法定宣言書又は宣誓供述書により提出し，出願に対する異議申立人にその写しを送付する。
(6)出願人の証拠の写しが自己に送付された日から 3 ヶ月以内に，出願に対する異議申立人は，出願人の証拠に返答するための事項を厳格に限定され証拠を法定宣言書又は宣誓供述書により提出することができ，また，その写しを出願人に送付するものとする。
(7)登録官が，登録官に対する何れかの手続きに関して適当であると認める場合にはいつでも，適切であると認める条件のもとに証拠提出の許可を何れの当事者にも与えることができることを除き，当事者はさらなる証拠を提出することはできない。
(8)異議申立において提出された証拠に添付書類がある場合，自己の主張の裏付けをするために添付書類を拠所にしている当事者は，相手方当事者の請求があり，かつその相手方の手数料によるときには，各添付書類の写しをその相手方に送付するものとする。
(9)かかる写しを便宜的に提供することが不可能な場合には，公衆の閲覧に供することができるように原本を登録官に提出する。
(10)登録官による別段の指示がない限り，添付書類の原本は異議申立の聴聞に提出される。

ブルネイ商標規則 40.公衆による登録簿の閲覧
(1)登録簿は、規則 70 に従って公告されている登録庁の業務時間中、登録庁において公衆の閲覧に供される。
(2)登録簿の一部が書面形式以外で保管されている場合は、閲覧権は、登録簿上の資料を閲覧する権利である。

ブルネイ商標規則 45.書類の閲覧
(1)登録官は、(2)及び(3)に従うことを条件として、登録商標に関し又は商標登録出願が公告されている場合はその出願に関し、登録庁に提出された又は登録庁で保管されている全ての書類についてその閲覧を許可する。
(2)登録官は、手続きを完全に終えるまで又は当該書類の問題に関する手続きが途中の段階である場合、それが法律あるいは本規則の基に進めることを許可されているかあるいは求められている場合には、前(1)にいう書類の閲覧を許可する必要はない。
(3)前(1)に基づく閲覧の権利は次の事項には適用しない。
(a)登録庁に提出されてから 14 日を経過していない書類、
(b)登録庁において内部使用の目的のみで作成された書類、
(c)登録庁の要求によるか又はそれ以外の理由によるかを問わず、調査のために登録庁に送付された書類であって、その後送付者に返却されるもの、
(d)規則 43 に基づく情報の請求
(e)登録庁が交付した書類で、秘密扱いにされるべきであると登録官が考えるもの、
(f)登録官が規則 46 に基づいて秘密扱いにすべき旨の指示を出している書類。
(4)前(1)のいかなる規定も、登録官の印象において人に害を及ぼす虞のある形で人を誹謗している書類又は書類の一部を公衆の閲覧に供する義務が登録官に課せられるものとは解しない。
(5)書類又は書類の一部を公衆の閲覧に供さないという前(4)に基づく登録官の決定に対しては、上訴できない。

3.2.8 カンボジア

a) 特許

【制度概要】

特許については、特許法（第 2 章）で規定されている。特許出願は方式審査、実体審査を経て特許が付与、登録され、特許付与への言及が公報に公告される

【情報の公開に関する制度】

・登録後の公告

登録官は、特許を付与するときは特許付与への言及を公報により公告する（カンボジア特許法第 39 条、第 119 条)。

・書類の閲覧

全ての登録は登録簿に行われ、何人も登録簿を閲覧でき、また、抄本を入手できる（カンボジア特許法第 118 条)。

【関連条文】

カンボジア特許法第 39 条
登録官は、特許を付与するときは、次の通りにする。
(i)特許付与への言及を公告する。
(ii)特許付与の証明書及び特許証の謄本を出願人に交付する。
(iii)特許を登録する。
(iv)所定の手数料の納付があったときは特許証の写しを公衆の利用に供する。

カンボジア特許法第 119 条
産業担当省は、本法に規定されるすべての公表事項を公報により公告する

カンボジア特許法第 118 条
産業担当省は、1 は特許及び実用新案、並びに他の 1 は意匠についての 2 の別個の登録簿を維持する。本法において規定されたすべての登録は、前記登録簿に行われる。
登録簿は、何人も閲覧することができ、また、何人も規則に規定する条件に基づいてそれらの抄本を入手することができる。

b) 実用新案

【制度概要】

カンボジアでは、実用新案証制度が存在しており、カンボジア特許法（第 3 章）に規定が設けられている。特許の規定が準用されるため、原則として特許と同様の制度となるが、実体

審査についての規定が準用条文から除外されているので、実用新案証は実体審査を経ずに登録される（カンボジア特許法第 70 条、71 条）。

【情報の公開に関する制度】
公開については特許の規定を準用しているため、特許と同様である。

【関連条文】

カンボジア特許法第 5 条
発明は，次に該当する場合は，特許を受けることができる。
(i) 新規であること
(ii) 進歩性を含むこと，及び
(iii) 産業上利用可能なこと

カンボジア特許法第 7 条
発明は，その発明をクレームする出願に関する先行技術であって第 6 条第 2 段落において定義されたものを考慮して，当該技術の熟練者にとって自明でないとされる場合は，進歩性を有するものとみなす。

カンボジア特許法第 70 条
第 71 条から第 74 条までを除き、第 2 章の規定は、実用新案証又は場合に応じてそれを求める出願に準用する。特許を受ける権利が、第 2 章第 2 節にいう場合における実用新案証を受ける権利に抵触する場合は、「特許」という語が「特許又は実用新案証」という語により差し替えられたものとして、前記の規定が適用される。

カンボジア特許法第 71 条
第 5 条及び第 7 条は，実用新案証の請求対象である考案の場合には適用しない

c) 意匠
【制度概要】
意匠の保護は特許法（第 5 章）で規定されている。意匠登録出願は、方式審査、保護対象の要件についての審査などを経て、登録され、登録への言及が公報により公告される。
【情報の公開に関する制度】
・登録後の公告
登録官は、意匠を登録するときは登録への言及を公報により公告する（カンボジア特許法第 103 条、第 119 条）。

・書類の閲覧
特許と同様である。

【関連条文】

カンボジア特許法第 103 条
登録官が第 102 条にいう条件が満たされていると認める場合は、登録官は意匠を登録し、登録への言及を公告し、また、出願人に意匠の登録証を交付するための手続を進める。そうでない場合は、登録官は出願を拒絶する。

d) 商標

【制度概要】

商標については、商標法で規定されている。商標登録出願は方式審査、実体審査を経て登録され、登録への言及が公告される。公告後 90 日間の異議申立期間が存在する。

【情報の公開に関する制度】

・登録後の公告

登録官は、方式的要件、実体的要件を満たす出願についてはこれを登録し、登録への言及を商務省公報により公告する（カンボジア商標法第 10 条(a)）。利害関係人は何人も公報発行日後 90 日以内に異議申立を行える。

・書類の閲覧

カンボジア商標法において規定された全ての登録は標章登録簿に行われ、何人もそれを調べ、また、その抄本を入手することができる（カンボジア商標法第 54 条）。

【関連条文】

カンボジア商標法第 10 条
(a)登録官は、第 8 条及び第 9 条にいう条件が満たされていると認める場合は、標章を登録し、出願人に登録証を交付し、登録への言及を商務省公報により公告する。
(b)第 8 条の要件が満たされていない場合は、出願人は、登録官からの通知書を受領後 45 日以内に、自己の出願を補正することができる。登録官は、同期間中に出願人から肯定的な応答を受領しない場合は、当該出願を拒絶する。
(c)公報の発行日後 90 日以内に、如何なる利害関係人も、第 2 条(a)、第 4 条及び第 5 条並びにそれに関する規則の 1 又は複数の要件が満たされていないことを理由として、登録官に対して当該標章の登録に対する異議を所定の方法により申し立てることができる。
(d)登録官は、当該申立書の写しを直ちに出願人に送付し、出願人は、所定期間内に、かつ、所定の方法により、登録官に対して出願人が自己の出願について依拠する理由についての答弁書を送付しなければならない。出願人がそうしないときは、登録を放棄したものとみなす。
(e)出願人が答弁書を送付したときは、登録官は、その写しを異議申立人に送付し、一方又は双方の当事者が聴聞を受けることを希望するときは全当事者を聴聞し、かつ、事件の本案を考慮して登録標章が適法なものか否かを決定する。

カンボジア商標法第 54 条
商務省は、標章登録簿を維持する管轄機関である。団体標章は、標章登録簿中の特別の部に登録される。本法において規定されたすべての登録は、前記標章登録簿に行われる。標章登録簿は、何人も調べることができ、また、何人もそれからの抄本を規則により定められた条件に基づいて入手することができる。

3.2.9 ラオス

a）特許

【制度概要】

特許については、知的財産法で規定されている。ラオスでは特許出願は出願日（優先日）から 19 月目に出願公開される。その後実体審査を経て登録され、登録の結果が公報に掲載される。

【情報の公開に関する制度】

・出願公開

特許出願は方式審査後、出願日又は優先日から 19 月目に産業財産権公報にて公開される旨が規定されている（ラオス知的財産権法 39 条）。

・登録後の公告等

出願が登録要件を満たすと判断された場合、知的財産保護の所管当局は産業財産権の登録証を発行し、産業財産権登録台帳に記録し、登録の結果を産業財産権公報に掲載する（ラオス知的財産権法第 44 条）。

・書類の閲覧

ラオス知的財産法において、閲覧の請求については特に定められていない。

【関連条文】

ラオス知的財産法第 39 条　産業財産権出願の公開 科学技術省が特許又は小特許の出願の方式審査を完了した後、登録部は出願日から数えて 19 ヶ月目に産業財産権公報にこれらの出願を公開する。 ラオス知的財産法第 44 条　登録 産業財産権の出願を検討、審査した後、この法律の要件に従った適正なものと判断された場合、科学技術省は特許、小特許又は産業財産権の登録証を発行し、その登録を台帳に記録し、産業財産権公報に掲載する。 意匠、商標、地理的表示の登録については、第三者は、前記産業財産権公報への掲載の日から 5 年の期間内に、異議申立、又は、その登録の取消の請求を行うことができる。

b）小特許

【制度概要】

ラオスには小特許制度が存在し、知的財産法で規定されている。

【情報の公開に関する制度】

公開制度は基本的に特許と同様である。

C)、d) 意匠、商標

【制度概要】

ラオスでは意匠、商標の保護については知的財産法で規定されている。

【情報の公開に関する制度】

これらの出願では出願公開制度は存在しないが、その他の公開制度については特許と同様である。

3.2.10 ミャンマー

現在のところ著作権法を除き知的財産法は施行されておらず、権利種別に関わらず、実体的な保護の手段として、登記所における登記、及び自主的な新聞広告の掲載が有効と考えられる。

（参考文献）

- ミャンマー知財レポート - JETRO
http://www.jetro.go.jp/world/asia/mm/ip/pdf/laws_mm.pdf

- ASEAN 諸国の知財現状、大熊靖夫、特許研究、PATENTS STUDIES No.54 2012 /9
http://www.inpit.go.jp/content/100507864.pdf

3.3 各国特許庁からの産業財産権情報提供の実態

各国産業財産権情報の公報発行状況一覧（特許、実用新案、意匠、商標）を「添付資料 3：ASEAN 公報一覧表」に示す。また、公報のサンプルを「添付資料 4: ASEAN 公報サンプル」に示す。

各国特許庁がウェブサイトで提供している公報の提供状況については第 2 章の該当箇所を参照されたい。

3.4 各国の産業財産権情報のユーザーの利用実態

3.3 では ASEAN 諸国の各特許庁及び関連機関などが提供する各産業財産権情報の提供状況について報告した。

本項では、日本企業のユーザーが ASEAN 諸国の産業財産権情報を調査する際の利用実態及びユーザーニーズに関して報告する。なお、利用実態及びユーザーニーズを調査するため、海外へ多く出願する日本企業 15 社（タイ、ベトナム、インドネシアへ多く出願する企業 10 社を含む）にヒアリングを実施した。

【ヒアリング調査の結果】
ヒアリング調査の集計に関しては、多くの設問が複数回答を可能としたものであるため、単純加算件数にて報告を行う。

Q1. ASEAN 諸国の中で過去に調査経験のある国について（複数選択可）
最も多かったのが「タイ」であった。続いて「インドネシア」、「ベトナム」と続く結果となった。ヒアリングを行った企業の中には、上位に挙がった「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」などに販売会社、生産会社、統括会社など関連企業を有する企業が多かった。また、市場としては重要だが、特許調査の観点では「他の地域と比べて、その重要度、優先度は低い」、「調査はしないで出願する」というコメントもあった。

表 3-1 Q1 集計結果

国（地域）	件数
タイ	13
インドネシア	10
ベトナム	9
マレーシア	8
シンガポール	8
フィリピン	6
カンボジア	2
ミャンマー	1
ブルネイ	0
ラオス	0

図 3-1 Q1 集計結果

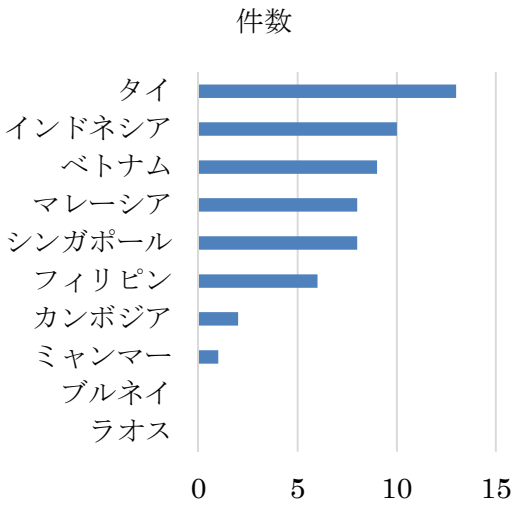

Q2. ASEAN 諸国の中で今後、調査予定のある国について（複数回答可）

最も多かったのが「ベトナム」で 9 件、次いで「タイ」と「インドネシア」が同数で続く。「過去に調査経験のある国」に対する回答と同様に「ベトナム」、「タイ」、「インドネシア」、「マレーシア」、「シンガポール」が ASEAN 諸国の中でも重要視されていることが分かる。また、新たに「ミャンマー」、「ラオス」を調査対象国と予定している企業もある。

表 3-2 Q2 集計結果

国（地域）	件数
ベトナム	9
タイ	8
インドネシア	8
シンガポール	7
マレーシア	5
フィリピン	4
ミャンマー	3
ラオス	1
カンボジア	1
ブルネイ	0

図 3-2 Q2 集計結果

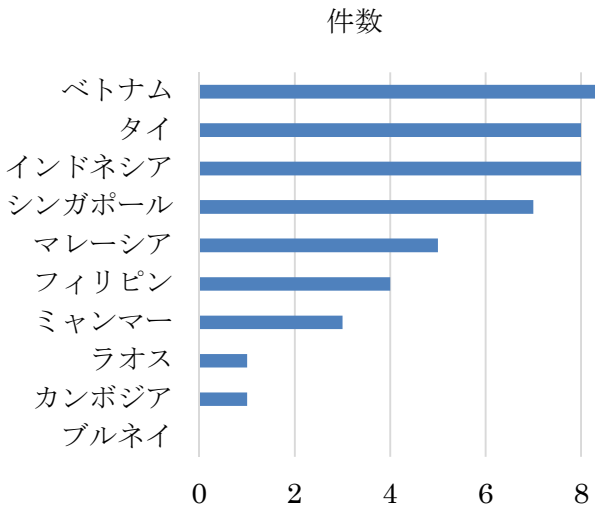

Q3. ASEAN 諸国の中で、特に意匠調査の重要度が高い国があればお聞かせ下さい（自由記載）

「タイ」、「ベトナム」、「インドネシア」の意匠調査を重要視している企業が多い。調査の目的としては「主に冒認出願の確認」という企業もあった。また、「市場が大きく、法制度も含め調査を行う」、「権利期間が短いので重要度が低い」という回答もあった。

表 3-3 Q3 集計結果

国（地域）	件数
タイ	7
ベトナム	6
インドネシア	5
マレーシア	2
シンガポール	1
ミャンマー	1
フィリピン	0
ブルネイ	0
ラオス	0
カンボジア	0

図 3-3 Q3 集計結果

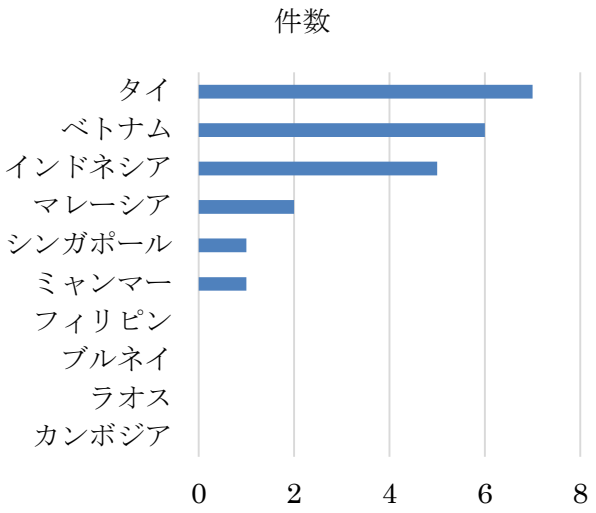

Q4. ASEAN 諸国の中で、特に商標調査の重要度が高い国があればお聞かせ下さい（自由記載）

「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」の商標調査を重要視している企業が多い。「タイは権利行使しやすいため、調査も重要」、「シンガポール、ベトナム、インドネシアの模倣品対策のため」という回答もある中、「模倣品については中国からの輸入が多く、中国の調査の方が重要」という意見もあった。

表 3-4 Q4 集計結果

国（地域）	件数
タイ	6
インドネシア	6
ベトナム	5
マレーシア	3
ミャンマー	1
フィリピン	1
シンガポール	1
カンボジア	0
ラオス	0
ブルネイ	0

図 3-4 Q4 集計結果

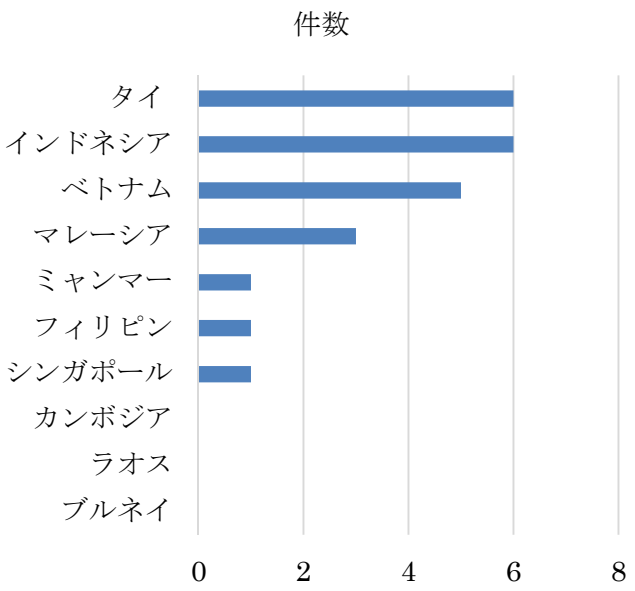

Q5. ASEAN 諸国の調査に従事する部門、人員数などについて（自由記載）

各社に共通していることは「専任者はいない」ということである。また、「今は専任者がいないが地域、制度の特殊性などの理由から将来は専任者を決めるかもしれない」という企業もあった。

表 3-5 Q5 回答結果

部門、人員数など	件数
商標部門の 6 名（専任者ではない）	1
特許部門（13 名）、その他の部門（7 名）（専任者ではない）	1
知的財産部門の 7 名	1
知的財産部門の 10 名（専任者ではない）	1
知的財産関連部門 1～2 名（専任者ではない）	1
知的財産部門の 1 名（専任者ではない）	1
知的財産部門の 1 名	1
知的財産部門の 4 名	1
専任者はいない	2
回答辞退(組織、人員構成に関する情報は内部情報のため、開示せず)	5

Q6. ASEAN 諸国の調査の頻度、回数（月間／年間件数）などについて

下記回答から分かるように、多くの企業が「月に 1 回から数回」調査を行う程度であり、他の地域と比べて多くはないと思われる。「ASEAN 諸国の調査は年間、3 回から 4 回程度」という企業もあった。なお、回答の「その他」は「月に 1 回程度」よりも更に頻度が低いことを意味する。

表 3-6 Q6 集計結果

頻度	件数
月に 1 回程度	4
月に数回	3
週に数回	1
毎日	0
週に 1 回程度	0
未回答	4
その他	3

図 3-5 Q6 集計結果

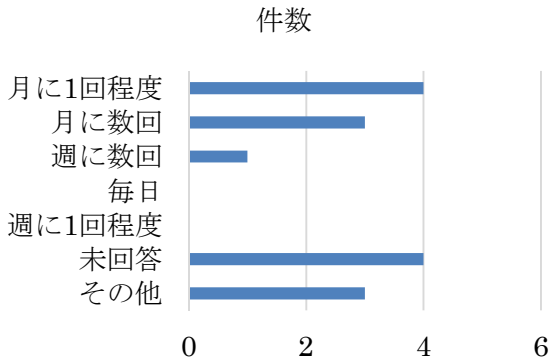

Q7. 今後、ASEAN 諸国を調査する機会は増えると考えますか？　また、その理由は？

全体の 86%、13 社が増えると回答する中、「ASEAN は変わらない」が 2 社。なお、ヒアリングでは南米、アフリカが増えると思うという回答が 1 件あった。

表 3-7 Q7 集計結果

回答	件数
増えると思う	13
変わらない	2
減ると思う	0

図 3-6 Q7 集計結果

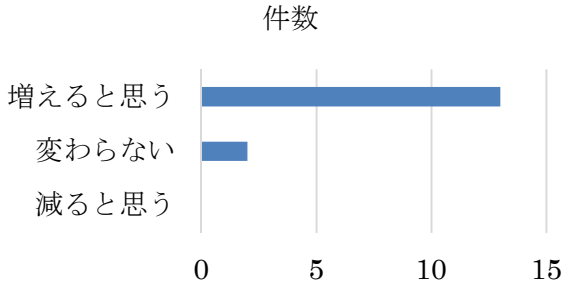

表 3-8 Q7 回答結果

理由	件数
ASEAN 諸国での開発が活発になってきているため	1
ASEAN 諸国への事業展開が増えるため	1
海外進出・技術供与などで特許調査を行う機会が増えるため	1
市場拡大のため	2
理由は未回答	10

Q8. ASEAN 諸国を調査する主な目的について（複数選択可）

「権利侵害」が最も多く 9 件となった。また、「出願の判断」が 8 件、「権利行使の判断」が 4 件と調査の目的は「権利」関連のものが多いことが分かった。

表 3-9 Q8 集計結果

調査目的	件数
権利侵害	9
出願の判断	8
権利行使の判断	4
技術動向調査	3
無効資料調査	3
研究開発	0
その他	0

図 3-7 Q8 集計結果

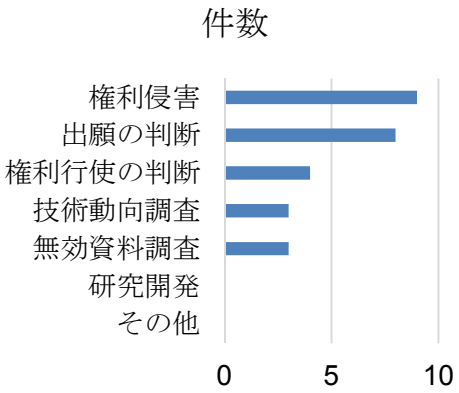

Q9. 調査に利用するツールまたは手法について（複数選択可）

ASEAN 諸国の調査においては「現地特許庁 DB」、「外注（調査会社）」、「商用 DB」の利用が多く、ヒアリングでは複数の調査ツール、手法を組み合わせて対応している企業が多いことが分かった。また、その理由として「ASEAN 諸国のデータは収録率が低く確実な手法がない」、「現地特許庁 DB に接続できないことがある」、「言語上の問題もあり、現地代理人などに外注する」等が挙げられた。

表 3-10 Q9 集計結果

ツールまたは手法	件数
現地特許庁 DB	8
外注（調査会社）	8
商用 DB	7
海外特許庁 DB	3
その他	0

図 3-8 Q9 集計結果

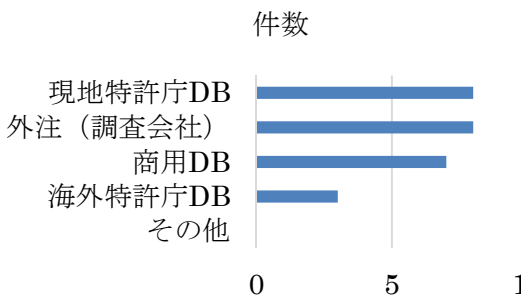

Q10. 調査する機会が多い種別について（複数選択可）

最も多いのが「特許」で 8 件、次いで「商標」の 6 件となった。ヒアリングでは「ASEAN 諸国では最新技術を特許出願するより、商標、意匠の方が重要かもしれない」という企業が複数あった。

表 3-11 Q10 集計結果

種別	件数
特許	8
商標	6
実用新案	4
意匠	4
小特許	2

図 3-9 Q10 集計結果

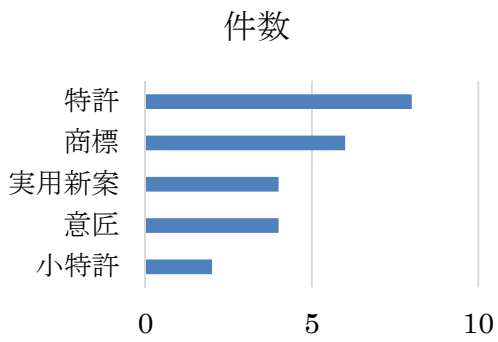

Q11. ASEAN 諸国の産業財産権情報の調査を行う際に、どの言語で書かれた情報を調査しているか？（複数選択可）

「英語」という回答が 10 件で最も多い。ヒアリングでは「英語版の情報を対象に調査を行うことが多いが、英語版がない場合には辞書を手に現地語版を利用することもある」、「携帯型の電子辞書を利用する」という回答もあった。中には現地語で調査を行った後に英語版の商用データベースで補足するという回答もあった。

表 3-12 Q10 集計結果

言語	件数
英語	10
現地語（英語以外）	5
日本語	2
その他	0

図 3-10 Q10 集計結果

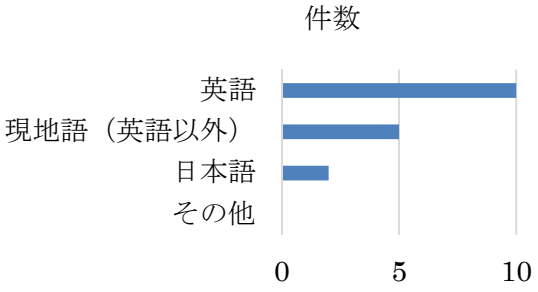

Q12. 現地語（英語以外）で書かれた情報を調査している場合、機械翻訳を使っているか？

現地で調査を行うことがあると回答した 5 社のうち 4 社が機械翻訳ツールを利用していることが分かった。また、「使っていない」と回答した 1 社にその理由を確認したところ、「現地法人に任せる」、「現地人スタッフの協力を得る」、「辞書を利用する」ということであった。また、「使っている」と回答した全員が Google 翻訳を利用していた。

表 3-13 Q12 回答結果

機械翻訳	件数
使っている	4
使っていない	1

Q13. 機械翻訳を使っている場合、ツール名について（複数選択可）

回答者 4 社全員が Google 翻訳を利用しているという結果になった。また、ヒアリングでは Google 以外に商用データベースに搭載されている機械翻訳ツールを利用することもあるという回答があった。

表 3-14 Q13 回答結果

機械翻訳ツール	件数
Google 翻訳	4
Pat -Transer	1
商用 DB 搭載ツール	1

Q14. ASEAN 諸国の特許調査を行う場合、発明の詳細な内容（クレーム、明細書等）の調査はどのように行っているか？（複数選択可）

「商用 DB」と「外注」が何れも 5 件と最も多い。現地特許庁 DB では閲覧できる情報も限られており、商用 DB や外注などを利用せざるを得ない状況であることが分かった。「商用 DB」と回答したユーザーの多くは独自データ（英文抄録や独自分類、ファミリーデータなど）を収録しているデータベースのユーザーだと考えられる。なお、商用データベース提供会社に対するヒアリングでは「中国特許文献の英語化（機械翻訳及び人手翻訳、または両方の手法を組み合わせたハイブリッド翻訳）作業に約 250 名のスタッフ、また、データベース事業においては約 1,000 名が従事している」という会社もあった。なお、「その他」の 2 件は「現地代理人に依頼する」、「パテントファミリー情報を使って調査する」という回答であった。

表 3-15 Q14 集計結果

ツール	件数
商用 DB	5
外注	5
現地特許庁 DB	3
行っていない	2
現地特許庁での閲覧	0
その他	2

図 3-11 Q14 集計結果

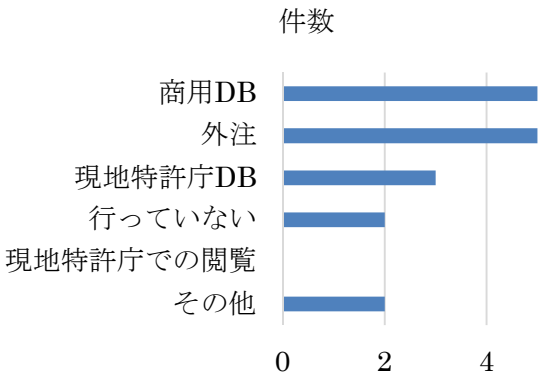

Q15. ASEAN 諸国の特許庁（英語を公用語とする国を除く）や関連機関が提供するデータベースを利用する際、現地語版と英語版等では機能差があると感じるか？

「感じる」が半数以上の 8 件となった。

表 3-16 Q15 集計結果

機能差	件数
感じる	8
感じない	2
未回答	5

図 3-12 Q15 集計結果

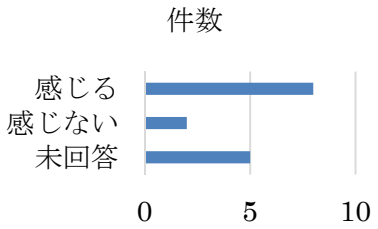

Q16. 機能差を感じる場合、それらは具体的にどのような機能か？（複数選択可）

「検索機能」、「表示機能」など基本的な機能で差を感じるという回答が多い。本調査では現地語版と英語版の機能差も確認したが、英語版を有するタイ特許庁のデータベースの場合、検索の際、入力できる条件（検索対象）や表示項目はタイ語版も英語版も同じだが、検索した件数がタイ語版、英語版では異なることを確認している。また、ベトナム特許庁のデータベースにおいては機能差がないことも確認した。なお、「その他」は「データの蓄積量と精度に差があると感じる」とのことであった。

表 3-17 Q16 集計結果

機能	件数
検索機能	6
表示機能	4
テキストデータ	4
経過情報	2
機械翻訳	1
印刷機能	0
PDF 公報	0
分析	0
監視サービス	0
その他	1

図 3-13 Q16 集計結果

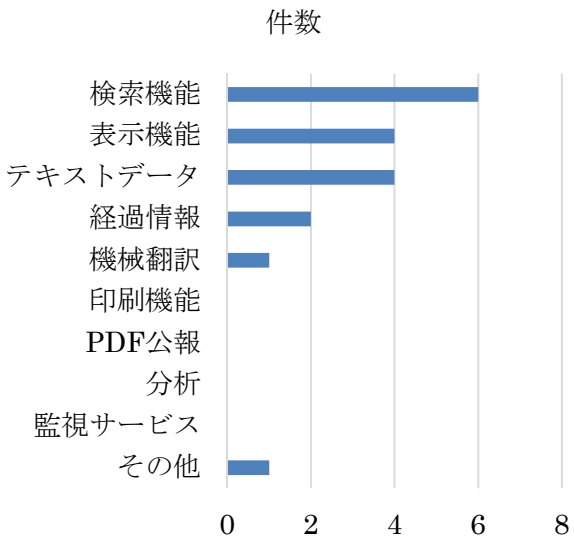

検証の結果（タイ特許庁データベースでの検索結果）

表 3-18 Q16 回答結果

検索条件	タイ語版の件数	英語版の件数
เครื่องยนต์ - engine （エンジン）	4224	160
คอมพิมเตอร์ - computer （コンピュータ）	3513	122
รองเท้า- shoes （靴）	1894	9
เครื่องสำอาง - cosmetic （化粧）	1372	82

Q17. ASEAN 諸国の調査において不便に感じること、または望むことは？（自由記載）

「不便に感じること」ではデータの信頼性や蓄積量に関するものが多く、同様に言語に関するものが多い結果となった。また「望むこと」でも言語に関するものが多く、「ASEAN 諸国の場合は出願人の名称が理解しにくい。出願人コードなども欲しい」との意見もあった。

表 3-19 Q17 回答結果

不便に感じること	件数
データの信頼性	3
言語の問題	3
データの蓄積量	2
生死情報が正確ではない	1
包袋閲覧できない国がある	1
IPC 付与の有無	1
優先権情報がテキストデータで入手できない	1
機能差があること	1
データベースがない国もある	1
エラーが多い	1
類似群の無い国ばかりで権利範囲の特定に困ることがある	1
データ更新がされているか不明	1
特になし	1
望むこと	**件数**
英語版の機能強化	1
翻訳機能	1
英文翻訳の精度向上	1
英語の GUI で現地語の出願人データを使った検索	1
未収録公報の完備	1
生死情報の精度向上	1
複数の国を一度で検索したい	1
図面などの高品質化	1

Q18. ASEAN 諸国の関連情報について、どのようなものに興味があるか？（複数選択可）

「法制度」が最も多く 9 件で、次いで「訴訟情報」、「模倣品対策」となった。また、ヒアリングでは「どの代理人が信頼できるのか判らない」、「知的財産の歴史も浅く、訴訟情報もあまりない。どのようなリスクがあるのかを知りたい」、「権利取得をしても、エンフォースメントにどの程度実効性があるのか未知数。手探りで進めている」、「代理人事務所以外で特許翻訳に対応可能な会社があるのか」などという声もあった。

表 3-20 Q18 集計結果

回答	件数
法制度	9
訴訟情報	7
模倣品対策	7
手続き	6
代理人情報	6
模倣品情報	4
翻訳会社	3
公証制度	1
その他	0

図 3-14 Q18 集計結果

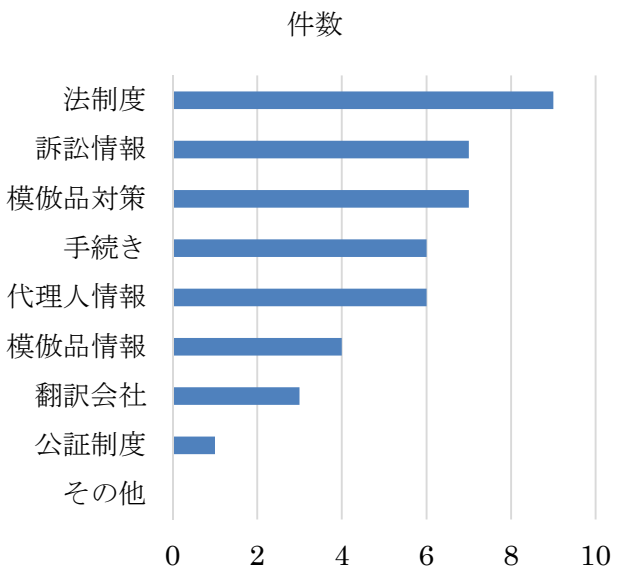

【まとめ】

ASEAN 諸国に関しては、タイ、ベトナム、インドネシアへの注目度が高いことが確認された。しかしながら、言語上の問題や制度運用の実態が先進主要国に比べて分かりにくいことなどもあり、ASEAN 諸国の産業財産権情報やその提供に関して、「不便」、「不安」、「不明」という印象を持っている企業が多い。特に言語の問題は大きい。たとえ充分な情報が入手できたとしても言語が理解できなければ情報の内容は理解できない。そこで、ユーザーニーズが強いのが機械翻訳である。今回のヒアリングでも「未だ、完璧とは言えないが支援ツールとしては十分である」との反応が多かった。

また、ベンダーからは「日本国特許庁から ASEAN 諸国のデータが入手可能になったら各社、機能差、独自性がなくなるのではないか」、「日本国特許庁から ASEAN 諸国のデータが配布される場合、日本の法人でなくても入手可能なのか」という声もあった。

今後、ベンダーが ASEAN 諸国の産業財産権情報の提供拡大を図る上で、データの入手方法とそのコストが最大の課題と考えられる。

3.5 各国の特許公報のテキストデータの入手方法

第 2 章の産業財産権情報提供の実態及び 3.2、3.3 にて報告した ASEAN 諸国の産業財産権情報制度及び公報発行の実態を踏まえ、タイ、ベトナム、インドネシア、マレーシア、シンガポール、フィリピンの特許の要約、請求項、明細書等のテキストデータ取得の可否及び効率的に取得するための具体的な方法について調査を行った。

(1) オンラインでのテキストデータの取得状況

各国特許庁データベース（特許検索及び出願書類の電子閲覧を含む）から、要約、請求項、明細書のテキストデータの取得の状況を下表にまとめた。

表 3-21 テキストデータ取得の状況(出願公開等)

国	要約	請求項	明細書
タイ※1	◎	◎※2	△
ベトナム	◎	△	△
インドネシア	◎	△	△
マレーシア※3	◎	△	△
シンガポール	◎	○	○
フィリピン	◎	△	△

※1　方式審査後に発行の公告公報
※2　第 1 クレームのみオンラインで取得可能。
※3　公開公報は発行されないが、包袋閲覧可能。オンラインでの閲覧では、要約のみ
◎：テキストデータをオンラインで取得可。
○：イメージデータをオンラインで取得可（テキスト抽出不可)。
△：特許庁より公報紙媒体で取得可能。
×：取得不可。

表 3-22 テキストデータ取得の状況(登録特許)

国	要約	請求項	明細書
タイ	◎	◎	○
ベトナム	◎	◎	◎
インドネシア	◎	△	△
マレーシア	◎	△※4	△※4
シンガポール	○	○	○
フィリピン	◎	◎	◎

※4　ただし、一部の登録特許については、イメージデータをオンラインで取得可（テキスト抽出不可)。
◎：テキストデータをオンラインで取得可。
○：イメージデータをオンラインで取得可（テキスト抽出不可)。
△：特許庁より公報紙媒体で取得可能。
×：取得不可。

(2) 各国特許庁の産業財産権情報のテキストデータを効率的に入手する方法

各国特許庁における出願書類等の閲覧制度の状況、データ販売状況、及び、上記（１）に概略を記載したオンラインでのテキストデータの取得状況に基づき、各国での要約、請求項、明細書などのテキストデータを効率的に入手する方法をまとめると、以下のとおりとなる。

■タイ
タイでは特許公報（Patent Journal）が CD（1CD: 250 タイバーツ）にて提供されている。CD で提供されるデータの他、特許出願公告については、特許庁のデータベース（DIP Search Patent System）の検索により取得することができ、要約及び第 1 請求項のテキストデータを取得することができる。一方、全請求項、明細書は特許庁から紙媒体（庁手数料、複写料が必要）として取得可能である。

登録特許については、データベース（DIP Search Patent System）にて、請求項の PDF データ（テキスト抽出可能)、明細書の PDF データ（イメージ情報のみ、テキスト抽出不可）が取得可能である。

したがって、出願公告の全請求項、明細書のテキストデータの取得のためには、特許庁からの紙媒体をもとに、OCR 処理することが必要となる。また、登録特許の明細書のテキストデータについてはデータベースから取得する PDF データをもとに OCR 処理することが必要となる。

■ベトナム
ベトナム語版の産業財産権公報（IP Gazette「industrial property official gazette」）が特許庁のウェブサイトで提供されている。PDF 形式のデータだがテキストデータを取得することも可能である。１ヶ月に１回発行され、過去に発行された IP Gazette もウェブサイトに掲載されている。IP Gazette は特許庁より CD 版（1CD: 100,000 ベトナムドン）を購入可能である。

特許出願公開については上記産業財産権公報（IP Gazette）の他、ベトナム特許電子図書館(IP-Lib)の検索により要約のテキストデータを取得することができる。一方、請求項、明細書は特許庁から取得可能である。特許庁から提供される請求項、明細書が紙媒体のみである場合、テキストデータの取得のためには、OCR 処理することが必要となる。

登録特許については、上記産業財産権公報(IP Gazette)の他、特許庁データベース(DigiPat)に収録されるものについてのみ要約、請求項、明細書のテキストデータが取得可能である。なお、DigiPat は試行版データベースであり、直近の更新は行われていない。(2013 年 11 月分まで)

■インドネシア
特許出願公開については、特許庁ウェブサイトのインドネシア特許公報（OFFICIAL NEWS SERIES-A PATENT）又は庁データベース（http://paten-indonesia.dgip.go.id/）の検索により取得することができ、要約のテキストデータを取得することができる。一方、請求項、明細書は特許庁から紙媒体（複写は有料）として取得可能である。インドネシア特許庁は、調査時において、産業財産権情報のデータ販売は行っていない。

登録特許については、庁データベース（http://paten-indonesia.dgip.go.id/）で登録情報として、要約のテキストデータを取得することができる。一方、請求項、明細書は特許庁から紙媒体（複写費は有料）として取得可能である。

したがって、出願公開、登録特許ともに、請求項、明細書のテキストデータの取得のためには、特許庁からの紙媒体をもとに、OCR 処理することが必要となる。

■マレーシア
出願公開されたものについては、特許庁のデータベースで書誌情報を閲覧することが可能であり、要約のテキストデータを取得することが可能である。請求項、明細書については、オンラインでは提供されず、特許庁における出願包袋の閲覧が必要となる。

登録特許は特許公報（Patent Gazette）を特許庁のウェブサイトで閲覧することができ、書誌情報及び要約などのテキストデータを取得できる。請求項、明細書は、一部の登録特許を除き、紙媒体（庁手数料と事務手数料は有料）としてのみ取得可能である。

したがって、出願公開、登録特許ともに、請求項、明細書のテキストデータの取得のためには、特許庁から取得した紙媒体をもとに、OCR 処理することが必要となる。

■シンガポール
特許公報（Patents Journal）は、現在電子版のみ（ウェブサイト又は CD-ROM）が月 1 回発行されている。1 回の公開において、特許公報 A 版（書誌情報）、特許公報 B 版（要約を含む出願公開）が発行される。電子版は、特許庁のウェブサイト（https://ip2sg.ipos.gov.sg）から無料でダウンロード可能である。CD-ROM 版は、特許公報 A 版 1 件 10 シンガポールドル/特許公報 B 版 1 件 36 シンガポールドルで販売されている。購入にあたっては e メール（ip2sg@ipos.gov.sg）にて発注可能である。なお、ウェブサイト上の特許公報（電子版）は直近 3 か月分のみが掲載される。過去分については、CD-ROM 版を購入することで入手可能である。電子公報のファイル形式は PDF であり、テキストデータが抽出できる場合とできない場合が混在する。

出願公開については、上記特許公報または特許庁データベース（IP2SG）で要約のテキストデータを取得可能である。請求項、明細書は PDF データ（イメージデータのみ、テキスト抽出不可）が取得可能である。

登録特許については、上記特許庁データベースから、要約、請求項、明細書のイメージデータが取得可能である。

したがって、出願公開、登録特許のテキストデータの取得のためには、特許庁データベースの PDF イメージデータを OCR 処理することが必要となる。

■フィリピン
フィリピンでも電子特許公報（e-Gazette）が提供されており、書誌事項と要約のテキストデータを取得することができる。

出願公開については、上記特許公報の他、特許庁データベース（IPOPHL）の検索により要約のテキストデータを取得可能である。請求項、明細書については、オンラインでは提供されず、出願包袋の閲覧が必要となる。

登録特許については、特許庁データベースから要約、請求項、明細書のテキストデータを取得可能である。

したがって、出願公開の請求項、明細書のテキストデータの取得のためには、特許庁提供の紙媒体（請求項及び明細書）を OCR 処理することが必要となる一方、登録特許については、特許庁データベースからテキストデータが取得可能である。

4. タイ語、ベトナム語、インドネシア語の機械翻訳に関する調査

4.1 調査手法

1. 日本語、英語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語によるウェブ検索を実施した。(4.2)

2. 以下を対象にヒアリング調査を実施した。(4.2, 4.4)

(1) タイ、ベトナム、インドネシアへの出願経験を有する日本企業 15 社
(2) 外国出願手続きを代行する日本の特許事務所 2 事務所、出願業務代行業者 1 社
(3) タイ、ベトナム、インドネシア語の翻訳サービスを提供している翻訳会社 2 社
(4) タイ、ベトナム、インドネシアの現地代理人事務所 12 事務所
(5) タイ、ベトナム、インドネシアの特許情報を提供するベンダー、特許調査会社
(6) 日本に留学中のタイ人、ベトナム人、インドネシア人

3. タイ語、ベトナム語、インドネシア語と日本語との間で無料で利用できる翻訳サービス、ソフトウェアについて翻訳品質を評価した。(4.3)

4.2 機械翻訳サービス、ソフトウェアの実態

本項ではタイ語､ベトナム語､インドネシア語と英語又は日本語との間の機械翻訳サービス、ソフトウェアの実態をウェブサイト検索、現地の代理人へのヒアリングを通して調査を実施した。

タイ語、ベトナム語、インドネシア語に対応している機械翻訳ツールは、以下のものが利用されている。以下に、各翻訳ツールの対応言語を示す。

各サービス、ツールの概要に関しては「添付資料 5： 機械翻訳サービス一覧」を参照されたい。

表 4-1 機械翻訳サービス対応言語

	サービス名	提供形態	タイ語	ベトナム語	インドネシア語	日本語	英語
1	Google 翻訳	オンライン	○	○	○	○	○
2	Microsoft Translator Bing 翻訳ツール	オンライン	○	○	○	○	○
3	Japanese2Thai.com	オンライン	○			○	
4	Babylon	オンライン パッケージソフト	○	○	○	○	○
5	JTDIC	オンライン	○			○	○
6	SDL Language Cloud	オンライン	○				○
7	Thai2english	オンライン	○				○
8	thai-language.com	オンライン	○				○
9	Parsit / LEXiTRON	オンライン	○				○
10	Sederet.com	オンライン			○		○
11	indoTranslate.com	オンライン			○		○
12	Kamus Online	オンライン			○		○
13	SDL Trados Studio	パッケージソフト		○			○
14	Kataku	オンライン			○		○
15	Trident Software	オンライン	○	○	○	○	○
16	SYSTRAN	パッケージソフト	○	○	○		○
17	Taragana	パッケージソフト	○	○	○	○	○
18	ImTranslator	オンライン	○	○	○	○	○
19	Nicetranslator（実際は Microsoft Translator）	オンライン	○	○	○	○	○
20	WORDFAST（有料翻訳メモリソフト）	パッケージソフト		○			○
21	インドネシアの教育省提供の技術用語の辞書 Gosarium	オンライン			○		○
22	PRAGMA　online	オンライン	○	○	○	○	○
23	訳神Ⅱ号	オンライン	○	○	○	○	○
24	インフォシークマルチ翻訳	オンライン	○	○	○	○	○
25	QTranslate	オンライン	○	○	○	○	○
26	Transtool	パッケージソフト			○		○
27	Google Translate API	API	○	○	○	○	○

28	Microsoft Translator Hub	API	○	○	○	○	○
29	Microsoft Translator API	API	○	○	○	○	○
30	WorldLingo API	API	○	○	○	○	○

ここで紹介した機械翻訳ツールの多くは無料で利用できるが、有料版を提供しているものもある。

その他、オンラインで機械翻訳サービスを提供しているサイトはウェブ上に多数存在したが、これらは自社開発製品の機械翻訳ツールではなく、機械翻訳 A や機械翻訳 B など複数の機械翻訳ツールをタブで使い分けができるようにしたポータルサイトの一形態である。

また、A 社、B 社、C 社は、翻訳 API(Application Programming Interface)を用意しており、ユーザーに翻訳機能を利用させるサービスを実施している。

この様に各社共に自社のエンジンを活用してもらうサービスを提供している。

オンラインで提供されている機械翻訳ツールに関しては、統計的機械翻訳またはルールベースの仕組みを採用しているのかなど技術的な情報を開示しているところは少なく、ユーザーはブラックボックス状態で利用することも多い。

日本に在住中のタイ人、ベトナム人、インドネシア人（技術的知識を有する者）に機械翻訳ツールに関してヒアリングを実施した結果、以下のような利用実態が分かった。

【タイ語】
1. 機械翻訳 A （タイ語－日本語）：タイで最も信頼されているツール。
2. 機械翻訳 B （タイ語－英語）：多くの学生が利用する。

【ベトナム語】
1. 機械翻訳 D （ベトナム語－英語）：多くのベトナム企業が利用。
2. 機械翻訳 E（ベトナム語－日本語）：多くの学生が利用する。文字制限がある。

【インドネシア語】
1. 機械翻訳 F（インドネシア語－英語）：学生の間では最も評価が高い。
2. 機械翻訳 G（インドネシア語－日本語）：評価は高いが動作が不安定の場合もある。

次に 2015 年 1 月に実施したタイ、ベトナム、インドネシアでの現地代理人事務所、法律事務所への現地ヒアリング調査で得られた情報を紹介する。

機械翻訳サービスやソフトウェアを実務上の書類作成に利用していると回答した現地代理人事務所はなかった。利用しない理由として、機密情報管理の問題点と、翻訳品質上の問題点を挙げる回答が多かった。

事務所によっては、実際の試用を通じて、機械翻訳サービスの利用の可否を検討した結果、実務に採用するレベルに至っていないという評価を下したと回答した事務所もあった。

タイ、ベトナム、インドネシアの現地代理人事務所では、機械翻訳ツールに対する期待度は低く、今後も利用する予定はないとの回答が多かった。

実際の翻訳業務について、タイ、ベトナム、インドネシアのいずれの国においても、特許文献の翻訳サービスを提供している専門会社ではなく、事務所内で対応しているとの回答があった。

また、インドネシア教育省は外国語技術用語のインドネシア語への翻訳辞書（技術用語集）“Gosarium”（http://badanbahasa.kemdikbud.go.id/glosarium/）を作成し、ウェブ上で公開している。翻訳の際にはこの辞書を利用することも多いという。

4.3　機械翻訳ツールの検証（品質評価手順書に準ずる評価作業）

4.3.1　評価用に利用した無料機械翻訳ツールとその選定理由

1. 機械翻訳 A:現在、世界中で最も多くの利用者を有する翻訳ツールと考えられるが、実際、タイ、ベトナム、インドネシアでの現地ヒアリング調査の際にも、多くの関係者が利用しているツールと回答した。既に、90 ヶ国の言語に対応する機械翻訳ツールである。

機械翻訳 A は独自の翻訳エンジンを使っており、その手法は統計的機械翻訳というものである。この手法は、国連の文章(the United Nations Documents)を元にした 200 億以上の対訳のコーパスデータを使い、統計的手法を用いて翻訳を実施した手法である。元となる資料と、これを目標の言語に訳したもの(国連の翻訳者の手によるもの)とを使ってパターンを探り、それから翻訳に必要なエキスパートシステムを作る。

現在はすべての言語同士で翻訳可能となっているが、どの言語からでも直接翻訳するというわけではなく、英語などを介する翻訳になることが多い。このため、指定した言語と異なる言語（主に英語）のテキストを入力しても翻訳されるといった現象が起きる。

2. 機械翻訳 B：特許要約レベルの文字数にも対応可能であり、また、無料で提供されている本ツールを選定した。

4.3.2　評価作業の実施

評価作業は、上記の機械翻訳ツールの２つについて、タイ語、ベトナム語、インドネシア語の特許文献の機械翻訳について、その翻訳品質を「特許文献機械翻訳の品質評価手順」[1]の以下の観点について評価した。

1. 内容の伝達レベル
2. 重要技術用語の翻訳精度

評価対象文（原文）は、日本語のパテントファミリーが存在するタイ語、ベトナム語、インドネシア語の特許文献に記載されている要約とした。
これらの評価対象文は各国特許庁のウェブサイトから要約のテキストデータが入手可能で、且つ日本特許出願を基礎出願とする各国の特許出願の公開情報から選定した。
また、評価対象文の選定にあたっては、各言語でおよそ 30 件程度の候補文献を機械翻訳し、機械翻訳の内容から、評価対象文自体が、適切に現地語で作成されている可能性が高いと思われる文献 10 件を選定した。

機械翻訳文を評価する際に比較対象とする参考和訳として日本語のパテントファミリーの要約は日本特許庁電子図書館（IPDL）から入手した。
翻訳文の評価作業は、タイ語、ベトナム語、インドネシア語を母国語とし、技術的知識を有する者がそれぞれ担当し、以下の 1～4 の手順により実施した。

1. 評価対象文 10 件の機械翻訳、結果の内容の伝達レベルを以下の 5 段階の評価基準で評点付与した。

表 4-2 評価基準(内容の伝達レベル)

【評点 5】　すべての重要情報が正確に伝達されている。(100%)
【評点 4】　ほとんどの重要情報は正確に伝達されている。(80%～)
【評点 3】　半分以上の重要情報は正確に伝達されている。(50%～)
【評点 2】　いくつかの重要情報は正確に伝達されている。(20%～)
【評点 1】　文意がわからない、もしくは正確に伝達されている重要情報はほとんどない。(～20%)

2.　内容の伝達レベルの評点付与にあたり、内容伝達上の問題となる箇所や、正しい訳語との不一致など評価の根拠とする事項を記載した。

3. 各文献の記載内容の理解の上で重要と思われる技術用語を 2 語選択し､その 2 つの技術用語に対応する訳語で訳出されているかを分析し、訳語の適否を以下の ABCD で評価した。

[1] 特許庁ウェブサイト「特許文献機械翻訳の品質評価手順について」
http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/chousa/tokkyohonyaku_hyouka.htm　閲覧日：2015 年 3 月 19 日

表 4-3 評価基準(重要技術用語の翻訳精度)

A（適訳語）：人手翻訳に照らし、技術的に同義かつ一般的に用いられる訳語である。
B（可訳語）：技術用語として一般的に用いられる訳語ではないが、意味はおおむね正しい。
C（誤訳語）：誤訳である。
D（不訳語）：未知語、訳漏れである。

4. 上記の評価項目の他、評価対象文の要約に意訳、欠落、補足がある等、翻訳文の評価にあたり参考となる情報があれば、記載した。

なお、タイ語、ベトナム語、インドネシア語の機械翻訳文の評価及び考察に関しては、「添付資料 6：機械翻訳評価シート」を参照されたい。

4.3.3 タイ語の文献

タイ語の文献の機械翻訳文の内容の伝達レベルの評価結果(評点一覧)は以下のとおりである。機械翻訳 A の評点平均は「2.1」、また、機械翻訳 B の評点平均は「1.3」となった。

表 4-4 内容の伝達レベル評価結果(タイ語文献)

タイ語	機械翻訳 A	機械翻訳 B
	評点	評点
文献 1	3	1
文献 2	1	1
文献 3	1	1
文献 4	1	1
文献 5	4	2
文献 6	3	2
文献 7	1	1
文献 8	2	1
文献 9	2	1
文献 10	3	2
合計	21	13

図 4-1 翻訳内容の伝達レベル評価結果(タイ語文献)

タイ語：機械翻訳 A

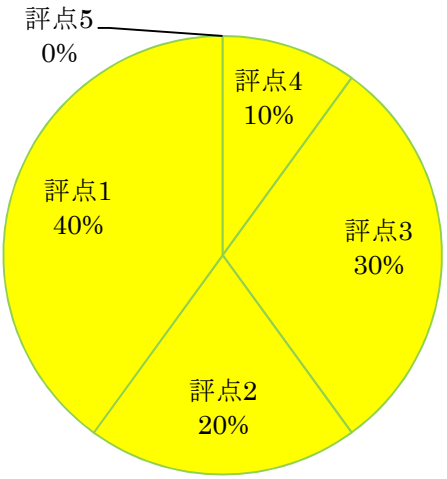

タイ語：機械翻訳 B

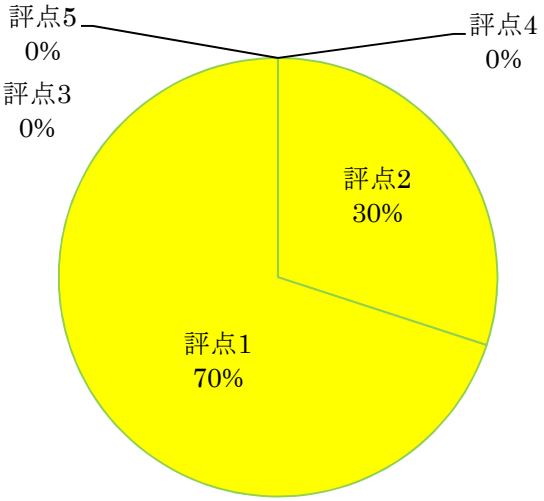

機械翻訳 A においては「評点 4」及び「評点 3」が全体の 40%を占める結果となった。当業者であれば、技術用語の訳語などから要約の概要を理解することができるレベルと言える。

機械翻訳 B においては評価対象の 70%が「評点 1」という結果となった。

また、重要技術用語の翻訳精度の評価は以下のとおりであり、機械翻訳 A（A 評価が 55%）の方が機械翻訳 B（A 評価が 25%）よりも高い評価を得た。

表 4-5 重要技術用語の翻訳精度評価結果(タイ語文献)

タイ語	機械翻訳 A		機械翻訳 B	
	重要技術用語 1	重要技術用語 2	重要技術用語 1	重要技術用語 2
文献 1	B	B	B	B
文献 2	C	B	D	C
文献 3	B	C	D	C
文献 4	A	A	C	A
文献 5	A	B	B	B
文献 6	B	A	B	A
文献 7	A	C	A	C
文献 8	A	A	A	C
文献 9	A	A	D	A
文献 10	A	A	D	D

図 4-2 重要技術用語の翻訳精度評価結果(タイ語文献)

タイ語：機械翻訳 A

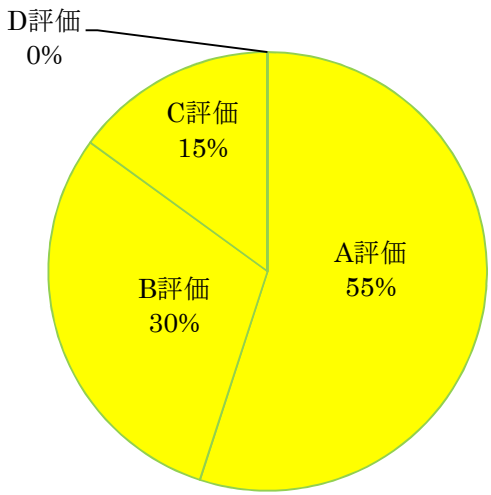

タイ語：機械翻訳 B

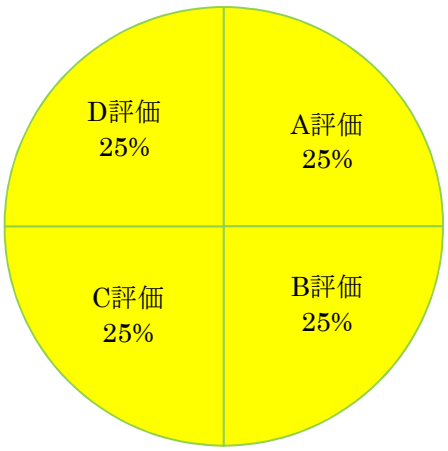

4.3.4 ベトナム語の文献

ベトナム語の文献の機械翻訳文の内容の伝達レベルの評価結果(評点一覧)は以下のとおりである。機械翻訳 A の評点平均は「2.4」、また、機械翻訳 B の評点平均は「1.1」となった。

表 4-6 内容の伝達レベル評価結果(ベトナム語文献)

ベトナム語	機械翻訳 A	機械翻訳 B
	評点	評点
文献 1	1	1
文献 2	2	1
文献 3	1	1
文献 4	3	1
文献 5	3	1
文献 6	3	1
文献 7	1	1
文献 8	3	1
文献 9	4	1
文献 10	3	2
合計	24	11

図 4-3 翻訳内容の伝達レベル評価結果(ベトナム語文献)

ベトナム語：機械翻訳 A

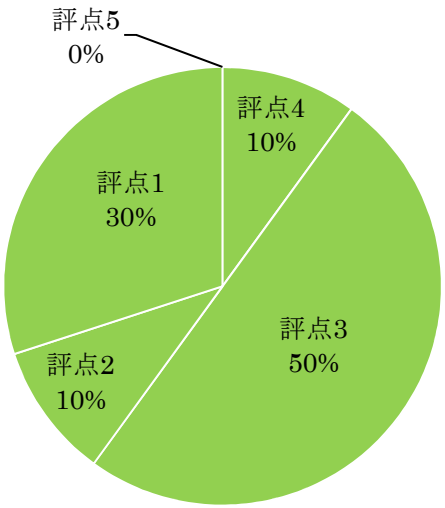

ベトナム語：機械翻訳 B

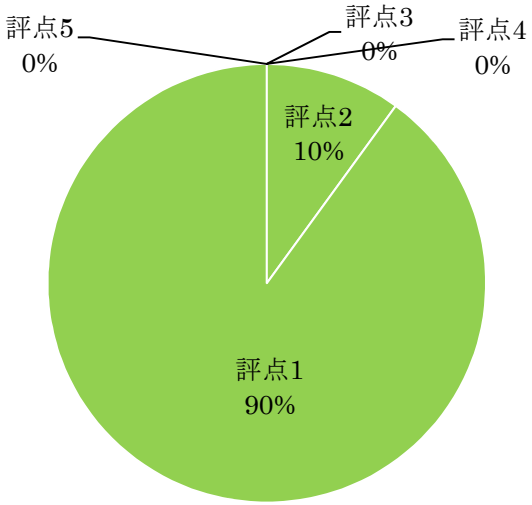

機械翻訳 A においては「評点 4」及び「評点 3」が全体の 60%を占める結果となった。タイ語の文献と同様に当業者であれば、技術用語の訳語などから要約の概要を理解することができるレベルと言える。

重要技術用語の翻訳精度の評価は以下のとおりであり、総評としては、機械翻訳 A の方が高い評価を得た。一方、機械翻訳 B の方が重要技術用語の翻訳精度が高い文献もあった（文献 9)。

表 4-7 重要技術用語の翻訳精度評価結果(ベトナム語文献)

ベトナム語	機械翻訳 A		機械翻訳 B	
	重要技術用語 1	重要技術用語 2	重要技術用語 1	重要技術用語 2
文献 1	B	B	B	B
文献 2	A	A	A	A
文献 3	C	C	D	D
文献 4	B	B	C	C
文献 5	A	A	B	C
文献 6	A	A	B	A
文献 7	B	A	D	A
文献 8	A	A	B	A
文献 9	B	A	A	A
文献 10	A	A	A	B

図 4-4 重要技術用語の翻訳精度評価結果(ベトナム語文献)

ベトナム語：機械翻訳 A

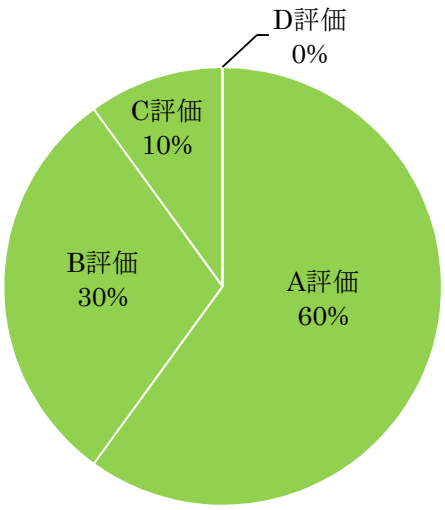

ベトナム語：機械翻訳 B

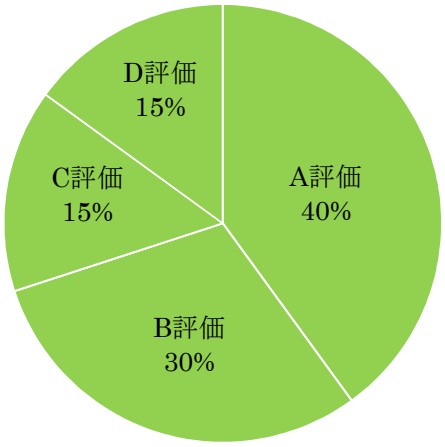

4.3.5　インドネシア語の文献

インドネシア語の文献の機械翻訳文の内容の伝達レベルの評価結果(評点一覧)は以下のとおりである。機械翻訳 A の評点平均は「2.9」、また、機械翻訳 B の評点平均は「1.6」となった。

表 4-8 内容の伝達レベル評価結果(インドネシア語文献)

インドネシア語	機械翻訳 A	機械翻訳 B
	評点	評点
文献 1	4	2
文献 2	3	1
文献 3	4	1
文献 4	2	1
文献 5	2	3
文献 6	3	2
文献 7	3	1
文献 8	3	2
文献 9	2	2
文献 10	3	1
合計	29	16

図 4-5 翻訳内容の伝達レベル評価結果(インドネシア語文献)

インドネシア語：機械翻訳 A

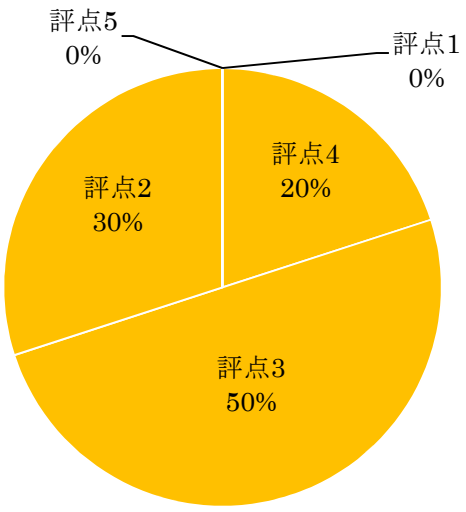

インドネシア語：機械翻訳 B

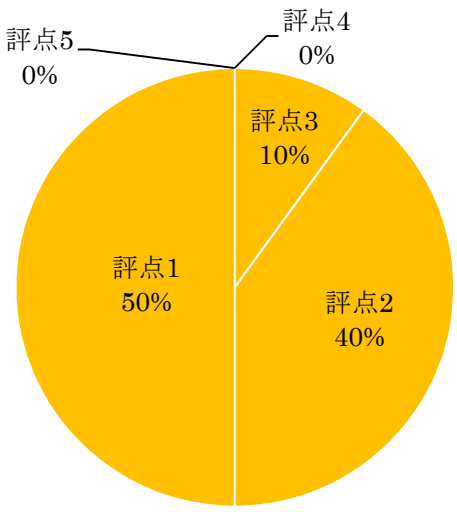

インドネシア語の文献に関しては他の 2 ヶ国語に比べて、その評点平均は高い結果となった。なお、重要技術用語の翻訳精度の評価は以下のとおりであり、他の 2 ヶ国語と同様、機械翻訳 A の方が高い評価を得た。

表 4-9 重要技術用語の翻訳精度評価結果(インドネシア語文献)

インドネシア語	機械翻訳 A		機械翻訳 B	
	重要技術用語 1	重要技術用語 2	重要技術用語 1	重要技術用語 2
文献 1	B	A	C	A
文献 2	A	B	B	B
文献 3	A	C	A	C
文献 4	A	A	A	A
文献 5	C	B	C	B
文献 6	A	B	C	D
文献 7	B	A	C	A
文献 8	A	B	A	B
文献 9	C	A	C	B
文献 10	A	C	B	C

図 4-6 重要技術用語の翻訳精度評価結果(インドネシア語文献)

インドネシア語：機械翻訳 A

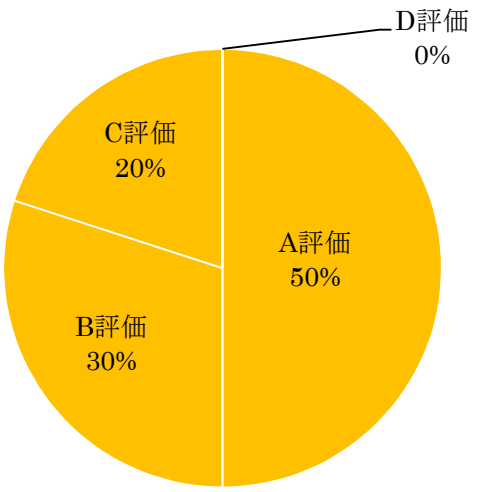

インドネシア語：機械翻訳 B

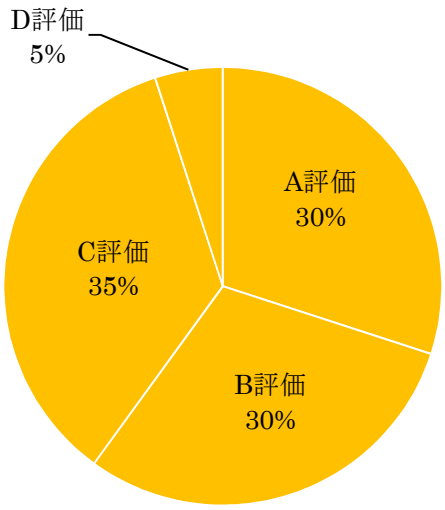

4.3.6　まとめ

タイ語、ベトナム語、インドネシア語の文献、合計 30 件の全体の評価は以下のとおりとなった。

【内容の伝達レベルの評価】

3 言語の総合評価

表 4-10 翻訳内容の伝達レベル評価結果(3 言語全体)

評点	件数	割合
評点 5	0	0%
評点 4	4	7%
評点 3	14	23%
評点 2	14	23%
評点 1	28	47%

図 4-7 翻訳内容の伝達レベル評価結果(3 言語全体)

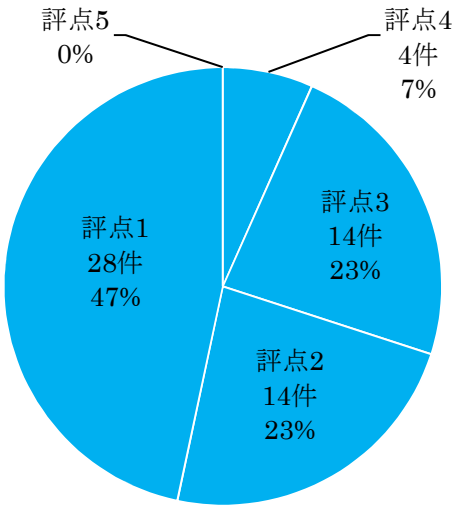

表 4-11 翻訳内容の伝達レベル評価結果(言語別)

言語	タイ語	ベトナム語	インドネシア語
評点	件数	件数	件数
評点 5	0	0	0
評点 4	1	1	2
評点 3	3	5	6
評点 2	5	2	7
評点 1	11	12	5

表 4-12 評価基準(内容の伝達レベル)

【評点 5】　すべての重要情報が正確に伝達されている。(100%)
【評点 4】　ほとんどの重要情報は正確に伝達されている。(80%～)
【評点 3】　半分以上の重要情報は正確に伝達されている。(50%～)
【評点 2】　いくつかの重要情報は正確に伝達されている。(20%～)
【評点 1】　文意がわからない、もしくは正確に伝達されている重要情報はほとんどない。(～20%)

機械翻訳文の評価に関しては、言語によって品質評価の差はあるものの、全体の約 30%が「評点 3」以上、「半分以上の重要情報は正確に伝達されている。(50%～)」という評価になった。また、言語別ではいずれの言語も「評点 5」はなく、「評点 4」はインドネシア語が 2 件と他の 2 ヶ国語よりも多い結果となった。また、インドネシア語は「評点 1」の件数が他の言語の約半数となり、全体的にはインドネシア語が最も評価が高いという結果となった。しかし、評価対象とした文献が同一ではないこと、また、評価者が同一でないことから評点平均等については参考情報として参照されたい。

【重要技術用語の翻訳精度の評価】

3 言語の総合評価

表 4-13 重要技術用語の翻訳精度評価結果(3 言語全体)

評価	件数	割合
A 評価	52	43%
B 評価	36	30%
C 評価	23	19%
D 評価	9	8%

図 4-8 翻訳内容の伝達レベル評価結果(3 言語全体)

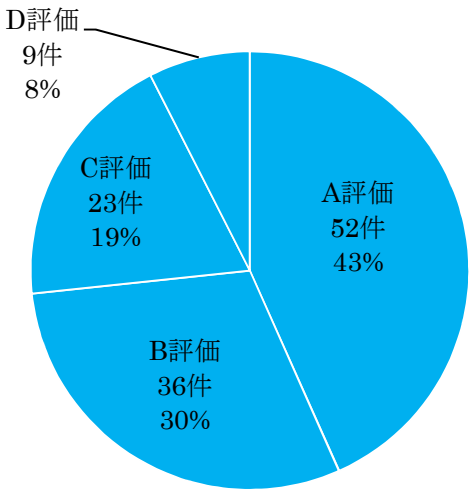

表 4-14 重要技術用語の翻訳精度評価結果(言語別)

言語	タイ語	ベトナム語	インドネシア語
評価	件数	件数	件数
A 評価	16	20	16
B 評価	11	12	12
C 評価	8	5	11
D 評価	5	3	1

表 4-15 評価基準(重要技術用語の翻訳精度)

A（適訳語）：人手翻訳に照らし、技術的に同義かつ一般的に用いられる訳語である。
B（可訳語）：技術用語として一般的に用いられる訳語ではないが、意味はおおむね正しい。
C（誤訳語）：誤訳である。
D（不訳語）：未知語、訳漏れである。

重要技術用語の翻訳精度の評価に関しては「適訳語（A)」、「可訳語（B)」と評価されたものが全体の 73%という評価となり、技術用語を参照するのであれば有益なツールとして考えられる。

言語別ではベトナム語の「A 評価」が 20 件という結果となり、タイ語、インドネシア語の「A 評価」に比べて件数が多い結果となった。「B 評価」以上でもベトナム語が他の言語を上回る結果となった。

機械翻訳文の内容の伝達レベルの評価ではインドネシア語が、また、重要技術用語の翻訳精度の評価ではベトナムが最も高い評価を得た。評価した対象が異なるため、安易に論ずることはできないが、インドネシア語、ベトナム語はタイ語よりもいずれの評価においても上回ったことは事実である。

なお、いずれの言語においても機械翻訳の対象とした要約に誤訳が存在している場合があると評価者が認識しており、そのような場合はいかに優れた機械翻訳ツールであっても適訳を提供することはできないと思われる。

以上の結果から、特許文献のような文書であっても、タイ語、ベトナム語、インドネシア語の機械翻訳文は、当業者であれば、技術用語の訳語などから要約の概要を理解するための参考情報として利用することができるレベルであることが多いと、考えられる。

4.4 現地語と日本語の文章対の入手方法

タイ、ベトナム、インドネシアへの出願明細書の日本語の原文及び出願言語に翻訳したデータの入手方法を検討するため、現地への出願ルート、翻訳処理及び翻訳後のテキストデータの管理実態を調査した。

調査に際しては、日本企業（15 社）、特許事務所（2 事務所）及び外国出願代行業者（1 社）の計 3 者、特許翻訳会社（2 社）、現地代理人事務所（各国 4 事務所、計 12 事務所）にヒアリングを実施し、現状を確認した。

4.4.1 国内企業に対するヒアリング調査結果

タイ、ベトナム、インドネシア、又は海外へ多く出願する日本企業 15 社にヒアリングを実施した。ヒアリングでは、日本企業がタイ、ベトナム、インドネシアへの特許出願をどのようなルートで依頼しているのか、出願後に代理人から受領するであろう翻訳データをどのように管理しているかを確認した。

出願手続きについては、日本の特許事務所を経由して依頼しているという企業が 13 社、全体の 87%であった。また、日本の特許事務所を介さず現地代理人事務所に直接出願依頼をしている企業が 2 社、13%であった。

表 4-16 出願手続きの依頼先

出願手続き	日本の特許事務所経由	13 社	87%
	現地代理人事務所	2 社	13%

現地語への翻訳処理については「日本の特許事務所を経由して現地に依頼している」という企業が同じく 13 社、全体の 87%であった。

表 4-17 現地語への翻訳

翻訳処理	日本の特許事務所経由	13 社	87%
	現地代理人事務所	2 社	13%

現地へ翻訳依頼する際は「英語の原稿」を現地に提供している企業が大半であった。なお、「英語の原稿」は日本の特許事務所に翻訳を依頼するケースが多い。

表 4-18 現地へ翻訳依頼する際の言語

翻訳言語	英語から現地語	13 社	87%
	日本語から現地語	2 社	13%

翻訳文が管理されている場所は、出願人である企業の自社内が最も多く、次いで現地代理人事務所であった。出願手続きを仲介する日本の特許事務所内でも管理されている可能性は高

いがヒアリング対象が出願人である企業を対象にしていたため、4 社と少ない結果となった。日本の特許事務所での管理実態については 4.4.2 を参照のこと。

表 4-19 翻訳文の管理

翻訳文の管理（複数選択可）	自社内	9 社	45%
	日本の特許事務所内	4 社	20%
	現地代理人事務所内	7 社	35%

管理されている翻訳データのデータ形式は PDF が最も多い。タイ、ベトナム、インドネシア語のテキストデータを受領してもその後、利用することが無いとの理由からテキストデータを保管している企業は僅か 4 社であった。

表 4-20 保管されている翻訳文のデータ形式

保管されているデータの形式（複数選択可）	紙媒体	2 社	13%
	PDF	9 社	60%
	テキストデータ	4 社	27%

また、「翻訳データの提供の可否」に関して、半数以上は「特許庁から正式な依頼があれば検討する。公開済みで、且つデータが揃っていれば提供できると思う。」と基本的に協力的な姿勢であった。

表 4-21 翻訳データの提供可否

翻訳データ提供の可否	可能	1 社	7%
	検討する	10 社	53%
	不可	4 社	27%

なお、ヒアリングの場で「提供不可」と回答した企業が 4 社あったが、そのうち 2 社は「翻訳データは社内管理システムに包袋一式として管理されているため、翻訳データだけを切り出すのが困難」との理由から「提供不可」という回答となった。また、過去の案件に関しては実際にどの程度の件数が提供可能か不明であるとの声もあった。

ヒアリングを実施した 15 社に関しては、翻訳データの提供に協力的であったと思われる。正式な依頼があれば検討するという企業が大半であった。

4.4.2 特許事務所及び外国出願代行業者に対するヒアリング調査結果

特許事務所（2 事務所）及び外国出願代行業者（1 社）の計 3 者にヒアリングを実施した。

ASEAN 諸国の中で、過去に出願手続き経験のある国は以下のとおりであり、大きな差はなかった。また、今後、出願手続きの予定がある国についてはいずれも「新たに別の国に出願手続きをする予定はない」との回答だった。

表 4-22 出願手続き経験のある ASEAN 諸国

特許事務所 A	特許事務所 B	特許事務所 C
タイ	タイ	タイ
ベトナム	ベトナム	ベトナム
インドネシア	インドネシア	インドネシア
マレーシア	マレーシア	マレーシア
シンガポール	シンガポール	シンガポール
フィリピン	フィリピン	フィリピン
-	-	カンボジア

ASEAN 諸国への出願手続きに従事する部門及び人員に関してはいずれも「専任はいない。」とのことであった。また、今後、「専任を置く予定はあるか」という問いに対しては、「現地の代理人事務所とは英語での連絡が可能なので、誰でも対応可能」といずれも専任者を置く予定はないとのことであった。

日本企業からの ASEAN 諸国への出願手続きの依頼頻度は以下のとおりで、週に 1 件から月に数件程度が各 1 事務所、ほぼ毎日依頼を受けているというところも 1 社あり、件数には大きな差があった。

表 4-23 日本企業から ASEAN 諸国への出願手続きの依頼頻度

特許事務所 A	特許事務所 B	特許事務所 C
月に数件	週に 1 件程度	ほぼ毎日

また、これまでに依頼を受けた出願（特許）の件数は以下のとおりで、いずれもASEAN諸国への出願手続きの機会は「個客企業次第ではあるが増えるのではないか」と思っている、とのこと。

表 4-24 これまでのタイ、ベトナム、インドネシアへの出願手続き件数

	特許事務所 A	特許事務所 B	特許事務所 C
タイ	50 件以上	50 件以上	50 件以上
ベトナム	50 件以上	20 件以内	50 件以上
インドネシア	50 件以上	50 件程度	50 件以上

タイ、ベトナム、インドネシアへの出願手続きについては「PCT 国内移行」を利用することが多い。

表 4-25 出願手続きを行う際、PCT 国内移行、パリ優先権の利用、現地のみに出願のうち、利用する割合が多いもの

	特許事務所 A	特許事務所 B	特許事務所 C
タイ	PCT 国内移行	PCT 国内移行	PCT 国内移行
ベトナム	PCT 国内移行	PCT 国内移行とパリ優先権の利用が半々程度	PCT 国際出願
インドネシア	PCT 国際出願	PCT 国際出願	PCT 国際出願

日本企業からタイ、ベトナム、インドネシアへの出願依頼を受ける際は「英語」から出願言語に翻訳するケースが多い。また、「英語」への翻訳は日本の特許事務所が請け負うことが多い。

表 4-26 出願を受ける際、何語から出願言語に翻訳するか

	特許事務所 A	特許事務所 B	特許事務所 C
タイ	英語	英語	英語
ベトナム	英語	英語	英語
インドネシア	英語	英語	英語

表 4-27 出願言語への翻訳処理はどこで行うのか

	特許事務所 A	特許事務所 B	特許事務所 C
タイ	現地代理人事務所	現地代理人事務所	現地代理人事務所
ベトナム	現地代理人事務所	現地代理人事務所	現地代理人事務所
インドネシア	現地代理人事務所	現地代理人事務所	現地代理人事務所

タイ、ベトナム、インドネシアの言語に翻訳された訳文は日本の特許事務所内及び現地代理人事務所に保管されている場合が多い。

表 4-28 翻訳文の保管場所について

特許事務所 A	特許事務所 B	特許事務所 C
事務所内	現地代理人事務所	事務所内
現地代理人事務所	-	現地代理人事務所

翻訳文のデータは「テキストデータ」、「PDF」及び「紙媒体」の形式で保管されており、国や出願手続きを依頼する現地代理人によっても異なるとのことであった。

表 4-29 翻訳文はどのような形式で管理されているか

特許事務所 A	特許事務所 B	特許事務所 C
テキストデータ	-	-
PDF	PDF	-
-	紙媒体	紙媒体

表 4-30 翻訳文データ（文章対）の提供可否

特許事務所 A	特許事務所 B	特許事務所 C
顧客の承認が得られれば協力可能	顧客の承認が得られれば協力可能	顧客から指示があれば協力可能

以上、ヒアリング調査を行った特許事務所（2 事務所）及び外国出願代行業者（1 社）の ASEAN 諸国、特にタイ、ベトナム、インドネシアへの出願手続きの実態である。なお、翻訳文データの提供にはいずれも協力的な姿勢であった。

4.4.3　特許翻訳会社に対するヒアリング調査結果

特許文献の翻訳サービスを提供している翻訳会社 2 社にヒアリングを実施した。今回のヒアリングでは特にタイ、ベトナム、インドネシア語への翻訳サービスの実態を確認した

翻訳対応が可能な ASEAN 言語やその他の状況も類似している。今後、タイ語、ベトナム語、インドネシア語の翻訳ニーズは増加すると予測しているとのこと。

表 4-31 翻訳対応可能な ASEAN 言語

翻訳会社 A	翻訳会社 B
タイ語	タイ語
ベトナム語	ベトナム語
インドネシア語	インドネシア語

翻訳会社 A は特許出願用翻訳も対応可能とのこと。技術資料についてはいずれの翻訳会社も対応可能とのことであった。

表 4-32 ASEAN 言語で対応可能な分野

翻訳会社 A	翻訳会社 B
出願用翻訳	マニュアル翻訳
マニュアル翻訳	パンフレット
-	会社案内
-	技術資料

また、ASEAN 言語のなかで翻訳依頼が最も多い言語はいずれも「タイ語」で、続いて「ベトナム語」と「インドネシア語」ということであった。

表 4-33 翻訳依頼が多い ASEAN 言語

	翻訳会社 A	翻訳会社 B
1	タイ	タイ
2	ベトナム	インドネシア
3	インドネシア	ベトナム

ASEAN 言語への翻訳はどこで行われているかに関しては社外の契約翻訳者、現地の翻訳会社、または現地代理人事務所という回答であった。なお、翻訳会社 B は、ASEAN 言語で対応可能な分野として、出願用翻訳を含んでいないが、例えば技術資料の ASEAN 言語への翻訳を行う際に、現地代理人事務所へ依頼することがあるとの回答であった。これは、ASEAN 言語の翻訳が対応可能な現地の翻訳会社が少ない為であるという理由であった。

表 4-34 ASEAN 言語への翻訳はどこで行うのか

翻訳会社 A	翻訳会社 B
社外の契約翻訳者	社外の契約翻訳者
現地代理人事務所	現地の翻訳会社
-	現地代理人事務所

タイ、ベトナム、インドネシア語への翻訳サービスを提供する際に「機械翻訳を利用する機会はあるか」という問に対しては、いずれも「利用しない」との回答であった。

翻訳文を顧客に提供する際のデータ形式を確認したが、いずれもテキストデータであった。また、翻訳会社に保管されているデータも同じく、テキストデータであった。

表 4-35 顧客に提供する際の翻訳文のデータ形式

翻訳会社 A	翻訳会社 B
テキストデータ	テキストデータ

表 4-36 翻訳会社に保管されているデータ形式

翻訳会社 A	翻訳会社 B
テキストデータ	テキストデータ

表 4-37 タイ、ベトナム、インドネシア語の翻訳サービスのニーズは増えると思うか

翻訳会社 A	翻訳会社 B
増えると思う	増えると思う

翻訳会社 2 社においても、翻訳文データの提供は「顧客が承認すれば協力可能」との回答を得た。翻訳文の著作権は顧客に帰属するため、全て顧客に確認する必要があるとのことであった。

4.4.4 現地代理人事務所に対するヒアリング調査結果

多くの出願の実績を有しており、且つ日本企業の出願手続きを行っているタイ、ベトナム、インドネシアの代理人事務所でも同様なヒアリングを実施した。(各国 4 事務所、計 12 事務所)

【タイの代理人事務所に対するヒアリング調査結果】

日本顧客向けの部門及び人員数を確認したが、専任スタッフを構えている代理人事務所はなかった。

表 4-38 日本顧客向けの部門、人員数など

<table>
<tr><th>タイ代理人事務所 A</th><th>タイ代理人事務所 B</th><th>タイ代理人事務所 C</th><th>タイ代理人事務所 D</th></tr>
<tr><td rowspan="3">専任なし
(合計 100 名)</td><td>特許 3 名</td><td rowspan="2">特許/実案/意匠
5 名</td><td rowspan="3">専任なし
(出願担当は 24 名)</td></tr>
<tr><td>意匠 2 名</td></tr>
<tr><td>商標 2 名</td><td>商標 6 名</td></tr>
</table>

タイはベトナム、インドネシアの代理人事務所とは異なり、3 事務所で「日本企業より、直接依頼を受ける」と回答。しかし、いずれも日本の特許事務所からも依頼を受けている。タイ、ベトナム、インドネシアの代理人事務所とは英語での連絡が可能であるため、直接依頼することも可能だと思われる。

表 4-39 日本企業からの出願依頼

	タイ代理人 事務所 A	タイ代理人 事務所 B	タイ代理人 事務所 C	タイ代理人 事務所 D
日本企業から直接依頼	○	○	-	○
日本の特許事務所経由	○	○	○	○

3 事務所が「毎日、依頼を受ける」とのことであり、タイはベトナム、インドネシアの代理人事務所と比べて、依頼頻度は高い。

表 4-40 日本顧客からの出願依頼頻度

タイ代理人事務所 A	タイ代理人事務所 B	タイ代理人事務所 C	タイ代理人事務所 D
毎日	毎日	月に数件	毎日

多くの場合は「英語」だが、日本人スタッフがいる代理人事務所の場合、「日本語」で依頼を受けることもある。

表 4-41 日本顧客から受領する出願明細書の言語

タイ代理人事務所 A	タイ代理人事務所 B	タイ代理人事務所 C	タイ代理人事務所 D
英語	英語/日本語	英語	英語

所内で翻訳を行うが、所内の翻訳者だけでは対応できない場合には社外の翻訳会社を利用することもある。

表 4-42 翻訳処理はどこで行うか、また、その人員について

タイ代理人事務所 A	タイ代理人事務所 B	タイ代理人事務所 C	タイ代理人事務所 D
所内（6 名）	所内/翻訳会社	所内(8 名)	所内（5 名）

出願関連業務に機械翻訳ツールを利用したことがあるかという設問には、いずれも「経験なし」という回答であったが、参考程度に Google 翻訳を利用することはあるとのことだった。

表 4-43 機械翻訳ツール利用の経験

タイ代理人事務所 A	タイ代理人事務所 B	タイ代理人事務所 C	タイ代理人事務所 D
経験なし	経験なし	経験なし	経験なし

翻訳文はいずれも所内には保管されている。また、データ形式は、後述するベトナム、インドネシアの代理人事務所と比べ、Word ファイルで保管している代理人事務所が多かった。また、いずれの代理人事務所も紙媒体でも保管をしている。

表 4-44 翻訳文の保管場所について

タイ代理人事務所 A	タイ代理人事務所 B	タイ代理人事務所 C	タイ代理人事務所 D
所内	所内/顧客	所内	所内

表 4-45 翻訳データのデータ形式

タイ代理人事務所 A	タイ代理人事務所 B	タイ代理人事務所 C	タイ代理人事務所 D
テキストデータ	テキストデータ	テキストデータ	テキストデータ
紙媒体	テキストデータ (Word ファイル)	テキストデータ (Word ファイル)	PDF
-	PDF	紙媒体	紙媒体
-	紙媒体	-	-

「提供不可」と回答した理由の一つは「PDF のイメージデータしかないため」とのことであった。後述するベトナム、インドネシアの代理人事務所と比べ、「提供可能」と即答した代理人事務所はなかった。

表 4-46 翻訳文の提供（顧客の承認が得られた場合）

タイ代理人事務所 A	タイ代理人事務所 B	タイ代理人事務所 C	タイ代理人事務所 D
提供不可	提供不可	検討する	検討する

【ベトナムの代理人事務所に対するヒアリング調査結果】
タイと同様、日本顧客向けの部門及び人員数を確認したが、専任スタッフを構えている代理人事務所はなかった。

表 4-47 日本顧客向けの部門、人員数など

ベトナム代理人事務所 A	ベトナム代理人事務所 B	ベトナム代理人事務所 C	ベトナム代理人事務所 D
専任なし （20 名）	専任なし （35 名）	専任なし （15 名）	専任なし （4 名）

日本からの出願手続き依頼は「日本の特許事務所経由」が多く、日本企業から直接依頼を受けることは稀であるとのことであった。日本企業へのヒアリングでも、直接現地代理人事務所に出願依頼をすることが稀であるということは確認済みであった。

表 4-48 日本企業からの出願依頼

	ベトナム代理人事務所 A	ベトナム代理人事務所 B	ベトナム代理人事務所 C	ベトナム代理人事務所 D
日本企業から直接依頼	○	-	-	-
日本の特許事務所経由	○	○	○	○

ベトナムにおいては日本からの出願依頼の頻度は少なくとも、「週に 1 件以上」はあると考えられる。毎日、依頼を受けている代理人事務所もあった。

表 4-49 日本からの出願依頼頻度

ベトナム代理人 事務所 A	ベトナム代理人 事務所 B	ベトナム代理人 事務所 C	ベトナム代理人 事務所 D
週に数件	週に 1 件	毎日	毎日

日本から出願依頼を受ける際は、「英語」の明細書を受領している。4.4.2 の日本の特許事務所に対するヒアリング調査で得られた情報と一致する。

表 4-50 日本顧客から受領する出願明細書の言語

ベトナム代理人 事務所 A	ベトナム代理人 事務所 B	ベトナム代理人 事務所 C	ベトナム代理人 事務所 D
英語	英語	英語	英語

多くの代理人事務所が所内に専任の翻訳者を抱えている。(括弧内の数字は翻訳者の数である。なお、「専任者はいない」という回答は「専任者は決めていない。出願担当者は基本的に誰でも翻訳ができる。」とのこと。)

所内にいる翻訳者は出願明細書の翻訳だけではなく、中間処理など他の書類の翻訳も担当している。ベトナムにはウェブサイトや宣伝広告などの翻訳を行う専門会社はあるが、特許文献に対応可能な翻訳会社は少ないという話もあった。

表 4-51 翻訳処理はどこで行うか、また、その人員について

ベトナム代理人 事務所 A	ベトナム代理人 事務所 B	ベトナム代理人 事務所 C	ベトナム代理人 事務所 D
所内（5 名）	所内（8 名）	所内 （専任者はいない）	所内（3 名）

出願関連業務に機械翻訳ツールを利用したことがあるかという設問に対しては 3 事務所が「経験なし」と回答したが、ある事務所からは「以前、ベトナムの研究機関が開発した機械翻訳サービスを試したが、Google 翻訳との競争のため、2 年前にそのプロジェクトは終了した。」という話を聞いた。

表 4-52 機械翻訳ツール利用の経験

ベトナム代理人 事務所 A	ベトナム代理人 事務所 B	ベトナム代理人 事務所 C	ベトナム代理人 事務所 D
経験なし	経験なし	経験なし	研究の経験あり

翻訳文はいずれも所内で保管されており、「テキストデータ」、「PDF」、「紙媒体」と 3 つの形式で保管されていることが分かった。

表 4-53 翻訳文の保管場所について

ベトナム代理人 事務所 A	ベトナム代理人 事務所 B	ベトナム代理人 事務所 C	ベトナム代理人 事務所 D
所内	所内	所内	所内

表 4-54 保管されているデータの形式

ベトナム代理人 事務所 A	ベトナム代理人 事務所 B	ベトナム代理人 事務所 C	ベトナム代理人 事務所 D
テキストデータ	テキストデータ	テキストデータ	テキストデータ
PDF	紙媒体	PDF	PDF
-	-	紙媒体	-

翻訳文の提供に関しては、いずれも「顧客の承認が得られた場合は提供可能」ということであった。

表 4-55 翻訳文の提供（顧客の承認が得られた場合）

ベトナム代理人 事務所 A	ベトナム代理人 事務所 B	ベトナム代理人 事務所 C	ベトナム代理人 事務所 D
提供可能	提供可能	提供可能	提供可能

【インドネシアの代理人事務所に対するヒアリング調査結果】

表 4-56 日本顧客向けの部門、人員数など

インドネシア 代理人事務所 A	インドネシア 代理人事務所 B	インドネシア 代理人事務所 C	インドネシア 代理人事務所 D
専任なし （40 名）	専任なし （20 名）	専任あり （15 名～17 名）	専任なし （10 名）

既に報告したベトナムの代理人事務所と同様に日本からの出願手続き依頼は「日本の特許事務所経由」が多く、日本企業から直接依頼を受けることは稀であるとのことであった。

表 4-57 日本企業からの出願依頼

	インドネシア代理人事務所 A	インドネシア代理人事務所 B	インドネシア代理人事務所 C	インドネシア代理人事務所 D
日本企業から直接依頼	-	-	-	-
日本の特許事務所経由	○	○	○	○

日本からの出願依頼についてはベトナムの代理人事務所と同様に大手と言われる規模の代理人事務所がより多くの依頼を受けている。

表 4-58 日本からの出願依頼頻度

インドネシア代理人事務所 A	インドネシア代理人事務所 B	インドネシア代理人事務所 C	インドネシア代理人事務所 D
週に数件	月に数件	毎日	週に数件

インドネシアの代理人事務所においても日本から出願依頼を受ける際は、「英語」の明細書を受領している。しかし、稀に「日本語」の出願明細書を受領することもあり、そのような場合は、まずは社外で日英翻訳を行い、その後、インドネシア語に翻訳するとのことであった。

表 4-59 日本顧客から受領する出願明細書の言語

インドネシア代理人事務所 A	インドネシア代理人事務所 B	インドネシア代理人事務所 C	インドネシア代理人事務所 D
英語	英語	英語	英語

インドネシアの代理人事務所においては所内の翻訳者はほぼ同数の 5 名から 6 名ということであった。ベトナムの代理人事務所と同様に出願明細書の翻訳も担当するそうである。比較的規模の小さい代理人事務所では社外の契約翻訳者を利用している。

表 4-60 翻訳処理はどこで行うか、また、その人員について

インドネシア代理人事務所 A	インドネシア代理人事務所 B	インドネシア代理人事務所 C	インドネシア代理人事務所 D
所内（5 名）	社外契約	所内（6 名）	所内（5 名）

機械翻訳ツールを利用した経験はないとの回答であったが、過去には機械翻訳ツールを試したことがある事務所があった。「TRANSTOOL というパッケージソフトを試したことがあるが、今は利用していない」とのことであった。

表 4-61 機械翻訳ツール利用の経験

インドネシア 代理人事務所 A	インドネシア 代理人事務所 B	インドネシア 代理人事務所 C	インドネシア 代理人事務所 D
経験なし	経験なし	経験なし	経験なし

インドネシアの代理人事務所も翻訳文のデータは所内で保管しているとのこと。テキストデータを保管している代理人事務所も多く、また、Word Perfect というファイル形式でデータを保管している例もあった。

表 4-62 翻訳文の保管場所について

インドネシア 代理人事務所 A	インドネシア 代理人事務所 B	インドネシア 代理人事務所 C	インドネシア 代理人事務所 D
所内	所内	所内	所内

表 4-63 保管されているデータの形式

インドネシア 代理人事務所 A	インドネシア 代理人事務所 B	インドネシア 代理人事務所 C	インドネシア 代理人事務所 D
テキストデータ	テキストデータ	テキストデータ	テキストデータ (Word Perfect)
PDF	-	PDF	PDF
紙媒体	-	紙媒体	-

翻訳文の提供に関しては 1 事務所が「まずは顧客に確認するべきであり、現時点では提供不可」との回答になった。

表 4-64 翻訳文の提供（顧客の承認が得られた場合）

インドネシア 代理人事務所 A	インドネシア 代理人事務所 B	インドネシア 代理人事務所 C	インドネシア 代理人事務所 D
提供可能	検討する	提供可能	現時点では不可

最後に各現地代理人事務所に「今後、日本の顧客から依頼を受け、出願手続きをする機会は増えると考えるか」という質問をしたところ、以下のような回答が返ってきた。多くの現地代理人事務所は増加すると考えている。

表 4-65 今後手続きをする機会が増えるかについて

タイ	ASEAN 経済に伴い増加すると思う。
	増えると思う（2 事務所）
	増えると思う。安い人件費、資源などの理由から日本からの投資も増加。
ベトナム	日本企業の関心も高く、投資なども中国からベトナムへシフトすると思うため、増えると思う。
	経済の発展しており、特許、意匠は増えると思う。商標はマドプロの影響で増えないと思う。
	ASEAN 諸国の知財制度も拡充され、増えると思う。
	増えると思う。近年の日本、米国、ドイツなどの出願件数などの事実がそれを示している。
インドネシア	経済成長、政治の安定、政府の支援などもあり、増加すると思う。
	人口、天然資源が豊富であり、海外からの投資先としても認知度が高く、増加すると思う。
	ASEAN 経済が競争力と外国投資の流れを作っているように、出願件数も増加すると思う。

4.4.5 まとめ

タイ、ベトナム、インドネシアへの出願明細書の日本語の原文及び出願言語に翻訳したデータの入手方法を検討するため、日本企業（15 社)、特許事務所（2 事務所)、外国出願代行業者（1 社)、特許翻訳会社（2 社）及び現地代理人事務所（各国 4 事務所、計 12 事務所）にヒアリングを実施した。

日本語の原文及び「タイ語」、「ベトナム語」、「インドネシア語」の文章対が「どこに」、「どのような形で」、保管されているのかを確認することができた。タイ、ベトナム、インドネシアのいずれにおいても、出願人である「日本企業」は勿論のこと、仲介役となる「日本の特許事所」、実際に出願手続きを行う「現地代理人事務所」が翻訳データを保管している。しかし、それぞれが異なる形式のデータを保管していることも判明した。日本企業と日本の特許事務所は出願後の確認用資料として紙媒体もしくは PDF ファイルのデータを保管している場合が多く、また、現地代理人事務所は各国特許庁への出願手続き用に作成したテキストデータも併せて保管している。

今回の調査では、現地の特許庁ではなく、出願人サイドから、文書対を入手できる可能性があることがわかったが、同時に以下のような検討すべき事項も明らかになったことから、今後は、さらなる詳細な調査、検討が求められる。

①テキストデータの抽出可能性
日本企業の多くは翻訳データを社内で保管しているが、そのデータ形式は PDF ファイルの場合が多く、テキストデータが抽出できるかどうかは不明である。紙のデータをスキャンして得られた PDF ファイルの場合もあり、その場合は、テキストデータを抽出するため、OCR の作業が必要となる。

②データ提供のコスト負担
実際にデータを提供するにあたっては、データの収集、整理等のための作業負荷を懸念する企業もあるため、協力企業等が何らかのメリットを感じられるような仕組みを検討する必要がある。また、 企業からのデータ提供を容易に行えるようにするため、共有のサーバ、電子ロッカーなどの活用も検討すべきである。

③現地代理人事務所から入手する場合の依頼経路
現地代理人事務所においては､テキストデータを保有している可能性がより高いといえるが、現地代理人事務所からの提供は基本的に顧客の承認が得られることが前提となっており、現地代理人事務所及びその顧客である日本企業の二者に対して､それぞれどのような依頼をし、データ提供のための具体的な作業負担を誰が行うのか等を検討する必要がある。特に、現地代理人事務所が追加費用を要求する場合もあり得ることに留意が必要である。